

平成 2 1 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 3 日開会
平成 2 1 年 3 月 2 3 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 1 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 3 日

平成21年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成21年3月3日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成19年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第4 議案第5号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第7号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第8号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第9号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第10号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第11号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第12号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第13号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第14号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第15号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第16号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第17号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第18号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第19号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について
- 日程第19 議案第20号 北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例の全部改正について

- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 北杜市小淵沢町花と緑の潤い空間整備事業交流ターミナル施設条例の全部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の全部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 北杜市清里駐車場条例の全部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 北杜市風林火山館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 北杜市へき地教員住宅管理条例及び北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度北杜市一般会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度北杜市老人保健特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 4 0 号 平成 2 1 年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 1 号 平成 2 1 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 2 号 平成 2 1 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 3 号 平成 2 1 年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 5 号 平成 2 1 年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 6 号 平成 2 1 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 7 号 平成 2 1 年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第 5 1 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第 5 2 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第 5 3 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度北杜市武川財産区特別会計予算

- 日程第54 議案第55号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
 日程第55 議案第56号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定について
 日程第56 議案第57号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
 日程第57 議案第58号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する
 条例について
 日程第58 議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する
 条例について
 日程第59 請願第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願

2.出席議員（22人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小須田稔 | 2番 中山宏樹 |
| 3番 相吉正一 | 4番 清水進 |
| 5番 野中真理子 | 6番 篠原眞清 |
| 7番 風間利子 | 8番 坂本静 |
| 9番 小林忠雄 | 10番 中嶋新 |
| 11番 保坂多枝子 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一 | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子 | 16番 内田俊彦 |
| 17番 坂本治年 | 18番 秋山九一 |
| 19番 中村隆一 | 20番 清水壽昌 |
| 21番 秋山俊和 | 22番 渡邊陽一 |

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

- | | |
|----------|-----------|
| 10番 中嶋新 | 11番 保坂多枝子 |
| 12番 利根川昇 | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
囲碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成21年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は例年になく暖冬であるため、花見月とも呼ばれる3月に、いつもより早く桜の便りが届きそうであります。

100年に一度ともいわれる金融危機は、实体经济に深刻な影響を与えており、景気回復へのシナリオは、まだ序章ではありますが、日々に暖かさを増す春のように確実な景気回復と市民生活の安定を期待したいものであります。

提出されました議案につきまして、十分にご審議をいただくとともに、円滑な議会運営をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告1件、議案55件であります。

次に2月26日に平成21年2月、山梨県市町村総合事務組合議会定例会が開催され、私が出席いたしました。一般会計ほか、2つの特別会計の平成21年度予算等が可決されましたので、報告いたします。

次に2月25日付けで、議会運営委員に異動がありました。

会派の設立に伴い、渡邊英子君の辞任を許可し、保坂多枝子君を議会運営委員に選任したので、ご報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

10番議員 中嶋 新君

11番議員 保坂多枝子君

12番議員 利根川昇君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月3日から3月23日までの21日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は21日間とすることに決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

日程第3 報告第2号 平成19年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件から日程第58 議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの56件を一括議題といたします。

市長から、所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

平成21年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年2月16日、政府の発表による平成20年度の国内総生産の実質成長率予測は、マイナス2.7%でありました。また、国の平成21年度の経済財政運営の基本は、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長という3段階で、経済財政政策を進めることとし、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、マイナス2.8%程度と予測しております。

国の平成21年度予算は、世界的な経済金融危機の中、生活防衛のための大胆な実行予算と位置づけ、国民生活を守るため、医療確保・救急医療対策、雇用対策、出産・子育て支援などの施策のほか、財政規律を維持する観点から、引き続き歳出改革の努力を緩めることなく、無駄の削減を図り、編成されました。

公共事業関係については、道路特定財源制度を廃止し、すべて一般財源化するとともに、地方道路整備臨時交付金を廃止し、新たに地域活力基盤創造交付金が創設され、道路を中心とした、インフラ整備などに使えることとなりました。

一方、地方財政計画では、歳出改革を継続しつつ、雇用の創出、地域の元気回復と地域の安全・安心の確保や活性化の財源として、別枠で地方交付税が1兆円増額されました。こうした国の基本方針を直視して、対応してまいりたいと考えております。

市といたしましても、行財政アクションプランに基づき、硬直した財政構造の抜本的な改善を図るため、公債費の縮減に努力してまいりました。その結果、平成20年度末の市債残高は前年度末より約25億円、ピーク時の1,009億円より69億円減少し、940億円となる見込みであります。

市税収入であります。合併以来、堅実に増加してはりましたが、景気の急速な悪化に伴う個人所得および企業収益の減少により、平成20年度の決算見込額で約71億円となり、前年度比で約4億円の減収となります。

次に、市政の状況について申し上げます。

まず、北杜市地域公共交通総合連携計画についてであります。

昨年の8月、市内の公共交通について、創意工夫のある自主的な取り組みを支援するため、法定協議会である北杜市地域公共交通活性化協議会を設置いたしました。

以来、協議会では北杜市地域公共交通総合連携計画策定に向けて、市民バスの現況と課題の把握、市民意向調査・利用者アンケート等の調査活動や先進事例研究を行ってまいりました。

また、昨年の12月23日には長坂コミュニティ・ステーションにおいて、交通ジャーナリストの鈴木文彦先生の講演会を開催し、多くの市民の皆さまのご参加をいただきました。このような調査研究活動と協議会の開催により、計画の大枠である素案が作成され、市内8地区での地区懇談会の開催、パブリックコメントの実施等を経て、3月末には北杜市地域公共交通総合連携計画が策定される予定であります。

この計画をもとにして、新たな市民バス運行形態を定め、今後3年間、国の補助による市民バスの実証運行に取り組んでまいりたいと考えております。また、デマンドシステム形式での運行方法についても、適地を選定して試験的に導入していく考えであります。

次に、早稲田大学大学院との協働連携についてであります。

昨年10月に北杜市と早稲田大学大学院公共経営研究科との間で、新たな視点で地域の魅力を引き出すことを目的に締結した連携協定に基づき、大学院生が調査・研究した地域再生システム論の報告会が、2月17日、高根ふれあい交流ホールで行われました。

報告会では、増富地区と台ヶ原地区について、学生による現地調査などをふまえて作成された再生計画が発表されました。地域資源を最大限活用するためのPR方法や手段、また地域再生のための人材育成など、若者の感性が随所に盛り込まれ、幅広い内容の研究成果でありました。

なお、平成21年度は「芸術が地域に貢献できること」をテーマに、東京芸術大学とも連携してまいりたいと考えております。

次に、北杜市ケーブルテレビについてであります。

指定管理者 株式会社ネットワーク北杜により進めてまいりました、デジタル化対応への改修工事が順調に進み、2月2日から放送を開始いたしました。これにより、高根町および大泉町の北杜市ケーブルテレビ加入者につきましては、テレビ等の機器をデジタル対応にさせていただくことにより一部のチャンネルを除き、地上デジタル放送の視聴が可能となりました。また、高根町エリアでは、ケーブルインターネットにつきましても、希望によりサービスが受けられることになりました。

次に、介護保険事業についてであります。

介護保険事業計画は、介護サービスが円滑に提供できるよう定められ、計画に基づく介護保険料も3年ごとに見直しが行われます。このほど、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画が、北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会より答申されました。介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定により、介護保険事業費も増加するため、保険料をアップせざるを得ない状況であります。今後、高齢者の増加を見据え、介護保険事業の充実はもとより、介護予防事業に重点を置き、高齢者が住み慣れた地域で、元気に暮らせるよう努めてまいります。

次に特定健康診査、いわゆるメタボ健診についてであります。

特定健診・特定保健指導は昨年4月にスタートし、糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の

減少に向け、取り組んでいるものであります。平成20年度の国民健康保険の特定健診受診率は49.2%でありました。県内では最も高い受診率でありましたが、国の実施計画における5年後の目標受診率は65%となっております。健診は、早期発見による生活習慣病の予防に有効であるため、制度の周知徹底を図るとともに、受診率アップに努めてまいります。

次に、環境対策についてであります。

昨年、金峰山・瑞牆山源流が平成の名水百選に認定され、白州・尾白川、八ヶ岳南麓高原湧水群と併せて全国で唯一3つの名水を有する自治体となり、ミネラルウォーターの生産量と併せ、名実ともに日本一の名水の里となりました。

このため水の大切さを啓発し、自覚と行動を促すことが重要であることから、市民や企業が名水を守るための保全組織の設立に向けて、準備を進めているところであります。

また、平成22年度には本市において、環境省等の主催による星空の街・あおぞらの街イン北杜、全国大会を開催する予定であります。平成21年度は、市内8つの小学校の生徒605人が星空観察を行い、その観察結果を全国大会で発表することになっております。市内にも星空観測施設が多数ありますので、雄大な空と自然に出会って、星に一番近い杜として全国に発信してまいりたいと考えております。

私もよくあいさつで言うんですけども、月見里と書いて「ヤマナシ」と読むわけであります。そんなことも、いいイメージとしてアピールしてみたいなと考えております。

次に、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究についてであります。

昨年11月に着工した第2期のシステム工事により、新たに800キロワット相当の太陽電池が設置されました。併せて、本実証研究の主目的である系統安定化対策として開発した、大容量400キロワットのパワーコンディショナーも設置されました。今年の秋ごろまでには、残り400キロワットの太陽電池が設置され、東京電力株式会社の66キロボルト特別高圧線に系統連系し、1,800キロワットとなる太陽光発電システムで、系統安定化の評価を行う予定であります。

次に、別荘地から発生するゴミ処理についてであります。

現在、市内には約1万戸の別荘が広範囲に点在しております。別荘滞在者から排出されるゴミについては、今まで一時的な滞在という位置づけの中で、市の収集対象とはしておらず、各自の生活圏への持ち帰りか、市の廃棄物収集運搬許可業者への委託、または広域のゴミ処理施設エコパークたつおかへ自ら持ち込むなどの方法により、処理をお願いしておりました。しかしながら、近年、別荘利用の多様化が進み、長期滞在者が増大する中、ゴミの焼却や不法投棄等につながるなどの弊害が生じてまいりました。

これらの問題を解消し、市が目指す環境創造都市、ならびに長期滞在型リゾートの杜をさらに推進するため、平成21年度からは、別荘から排出されるゴミについて、市による収集を開始し、滞在しやすく魅力ある環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、水道・下水道料金の統一についてであります。

料金の統一は、合併後の大きな課題の1つであります。水道料金については、平成20年6月10日に統一に向けた料金改定について、簡易水道運営委員会に諮問をいたしました。委員の皆さまには大変なご苦勞をおかけし、現在継続してご審議をいただいております。5月中には答申をいただけるものと思っております。

一方、下水道料金の統一につきましては、これまで下水道審議会において、下水道事業の現

状、現行の料金体系などについて説明させていただきましたが、平成21年度当初には、下水道使用料金の統一について、同審議会に諮問する考えであります。また、経営の健全化を図るため、平成21年度に下水道事業見直し計画を策定することとしております。

次に、観光キャンペーンについてであります。

平成21年度から2年間、市は山梨県および民間団体と連携して、JR東日本の協力も得る中、4月から6月まで、花と名水 美し色の山梨キャンペーンを実施いたします。これは春から夏にかけての北杜市の魅力を全国に発信し、多くの方々に訪れていただくため実施するものであり、本市の観光資源を広くPRする絶好の機会でありますので、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、緊急雇用対策についてであります。

100年に一度といわれる経済危機により、製造業をはじめとする多くの企業が、非正規社員を主とした雇用調整を実施するなど、大きな社会問題となっております。このため国は、平成20年度第2次補正予算により、緊急雇用創出事業等を打ち出しました。これを受け、市では失業者等の生活の安定を図るため、2月から緊急地域雇用対策として、4名の臨時職員を雇用したところであります。しかしながら、経済情勢は好転の兆しが見えず、雇用環境も依然として厳しい状況が予想されることから、4月から引き続き国の事業を導入する中で、緊急的な雇用対策に取り組んでまいります。

当面の目標は、6カ月間の短期雇用を基本とした緊急雇用創出事業で延べ20名、原則1年の雇用契約を基本としたふるさと雇用再生特別基金事業で、8名の新規雇用に取り組んでまいります。今後事業の拡大も検討しながら、なお一層の雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校適正規模等審議会の審議経過についてであります。

一昨年12月に審議会が発足して以来、本年2月19日まで計10回の審議会が開催され、小中学校の適正規模、適正配置、通学区域について審議されました。

適正な規模については、小学校・中学校ともに1学年2学級以上、1学級20人以上、また適正配置については、小学校は平成26年度までの中期的展望に立ち、高根地区は清里小学校を存続し、他の3校を統合し2校とする。長坂地区は泉小との関係を考慮しつつ、小泉小学校を存続し、他の3校を統合し2校とする。明野・須玉・大泉・小淵沢・白州・武川地区は現状を維持しつつ、中期的な整備が完了した時点で、第2次適正規模等審議会を立ち上げ、平成29年度を目途にさらに小学校の統合を進め、6校程度に再編するという意見集約されたと聞いております。

中学校においては、次回に最終の審議会を開催し、適正配置、通学区域についてまとめ、3月中には答申が出される予定となっております。

次に、北杜南学校給食センターについてであります。

建築工事が完成し、調理員の研修を兼ねて、試験的な調理の準備に入っております。

施設の管理運営であります。施設管理・事務処理等については、市職員を充てることとし、栄養士は県費負担の栄養士2名の配置を予定しております。調理員については、市職員および臨時職員で対応することとしております。配送業務について清里小学校は、給食センターが直接行うこととし、他の6校は業者に委託することといたしました。

また、同センターに学校給食の管理部門を移行し、他部局との連携により地産地消・食育の

推進を図ってまいります。

次に、北杜市郷土資料館適正化検討委員会についてであります。

昨年7月に検討委員会が発足して以来、本年2月17日までに6回の委員会が開催されました。この間、各郷土資料館の規模・運営状況・展示内容等を視察し、10館ある郷土資料館の再編について検討が重ねられ、意見集約がされました。その内容は、郷土資料の歴史・民俗・美術・映像・文学等の北杜市史全般を扱う資料館。史跡谷戸城跡のガイダンスおよび金生遺跡、梅ノ木遺跡等の市内遺跡より出土した遺物を展示する資料館。市内出身で、それぞれの分野で活躍された浅川兄弟を代表とする資料館。国の重要文化財である旧平田家住宅と、県の指定文化財の建造物である旧津金学校校舎の資料館に再編するという意見であります。3月中には意見の最終確認と取りまとめを行い、答申が出される予定となっております。

次に平成21年度の主な施策について、総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いまして、ご説明申し上げます。

第1に、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたくましい、北杜の子どもづくりを目的とする原っぱ教育を推進するために、原っぱ教育創生事業を実施いたします。

学校施設整備事業につきましては、明野小学校屋内運動場の改築工事、甲陵中学・高校の屋内運動場改築を実施いたします。そのほか、安全で学びやすい環境を確保するため、小学校1校、中学校3校において、屋内消火栓等の改修工事を実施することとしております。

また、児童生徒が情報化の進展に主体的に対応できる能力と、確かな学力を身につけることを目指し、平成21年度も引き続き、市内小中学校に情報関係機器の整備や校内ネットワークの構築などを進めてまいります。さらにB&G長坂海洋センタープールを機能変更するため、プールを屋内多目的運動場に改修します。

第2に産業を興し、富める杜づくりについてであります。

活力のある農業の振興を図るため、引き続き県営土地改良事業および農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により、圃場整備、農道・農業用水路の整備、ため池の整備等を進めます。

また、新規事業としまして、担い手農業者を支援するため、集落営農的法人および組織、認定農業法人に対し、大型機械の修繕に助成いたします。

健全な森林を育成するための里山整備事業につきましては、環境保全基金を活用し、里山の森林環境を適切に再生・保全するため、補助金の交付対象となる作業種の見直しと、補助率および標準単価の引き上げを行います。

鳥獣害対策といたしましては、捕獲活動を行っていただく猟友会を支援するとともに、野生鳥獣の追い払いや環境整備など、地域が積極的に取り組む活動に助成してまいります。

緊急雇用対策としましては、国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、地域の活性化に資すると見込まれる事業で、かつ継続的な雇用が見込まれる事業において、地域の求職者を雇い入れる安定的な雇用機会を創出してまいります。

企業誘致につきましては、これまで積極的に取り組んでまいりましたが、引き続き企業のアンケート調査や企業への訪問活動に力を注いでまいります。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりであります。

食育推進事業であります。市民一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の

継承、健康の維持ができるよう、自らの食生活について考える習慣や食に関する様々な知識を身につけるための、米・大豆の栽培体験や地産地消給食会、子育て世代を中心とした調理実習の開催などを行ってまいります。

少子化対策であります。平成21年度から子育て支援として、第2子以降の保育料を無料化にします。また入院・通院に関わらず、医療費の窓口無料化を小学校3年生まで拡大し、医療費負担と併せて助成金請求負担の軽減を図ります。保護者の負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境を整備することにより、出生率の向上につなげたいと考えております。さらに、周産期医療の充実を図るため、助産師を雇用し、妊産婦ケアサービスの体制を強化します。

第4に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

計画的な土地利用によるまちづくりを推進するため、都市計画法に基づく都市計画制度の導入を検討するとともに、まちづくりの基本方針を策定いたします。雇用促進住宅の購入に伴い、現在管理している公営住宅を含め、建て替え・改修・取り壊し等を計画的に実施するため、公営住宅ストック総合活用計画を策定します。

また、定住人口の増加を図るため、平成20年度からの継続事業で、高根町の西原団地2期分2棟、30戸の建設を進めるとともに、平成21年度および22年度の継続事業として、大泉町の新山崎団地の建設に着手いたします。

まちづくり交付金事業の清里駅周辺地区は最終年度となり、清里駅前広場の整備、ならびに市道の整備を実施いたします。小淵沢駅周辺地区につきましては市道の整備、ならびに巨摩跨線橋の整備などを進めてまいります。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

本年度創設した環境保全基金を活用し、市内のボランティア団体などが行う、環境保全活動に対し助成をいたします。また、市内にある太陽光発電施設、水力発電施設等の環境資源を新たに観光事業とリンクさせ、交流と地域産業の活性化を図るため、次世代エネルギーパーク構想を策定いたします。さらに環境保全基金を活用し、明野小学校屋内運動場の改築に伴い、太陽光発電パネルを設置いたします。

第6に交流を深め、躍進の杜づくりについてであります。

国際交流を進めておりますアメリカ、ケンタッキー州、マディソン郡、韓国抱川市、カナダのクロウズネスト・パスと市民レベルで理解と交流を深めるため、平成21年度も伝統芸能などの文化交流と、相互の郷土料理を学ぶ食文化交流事業や中学生の国際感覚の醸成と異文化交流による相互理解を深めるため、中学生を派遣するホームステイ事業を継続してまいります。

国内の姉妹・友好都市につきましては、毎年各種イベント等へ参加し、農産物の販売や市内の団体が伝統芸能を披露するなど、活発な交流が行われておりますので、さらに交流が深まるよう努めてまいります。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについてであります。

平成の名水百選に認定された金峰山・瑞牆山源流について、観光客等に親しんでもらえるよう、瑞牆山自然公園内に案内板および水飲み場を、環境保全基金を活用して整備いたします。

リトリートに特化した長期滞在型のまちづくりを進めていくため、受け皿となる地域コンソーシアムとコンシェルジュの育成を支援してまいります。また、長期滞在型リトリートの杜推進委員会が取り組む、ベビーズ・ヴァカンス・タウン・プロジェクトを支援いたします。

老朽化の激しいハヶ岳権現岳公衆用トイレにつきましては、水のない山頂でも処理できる環境配慮型のトイレを整備いたします。また、トレッキングコースとして人気があり、主要な山岳観光スポットでもあります。尾白川溪谷道の吊り橋につきましても、橋脚が腐食するなどの老朽化が進み、危険な状況であることから、取替工事を実施いたします。

多麻トンネルの開通に伴い、市内の環状線である広域農道が接続したことから、観光の主要幹線道路として位置づけ、沿線へ計画的に誘導サインや観光案内板を整備します。ハヶ岳リゾートバスや茅ヶ岳・田園バス、さらに4月から運行が開始される清流と甲斐駒ヶ岳周遊バスにつきましても運営を支援し、観光客の受入基盤の整備充実に努めてまいります。

第8に、連帯感のある和の杜づくりについてであります。

引き続き、地域住民の連帯強化と地域振興に資するため、まちづくり振興基金を積み増しし、それを活用して地域の伝統文化の伝承やコミュニティ活動等のソフト事業や、関連するハード事業の財源に充ててまいりたいと考えております。平成21年度にインターネットを利用した入札システムを試行し、平成22年度には本格導入する予定であります。

また、納税者等の利便性と市税等収納率の向上を図るため、コンビニ収納システムにつき、平成22年4月の導入に向け、システムの構築に取り組みます。

過去に例を見ないほどの厳しい時代であります。交付金・補助金、公共事業などにより、黙っていても国・県が何とかしてくれるだろうという時代は、終わりました。前例がなくてもやる、新しい発想、大胆な提案が求められています。まさにベンチャー自治体として、北杜市の特徴を全面に出すこと、失敗を恐れず果敢に挑戦することであり、全力を傾注して市政運営に当たってまいり所存であります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件1件、条例案17件、補正予算案14件、平成21年度当初予算案23件、その他案件1件であります。

はじめに、平成21年度当初予算についてであります。

平成21年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

国の平成21年度予算は、生活者の暮らしの安心、金融・経済の安定強化および地方の底力の発揮といった重要課題に予算の重点化が図られ、前年度対比6.6%の増となっております。

一方、地方財政計画におきましては、生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税が1兆円増額された結果、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税の額は、2兆7千億円程度の増となったものの、地方税が4兆3千億円程度減額するとともに、歳出規模が縮小する中で、社会保障関係費等が増加するなど、地方財政は逼迫の度を増しております。

こうした中で、平成21年度の本市財政につきましても、非常に厳しい環境下に置かれており、歳入面では、市民2税および固定資産税の落ち込みが激しく、市税総額は63億9千万円程度と、本年度当初予算との比較では約5億6千万円もの大幅な減収が見込まれることなどから、徹底的な歳出削減努力を行っても、なお財源不足が生じ、12億円もの基金の取り崩しを余儀なくされたところでもあります。

一方、歳出面では介護保険関係経費や国民健康保険、高齢者の医療費など、社会保障関係費が大きく増加するとともに、過去に発行した市債償還のための公債費が増えるなど、義務的経費の増加が避けられないことから、歳入歳出の両面において、引き続き厳しい状況にあります。

こうした中にありましても、北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動す

る環境創造都市の実現に向け、積極的に施策を展開していく必要があります。

このため、平成21年度予算の編成に当たっては、あらゆる努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることとし、歳入面では、県の地方税滞納整理機構に参加するなど、積極的な取り組みを強化する一方、市債については、発行額を当該年度の元金償還額の範囲内とする行財政改革アクションプランの目標を達成するだけでなく、極力抑制し、市債の残高を増加させないという方針を堅持しています。

また、歳出面では一般行政経費について、一般財源ベースで前年度の90%以内とする厳しいシーリングを設定するだけでなく、これまで以上に事業効果や施策の優先度を厳しく精査するとともに、行財政改革アクションプランに基づき、経常経費の見直しや公共事業費の削減、市単独補助金の見直しを行ったところであります。

以上のような考えに基づき当初予算を編成したところ、平成21年度北杜市一般会計予算の総額を276億7,565万2千円と定めたところであります。

その主なるものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、総務関係であります。

環境保全基金を利用した市民提案型事業に1千万円、行政評価システム導入事業に216万5千円、電子入札システム導入事業に340万9千円、国際交流および国内の姉妹・友好地域交流事業に792万円、地域の特性や個性を確保し、特色ある地域づくりのための地域振興事業に1億4,370万円を計上しております。

次に、民生関係であります。

次世代育成支援行動計画推進事業に364万4千円、乳幼児ひとり親医療費助成事業に1億3,251万2千円、介護用品支給事業に432万円、火葬場管理事業に4,536万4千円、訪問入浴サービス事業に45万円を計上しております。

次に、衛生関係であります。

妊産婦ケアサービス事業に716万8千円、妊婦・乳児一般健康診査事業に2,688万6千円、食育推進事業に105万1千円、星空の街・あおぞらの街全国大会準備事業に350万円、明野町浅尾コミュニティ施設建設事業に6,003万円、次世代エネルギーパークビジョン策定事業に883万8千円を計上しております。

次に、農林関係であります。

産地づくり対策事業に7,237万円、食育推進事業に200万円、環境循環型農業推進事業に700万円、農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業に7,807万8千円、音事協の森整備事業に655万2千円、松くい虫防除対策事業に3,350万円、鳥獣害対策事業に1,315万1千円、里山整備事業に1,500万円を計上しております。

次に、商工関係であります。

商工会への活動支援および実施事業に4,038万3千円、リトリートの杜コンソーシアム支援事業に493万3千円、ベビーズ・ヴァカンス・タウン・プロジェクト支援事業に100万円、インバウンド誘客推進事業に130万円、レインボーライン観光サイン設置事業に1千万円、尾白川渓谷つり橋修繕事業に1,200万円、ハヶ岳権現岳トイレ整備事業に2,100万円を計上しております。

次に、土木関係であります。

まちづくり交付金事業に4億6,407万6千円、都市計画および景観計画策定事業に1,

1 8 8 万 6 千 円、市営住宅建設事業に 4 億 4 , 1 4 6 万 円、アスベスト飛散対策事業に 1 0 0 万 円、公営住宅ストック総合活用計画策定事業に 4 0 0 万 円、市道の整備および補修事業に 7 億 4 , 2 6 6 万 円、河川改修事業に 3 千万円を計上しております。

次に、消防関係であります。

消防施設整備事業に 6 , 4 7 2 万 5 千 円、防災、防犯情報メール配信システム事業に 1 6 3 万 8 千 円、自主防災組織養成事業に 9 0 万 円を計上しております。

次に、教育関係であります。

明野小学校屋内運動場改築事業に 4 億 7 , 9 0 7 万 3 千 円、明野中学校気象観測システム入れ替え事業に 4 2 8 万 3 千 円、障害児教育サポート事業に 4 3 4 万 円、小中学校原っぱ教育事業に 3 , 8 6 9 万 6 千 円、生涯スポーツ振興事業に 3 , 8 4 6 万 8 千 円、生涯学習講座開設事業に 7 6 0 万 1 千 円を計上しております。

次に、特別会計予算であります。

北杜市国民健康保険特別会計など、21の特別会計の予算総額は 1 8 2 億 2 , 1 0 6 万 7 千 円 であり ます。

主なものは甲陵中・高等学校屋内運動場改築事業として、5 億 3 , 3 7 4 万 8 千 円 を 計 上 いた しま した。また、病院事業特別会計につきましては、その予算額を収入・支出とも 3 8 億 8 , 7 6 7 万 3 千 円 と 定 め ま した。

続きまして、報告第 2 号につきましては、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により、継続費に係る継続年度が終了しましたので、議会へ報告するものであります。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第 5 号の平成 2 0 年度北杜市一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、1 億 6 , 3 1 0 万 7 千 円 を 減 額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 2 億 2 , 5 5 2 万 1 千 円 と 定 め る も の で あ り ます。

主なものは歳入では地方交付税、繰越金などの増額と繰入金や市債などの減額であります。歳出につきましては、市農業振興公社が明野町の大規模野菜生産団地の農業生産法人を誘致するために井戸を整備する事業への追加の助成や、補償金免除による公的資金の繰上償還を行うための費用などを計上するとともに、公共事業等の事業費の確定による減額や不用額の整理を行っております。

次に、特別会計補正予算についてであります。

北杜市国民健康保険特別会計をはじめ 1 3 の特別会計を合わせまして、4 億 2 , 2 6 5 万 3 千 円 を 減 額 し、補正後の予算総額を 1 7 4 億 2 , 1 0 3 万 2 千 円 と 定 め る も の で あ り ます。

議案第 6 号 平成 2 0 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)につきましては、老人保健医療費拠出金および保険財政共同安定化事業拠出金などの減額が、主なものであります。

議案第 7 号 平成 2 0 年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、老人医療費の減額に伴うものであります。

議案第 8 号 平成 2 0 年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額に伴うものであります。

以下、議案第 9 号 平成 2 0 年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）から議案第 1 8 号 平成 2 0 年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第 2 号）までの 1 0 案件につき

ましては、いずれも事業費の確定に伴うものや、不用額の整理などが主なものであります。

次に条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

議案第19号から議案第23号までについては、条例を全部改正するものであります。

北杜市北の杜聖苑条例、北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例、北杜市小淵沢町花と緑のうらおい空間整備事業交流ターミナル施設条例、北杜市大泉レストハウス赤い橋条例、北杜市清里駐車場条例については、市長または指定管理者のいずれかが管理することができることを明確にするため、条例の全部を改正するものであります。

次に議案第24号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、および地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

次に議案第25号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告に伴い、若手および中堅医師の人材確保のため、初任給調整手当の額を改正するため、所要の改正を行うものです。

次に議案第26号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成21年4月1日から北杜市消防団が再編されることに伴い、消防団員の定員、団員報酬等を改正するため、所要の改正を行うものです。

次に議案第27号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

印鑑登録原票の職権抹消をしたときに、職権抹消の事由によっては、印鑑の登録を受けている者に抹消した旨を通知することになってはいますが、抹消した旨を通知する事由から、後見開始の審判を受けたときを除くため、所要の改正を行うものです。

次に議案第28号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

少子化対策の一環として、乳幼児医療費助成金の支給対象年齢を満6歳、就学前から満9歳、小学校3年生までに拡大し、子どものすこやかな成長に寄与するとともに、保護者負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものです。

次に議案第29号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部が施行されるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第30号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市介護保険事業計画に基づき、介護保険料を改正するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第31号 北杜市風林火山館条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市風林火山館の観覧を廃止し、テレビおよび映画等の撮影用施設としての利用に供することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第32号 北杜市へき地教員住宅管理条例および北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

増富小学校へき地教員住宅を北杜市営住宅に用途変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に議案第57号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてであります。

長坂、大泉、小淵沢および白州の各簡易水道の給水区域における、給水工事の申し込みの際の住民基本台帳への登録の有無による加入金の区分を、3年以上前から継続して住民基本台帳に登録している者とその他に、登録期間で明確に区分するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第58号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

高根町、長坂町、大泉町および武川町の各区域における受益者分担金の額について、分担金の賦課決定の際の住民基本台帳への登録期間により区分し、共同住宅等に対する分担金の額を共同住宅の1戸当たりにつき徴収することを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

高根町および長坂町の各区域における受益者分担金の額について、分担金の賦課決定の際の住民基本台帳への登録期間により区分し、共同住宅等に対する分担金の額を共同住宅の1戸当たりにつき、徴収することを明確にするため、所要の改正を行うものであります。

最後に指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

議案第56号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定についてであります。

平成21年4月1日から引き続き指定管理による施設運営を行うため、施設の指定管理者を指定するものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

15分間、休憩をとりまして、再開は午前11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

ただいま、議題となっております56件のうち日程第23 議案第24号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第30 議案第31号 北杜市風林火山館条例の一部を改正する条例についてまで、日程第32 議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算についてから日程第54 議案第55号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算についてまで、および日程第56 議案第57号 北

杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例についてから日程第58 議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまでの、以上34件につきましては、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで、これらの34件につきましてはの総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

つきましては、日程第23 議案第24号から日程第30 議案第31号まで、日程第32 議案第33号から日程第54 議案第55号まで、および日程第56 議案第57号から日程第58 議案第59号についてまでの34件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第3 報告第2号 平成19年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは報告第2号 平成19年度北杜市一般会計継続費精算報告書について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、小淵沢中学校の施設整備事業について、継続費によりまして平成18年から実施し、平成19年度をもって完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、継続費精算報告書を調整しまして、議会に報告するものでございます。

10款の教育費、3項中学校費、事業名 小淵沢中学校改築工事でございますが、平成18年から2カ年間で、12億7,868万1千円の継続費の設定に対しまして、実績総額は12億7,867万9,500円でございます。

財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

日程第59 請願第1号 緑の社会への構造改革を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

請願第1号

平成21年2月25日

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願者

山梨県北杜市長坂町大八田4265番の3

小野敏郎

紹介議員 小尾直知

〃 内田俊彦

緑の社会への構造改革を求める意見書の提出を求める請願

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境・エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆるグリーン・ニューディールを選択し始めています。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出しました。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済危機を脱する道として、環境を選んだといえます。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長の牽引役とする日本版グリーン・ニューディールをまとめる方針を固め、具体化に着手しました。

わが国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで、大きな経済効果や雇用創出が期待されています。また環境保全と経済発展を結びつけ、両立させることは持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要です。

経済危機の今こそ、緑の社会へと大転換するチャンスと捉え、日本版グリーン・ニューディールを推進すべきです。そして、わが国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えます。

よって、政府におかれては、環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し、雇用創出するなど、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、次の関係諸機関への意見書の提出を請願いたします。

提出先

内閣総理大臣 麻生太郎殿

環境大臣 斉藤鉄夫殿

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である経済環境常任委員会に付託し、審査したいと思いますか、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 緑の社会への構造改革を求める意見書の提出を求める請願につきましては、経済環境常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、3月4日から3月12日までの9日間は本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月12日までの9日間は、本会議を休会することに決定いたしました。

次の会議は3月13日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午前11時22分

平成 2 1 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 3 日

平成21年第1回北杜市議会定例会(2日目)

平成21年3月13日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第5号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第2 議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第7号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第8号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第9号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第10号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第11号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第12号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第13号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第15号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第16号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第17号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第18号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第19号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について
- 日程第16 議案第20号 北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例の全部改正について
- 日程第17 議案第21号 北杜市小淵沢町花と緑の潤い空間整備事業交流ターミナル施設条例の全部改正について
- 日程第18 議案第22号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の全部改正について
- 日程第19 議案第23号 北杜市清里駐車場条例の全部改正について

日程第20 議案第56号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定について
日程第21 議員派遣の件

2.出席議員 (21人)

1番	小須田 稔	2番	中山 宏樹
3番	相吉 正一	4番	清水 進
5番	野中真理子	6番	篠原 眞清
7番	風間 利子	8番	坂本 静
9番	小林 忠雄	10番	中嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利根川 昇
13番	千野 秀一	14番	小尾 直知
15番	渡邊 英子	16番	内田 俊彦
17番	坂本 治年	18番	秋山 九一
19番	中村 隆一	20番	清水 壽昌
21番	秋山 俊和		

3.欠席議員

22番 渡邊 陽一

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市 長	白倉 政司	副 市 長	曾 雌 源 興
総 務 部 長	柴 井 英 記	企 画 部 長	小 松 正 壽
保 健 福 祉 部 長	藤 原 良 一	生 活 環 境 部 長	細 川 清 美
産 業 観 光 部 長	植 松 忠	建 設 部 長	浅 川 和 徳
教 育 長	櫻 井 義 長	教 育 次 長	小 林 喜 文
困 碁 美 術 館 長	小 池 昭 一	会 計 管 理 者	大 芝 隆 夫
監 査 委 員 事 務 局 長	原 哲 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 海 敏 生
明 野 総 合 支 所 長	八 代 忠 夫	須 玉 総 合 支 所 長	内 藤 歳 雄
高 根 総 合 支 所 長	白 倉 民 雄	長 坂 総 合 支 所 長	植 松 本
大 泉 総 合 支 所 長	藤 原 宝	小 淵 沢 総 合 支 所 長	小 林 ま ち 子
白 州 総 合 支 所 長	渡 邊 稔	武 川 総 合 支 所 長	福 井 俊 克
政 策 秘 書 課 長	名 取 重 幹	総 務 課 長	堀 内 誠
財 政 課 長	小 島 良 一		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお22番議員、渡邊陽一君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から、ご報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会、中嶋新議員、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

峡北地域広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

平成21年第1回峡北地域広域水道企業団議会3月定例会が3月4日に、峡北地域広域水道企業団事務所議場において開催され、中山宏樹議員、清水進議員、小林忠雄議員、千野秀一議員、小尾直知議員、坂本治年議員と私の7人が出席いたしました。

最初に不在となっております副議長選挙が行われ、指名推選により、私、中嶋新が副議長に就任しました。

次に議案の概要について、説明いたします。

提出されました議案は補正予算案1件、当初予算案件1件、人事案件2件、規則案件1件の合計5件であります。

まず、補正予算案件の平成20年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第3号）につきましては、3条予算の水道事業収益を653万3千円増額し、11億548万4千円とするものであります。3条予算の水道事業費用は650万1千円を増額し、9億8,083万1千円とするものであります。

また4条予算の資本的収入は134万2千円を増額し、6億4,902万9千円とし、資本的支出につきまして、1,849万円を増額し、9億8,083万1千円とするもので、いずれも事業費の確定によるものであります。

次に平成21年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、3条予算の水道事業収益が10億9,195万3千円で、そのうち給水収益が10億7,310万円であります。3条予算の水道事業費用は8億5,807万円で、営業費用が7億740万6千円であり、そのうち浄水場の運営費が4億8,064万3千円であります。

また4条予算の資本的収入は6,714万5千円であり、資本的支出につきまして、4億4,085万4千円であります。その主なるものは、建設改良費が1億5,050万円。企業債の元金償還額が2億9,470万4千円であります。

次に人事案件であります。監査委員の辞任に伴い、北杜市明野町小笠原3836番地1、小泉義徳氏。甲斐市宇津谷396番地、有泉庸一郎氏。以上の2人が選任同意されたものであります。

次に韮崎市議会選出の山本雄次議員から、議会会議規則の一部を改正する規則について、議

案が提出されました。

以上の各議案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に一般質問であります。清水進議員から責任水量制について、水質検査結果の公開、周知についてなどの質問がありました。

以上で、峡北地域広域水道企業団議会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第5号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、議案第5号の平成20年度北杜市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

本補正予算は事業費の確定による減額や不用額の整理を行っております。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,310万7千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ302億2,552万1千円とするものでございます。

2条の継続費の補正でございますが、継続費の変更は「第2表 継続費補正」によるものでございます。

第3条の繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の追加は「第3表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第4条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

はじめに、7ページをお願いいたします。

第2表の継続費補正でございますが、8款土木費、4項住宅費の西原団地建設事業につきましては、事業費の確定に伴いまして、継続費の総額6億3,401万6千円を5億9,983万1千円に変更し、記載のように年割額の変更を行うものでございます。

次に8ページをお願いいたします。

翌年度に繰り越して使用できる経費は、第3表の繰越明許費補正によるものでございます。

3款の民生費、1項の社会福祉費の後期高齢者医療費制度円滑運営事業費では361万5千円。6款農林水産業費、1項農業費の県営土地改良事業負担金では8,916万9千円。8款の土木費、2項道路橋梁費の道路維持補修事業では741万3千円。それから10款の教育費、4項社会教育費の埋蔵文化財発掘調査事業では、474万2千円でございます。

以上の4事業につきまして、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許とする内容でございま

す。

9ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございますが、合併特例債事業につきましては、事業費の確定によりまして、9,810万円の減額をいたしまして、補正後の限度額を19億3,560万円とするものでございます。

それから一般公共事業債につきましては、事業費の確定によりまして、5,120万円を減額しまして、補正後の限度額を9,280万円とするものでございます。

それから市町村振興資金につきましては、交付額が決定したことによりまして、240万円を減額し、補正後の限度額を6,410万円とするものでございます。

それから公営住宅建設事業につきましては、事業費の確定によりまして、5,050万円を減額いたしまして、補正後の限度額を1億6,870万円とするものでございます。

それから借換債につきましては、公的資金、補償金免除、繰上償還の財源といたしまして、当初1億4,360万円を計上しておりましたが、借換債でなく、全額、繰上償還を行うものでございます。

ページを戻っていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款の市税6,172万2千円の追加補正でございます。1項の市民税から4項の市タバコ税までの補正内容でございますが、個人市民税、固定資産税、軽自動車税の3税につきましては、3億7,590万円の増でございます。一方、景気の低迷によりまして、法人市民税は2億9,418万円の減。それから、タバコ税の2千万円の減となっております。

次に10款の地方交付税につきましては、普通交付税の確定によりまして、7億3,836万1千円の追加でございます。

それから12款の分担金及び負担金7,138万5千円の減額でございますが、主なものでございますが、事業費の確定によりまして、県単、それから団体営、県営、土地改良事業費の分担金の減でございます。

次に13款の使用料及び手数料は2,806万9千円の減でございますが、主なものは風林火山館、それから市民バスの使用料の減によるものでございます。

続きまして、14款の国庫支出金につきましては、1項の国庫負担金から3項の国庫委託金まで2,651万1千円の追加でございますが、いずれも事業費の確定によるものでございます。

15款の県支出金につきましては、1項の県負担金から3項の委託金まで2,456万9千円の追加でございますが、いずれも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、16款の財産収入でございますが、8,589万8千円の追加でございますが、1項の財産運用収入は県貸付収入の予算の組み替えなどによる、1,110万2千円の減でございます。

次に2項の財産売り払い収入は、旧若神子保育園や、それから未利用地の売却などによりまして、9,700万円の増額となっております。

次に17款の寄附金297万4千円の追加でございますが、ふるさと納税給付金が主なものでございます。

18款の繰入金につきましては、16億5,321万2千円の減額でございます。

1項の特別会計繰入金は、繰入金の精算で898万8千円の増額。2項の基金繰入金は、財

政調整基金、減債基金の取り崩しによるもので、16億6,220万円の減額となっております。

次に19款の繰越金でございますが、前年度の繰越金を計上し、9億6,831万円の追加でございます。

次に20款の諸収入でございますが、2,701万4千円の追加でございます。延滞金、それから雑入などが増額となっております。

次に21款市債につきましては、3億4,580万円の減額であります。事業費の確定による減額や繰上償還による借換債を活用しないことによる減額でございます。

次に5ページ、6ページをお願いいたします。

歳出でございますけども、1款の議会費でございますが、不用額の整理を行いまして、400万円の減額でございます。

2款の総務費でございますが、1項の総務管理費から5項の統計調査費まで、9,611万4千円の減額であります。主なものでございますが、人件費2,100万円の減。それから市長選挙および市議会議員選挙1,615万円の減。それから、不用額の整理によるものでございます。

3款の民生費は、1項の社会福祉費から3項の生活保護費まで1億1,117万7千円の減額でございますが、主なものにつきましては、人件費3,050万円の減。それから事業費の確定に伴いまして、生活保護費や乳児医療費、ひとり親医療費などの扶助費が3,900万円の減および不用額の整理によるものでございます。

次に4款の衛生費は、6,506万7千円の減額であります。主なものは、峡北広域行政事務組合の負担金や太陽光発電実証研究所の駐車場およびトイレの工事請負費の減、および不用額の整理によるものでございます。

5款の労働費につきましては、雇用対策事業費で70万円の減額でございます。

6款の農林水産業費は、1項の農業費と2項の林業費で8,519万6千円の追加でございます。主なものでございますが、大規模野菜生産団地、農業法人誘致支援事業の補助金や事業費の確定に伴う産地づくり対策補助金の増によるものでございます。

7款の商工費2,979万1千円の減額でございますが、主なものにつきましては、白州台ヶ原宿の公衆トイレ整備事業の減、それから不用額の整理によるものでございます。

8款の土木費は1項の土木管理費から5項の都市計画費まで、2,060万4千円の減額でございます。いずれも事業費の確定に伴いました減額でございます。下水道特別会計への繰出金につきましては、9,190万円の増額となっております。

9款の消防費につきましては437万1千円の追加であります。常備消防費の増でございます。

10款の教育費は、1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、7,532万6千円の減額でございます。主なものでございますが、学校給食センター整備費3千万円の減。それから不用額の整備によるものでございます。

12款の公債費は、8,083万8千円の減額でございます。これにつきましては、公的資金、補償金免除、繰上償還などに伴う減額が主なものでございます。

13款の諸支出金は2億3,134万3千円の追加でありまして、主なものは財政調整基金に2億3千万円を積み増すものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第8号)につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第8号)につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第3 議案第7号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)

日程第4 議案第8号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第9号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第6 議案第10号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第15号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)

以上6件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第10号まで、および議案第15号の6件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

それでは議案第6号から順次、ご説明を申し上げます。

議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）のご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,646万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億7,430万2千円とするものでございます。

このたびの補正は、年度末における老人保健医療拠出金、また保険財政共同安定事業拠出金の確定、ならびに支出の中心となります保険給付費の見込み額の確定などによります会計全般の最終的な調整を図るものでございます。

内容のご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税は4,678万円の減。3款国庫支出金ですが、5億8,974万2千円の減でございます。この内訳につきましては、1項の国庫負担金が4億7,310万円の減。2項の国庫補助金が1億1,664万2千円の減となっております。

次に4款1項の療養給付費等交付金でございますが、2,476万2千円の増でございます。

5款1項の前期高齢者交付金につきましては、4億4,268万円の増でございます。

6款県支出金でございますが、1億1,193万7千円の減でございます。これにつきましては、1項の県負担金が183万7千円の減。2項の県補助金が1億1,010万円の減となっております。

次に7款1項の共同事業交付金でございますが、1億9,357万3千円の減でございます。

8款の財産収入でございますが、1項の財産運用収入として145万円の増でございます。

9款1項の他会計繰入金につきましては、3,854万2千円の減となりまして、補正合計は2億8,522万円の増となりまして、その歳入合計を53億7,430万2千円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず1款の総務費でございますが、550万円の減でございます。その内容としましては、1項の総務管理費が450万円の減。2項の徴税費が100万円の減でございます。

次に2款1項の療養諸費でございますが、526万6千円の増でございます。

次に5款1項の老人保健拠出金でございますが、1億8,645万円の減でございます。

次に6款1項の介護納付金でございますが、90万6千円の減です。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、1億5,197万3千円の減でございます。

8款の保健事業費につきましては、1,100万円の増でございますが、この内訳につきましては、1項の特定健康診査等事業費が1,500万円の増。2項の保健事業費が400万円の減となっております。

次に9款1項の基金積立金でございますが、145万円でございます。

11款の諸支出金でございますが、1億65万1千円の増でございます。その内訳は、1項

の償還金および還付金が9,445万3千円。3項の繰出金が619万8千円となっております。その補正合計は2億2,646万2千円の減となります。その結果、歳出合計は53億7,430万2千円となるものでございます。

よろしくお願いたします。

次に議案第7号でございます。平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算書(第3号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,977万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,651万2千円とするものでございます。このたびの補正は、年度末における老人医療費の見込みによるところの補正でございます。

老人保健の特別会計は、昨年4月に後期高齢者医療制度に移行しましたが、平成22年度までの3年間で、移行前の平成20年3月までの医療費を精算することになっております。移行後、1年目の本年は20年の3月分の医療費と月遅れの請求の医療分を計上してありますが、予定を下回る医療費の請求でありましたので、ここで医療給付費を減額するものでございます。

内容について、ご説明をいたします。2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項の支払い基金納付金でございますが、1,581万6千円の減でございます。

2款1項の国庫負担金は2,370万3千円の減でございます。

3款1項県負担金は617万5千円の減でございます。

4款1項の他会計繰入金は1,419万4千円の増でございます。

6款2項の雑入は172万1千円の増でございます。補正額は2,977万9千円の減でございます。

よって、歳入合計を5億6,651万2千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項の医療諸費でございますが、3,150万円の減でございます。

3款2項の繰出金を172万1千円の増でございます。差し引きして、補正額は2,977万9千円として、歳出合計を5億6,651万2千円とするものでございます。

よろしくお願いたします。

次に議案第8号でございます。平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,434万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,402万円とするものでございます。

このたびの補正は、年度末の事業の確定見込みによる調整であります。昨年4月に発足しました後期高齢者医療制度であります。軽減措置の対象者となります均等割が2割、5割、7割の軽減の保険料が確定したこと。あるいは被用者保険の被扶養者が特定されて、やはり減額、保険料が確定されたこと。また、発足まもない8月に保険料の7割軽減が8.5割軽減になっ

たことによります軽減が拡大されたことにより、保険料が減額となりました。

また、一方、20年度の予算編成のときに仮算定時に比べて、本算定では低所得者が多くなったことにより、保険基盤の安定繰入金等、一般会計からの繰入金が増額となりましたけれども、全体としては減額の補正となるものでございます。

内容について、ご説明をいたします。2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項の後期高齢者医療保険料でございますが、8,944万4千円の減でございます。

2款1項の手数料は10万円の増でございます。

3款1項の一般会計繰入金は2,460万7千円の増でございます。

5款3項の雑入は38万9千円の増でございます。補正額は6,434万8千円の減となります。

よって、歳入合計は4億7,402万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款2項の徴収費でございますが、26万4千円の増。

2款1項の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、6,509万7千円の減でございます。

3款2項の繰出金につきましては、48万5千円の増でございます。差し引きしますと、補正額は6,434万8千円の減となりまして、歳出合計を4億7,402万円とするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に議案第9号でございます。平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第4号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,997万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,239万8千円とするものでございます。

このたびの補正は、年度末における歳入の確定によるもの、あるいは歳出の中心となるところの保険給付費および地域支援事業費の確定見込みによる調整でございます。

内容をご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項の介護保険料は、2,610万3千円の増でございます。

2款2項の使用料は、67万円の減でございます。

3款国庫支出金は889万2千円の減でございますが、その内訳は1項の国庫負担金が519万5千円の減。2項の国庫補助金が369万7千円の減となっております。

次に4款1項の支払い基金交付金でございますが、795万5千円の増でございます。

次に県の支出金でございますけれども、440万4千円の減でございます。この内訳は1項の県負担金が277万1千円の減。3項の県補助金が163万3千円の減となっております。

7款1項の一般会計繰入金ですが、68万7千円の増。

8款1項の繰越金は80万円の減となりまして、補正合計は1,997万9千円の増でございます。

よって、歳入合計を32億4,239万8千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款の総務費でございます。33万7千円の減でございます。この内訳につきましては、1項の総務管理費が166万2千円の増。2項の徴収費が10万円の減。3項の介護認定審査会費が72万8千円の減。5項の計画策定費が117万1千円の減となるものでございます。

次に2款の保険給付費でございますけれども、3,200万円の増でございます。この内訳につきましては、1項の介護サービス等諸費が1,235万円の増。2項の介護予防サービス等諸費が1,100万円の増。4項の高額サービス費が365万円の増。6項の特定入所者介護サービス等費が500万円の増という内訳になっております。

次に5款の地域支援事業費でございますが、1,088万4千円の減でございます。この内訳につきましては、1項の介護予防事業費が424万9千円の減。2項の包括的支援事業、任意事業費が584万4千円の減。3項の継続的評価分析支援事業費が79万1千円の減であります。

8款の1項でございますが、償還金及び還付加算金につきましては、80万円の減ということで、差し引きしまして、補正額は1,997万9千円の増でございます。

その結果、歳出合計を32億4,239万8千円とするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に議案第10号でございます。平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算書(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,589万4千円とするものでございます。

このたびの補正は、年度末における介護予防サービス計画の確定見込みによるところの調整でございます。

内容のご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項の予防給付費収入でございますが、50万円の減でございます。

3款1項の一般会計繰入金は、29万2千円の増でございます。

4款1項の繰越金は、3万7千円の増。

5款諸収入、2項の雑入につきましては2万1千円の増ということで、差し引きしまして15万円の減でございます。

その結果、歳入合計を1,589万4千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項の施設管理費15万円の減、これが補正額でございまして、歳出合計を1,589万4千円とするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

次に議案第15号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書(第1号)になります。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の辺見診療所特別会計補正予算書(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,852万7千円とするものでございます。

このたびの補正は、年度末における歳入歳出の確定見込みによる調整ではありますが、具体的な内容といたしましては、繰越金の予算化と余剰金を基金に積み立てるものでございます。

内容のご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項の外来収入9万3千円の増でございます。

5款1項の繰越金ですが、1,050万7千円の増でございます。

合わせて1,060万円の増ということで、歳入歳出合計を1億1,852万7千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項の総務管理費でございますが、10万円の増でございます。

2款1項の医業費でございますが、1,250万円の減でございます。

3款1項の基金積立金でございますが、2,300万円でございます。

合わせて補正額を1,060万円とするものでございまして、歳出合計を1億1,852万7千円とするものでございます。

以上でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第6号から議案第10号まで、および議案第15号の6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から議案第10号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)まで、および議案第15号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)の6件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論のある場合は、議案番号と議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、反対討論をいたします。

平成18年度に合併後、国保税を統一しましたが、このときの値上げは1人平均1万2千円でした。このときは65歳以上の高齢者は定率減税の半減、老年者控除廃止、公的年金等控除の縮小など、各種控除の廃止等が重なり、収入は増えないのに課税所得が増えて、住民税と国保税がそれぞれ10万円以上、大幅値上げの人がおおぜい出ました。平成19年度は定率減税も全廃となりました。

平成19年度、平成20年度は国保税の値上げは見送られましたが、高い保険料は続きました。平成19年度には、歳入歳出差し引き残高が5億8,700万円生じました。この差し引き残額が生まれた原因を、私が質問したところ、保険料の値上げ、そしてこの年、平成18年度は診療報酬が大幅に引き下がった。そして、受診抑制が起こった。これら3つの要因が重なって、差し引き残額5億8,700万円が生じた。平成20年度の今回の補正予算でも、補正後の繰越金が多額になっています。

このような多額の繰越金は、大変な不況で生活が苦しくなっている、保険料が高くて払いたくても払えない、滞納世帯が増えていることを見れば明らかです。今こそ、少なくとも1世帯1万円の保険料引き下げに活用すべきです。これを適用しますと約9,400万円で済みます。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

日程第2 議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に賛成の立場から討論を行います。

まずはじめに、この第3号補正にあたっては、平成20年度の拠出金、また給付金等の確定に伴う補正でございますので、平成20年度の出来高の補正ということで理解しておりますので、賛成をいたします。

また、先ほど反対の理由の中で、保険料の引き下げということでございますが、これについては、次年度についての検討ということで反対されるならば分かるわけでございますが、ほぼ、ここで確定のときの反対ということは、本来あり得ないことだというふうに思います。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで、討論を終結します。

異議がありますので、議案第6号は起立により採決いたします。

議案第6号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成20年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成20年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第7 議案第11号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第8 議案第12号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第13号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

以上3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第13号までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長(細川清美君)

議案第11号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ7,689万8千円を減額し、予算の総額を28億5,806万6千円とするものであります。

次に地方債の補正であります。借入れ限度額の変更を行うものでございます。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

補正前の限度額5億1,510万円から2億4,380万円を減額し、補正後の限度額を2億7,130万円とするもので、公債費繰上償還のための借換債2億990万円。施設整備のための水道事業債3,390万円を、それぞれ減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ありません。

2ページをお開きください。歳入であります。

3款国県支出金、1項国庫補助金1,188万円を減額するものでございます。補助事業費の確定に伴うものであります。

5款1項ともに、繰入金1億7,586万5千円を追加するものであります。一般会計からの繰入金は公債費繰上償還のため、2億990万円の追加。施設管理経費分1,589万3千円の減額。施設整備のための基金繰入金2,014万2千円の減額が、主なものでございます。

6款1項ともに、繰越金66万7千円を追加するものです。

7款諸収入、3項雑入225万円の追加であります。県が行う道路整備、それから県営畑総事業に伴う、水道管移設工事にかかる県からの補償金であります。

8款1項ともに市債2億4,380万円の減額であります。公債費繰上償還のための借換債2億990万円。施設整備のための水道事業債3,390万円を、それぞれ減額するものであります。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

1款水道管理費、2項施設管理費1,249万9千円の減額と2款水道施設整備費、1項水道施設建設費5,567万2千円の減額であります。施設管理維持補修費と事業費の確定、それから不用額の整理による減額であります。

3款1項ともに公債費872万7千円の減額であります。繰上償還に伴い利子を減額するものでございます。

次に議案第12号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ3,131万9千円を減額し、予算の総額を29億853万8千円とするものであります。

次に繰越明許費の補正であります。翌年度に繰り越して使用することができる経費を変更・追加するものであります。

次に地方債の補正であります。借入れ限度額の変更を行うものでございます。

4ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正であります。

まず変更であります。2款1項とともに事業費、公共下水道整備事業であります。補正前の額に2,600万円を追加し、補正後の額を3,976万6千円に変更するものであります。武川町における管渠布設工事について、翌年度に繰り越すものであります。

次に追加であります。2款1項とともに事業費、汚水処理施設交付金事業3,700万円あります。大泉町、小淵沢町における管渠布設工事について、翌年度に繰り越すものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表 地方債補正であります。

補正前の限度額9億6,030万円から1億5,040万円を減額し、補正後の限度額を8億990万円とするものであります。公債費繰上償還のための借換債1億3,290万円。施設整備のための下水道事業債1,710万円を、それぞれ減額するものでございます。

2ページにお戻りをいただきたいと思っております。歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項分担金2,779万円の追加であります。下水道への接続に伴う加入分担金であります。

2款使用料及び手数料464万円の追加であります。1項使用料270万円につきましては、下水道の使用料。2項手数料194万円につきましては、指定工事店登録のための更新手数料であります。

6款1項とともに繰入金6,395万8千円を追加するものであります。一般会計からの繰入金公債費の繰上償還のため、1億180万円の追加。施設整備分4,777万2千円の減額。他会計からの繰入金が下水道工事と併せ、水道管布設工事を同時に施工する経費1,205万4千円を簡易水道事業特別会計から繰り入れるものでございます。

7款1項とともに繰越金2,269万3千円の追加であります。

9款1項とともに市債1億5,040万円の減額であります。繰上償還のための借換債1億3,290万円。施設整備のための下水道事業債1,710万円を、それぞれ減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費1,101万9千円の減額であります。施設管理経費940万円の減額。排水設備設置補助270万円の減額。消費税の中間納付223万1千円の追加が主なものでございます。

2款1項とともに事業費246万1千円の追加であります。小淵沢町内における管渠布設工事1,050万1千円の追加。下水道工事に伴う水道管移設のため、簡易水道事業特別会計への繰出金200万円の追加。不用額の整備による915万円の減額であります。

3款1項とともに公債費2,276万1千円の減額であります。繰上償還に伴い利子を減額するものでございます。

次に議案第13号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につ

いて、ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ2,016万9千円を減額し、予算の総額を11億1,352万9千円とするものであります。

次に繰越明許費であります。翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものでございます。

次に地方債の補正であります。借り入れ限度額の変更を行うものでございます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費であります。2款1項とともに事業費、むらづくり交付金事業600万円ではありますが、白州町横手地内の県道の舗装工事について、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正であります。補正前の限度額3億1,650万円から4,460万円を減額し、補正後の限度額を2億7,190万円と定めるものであります。公債費の繰上償還のための借換債を減額するものであります。

2ページにお戻りをください。歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項分担金339万8千円の追加であります。施設への接続に伴う加入分担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料113万8千円の追加であります。農業集落排水使用料であります。

4款県支出金、1項県補助金30万円の追加であります。上教来石地区農業集落排水事業費の確定によるものでございます。

6款1項とともに繰入金728万7千円の追加であります。一般会計からの繰入金が公債費の繰上償還のため、3,906万5千円の追加と施設管理経費分3,177万8千円の減額であります。

7款1項とともに繰越金1,230万8千円を追加するものであります。

9款1項ともに市債4,460万円の減額であります。公債費の繰上償還に充てる借換債を減額するものであります。

3ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費、1項総務管理費1,530万8千円の減額であります。消費税中間納付金149万7千円の追加。施設管理維持補修経費など、不用額の整理による1,545万5千円の減額が主なものでございます。

2款1項とともに事業費67万4千円の追加であります。横手処理区における県道舗装復旧工事内容の変更に伴うものでございます。

3款1項とともに公債費553万5千円の減額につきましては、繰上償還に伴い、利子を減額するものでございます。

以上で、ご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第11号から議案第13号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第13号までの3件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

まず、議案第11号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、11時20分にしたいと思います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第14号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

議案第14号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。

1ページをお願いします。

平成20年度の北杜市の甲陵中・高等学校特別会計補正予算を、歳入歳出それぞれ508万4千円を減額し、歳入歳出予算それぞれ6億1,437万5千円とするものでございます。

内容については、借換債による繰上償還を予定しておりましたが、繰越金、財政調整基金など取り崩した上で償還したいということで、この償還分を減額するための補正でございます。

4ページをお願いします。地方債の補正でございます。

限度額を3,890万円とするものですが、補正後ゼロとするものです。これについては、先ほど申し上げたとおり、財政調整基金1,788万3千円。それから19年度の繰越金1,452万3千円等を充てるものでございます。

戻っていただいて、2ページ、3ページをお願いします。

歳入、4款1項利子及び配当金でございます。141万円でございます。

5款2項基金繰入金、これについては財調よりでございますが、1,788万3千円。

6款1項繰越金、平成19年度分の繰越金1,452万3千円でございます。

8款1項市債でございますが、減額の3,890万円、借換債の分でございます。合わせて508万4千円の減額。歳入補正後の金額については、6億1,437万5千円でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項総務管理費540万円でございますが、精査による不用額でございます。

2款2項高等学校費60万円の減額でございます。同様、精査による不用額でございます。

3款1項公債費でございますが、ここの部分で財源更正ということで、3,890万円の財源更正をさせていただいております。

4款1項基金積立金、積み立て利子でございますが、91万6千円。合わせて、補正額508万4千円の減額。合わせて、6億1,437万5千円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第14号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第2号)につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第12 議案第16号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川建設部長。

○建設部長(浅川和徳君)

議案第16号 平成20年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ678万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を740万1千円にするものでございます。

2ページ、3ページをお願いします。

1款財産収入、1項財産売り払い収入、補正額678万2千円。現計予算740万1千円とするものでございます。これは小淵沢町の城山団地、1区画が売却されたものでございます。

3ページ、歳出でございませぬ。

1款土地開発費、2項土地開発事業費678万2千円の補正であります。これにつきましては、小淵沢町の城山団地、1区画が売却された金額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございませぬ。よろしくご審議をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第16号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第16号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第13 議案第17号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第18号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）

以上2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号および議案第18号の2件を一括議題といたします。

最初に、議案第17号の内容説明を求めます。

内藤須玉総合支所長。

○須玉総合支所長（内藤歳雄君）

議案第17号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万3千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

2,083万5千円とするものでございます。

続きまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表に基づきまして、歳入歳出について、ご説明を申し上げます。

2款財産収入、6項江草財産区収入26万7千円。

3款繰越金、4項穂足財産区繰越金200万円。6項江草財産区繰越金20万円。

6款繰入金、4項の穂足財産区繰入金550万円。これにつきましては、加入負担金および宅内配管補助の確定によるものでございます。6項の江草財産区繰入金、減額の20万円。

補正トータルでございますが、減額の323万3千円を減額いたしまして、歳入合計を2,083万5千円とするものでございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。

4款穂足財産区、1項管理費、減額280万円。2項需用費、減額70万円。

6款江草財産区、1項管理費、26万7千円の増額。

歳出トータルでございますが、減額の323万3千円を減額いたしまして、歳出合計額を2,083万5千円とするものでございます。

以上で、説明を終わらせてもらいます。よろしくをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、議案第18号の内容説明を求めます。

八代明野総合支所長。

○明野総合支所長（八代忠夫君）

議案第18号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、総額から歳入歳出それぞれ257万2千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1億663万5千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入歳出につきまして、ご説明いたします。

歳入につきまして、1款財産収入、1項財産運用収入57万7千円の増でございます。これは基金の利息でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金184万6千円の減額でございます。

5款諸収入、2項雑入30万円の増額でございます。これは造林に対する補助金でございます。

6款寄附金、1項寄附金160万3千円の減額でございます。これにつきましては、シーズの森の寄附金の減額でございます。

歳入合計の補正額が257万2千円の減額で、トータルといたしまして、1億663万5千円でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして、ご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費42万8千円の増額でございます。これは光熱水費の不足が生じたためでございます。

3款事業費、1項計画調査費300万円の減額でございます。これにつきましては、シーズの森の事業の減額でございます。

歳出合計でございますけれども、補正額が257万2千円の減額でございます。合計で1億

663万5千円となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第17号および議案第18号の2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）および議案第18号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）の2件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

まず、議案第17号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成20年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決されました。

これから、議案第18号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成20年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第15 議案第19号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

議案第19号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について、ご説明いたします。

概要書、ならびに条例案をご覧いただきたいと思います。

北杜市北の杜聖苑条例は、平成17年に施設の供用開始に併せて制定いたしました。平成18年6月に、平成19年度からの指定管理制度導入に合わせた内容に改正をいたしました。

北の杜聖苑につきましては、昨年9月30日に指定管理者の指定を取り消し、以後、直営で管理を行っておりますので、このたび市長、または指定管理者のいずれかが管理することができることを明確にするために、条例の全部を改正するものであります。

各条項における主な改正点は、管理主体が市長の場合と指定管理者の場合とで、それぞれ明確に区分して、規定しているところであります。

第1条の設置、第2条の名称および位置、第3条の業務、第4条の休業日、第5条の利用時間および受付時間を共通の条項とし、第6条の利用の許可から第11条の使用料の補助までを直営の条項といたしました。また第12条、指定管理者による管理から第15条の利用料の減免までを指定管理に関する条項とし、16条の原状回復以下を共通条項といたしました。

また第4条の休業日は、従来、年末年始の休業を12月29日から1月3日までの6日間をしていたものを、1月1日から1月3日までの3日間といたしました。

以上が北杜市北の杜聖苑条例の改正内容であります。管理主体による管理方法を明確にしたこと、休業日を短縮し、市民サービスを拡大したことが大きな改正点であります。

なお、施行日は公布の日から施行することとしております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第19号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第19号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第16 議案第20号 北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例の全部改正についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長(植松忠君)

北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例の全部改正についてを、ご説明申し上げます。

概要書の2ページをお開きください。議案第20号関係でございます。

まず改正の趣旨と内容でございますけれども、長い名称でございますが、これはいわゆる昆虫美術館でございます。この昆虫美術館につきまして、今回、市長、または指定管理者のいずれかが管理することができることを明確にすることから、条例を全部改正するものでございます。

主なと言いますか、最も重要な条文でございますけれども、それもちょっと説明したいと思います。今度、条例案のほうをお願いいたします。

ちょっと飛びますけれども、この条例案をまくって、3枚目にいきますと、改正前の北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例が載っております。

まず、この条例の3条、管理でございます。この3条は、今現在は、北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下、指定管理者という)に行わせるものとする。この規定でございますけれども、これをまた、もとへ戻りまして、今度は、それから2枚戻っていただきまして、今度の全部改正の条例案をお願いしたいと思います。

すみません、もう1枚まくっていただきまして、新しい改正の第10条をお開きください。

ここに第10条、指定管理者による管理ということでございます。昆虫美術館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下、指定管理者という)に行わせることができるというふうに改正するものでございます。すなわち、するものとするから、今度はいわゆるできる規定の、できることができるという、できる規定に改正するものでございます。

あと、直営と指定管理者の共通条項につきましては、第1条の設置から第4条の開館時間まで、それから直営条項が第5条から第9条まで、指定管理者条項が第10条から第13条まで、それからもう一つ、共通事項が第14条以下ということで、全部改正したものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第20号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例の全部改正については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第20号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 北杜市小淵沢町子ども等自然環境知識習得施設条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第17 議案第21号 北杜市小淵沢町花と緑の潤い空間整備事業交流ターミナル施設条例の全部改正についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、北杜市小淵沢町花と緑の潤い空間整備事業交流ターミナル施設条例の全部改正についてをご説明申し上げたいと思います。

これにつきましては、先ほどの昆虫美術館とまったく同じでございます。市長、または指定管理者のいずれかが管理することができることを明確にするため、条例を改正するものでございます。

これにつきましては、改正前でございますが、第4条で、同じように指定管理者に行わせるものという規定でございます。それを改正後は、第11条で指定管理者に行わせることができるに改正するものでございます。

あと、共通事項は第1条から第5条まで、直営条項につきましては第6条から第10条、指定管理者条項につきましては第11条から第14条、第15条以下を共通事項としたものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第21号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 北杜市小淵沢町花と緑の潤い空間整備事業交流ターミナル施設条例の全部改正については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第21号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 北杜市小淵沢町花と緑の潤い空間整備事業交流ターミナル施設条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第18 議案第22号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の全部改正についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の全部改正についてをご説明申し上げます。

これにつきましても、先ほどの2件と同じ内容でございます。レストハウス赤い橋につきまして、市長、または指定管理者のいずれかが管理することができることを明確にするために、改正を行うものでございます。

条例でございますけれども、改正前の条例では第4条で、同じように指定管理者に行わせるものとなっておりますが、改正後は第6条で、指定管理者に行わせることができるものにするものでございます。

共通事項につきまして、それから直営事項につきましては、特に直営事項につきましては、地域特産物の販売をとおしての市の観光振興を図ることから、直営条項はございません。指定管理者条項が第6条から第7条まででございます。

以上で説明は終わりますけれども、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第22号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の全部改正については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第22号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第19 議案第23号 北杜市清里駐車場条例の全部改正についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

それでは、北杜市清里駐車場条例の全部改正についてをご説明申し上げたいと思います。

これも、先ほどの3件と同じでございます。清里駐車場につきまして、市長、または指定管理者のいずれかが管理することができることを明確にするため、条例の改正をするものでございます。

先ほど申しましたように、改正前でございますが、第3条で指定管理者に行わせるものを、改正後は第11条で、指定管理者に行わせることができるということに改正するものでございます。

共通事項につきましては第1条から第4条、直営条項につきましては第6条から第9条、指定管理者条項につきましては第10条から第14条、共通条項は第15条以下ということで、全部改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第23号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 北杜市清里駐車場条例の全部改正については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第23号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 北杜市清里駐車場条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第20 議案第56号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは議案第56号の、北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項および、北杜市公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例第6条第1項の規定によりまして、公の施設の管理について、次に定める指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称でございますが、大泉レストハウス赤い橋。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市高根町上黒澤1653番41。名称はグループ赤い橋。代表、原智子でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第56号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第56号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 北杜市大泉レストハウス赤い橋の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第21 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第149条の規定により、お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、変更が生じた場合は、議長に一任願います。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

3月14日から3月15日までの2日間は、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、3月14日から3月15日までの2日間は、本会議を休会することに決定いたしました。

次の会議は3月16日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時53分

平成 2 1 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 6 日

平成21年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成21年3月16日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北清クラブ 坂本 静君
市民フォーラム 小林忠雄君
公明党 小尾直知君
日本共産党 清水 進君
北杜クラブ 千野秀一君
明政クラブ 保坂多枝子君

2. 出席議員（21人）

1番 小須田 稔	2番 中山 宏樹
3番 相吉 正一	4番 清水 進
5番 野中真理子	6番 篠原 眞清
7番 風間 利子	8番 坂本 静
9番 小林 忠雄	10番 中嶋 新
11番 保坂多枝子	12番 利根川 昇
13番 千野 秀一	14番 小尾 直知
15番 渡邊 英子	16番 内田 俊彦
17番 坂本 治年	18番 秋山 九一
19番 中村 隆一	20番 清水 壽昌
21番 秋山 俊和	

3. 欠席議員

22番 渡邊 陽一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(41人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
囲碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一	地域創造課長	坂本敏二
市民福祉課長	清水春昭	児童家庭課長	島正樹
長寿福祉課長	深澤久美子	障害福祉課長	白倉はるみ
健康増進課長	伏見常雄	医務課長	平井光
環境課長	比奈田善彦	上水道課長	原藤和雄
下水道課長	堀内健二	商工課長	伊藤精二
建築住宅課長	浅川明男	道路河川課長	浅川正己
教育総務課長	進藤芳彦	学校教育課長	伊藤勝美
生涯学習課長	原一元		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

22番議員、渡邊陽一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

本日の代表質問で、北杜クラブの千野秀一君から通告のありました質問の一部について、ご連絡のとおり取り下げの申し出がありましたので、報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北清クラブ、45分。2番 市民フォーラム、45分。3番 公明党、30分。4番 日本共産党、30分。5番 北杜クラブ、105分。6番 明政クラブ、60分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ、8番議員、坂本静君。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

北清クラブを代表して、質問をいたします。

平成21年度の第1回北杜市議会定例会のトップを切って、質問の機会を与えていただいた北杜市議会に感謝するとともに、同僚議員諸氏にも敬意を表したいと思います。

先の選挙で、市民の大きな期待を得て、見事当選されました北杜市の2期目の舵取りをお願いすることになった白倉市長には、ご承知のように国内外とも大変厳しい経済状況の中ではありますが、北杜市の発展を願う市民のために、健康に留意され、全身全霊、誠心誠意、市民のための市政推進をお願いするところであります。

わが会派、北清クラブの基本理念である、執行とは一步離れて二歩離れずを銘として、常に市民の目線で市民の福祉向上と、市民が期待するまちづくりに取り組んでいく所存であります。北杜市においても、これからの市政運営には官民一体となった体制づくりが早急に必要であると思うところであります。

それでは、今回は大きく2つの質問をいたします。

まず、21年度当初予算についてであります。はじめに地方交付税、臨時財政対策債についてであります。米国の金融危機から始まった世界的景気の冷え込みから、国・地方の財政を直撃し、税収の柱である法人2税、法人事業税、法人住民税は減少に転じたといわれています。21年度以降は所得の減少、失業者の増加、固定資産の評価替えなどによる減額、個人住

民税にも深刻な影響が出ると思われます。景気の回復の糸口も見えない中、私たちの地方も財政悪化を未然に防ぐ努力をしなければならないと思ひます。

今以上に事業の見直し、効率的な事業体制づくりや行政コストの見直しを行い、地方税の先食いといわれる臨時財政対策債の発行をいかに少なくして、健全な予算編成を考えるべきだと思ひますが、市長の考えを伺ひます。

次に扶助費の増加への対応でございますが、21年度の予算編成で人件費6.3%の減少、物件費の1.5%の減、維持補修費の5.5%の増、扶助費の5.4%の増、公債費の5.9%の増加などとなります。特に扶助費の伸び率が高く、年々増加することが考えられます。

21年度より景気悪化による交付税の減少、生活保護家庭の増加、子どもの医療費無料化、介護保険等、高齢者医療費などの増加が考えられます。

社会保障関連の事業の縮小は住民の理解を得にくく、市また市長のマニフェストにある公約にも国の制度に基づく事業が多いため、市の判断で、この難しい扶助費の増加に対し、どのように考えて対処するのか、伺ひます。

次に地域活性化・生活対策臨時交付金についてであります。国と地方財政の三位一体改革による交付税の減額、市場主義の導入による格差社会、米国の金融危機に端を發した100年に一度といわれる不況の波も押し寄せています。この不況に対して、政府は地域活性化・生活対策臨時交付金の支給を考え、北杜市にも交付され、先の臨時議会で6事案が提案されました。可決をし、21年度の繰越明許をされました。この事業は、地域活性化が主な目的であります。この取り組みについての考えを伺ひます。

次に、2つ目の大きな質問をいたします。格差の是正についてであります。

合併して4年が過ぎ、これからが本当の輝く北杜市の構築を考えていかなければならない正念場であります。それには、依然として根強い旧町村単位の意識改革による地域格差をどう解消していくかが、喫緊の課題ではないかと考えます。そこで今、地域に起こりつつある問題など、いくつか質問をしたいと思ひます。

はじめに、上水道における各地域の使用料の統一についてであります。

合併当時の最大の課題であった、簡易水道の統合による料金格差はそれぞれの自然条件や地域による取り決め等でバラバラであり、統一化には相当の時間を要するものと考えておりましたが、統一化に向けた市の取り組みは先般2月24日、議員協議会の折、すでに設置されている簡易水道運営委員会での経過報告で、白州、武川地区と他の6町の2本立てでいくという説明は受けたところでありますが、その実施時期はいつごろとするのか。また、将来的には全市均一料金にしていく考えはあるか、伺ひたいと思ひます。

次に、下水道の加入推進と未整備地区への対応についてであります。

北杜市財政を逼迫させている原因の1つである下水道債の償還は、合併前からそれぞれの旧町村で実施してきた事業債と、合併してからの事業実施による事業債の償還によるものが主であると推測され、整備された地域での加入推進は、施設の維持管理や環境整備の面からも、加入戸数増加を最優先しなければなりません。市は広報ほくと2月号で、加入推進について掲載していますが、未加入者全戸に周知するような方法とは思ひません。加入率の低い地域には、各戸訪問を行うなどの未加入者全戸に周知する具体案を示してほしいが、いかがか伺ひます。

下水道には環境浄化面、浄化推進面からも早急な市全体への整備計画が必要であると思ひますが、未整備地区住民への対応はどのようにしているのか伺うとともに、今後は無理のない整

備計画を策定した中での推進を望み、その方策を伺います。

次にゴミ減量化に伴う分別収集等の住民への周知と、資源ゴミなどによる収入の地域還元についてであります。

地域環境やゴミ減量化については、先にわが会派である風間議員から昨年、質問が出ている資源ゴミの収集に伴う収益の一部を直接、自治体に還元できないかとの質問に検討すると答えていましたが、その後、当局ではどのような検討がなされたか、伺います。

今、それぞれの地域での分別や収集方法に関して、地域差があるように思われます。ゴミ減量化に伴う住民への周知はどのようにしているのか伺うとともに、資源ゴミなどによる収益の還元は、よい意味での地域育成に必要であると思うので、早急に実施できないか伺います。

次に、県道および幹線道路等の改修整備についてでございます。

道路整備は、地域経済に欠かせない重要な課題であります。特に北杜市は広大な面積と豊かな自然の中で、集落と集落を結ぶ幹線道路の県道は、その生命線とも言えます。若神子箕輪新町線、高根長坂線、葦崎茅野線、他にも改修・改善を待つ道路がたくさんあると思われます。私の出身地である須玉町内でも、若神子新町と日野春駅間は北杜高校生の通学路でもありますが、歩行者用道路がなく、接続する周辺の道路の整備が進み、大型車の通行量も多くなり、大変、危険な状態であるため、関係地域で最近、県へ改修を要望したと聞いております。また、須玉総合支所北側の湯沢東漸寺線の西側にかかる橋梁は、通行止めから2年にもなりますが、まだ改修されず、地域住民の日常生活に欠かせない道路であるため、大変な不憫を余儀なくされております。このようなことは、各地にあると聞いております。市としては、県に早急に改善してもらえようような要望をどのようにお願いしているのかとともに、市として単独でしなければならない箇所については、迅速な対応をすることを求め、現況を伺います。

次に、保育園の管理と安全対策でございます。

最近の世相を反映してか、新聞を開くと殺人や暴行、自殺者の急増といった凶悪な犯罪や事件の記事が掲載されていない日はなく、園児や小学生の子どもを持つ保護者には通園・通学など気の休まる日はないくらいであります。特に保育園は安全面で、近代施設の整っているところと設備の老朽化等により未整備のところも目立ち、安全や防犯面からも各保育園には、大変な格差があると思います。すぐに近代設備にすることは大変だと思いますが、早急に対応しなければならないことだと思います。

そこで今、園の統廃合に関しては、どのように考えているのか、伺います。また、今すぐできる提案として、青少年育成北杜市市民会議等と連携し、園内外の見回りボランティアを募集し、不審者などの侵入防止等の協力をお願いし、各保育園の安心・安全を確保する考えがあるか、伺います。

次に、小中学校児童生徒の減少に伴う各学校間の教育環境の格差と、今後の統廃合計画についてでございます。

最近、近所では、なかなか子どもの遊ぶ声が聞こえなくなりました。高齢化率が上昇して、子どもの数が極端に減少しているからではないかと思えます。当然、小中学校にもその影響が表れているものと思われます。

増富小学校は今年3月に卒業生がなく、4月の新入生もない、在校生7名の学校で、子どもたちは頑張っております。しかし2年、3年後にはさらに深刻な状況となることが予想され、考えていかなければならないことがたくさんあると思えます。

このように生徒が少ないところも多いところも、それなりに教育現場では考えていると思いますが、北杜市全体のそれぞれの学校間には教育環境の格差がどんなところで、どのように出ているのか、伺います。また併せて、すでに立ち上げられている小中学校適正規模等審議会の審議経過では、小中学校の統廃合は必要であると示されましたが、それを受けて、市としてはどのように計画推進をしていくか、伺います。

最後に旧町村単位で行われている地域イベントの総事業費と、また今後のイベントのあり方について、お尋ねいたします。

夏の夜空を焦がす打ち上げ花火は、日中の暑さから開放されるような清々しい気持ちにさせてくれると同時に、その地域の力強さを感じさせてくれ、夏の風物詩としても魅力的であります。しかし、昨年もそうでありましたように、各地域で開催されているイベントに、いまや必ず花火が付いており、また工夫を凝らした催しも多く、準備などにそれぞれ相当苦勞をしているものと思います。

しかし、このイベントをもう少し、どうにかまとめることができたら、もっと素晴らしいことではないかと考えるところであります。これには、それぞれの地域エゴを捨てた中での話し合いができれば、大変よいことだと思います。今、地域委員会を中心に、そのことが進んでいるやに聞いておりますので、その進捗状況と北杜市としてのイベントを考えているか、お聞かせください。

以上、さまざまな面での格差について伺ってきましたが、白倉市長はふるさとは1つと、よく言われております。公平・公正で一体感のある北杜市づくりに向けて、明確な答弁を求めます。よろしくお願ひいたします。

以上、北清クラブの代表質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

一歩離れ二歩離れずの北清クラブの姿勢のもとに激励をいただき、大変ありがたく思います。全力で頑張っている決意であります。

まず平成21年度当初予算について、いくつかご質問をいただいております。

最初に地方交付税、ならびに臨時財政対策債についてであります。

国が平成21年度地方財政計画において、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税1兆円を増額したことから、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税の額は約21兆円となり、平成20年度に比べ約2兆7千億円の増となりました。この結果、本市の平成21年度当初予算における地方交付税の額は106億5千万円で、臨時財政対策債は13億円を合わせた実質的な地方交付税の額は119億5千万円となり、平成20年度予算に比べ、8億7千万円増えております。この臨時財政対策債は、国が財源不足になった場合に、個々の地方公共団体に市債という形で立て替えさせ、後年度全額を地方交付税として補てんするという仕組みで、地方に新たな負担を生じさせるものではなく、地方交付税の振替措置であることから、国では実質的な地方交付税としているもので、財政健全化の判断指標である実質公債費比率などに悪影響を及ぼすことはありません。

しかしながら、景気後退が続く中、市税収入は市民2税の落ち込みが激しく、明年度評価替えが予定されている固定資産税の減額も加わり、本年度と比べ5億6千万円もの減額が見込まれる一方、介護保険関係経費や高齢者医療費などの社会保障関係経費の増額に加え、過去に発行した市債償還のための公債費などの義務的経費の増加が見込まれていることから、本市の財政は引き続き厳しい状況となっております。

次に扶助費についてであります。

平成21年度当初予算における扶助費は16億4,349万5千円で、乳幼児医療費の窓口無料化の拡大や障害者福祉サービスの給付費の増加などにより、平成20年度に比べ1億1,129万1千円、約7.3%の増加となり、歳出を性質別に見ますと、最も大きな増加率となっております。

このような扶助費などの事務的経費の増加に対応するため、平成21年度予算の編成にあたっては、歳入・歳出の両面において、あらゆる努力と工夫を重ねるとともに、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めましたが、それでもなお、厳しい財政運営を強いられることとなり、基金からの繰り入れを見ますと、本年度に比べ、4億5千万円と大きく減額したものの12億円をも取り崩しを余儀なくされたところであります。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金についてであります。

地域活性化・生活対策臨時交付金は、国の第2次補正予算によるもので、地方公共団体が生活対策や地域経済対策のために行う生活支援や地域活性化に資する事業に対し交付され、本市には7億3千万円余りと、県内他市に比べ、大変、厚く交付されることとなり、大変ありがたく思っております。

なお、特別交付税も平成20年度、10億4千万円余と、ありがたい数字の内示がありました。本市におきましては、防災行政無線の統合整備を図るための実施設計費1,500万円をはじめとして、市立病院の医療機器の導入や更新に要する費用3億5千万円。雇用促進住宅の購入費2億7千万円および、地域活性化のための商品券の発行に対する補助金500万円などです。6事業を合わせて8億4,500万円の補正予算を、本年2月の臨時議会において、ご議決いただいたところであります。一部、年度内執行をしたものを除き、明許繰越を設定いたしましたので、ほとんどの事業は平成21年度に執行することになっております。

次に格差の是正について、いくつかご質問をいただいております。

最初に上下水道における各地域の使用料金を統一するについてであります。北杜市の水道事業は、投資額等により水道料金に大きな差が生じております。合併協定項目では、できる限り早期に地域的な統一を図るとしてあります。そのため市民負担の公平性を確保し、水道事業の安定を図っていくことが重要な課題でありますので、昨年6月、料金統一に向けた水道料金および水道加入金の改定について、簡易水道運営委員会に諮問したところであります。現在まで8回の委員会が開催され、議論が重ねられておりますが、5月末までには答申をいただくと聞いております。今後、答申の内容を尊重し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から、ご答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校児童生徒の減少に伴う各学校間の教育環境の格差と、今後の統廃合計画についてであります。

20年度学校基本調査が行われました、平成20年5月1日における北杜市内の小中学校の児童数は2,433人、中学校の生徒数は1,495人となっております。北杜市教育委員会の推計による平成29年度の北杜市における児童生徒数は児童数1,675人、生徒数1,028人と予想しており、小中学校ともに約31%減少すると見込まれております。国における小中学校の適正規模は、小学校1学級40人以内、1学年2学級から3学級。中学校では1学級40人以内、1学年4学級から6学級とされております。また、平成19年3月に山梨県小中学校適正規模検討委員会が示した望ましい学校、学級の規模では、小中学校とも1学年2学級以上、1学級20人以上となっております。北杜市小中学校適正規模等審議会における学校、学級規模については、県の検討委員会と同じであります。

本市における本年度の小中学校の状況は、小学校においては15校中、各学年2学級配置できるところが2校。一部、2学級のところは2校となっており、ほか11校は1学級の編成となっております。また、中学校においては各学年3学級の学校が2校、2学級が3校、1学級が4校となっております。本市においては、国の基準を満たす学校は小学校2校のみとなっております。

小規模校のメリットとしましては、児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな指導ができること。児童生徒の個々の特性が把握しやすいことなどが挙げられます。デメリットとしましては多様な考えや意見を出し合い、学び合う側面が弱くなることや人間関係の固定化や集団生活における社会性の醸成が図りにくいなどが挙げられると思います。さらに中学校では教科担任制を採用しており、小規模の学校では十分な教科担任の配置がされない状況であります。

部活動においても、ある程度の生徒数がないと設置できる種目が制限されてしまいます。このように市内の多くの小中学校は小規模校となっており、児童生徒の活動が十分にできない状況があります。適正な規模の学校で学んでいる児童生徒と比較すると、社会性を育む側面や中学校における教科担任といった、教育環境に制約を受ける格差が生まれることも考えられます。

今後の小中学校の統廃合の計画であります。小中学校適正規模等審議会の答申が3月末に出される予定となっております。地域住民、保護者の皆さんに答申内容をご説明し、ご理解を得ながら、小中学校の統廃合について推進をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

旧町村単位で行われている地域イベントの総事業費と、今後のイベントのあり方についてであります。

各地域委員会では、市民が市と協働して、よりよい地域づくりを行い、市政が市民の身近にあることを補償するため設置されております。地域の活性化を図るための方法の1つとして、地域委員会予算使途提案事業があり、その中で地域活性化イベント計画をしております。

旧町村から引き継がれ、平成20年度に地域委員会予算使途提案事業で実施した主な地域イ

ベントの総額は7,610万5千円となり、使途提案事業の約55%を占めている状況にあります。

市といたしましては、地域のイベントは地域住民の連携や一体感を育む方法として大切なものとして捉えておりますが、合併による市としての一体感の醸成を図るため、各地域委員会においてイベントの統廃合など、検討を進めていただくようお願いしてまいりました。

その結果、昨年12月開催の北杜市地域委員会連絡協議会において、高根ふるさとまつりと長坂町のオオムラサキまつりが、平成21年度は合同で開催となることが両地域委員会から報告されました。先行事例として、各地域委員会での合同開催が進むことに期待をしているところであります。また、市としてのイベントの考え方につきましては、地域委員会をはじめ多くのご意見を伺う中で、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

保育園の管理と安全対策についてであります。

最初に管理についてであります。市内には15の市立保育園があり、園長を中心に管理を行っております。園内の清掃は毎日職員が行っております。普段、手のまわらない周辺につきましては、保護者による草刈り等を年2回程度実施し、樹木につきましては、消毒や高木の伐採等を委託して、管理をしております。遊具につきましては年1回、専門業者に点検を委託し、緊急を要する場合には、その都度、修理を行っております。

また衛生面の管理につきましては、感染症対策マニュアル、衛生管理マニュアル等により対応するとともに、毎日園児の健康状態の確認と報告を受け、不測の事態に対応できるよう努めております。

次に安全対策についてであります。不審者対応マニュアルにより、各園において実践的な防犯訓練を年数回実施しており、日常から危機管理に努めるとともに、児童に対しても集まりのときにお話をしたりしております。

防犯設備については、全保育園で来園者の確認のためのインターホンやサスマタの設置、夜間は警備委託による防犯体制がとられております。また火災報知機の設置もされており、避難訓練は毎月行われ、緊急時通報の体制も整っております。園内の安全については、ボランティアによる見回り等、地域の危機管理意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携し、安心して保育ができる環境づくりに努めたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えします。

格差の是正につきまして、いくつかご質問をいただいております。

まず、下水道への加入推進と未整備地区への対応についてであります。

市の水洗化率は平成20年3月末現在で、公共下水道は71.0%、農業集落排水事業は73.5%となっております。下水道事業は、供用開始区域内の市民が下水道に接続することによ

て、はじめて公衆衛生の確保、公共水域の環境保全など、下水道の公共的機能が発揮されるものであります。したがって、供用開始区域内の市民が積極的に下水道へ接続できるような環境を整えることが重要と考えております。

未接続世帯の状況は高齢者世帯、経済的状況などさまざまですが、速やかに接続してもらうためには、市民一人ひとりに対し、下水道の必要性などの理解を得ることが必要と考え、広報紙やCATV、回覧などで周知を図ってまいりました。今後も市民の理解を得るため、積極的に周知活動を行ってまいりますが、市民の実情に応じて下水道課のみならず、まちづくりや住宅、環境などの関係部局と連携した取り組みを検討することも必要であります。引き続き、未接続世帯の実情を把握するための戸別訪問を実施するとともに、接続促進マニュアルの策定など、接続促進のための方策を検討し、計画実行してまいりたいと考えております。

未整備地区への対応につきましては、地域の実情に即した処理方法の選択、さらには事業認可計画の見直し、財政状況を考慮する中で、長期的視野に立った事業の実施などの下水道事業見直し計画を平成21年度に策定いたしますので、この見直し計画を基本に未整備地区への対応に努めてまいりたいと考えております。

次にゴミ減量化に伴う分別収集等への住民への周知と、資源ゴミ等による収入の地域還元についてであります。

現在、ゴミ処理量は減少傾向にあり、平成19年度には前年対比97.3%、183トンの減量化が図られ、平成20年度は本年1月までの実績から前年対比95.5%、約296トンの減量を見込んでおります。資源化率につきましても、本年度から新たな資源物としてミックスペーパーを導入し、また市内の資源物の分類を統一したことにより、前年対比、約106%、141トンの増加を見込んでいるところであり、市民の皆さまの取り組みの成果が表れてきているところであります。

ゴミ減量化に伴う分別収集等の住民への周知につきましては、年度当初に総合支所単位で各行政区に対し、ゴミの分別についての説明会等を行っております。また、昨年8月から市内の行政区や団体等を対象に、市の職員が直接出向いて説明を行うゴミ分別出前講座をスタートさせたところであり、今後も各行政区への説明と併せて実施してまいりますので、市民の皆さまにこの制度を大いに活用していただけるよう、お願いしたいと思います。

次に、資源ゴミ等による収入の地域還元についてであります。

資源物につきましては、現在14品目について、市民の皆さまに分別の協力をお願いし、年間約2,200トンの資源物を処理しているところであります。これらの資源物の中には有償で売却できるものと、逆に処理費がかかるものがありますが、平成20年度の資源物売り払い収入予測として、約1,300万円を見込んでおります。しかし、同時に資源物の収集、運搬、処理経費として約7千万円が見込まれるところであり、差し引き約5,700万円の経費がかかる状況であります。

また、資源物売り払い収入の地域への還元につきましては、市内に点在する約400カ所のステーション回収状況と品目ごとの排出量の把握が非常に困難なことから、回収実績に応じた適切な地域配分方法が見当たらない状況であります。

昨年末から金融危機が本格化し、世界的な景気後退を迎える中、あらゆる資源の需要減により、特に鉄スクラップ、プラスチック等の価格が急落し、北杜市の資源物の売り払い収入も来年度以降、大幅に減収する見込みであります。このように資源物売り払い収入の地域への還元

は、その配分方法や経費等の状況から困難であると考えますので、実情を考慮していただき、ご理解をいただければと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

坂本静議員の、北清クラブの代表質問にお答えします。

県道および幹線道路等の改修整備について、いくつかご質問をいただいております。

最初に主要地方道、茅野北杜葦崎線の須玉町若神子新町から日野春駅までの歩道設置についてであります。本年1月に若神子新町区長より市に要望がありましたので、県に要望いたしました。この路線は、北杜市地域における主要な骨格道路として、昨年開通しました穴山バイパスや現在、通学路である日野春駅前や日野春小学校前の2カ所において、歩道設置の事業が行われており、重点的に整備が進められています。市では、未歩道区間についても事業化されるよう、引き続き県に要望してまいりたいと考えております。

次に市道湯沢東漸寺線の氏神橋架け替え工事についてであります。用地買収が完了しましたので、2月下旬に橋梁の下部工を発注したところであります。平成22年5月までに完成させ、諏訪神社御柱の祭典には供用開始する計画で進めております。

次に県の早急に改善する個所の要望の対応についてであります。地区から緊急性のある要望を受ければ、市はその都度、管理者である県と現地確認の中で改修等の必要性を説明し、地域住民の安全確保のため、早期対応をお願いしているところであります。

次に市の幹線道路等の改修個所の対応についてであります。市道の側溝、路側、舗装等の維持・修繕は職員のパトロール、また地区からの連絡を受け、各総合支所と現地を確認する中で緊急性・重要性などを考慮し、迅速な対応に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

○8番議員（坂本静君）

はじめに下水道の関係ですけれども、今、お答えはるる、いただきましたけれども、未整備地区がいくつかあると思うんですけれども、その未整備地区の場所について、お知らせをいただきたいなと思います。

やはり、北杜市、昨年、3つの素晴らしい源流というようなことで、この釜無川、そして富士川、それから駿河湾に注ぐ大変、重要な水の源であるというような観点からも、やはり北杜市としては、一番最上流にある市として、こういうふうな環境面を整える意味で、大いにこういう点は推奨して、下流域にもそういうことを反映させるような形で進んでいただければと思いますので、その未整備地域をお知らせいただきたいと思います。

それから道路関係でございますけれども、高根箕輪新町、それから長坂に抜けているふれあい支援道路について、これはいよいよ長い間、ブランクがあったんですけれども、着工されたようでございます。この未整備地区の完成予定、今の進捗状況と供用開始予定が分かりましたら、お知らせをいただきたいと思います。

それから小中学校の統廃合の件でございますけれども、先ほど大枠の説明をいただきました。各学校の教室数、児童数ですね、そういうことは伺ったんですけども、私も質問で述べたように、難しい問題ではございますけれども、わが須玉地内の増富小学校ですね、この学校は先ほど述べたように、この春は動きがないと。そして7名の児童数になっていると。その中で教員数が6名、それから職員数が8名ということで、これも1つの学校を維持していくためには、児童数よりも教職員が多いという現象が出ているわけでありまして、これも本当にしっかりと、早急に対応しなければならない問題。父兄との、そして子どもたちとの、また地域とのいろいろな相談をする上で、そういうことになろうと思っておりますけれども、これは本当に緊急を要して、先ほど教育長が述べたように、小学生、非常に発達において重要な時期であるということを見ますと、やはり多くの仲間とまた、多くの地域の人と接触をしながら、子どもが健全に育つということが大事ではないかなという観点を持ちまして、以上3点ほど再質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

下水道の未整備地区はと、具体的にというご質問でありました。

整備計画に含まれておりまして、まだ未整備となっている地域の主なところでありますが、大泉町の石堂地内、それから小淵沢町の篠原の森等が主な未整備地域でございます。

○議長（秋山俊和君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

ふれあい支援農道の進捗状況と完成予定ということでございますけど、平成19年度までに国道141号主要地方道、北杜長坂八ヶ岳公園線および太陽光発電研究所施設、市道長坂駅渋沢線付近まで、完成しております。平成20年度には甲川付近、中央自動車道西側、主要地方道 茅野北杜葎崎線の接続部分を施行しております。今後、中央自動車道アンダーパス付近の工事が主体であり、平成23年度に完成の予定でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

お答えします。

増富小学校の件についてでございますけれども、議員お尋ねのとおり、現状で申し上げますと1年生が1人、2年生が1人、3年生2人、4年生2人、5年生1人、全校児童計7人でございます。1年生につきましては複式の学級が形成できませんので、1年生が1クラス、2・3年生3人で複式学級。4年・5年3人で複式学級。全校7人、3クラスという規模でございます。

学校長を中心に、熱心に教育活動を行っているわけでございますけれども、今後につきましては、先ほどの小中学校適正規模等審議会でも議論をさせていただいているところでございますけれども、その中でも特に小規模校でございます保護者の皆様のご意見を聞くという意味で、2月26日夜、学校関係者、それからご父兄の方も集まりいただきまして、ご意見を伺ったところ

でございます。その中身および、そのときに出た内容ですね、それにつきましては、次長のほうから答えさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

今、教育長のほうでご説明したとおり、2月26日に増富小学校のほうへおうかがいして、ご家族中、4家族、7人の児童の家族ですが、4家族が集まりまして、今後の状況について、お話し合いをいたしました。

その結果、平成21年度の子どもの児童の数は7名、平成22年度8名。ただし、平成22年度の1年生に入学する2名のうち1名は、現在、お兄さんが須玉小学校のほうへ通っているということで、その子どもも須玉小学校のほうへいくというような状況でございます。そんな中で、平成23年になりますと、この中の1家族が2名の児童を、この学校に通わせておるわけですが、実は23年には葦崎のほうに引っ越したいというようなことを、その場で申されました。ついては23年度になると小学校、6年生が2名のみというような状況も考えられる状況だということでございます。その中で、審議会の中でもお話したとおり、そういった部分で答申が出されるのであれば、保護者としても、今後、考えていかなければいけないというような状況でありました。そのような状況でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君の質問が終わりまりましたので、これから関連質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

関連質問としまして、臨時財政対策債の件につきまして、お伺いいたします。

市長は実質的な交付税と位置づけとする臨時財政対策債は、交付税の足りない部分を自治体に起債として借金をさせ、将来的にはこの返済時に交付税として全額を国が負担するということを説明されました。私は、この臨時財政対策債を駄目とか、いいとかということではないんですが、この今、100年に一度の不況というときに、今後2年、3年、4年と、税収が入らなければ、もともと交付税というものが地方には配布されないわけなので、そのときに、今までのように交付税の先食いとして、これをどんどんやっていって、これは国のやることなんで、地方がどうのこうのではないんですが、例えば、これが、交付税全体が増えていかなければ、地方に、市債として借金をしたのを、国に返さなければならぬというときになって、これが果たして続くかどうかということを私は懸念して、ある新聞とか、いろいろの国の方たちも、このような先食いのことをやっているとかが問題になっておるわけで、北杜市でも今度、臨時対策債で、13億円組みましたよね。基金取り崩しも、たしか12億円、取り崩したと思います。これをこのままやっていったときに、元利償還金までを返すときの時代になって、国が、なおかつ景気が回復されないときには、国の借金ではなくて、地方の借金ですよ、市債は。そのようなときに、予算編成をどうやっていくかと。そのときに、市税もなおかつ景気が悪いときには、市にも借金がどんどん増えていくわけでありまして。そのときには、なおかつ景気が悪ければ、業者、企業には還付金などに対して、それも返さなければならぬと。なおかつ、市の財政は厳しくなると。そのような点で、どのように今後、予算

編成をしていくかということをお聞きしたいと思います。

それと地域活性化・生活対策臨時交付金の件なんですが、私はこれは地方を活性化するための資金でありまして、これを全部、市の業者に早く言えば、指名入札でないんですが、そのような格好で、市の業者に対策金を使えるようなことの方策を考えたかどうかということを考えておりますが、例えば医療機器の3億5千万円というような金になりますと、市にはそのような業者はおりません。そういうときに、その3億5千万円をどういうようにやるかといったときに、やはりJVを組んで、市の業者も参加をさせて、病院へ納入機器の参加をさせたらどうかと。そのようなことを私は考えていると思いますが、そのへんもお伺いしたいと思います。

次に扶助費の増加の件なんですが、北杜市は7.3%の増ということをお聞きしました。なるほど、これは増加するということが、少子化対策に医療の無料化とか、児童手当の増加とか、国の制度による制度で、なかなかそれを減額するということが難しいわけなんですが、そのへんのところはしょうがないということなんですが、一方では、病院の医療抑制策の1つであります療養病床の削減というものが、今回、出てきました。なるほど、それは医療費を削減することは、私も認めておるんですが、例えば塩川病院、甲陽病院の療養病床を減らしていったときに、その人たちをどこへ、早く言えば介護施設とか、そういうところへ在宅医療にも入れなければならないと思います。しかしながら核家族化、老老介護、共働きでそのようなことが非常に難しい。現状では、療養介護の難民が出てくるのではないかというようなことが考えられます。そのへんのところも増加、なおかつ医療費を減らさなければならないではないかという、相反する問題が出てくるわけなんですが、このへんのところも、行政ではどのように考えていくか、ご質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、坂本議員の関連質問にお答えさせていただきます。

まず、臨時財政対策債の関係でございますけども、先ほど市長が答弁したとおり、交付税の振り替え措置がございます。簡単に言いますと、当然、国のほうで面倒をみってくれるということで、有利な起債であることは間違いございません。一般の家庭の財布で考えますと、国のほうから給料を支払うんだけど、その給料が支払われないということで、とりあえず、自分で借金してくださいよというふうな考えでございます。その中で、いわゆる、その借金の返済分については、翌月から支払いますよということで、これは制度でございますので、ほとんどの地交体で、この臨時対策債を活用しているということでございますので、いずれ有利な起債でございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

それから、次に地域活性化・生活対策臨時交付金の関係でございますけども、これにつきましては、国の第2次補正予算で、いわゆる地域の活性化のために使用するということが、いただきました。これにつきましては、当然、事業でございますので、指名競争入札で行うわけでございますけども、それにつきましては、市の方針とすれば、当然、地産地消の考えでございますので、地域の業者の皆さんに、この事業をしていただきたいと。しかしながら、大きな事業につきましては、高額な事業でございますね、これにつきましては、市の業者ができない部分がございますが、JVを組んでまでする事業かどうか検討させていただいて、今後、地域の業者の皆さんに仕事ができるように検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

すみません。答弁漏れがございました。

扶助費につきましては、当然、生活保護や高齢者、障害者等の社会保障の経費でございますので、年々増加する傾向でございますが、これを極力、法令関係で定めておりますので、抑えるわけにもまいりません。しかし、これにつきましては他の、いわゆる経常経費を削減する中で、シーリングをかける中で、その中で経費を捻出したしまして、扶助費のほうに、できる限り、このお金をまわしていきたいというふうな予算編成をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

扶助費の関連でしょうか、療養病床の削減の、その受け皿はというふうなご質問をいただきました。

これにつきましては、平成18年に介護保険法が改正になりました。この介護保険法の改正の大きなものの中には包括支援センターの設置、あるいは地域密着型施設の建設等が入っていました。これはこういった療養型の病床から地域へ、今、施設利用者が帰ってくる、そういったための受け皿として、そういった方の相談に乗って、そして家庭でということで、住み慣れた地域で生活ができ得るようなことで、国のほうでも、1つの方向転換がされたように思っています。そういった意味で、これからは地域包括センターの職員と一緒に相談をしながら、家庭の中で、地域の中で生活ができ得るということで、家庭あるいは地域密着型の施設が、その受け皿になっていくものと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

3つほど、質問させていただきます。

まず最初に保育園の管理と安全対策なんですけど、先ほど見回りをボランティアでしているということだったんですけど、15カ所の保育園のうち、何カ所ぐらいがボランティアの方たちが見回りしているか、ちょっと参考のために教えていただきたいと思います。

それから2つ目に、下水道の接続なんですけど、実はこれ、私も接続を開始と同時にさせていただいたんですけど、今、先ほど説明がありましたように、高齢者の方とか、生活保護を受けている方、それはもちろん理由は分かるんですけど、私が接続したときには、衛生委員さんが来まして、どうしてこんなに早く接続するんだ、大変お金がかかるんだよという話を聞きまして、私もたぶんお金が3倍、4倍くらいはかかるんですけど、私が見ている範囲では接続できるのにしない方が結構多くいるんですよ。聞きましたら、そんなに慌てることはないというようなことを申しますので、先ほど21年度から、また計画を見直してということもありませんが、そういう方たちについては、広報とか回覧でいくら言っても、接続する家庭にはならないと思いますので、その件についても質問させていただきます。

最後にですけど、ゴミ減量化に伴うことです。

年度当初に役員さんには説明しているようですが、私たちの地域の場合は第3日曜日に毎週、資源ゴミを出している日なんですけど、私も毎週は行っているんですけど、役員さんがほとんど分からなくて迷っている状況なんです。一度、市の職員に来ていただいて、お話をいただいたんですけど、なかなかゴミ収集は難しくて、日曜日にするたびに、職員に常に来てもらうわけにもいきませんので、この出前講座をしているところがあるということなんですけど、それは大体、去年の状況で何カ所ぐらいが、その出前講座をしているか。それから各地域に役員さんがいると思いますけど、その人たちに徹底した指導をしていただきたいと思うんですが、その件について、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

答弁の中で、ボランティアによる見守り等ということをお願いしたんですが、これにつきましては、保育所におきましては、小中学校のようなスクールガードというふうな制度はございません。そんなことで、現在、ボランティアをお願いしているというところはございません。そういう中でお答えしたのは、地域の人たちの連携を図りながら、そういうことをしていきたいと、こういうふうなことをございます。

保育園の場合は、保護者の方が園まで送ってこられるということが基本でございます。そんなことですから、園の周辺につきましては地域の方々の目配りであるとか、気配りをお願いするということが基本としておりまして、運動会などには保護者の方以外にも、地域の方もお招きをしながら、保育園のご理解をいただきながら、気配りをさせていただいているというのが現状でございます。そんなふうな対応ですが、ひとつよろしくをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

3点ほど、ご質問をいただきましたが、まず下水道への接続促進についてでありますけども、先ほどの答弁でもさせていただきましたが、広報紙やCATV、回覧等で周知をしているところですが、これと合わせて、今後、未接続世帯への実情把握のための戸別訪問等も進めながら接続促進を図っていききたいと思います。

それから資源ゴミの出し方の中で、出前講座を開催したようだがというご質問でありました。これまで5回ほど出前講座を実施いたしまして、138名の方々が、これに参加をいただきました。地域で、なかなか資源ゴミの分別等がうまくいかないということでもありますけども、今後もそれぞれの地域に環境委員さんがおられますので、環境委員さん方にもそういった周知をしながら、スムーズな資源ゴミ、あるいは一般廃棄物等の収集運搬ができるよう、していきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

先ほど抜けてしまったんですが、地方交付税が106億円、臨時対策を13億円、119億

5千万円で、市の財政276億7,500万円のうちの119億5千万円が地方交付税ということですが、本年度、景気対策で、景気が悪くなった時点で、企業には急激な悪化の関係で、どのくらい還付金を企業等に返すか。そのへんがどのくらいかお聞きして、なおかつ還付金にはどのくらいの利息を付けて返すか。そのへんをちょっと、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

坂本議員の質問でございますが、法人税の還付のことだと思います。平成20年度におきましては、いわゆる予定納付で中間申告されますと、決算で、いわゆる業績が悪ければ、法人税がなくなるということでございますので、その分を還付するというので、1億7千万円余の金を還付いたしました。その中で、21年度につきましては、どうかというご質問でございますが、まだ未確定の要素がございますので、ここで答えするわけにもいきませんが、当然、減ってくることは間違いございませんので、おそらく補正予算の中で還付の対応をしたいというふうな考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

市では、還付金に付ける利息はどのくらいの金額を、何・何%かは決まっているんですか。そのへんのところを。

○議長（秋山俊和君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

還付金の率でございますが、今、手元に数字を持っておりませんので、あとで答えをさせていただきますと思います。

○議長（秋山俊和君）

ほかにございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

柴井総務部長から、説明がございます。

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

先ほど北清クラブ、坂本治年議員の関連質問の中で、還付金の率ということでございます。還付加算金の率につきましては平成20年1月1日から、4.7%であります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、9番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

リーマンショックに端を発した金融恐慌により世界中が不況の波に飲み込まれ、わが国の基幹産業である自動車や電気など、大企業でとってさえ、その想像をはるかに超えた、過去に例を見ないほど厳しい時代に突入しています。この影響を受けて、国・県・地方公共団体の歳入は激減し、財政運営はますます厳しくなっております。

多くの人々が不安を抱えている先の見えない、この経済情勢の中、平成21年第1回北杜市議会定例会の冒頭において、市長より市政全般にわたる所信表明がなされました。極めて厳しい運営を迫られる中で、締めくくりの部分、黙っていても国、県はなんとかしてくれるだろうという時代は終わったと。前例がなくてもやる、大胆な提案が求められる、まさにベンチャー自治体として、北杜市の特徴を全面に出し、失敗を恐れず、果敢に挑戦し、全力で市政運営にあたり強い表明がなされ、その決意のほどに敬意を表するものであります。

本市には、優れた手腕を持つ行政職員がおおぜいおります。知恵と勇気を出して、この難局に立ち向かうことを願うとともに、将来に希望ある北杜市となるよう、議会もその責務を果たすべく、また市民フォーラムも決意を新たにしたところであります。

私は市民フォーラムを代表して、次の3項目について質問いたします。

まずはじめに、財政運営についてであります。

本市の財政は冒頭述べましたように、日本経済の急激な悪化の影響を受け、厳しさが増すばかりであります。本年度の当初予算を見ると、総額276億7,500万円余りと、前年度とほとんど同規模となっておりますが、歳入において税收を中心とする自主財源が前年の100億円から89億円と、約10億円以上の大幅な落ち込みになっております。また歳出においては、公債費が地方債返還のピークを迎えるため大幅に増加し、歳出構成比の21%を占めるとともに、扶助費の伸び率が高く、トータルで義務的経費を押し上げるとともに、本市の財政の硬直化がさらに進む結果となっております。これらを受け、本年度の当初予算も前年同様、基金の取り崩しによって編成せざるを得ない状況となっております。したがって、財政健全化に向けては、より一層の財源確保となる歳出削減が求められます。また、これらを実行するためには、さらなる市民の理解と協力を仰がなければなりません。この観点で、以下、伺います。

1つとして、将来の北杜市にとって重要な事業の財源として、市が発行する公募債、いわゆる市民債による資金調達を行う考えはありませんか。このことは財源確保と併せ、市の事業への市民参加につながり、市と市民の協働の実践と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目として、北杜市の未来を切り開くため、限られた財源を有効活用することが大事であります。平成21年度の事業で、少子化対策として導入される第2子以降の保育料無料化は保

育料の前年度当初予算の比較において、約1億円もの保護者負担減となり、子育て支援としては対象者にとって、大変魅力ある政策です。この必要性を否定するものではありませんが、子育て支援は、本来、子どもの成長のさまざまな過程で、公平が確保される中で実施し、トータルとして支援効果が得られ、また市民の理解も得られるものとすべきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に教育問題であります。

学習指導要領が改定され、小学校は平成23年度から、中学校は24年度から全面实施になると聞いております。平成21年度は移行期間として、実質的には新指導要領に基づく教育がほとんど実施されるといわれております。このことに関して、学校や先生方への周知、指導はどのようになされているのでしょうか。

また、新指導要領を実施するにあたって、施設などに問題はないでしょうか。具体例を挙げれば、中学校の保健体育で必須化される武道などの施設のことであります。

2つ目、以前から要望が出ている小学校のスクールカウンセラーについては、新年度の県の事業で特定地域へ配置されると聞いておりますが、本市への配置は予定されているのでしょうか。また市単独の事業として、小学校へのスクールカウンセラーの配置の考えがあるかどうか伺います。

3つ目として、北杜市教育研究会が20年度に立ち上げられましたが、運用はどのようになっているのでしょうか。また、今後の課題について伺います。

4つ目、放課後の子どもの居場所として学童保育、あるいは放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室などがありますが、未設置の地域や庭がない、安全性にかけるなど、施設が十分でないところへの今後の対応策について、伺います。

4月より、新給食センターでの給食が始まります。地産地消は米、味噌なども含めた重量ベースで40%を目指すとのことですが、野菜など種類別の地産地消の割合について、伺います。

新給食センターは須玉保育園に隣接しており、道幅も十分とは言えません。また配送車も出入りがしにくく、危険でもあります。県道入り口には信号機の設置が必要と考えますが、安全対策について伺います。

6つ目、学校給食用の食材などの物資に関し、市内納入業者に対する商工業育成のための話し合いが持たれたと聞いております。その結果について、伺います。商工会を通じて調整を図ったと聞いておりますが、問題なく行われたのでしょうか。商工会の連携は図られたのか、伺います。

大項目としての3つ目でございます。

最後の質問は、地域の弱者の命を守る仕組みづくりについてというタイトルで伺います。

福祉や助け合いは、どこで誰が何を必要としているかを把握することから始まります。行政も、民生委員など公的な役職にある方々も、ボランティアも、それを知ることなしには活動ができません。限界集落を含めた広い地域を抱え、高齢化が急速に進む北杜市にあっては、これらの情報を把握し、行政として必要なサービスを提供していくことは特に必要なことで、差し迫った課題ではないでしょうか。北杜市の実情に合った、地域の弱者の命を守る仕組みづくりが必要と考えますが、個人情報保護法によって、今は必要な情報も大変把握しにくい状況となっております。

以上のことをふまえて、以下5点、伺います。

1つとして、本年4月以降に北杜市災害要支援者支援制度要綱を制定することですが、どこに誰が、どのような状態にいるのかを誰がどのように把握するのでしょうか。具体的にお知らせください。

民生委員など地域の福祉を担う役職者の方々は、守秘義務と個人情報保護法によって、1人で抱えるには重過ぎることも、また相談をしたり、情報を引き継いだりすることが大変難しい現状になっております。情報を共有する中から解決策が見い出せたり、精神的負担が軽減されたりすると思いますが、行政として支援はどのように考えられ、行われたのでしょうか。

3点目は事業開始後、2年が経過しようとしている包括支援センターについてであります。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活を送れる環境をつくるためには、高齢者の状況や変化に応じて、さまざまな支援を継続的に、また包括的に提供する仕組みが必要であります。また地域で高齢者の生活を守るには、家族はもとより近隣住民や各種専門機関、住民諸氏が連携し、協力し合うとともに、住宅サービスのみならず、施設サービスとの組み合わせを考慮した、さまざまな提供が不可欠であります。このような中、大きな役割を担っているのが地域包括センターであります。

地域包括センターは、地域住民の心身の健康保持および生活安定のために、必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置されております。その運営においては保健師、主任、ケアマネージャー、社会福祉士の3者がそれぞれの専門知識や技能を生かしながら、高齢者の自立した在宅での生活を支援するため、各種サービスと住民活動を結びつけるなど、地域でのネットワークを築いたり、個別のサービスをコーディネートする役割を果たしております。また、どのようなサービスを利用してよいか分からない住民に対し、1カ所で、相談から具体的サービスの調整に至るまで、ワンストップサービスが期待されております。言うなれば、高齢者にとっては日々の生活に欠くことのできない、安心のよりどころでもあります。したがって、急激に高齢化が進む本市にあって、包括支援センターの役割は、ますます増大しています。

このような中、専門職員は連携を含め、一般市民の目に触れない部分を含めて、24時間、365日、日夜努力されていると承知しております。その活動の重要性に鑑み、業務の実態について、伺いたいと思います。

まず第1として、介護予防マネジメントの中で、要支援1、2の方々に対するケアプランは、対象者のニーズに十分応えられているのでしょうか。

2つ目、地域支援事業の中で、要支援、要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービスを提供する介護予防事業は、計画どおりの成果を挙げているのでしょうか。また、これに対する課題はなんのでしょうか。対象者である特定高齢者や一般高齢者の、この事業に対する理解は進んでいるのでしょうか。

3つ目として、介護している家族に対する精神的・物理的な支援が必要と思いますが、これらの方々へのサービスとして取り組まれている、家族介護支援事業の現状と課題はどのようなものなのでしょうか。

4点目は、21年度の新規事業である助産師雇用による妊婦ケアサービス事業についてであります。

市内に住む妊婦が、安心して出産できる環境整備をすることが求められております。市立病院参加を望む声がさまざまな方面から寄せられておりますが、財政的にもまた、医師の確保に

おいても課題が大きく、具体化の道筋は開かれてきませんでした。

この間、市では保健師による妊婦指導や妊婦健診無料券などの配布によって、さまざまな支援を行ってきましたが、来年度からは国の新たな助成制度を活用し、新規事業として助産師を雇用し、妊婦をサポートする専門窓口を開設する妊婦ケアサービス事業を実施することとしています。市内の妊婦にとって朗報であるとともに、市内に出産施設ができる道筋等を期待する向きもありますので、この以下の事業について伺います。

まず第1として、北杜市の現状把握のために、出生児数、出生場所等の実績、母子保健事業の実績を県内市町村平均との比較と合わせて教えてください。

2つ目は、新事業は国が地方の雇用を生み出すために設けた、ふるさと雇用創生再生特別交付金を活用し、助産師を3年間雇用するものと聞いておりますが、この事業が目指す最終の目標はなんでしょうか。

最後に個人情報保護法下での地域づくりについて、質問いたします。

個人情報保護法によって、情報収集ができない、情報の共有ができないなど、基本的な部分で、さまざまな問題が起きております。一定の方向性を持った解決策が提示されなければ、これらの地域づくりがますます難しくなると思っておりますが、この問題に対し、行政はどのように取り組まれているのか、伺います。

以上で、市民フォーラムの会派代表質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林忠雄議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

ベンチャー自治体北杜市への思いに激励をいただき、ありがたく思います。職員と一丸となって、積極果敢に意欲を持って仕事をして、北杜市の特色を表へ出す。また、それをつくる、北杜市の存在を日本中、世界中へと発信してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

まず財政運営のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、市が発行する公募債についてであります。

市民参加につながる公募債は、住民参加型ミニ市場公募地方債、いわゆるミニ公募債といわれ、地方分権や財政投融资改革の流れの中で、住民自治推進の観点と資金調達手法の多様化を図るため導入されたもので、公募にあたって資金の使い方を明らかにし、具体的には住民の生活に密接に関係する公共施設の整備や、公共サービス提供のための備品購入などに充てられています。

一方、本市は合併後10年間、平成26年度まで、元利金の70%が交付税に算入される他の地方債に比べ、極めて有利な合併特例債の発行を認められているとともに、同様な条件の過疎対策事業債も発行できますので、今のところ、これら有利な起債を他の地方債に優先して活用しているところであります。また、ミニ公募債の発行状況を見ますと、全国では平成21年2月までに151の市区町村が発行しているものの、山梨県では都留市が平成17年度に発行しただけに留まっております。ミニ公募債は、市の行う事業に市民が積極出資することによって、市の事業や財政状況に対する市民の関心が高まることなどの効果も期待されることから、

他市等の状況や社会経済情勢、ならびに本市の財政状況などを勘案しながら、その導入について研究したいと考えています。

次に、子育て支援についてであります。

少子化対策として、子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもを安心して産み育てやすい環境を整備するため、従来の保育料特別軽減措置をより拡大し、本年4月から第2子以降の保育料無料化を実施いたします。また子育て支援の充実を図るため、医療費助成対象を小学校3年生まで拡大いたします。現在、北杜市では次世代育成支援行動計画にあります子どもの声が響くまち北杜の基本理念のもとに、コウノトリ支援事業、妊婦健診の充実、乳幼児医療費の窓口無料化などの各種事業に取り組んでまいりました。この構造計画も平成21年度で、前期5年間が終了し、平成22年度からの後期5年間の行動計画を、21年度に見直すことになっております。見直しにあたりましては、本年1月に未満児133人、保育園児620人、小学生700人の保護者にニーズ調査を実施したところです。この調査結果等をもとに、次世代育成支援構造計画策定協議会において、後期5年間の行動計画を策定いたしますが、第1次北杜市総合計画にも沿って、前期の行動計画や少子化対策等も含め、保育や医療、福祉、食育などニーズに合った総合的な支援策を今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ等が未設置の地域や施設が十分でないところへの今後の対応についてであります。

市内には放課後児童クラブが13カ所、児童館が5カ所、放課後子ども教室が6カ所設置されております。放課後児童クラブについては、現在、高根北小学区内1カ所が未設置であります。小中学校適正規模等審議会の答申を待って、今後の対応を検討してまいりたいと思っておりますので、現段階では設置する予定はありません。

また、5カ所の児童館に関しては他施設との併用で開設しており、現施設以外には児童館として利用できる施設もなく、設置する予定はありません。

次に施設整備等への対応であります。放課後児童クラブに関しては、現在、広さ、内容等は違いますが、庭のある明野、高根東、白州、武川の4カ所以外は庭の確保ができるような場所もなく、先ほど申し上げた審議会の答申を待って、今後の対応を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、安全性については施設内の修繕等を行い、施設周辺の状況を把握しながら、安全の確保に努めてまいります。

次に放課後子どもの教室の未設置地域への対応であります。本市では現在、須玉、高根、小淵沢、武川に各1教室、長坂に2教室の合計6教室を設置しております。未設置地域への対応につきましては、教室を推進し、定着させるには地域の多くの方々の参加が必要となり、指導者やボランティアスタッフなど、教育運営に欠かせない人材の確保に努めているところであります。また実施場所につきましても、学校、図書館、公民館等の公共施設を中心に検討しているところであります。

今後、子どもたちの安全で安心な居場所づくりを目指し、教育関係者、福祉関係者等で構成する北杜市放課後子どもプラン運営委員会において、さらに協議・検討を進め、未設置地域の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に北杜市災害時要援護者支援制度要綱制定にあたり、災害弱者がどこにいるのか、誰が把握するのかについてであります。

災害発生時に備えて、要援護者台帳を整備し、要援護者への避難情報の伝達や避難誘導および安否確認などを迅速かつ的確に行うために、北杜市災害時要援護者支援制度を制定するものであります。

災害時要援護者とは高齢者、障害者、難病患者など、災害時等に避難勧告などの災害情報の入手が困難な人、自力で避難できない人および避難に時間を要する人を言います。要援護者台帳への登録は、要援護者と地域支援者に対して、その利用目的を明示し、同意を得て申請していただくこととなります。申請された登録者について、市では要援護者台帳として整備し、行政区、自主防災組織、消防団、民生委員、児童委員に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

災害時の支援は平常時から地域の方々と顔なじみになり、自分の障害を理解してもらうなど、日ごろからお互いに交流を深め、緊急時に必要な支援をしてもらえるような関係づくりを近所でつくっておくことが大切であります。

次に、地域の役職員の情報把握と個人情報保護法についてであります。

平成15年に施行された個人情報の保護に関する法律により、個人情報を保有するものは、本人の同意なしに、その情報を利用することに制限が設けられました。これは福祉活動に従事する場合であっても、例外ではありません。また本市においても、市の保有する個人情報を本人の同意なしに、その本来の目的以外に利用することは、個人情報保護条例によって制限されています。たしかに、市の保有する個人情報を福祉活動等に従事する方々に提供することができれば、非常に効率的であると思います。しかし、個人情報保護法が施行された背景には、個人情報の共有による、さまざまな弊害があったことも忘れてはなりません。したがって、市といたしましては、個人情報の提供はできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、個人情報保護と地域づくりにおける情報収集についてであります。

市で保有する個人情報の取り扱いにつきましては、北杜市個人情報保護条例に基づき、個人の権利、利益を保護しておりますが、個人情報を保有するにあたっては、法令、または条例等の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできるだけ特定しなければならないこととされており、個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対して、その利用目的を明示することとされています。

このため、市では保有する情報の利用および提供については、法令等に基づく場合に限られ、利用目的以外のために、みずから利用し、または提供してはならないこととされております。災害時の高齢者や要援護者等の情報につきましても、個人情報であるため、市で保有する個人情報については、そのような取り扱いとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、市で保有する個人情報につきましても、本人の同意があるときは、利用目的以外のために利用や提供ができるため、本人の同意を得る方法等を検討し、同意を得られた方については、地域づくりなどへの情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

小林忠雄議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

教育問題について、いくつかご質問をいただいております。

最初に学習指導要領の改定について、学校や先生への周知指導についてであります。山梨県教育委員会、義務教育課指導主事が昨年、6月から11月までの間、市内全小中学校へ出向いて、先行実施も含めて、学習指導要領改定内容の説明がされました。改定の内容が分かりやすくまとめられたDVDも各学校に配布されております。また8月の夏休み中、3日間にわたり、県内4カ所の教育施設において、山梨県下全小中学校の教科担当教員を集め、教科ごとにそれぞれ説明会を開き、周知徹底を行いました。さらに各学校の校内研究等で、学習会が計画された場合、要請があれば出向き、説明を行っております。

中学校の武道の施設等についてであります。選択であった武道、ダンスの運動領域が必須化され、北杜市の中学校では全校において柔道を選択しております。各学校に必要な柔道畳や柔道着の購入など、事業に支障のないよう、所要経費を当初予算に計上しております。

次に、市内の小学校へのスクールカウンセラーの配置についてであります。

悩みを抱えた児童生徒が急増する中で、市内中学校を担当するスクールカウンセラーが配置されています。しかし、小学校でも当然、必要性がありますので、現在いくつかの事業が活用されています。

1つ目は、要請訪問スクールカウンセラー事業です。学校からの要請に応じ、スクールカウンセラーが派遣されています。

2つ目は、スクールソーシャルワーカー活用事業です。中北教育事務所に3名配置され、学校からの要請により、ケース会議の開催、関係機関との連携等を行いながら、問題の解決にあたっております。

3つ目が、心の相談員派遣事業です。学校からの派遣申請のもとに派遣されています。さらに北杜市では、各教育センターに配置されている青少年育成カウンセラーとも連携し、子どもたちの心のケアに努めておるところでございます。

次に、北杜市教育研究会の運用と今後の課題についてであります。

この研究会は、小中学校教職員の研修や情報交換の機会を確保するとともに、今、行われている事業や新たな事業に組織的・計画的に取り組み、北杜市学校教育の充実、向上に生かすことを目的としております。

運用につきましては、定期として年3回の全体会を実施し、ほかに必要があれば、その都度、部会ごとに開催しております。組織として、事務局のもとに管理職部会、各学年部会のほかに機能別部会としまして、教務主任部会、養護教員部会、事務職員部会、栄養職員部会、生徒指導部会、司書部会、特別支援教育部会、ALT部会を設置し、情報交換や研修の場として有意義なものになっております。

今後の課題ですが、学校数が多く、教職員も多忙を極めていることもあり、会議日程の調整が難しく、部会員全員参加がかなわないということが挙げられると思います。

次に、野菜など種類別の地産地消の割合についてであります。

地産地消は北杜市で、平成22年度までに重量ベースで40%を目指しております。野菜の主要割合についてですが、現在、平成20年度から月ごとの発注量を各調理施設で集計を出すように取り組んでおり、これらをもとに平成21年度中に野菜における地産地消の主要割合目標を設定してまいりたいと考えております。

また、北杜南学校給食センターの稼働に伴う保育園との隣接、道路幅の広さ等、安全対策がありますが、地域住民の皆さんと施設の操業について話し合いを行っており、交通につきまし

ては、一方向での通行を検討することで、ご了承をいただいております。

保育園の送迎につきましては、東側に駐車場がございます。この東側駐車場を利用するよう、園長をお願いしております。また、配食車や納入業者の運転手には、一方向での交通を指導してまいります。地域の皆さんにご迷惑がかからないよう、また交通安全が確保できるようにしてまいりたいと思います。

なお、県道との交差点ではありますが、信号機の移設について、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に学校給食用物資の市内納入業者との話し合いの結果等、商工会との連携についてであります。

新たに北杜南学校給食センターが4月から稼働することに伴い、昨年10月に市内学校給食用物資を納入している業者および新規納入希望者に集まっておいただき、商工会と合同で全体説明会を開催いたしました。その後、平成21年度の、各施設に納入を希望する業者から、食材納入申し込み書を提出していただいております。また、北杜南学校給食センターについては、本年1月に納入を希望する業者に集まっておいただき、食材納入種類ごとに説明会を開催し、4月からの発注準備を行っております。この間、常に商工会と連携を取りながら、商工会を通じて調整を行っているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

小林忠雄議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

最初に要支援1、2の方のケアプランについてであります。

介護予防ケアマネジメントは、対象の心身の状況のアセスメントを行い、ケアプランを作成します。その後、利用者家族を含めたサービス担当者会議において検討し、同意を得て、介護予防サービス支援計画として確定し、サービスの提供を開始します。一定期間後にサービスが適切に提供されているか、利用者や家族は満足しているかなどを評価し、必要に応じてプランの見直しを行っております。こうした仕組みの中で、利用者の多様なニーズに応えながら、個々の高齢者の自立が支援できていると考えております。

次に、地域支援事業における介護予防事業についてであります。

介護予防事業は高齢者が要支援、要介護状態となることを予防し、活動的で生きがいのある人生を送ることができることを目的に実施しています。事業実施の成果として、65歳以上の高齢者人口が増加する中、要介護認定者数は平成17年度の1,984人をピークに、18年度は1,803人、19年度は1,799人と減少しており、予防事業の効果と考えております。

また、ふれあい広場筋力アップ事業、体操教室など、事業ごとに実施している評価では、身体面・精神面での改善傾向が見られ、参加者へのアンケート結果では高い満足度が得られております。平成20年度の予防事業につきましても、事業評価を行うため、現在、実績の集計を行っているところであります。

事業に対する理解については徐々に進んでおりますが、まだ十分とは言えず、利用者の固定化が見られます。今後は新規の参加者を増やしていくこと、そのためには地域での事業のPR

をどのようにしていくか。さらには、予防意識が事業参加後も継続できるような支援体制を構築していくことが課題となっております。

次に、家族介護支援事業の現状と課題についてであります。

家族介護支援事業として、認知症に対する正しい理解と地域の中で見守りができるような地域づくりを推進するため、認知症予防講演会を年1回、在宅で介護している家族の交流会を年3回ないし4回開催しております。交流会に参加された家族は、介護方法等の情報交換の場として、とても楽しみにしており、開催回数を増やすことを希望されております。

ただ、参加される介護者がそれほど多くなく、ケアマネージャー等の関係機関と連携を図りながら、より多くの介護者が参加できるようにすること。そして、できれば家族会として、自主的な活動に移行するよう、どう支援するかが課題となっております。

次に、妊婦ケアサービス事業についてであります。

市内の出生児数は、平成12年度以降、横ばいで平成20年は267人の出生でした。出産場所では9割以上が病院・診療所で、助産所、または自宅分娩が19件でした。こういった背景の中で、母子保健事業は妊娠期から小中校生まで、保健師が担っています。平成18年度から他施設に先駆けて、市独自で実施している不妊治療助成は、延べ29人が利用しています。さらに合併後の、平成17年度からの市単独妊婦一般健康診査費助成事業は683人に助成をしてきました。このように妊婦、乳幼児を対象として、きめ細かく支援をしてまいりました。

また、北杜市の母子保健事業については、新生児の85%に保健師が家庭訪問を行い、合わせて産後まもない母親へも支援を行っております。これは県平均22%に比べ、大幅に上回っています。乳幼児は1歳までに、1人につき3回の場を提供しており、年間36回、延べ787人の乳幼児の健康を確認しつつ、育児相談に対応しています。

次に、この事業の最終目標についてのご質問ですが、ふるさと雇用再生特別交付金を活用することで、助産師の発掘と育成を行い、北杜市で安心して妊娠期を過ごし、安全な出産の場の確保に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小林忠雄君の再質問を許します。

○9番議員（小林忠雄君）

最初にお尋ねした、いわゆる市民債でございます。これから本市は環境創造都市に向けて、いろんな事業をしていくわけでありまして、非常に北杜市は、自然の恵みの多いところでありまして、太陽光であれ、あるいは水であれ、非常に利用しているわけなんですけれども、私、前から申し上げているように、残るは緑ではないかと、木ではないかと、こんなふうにいるところでございます。

こういうふうな大きな事業をするときに、先ほど申したように、やはり市民との共同参加と、市民と行政が一緒になって、そういう事業に参加する。その参加の成果をやはり見守るということが、やはり参加者にとって一番大事なことはないかと。市民と行政が非常に近くなってくる、こういうふうなところが私は重要ではないかと、こんなふうにいるところでございます。この問題につきましては、今後、研究したいという答弁でございますが、まだ、ここで特別な事業をここで挙げておりませんが、ぜひ、そういうときに、積極的にすることによ

て、市民が本当に北杜市を思い、また行政も市民を思いという、相互にいい結果が出てくるんではないかと、こんなふうに思いますので、研究したいということですが、すでに県内でも、あるいは全国でも、そういう自治体がございますので、少し進めるような形をお願いしますと、大変、私どもとしては、地域の再生に取り組むものとして、ありがたいことだと思いますが、いかがでしょうか。

それから第2子以降の保育料の無料化というのは、非常に魅力があります。なかなか、こういうことはできない、あるいは幼児の、小学校3年までの医療の窓口の無料化と、これも非常に魅力があるところがございます。ただ、こういう、子どもの本来の成長の過程においては、生まれるから学校へ行くまでの過程もあります。それから学校へ行って、だんだん成長していくわけですが、私、前からも気になっているところは、今、小中学校の適正規模と同時に、同時進行みたいな形で、保育園の統廃合の問題も進めているはずでございます。この保育園は義務教育でもなんでもありませんから、かもしれませんが、相当、遠距離から、統合したことによって、例をとれば、須玉町の須玉保育園がそうだと思います。遠いところは20キロもあるんですね。前にも、その問題を私は提起いたしました。保護者が8割、あるいは7割が、その必要はないと。自分たちで子どもを連れていくからというような、お話がありましたが、残った20%、あるいは30%の人たちが遠距離の方なんですね。今後の保育園の統廃合の問題についても真剣に考えていかないと、統廃合すれば、当然、そういう遠距離通園も出てくると思うんです。このへんは真剣に考えていかないと、将来に、私は子どもの保育園という問題については、非常に少し、片手落ちになるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、この支援の状況を考えておいていただきたい、こんなふうに思います。

あと指導要領につきましては、私のほうで、大体、教育長のお話を伺いましたので、大体分かりましたが、大変、その教育研究会の中で、これは先生方、非常に情報交換が大事だと思うんです。ただ、忙しいので、先ほどの中にも全員参加ができないような状況でありますよというお話でしたが、ぜひ、そういうふうな情報交換をして、先生方も悩んでいるところもあると思いますので、そういう意味では全員参加ができるような形を教育委員会としても、各学校にそのような連絡をして、状況をつくってあげるということも大事ではないかと思っておりますので、このへんをお願いしたいと思います。

それから、いよいよ新給食センターの供用が始まるわけですが、私、非常に心配しているのは、南進してくる車は保育園の入り口のところが緩やかなカーブになっております。上のほうが直線でカーブになりますので、私もときどき、どきっとするときがあります。ここでは信号機の話が出ておりますから、信号機は本当に30メートル行けば、またバスの転回所がありますので、連続して信号機ということもいささかどうかと思いますが、ここを私も、ちょうど、お母さんが子どもを送ってくる時の状況を見ますと、出る方、入る方ですね、非常に輻輳(ふくそう)しております。ちょうど時間も出勤時間に重なりますので、ここだけは何とか、安全性を考えてやったらどうかと思います。今のところ大きな事故ということは、私、聞いておりませんが、それだけに注意しているとは思いますが、ここだけはなんとか、私どもは信号機の設置が望ましいのではないかとしておりますが、この安全対策にひとつ十分な、どんなふうなことがいいか考えていただきたいと、こんなふうに思います。

それから学校給食用の食材に関しましては、答弁の中で分かりました。ただ、これは南給食センターであり、今後、北センターの運用時に、今までは南センターに関わる高根、あるいは

須玉の納入業者だけでございましたが、今度はもう少し、小淵沢とか長坂とか、いろいろ関わりがございますが、商工業の育成、業者の育成という意味からは、これはぜひ、市内の業者の協力といいますか、指名をしていただいて、円滑な運営をお願いしたいなと、こんなふうに思っております。

あと包括支援センターでございますが、私も述べましたように、大変、包括支援センターの職員は24時間、365日勤務みたいな形をしております。大変、私ども、飛び出す姿を見て、全域を、ここから飛び出しているわけですから、大変ハードだなと思います。実は、ついこの間、私の地域の中で、一人暮らしの高齢者の方がいらっしゃいまして、3日ばかり寝込んでしまったと。ご飯も食べられる状態ではなかったと、なんとかしてくれないかという話が、実はありました。これは行政がする、ちょうど要支援でもなければ、要介護でもありません。その前の段階でございますので、このへんが、実はかなりいると思うんですね。では幾人いるかという、おそらくつかめないと思いますが、そういう話がございました。これは複数からございまして、これは行政で対応しろというのではなくて、実際は自助、共助、公助の順序でいけば、みずから子どもに頼むよということで、あるいは近所の方と連携して、ここの高齢者の方へ幾人か、まわりの方を固めておいていただいて、何かのときにはするんだよということも必要だと思います。最後に公助ということになるとと思いますが、そういう中で、なんとかしてくれないかという話がございました。

これも支援制度が実はあるんですね、支援制度といいますか、ボランティアで、そういう活動をしているところがあります。ただ、1時間あたり1千円という報酬を払うことになっておりますので、そのへんも軽減を図っていただきたいなというような話もございましたので、最後に求めるのは公助でございますけど、そこまで、今回、申し上げる話ではありませんけども、そういう地域のコミュニティをつくる中で、どうしたらいいかなということを、これは自主防災も含めて、していく必要があると思っております。

最後に、助産師の話でございます。

こういうふうな雇用をするということでございますが、やはりお医者さんもなければという中で、妊婦さん、非常に日々、心配していると思っておりますので、これが具体的に言うならば、この市立病院あたりの中に、そういう活動の場を設けていただければ、きっとお訪ねして、いろいろ相談に乗ったり、ご指導いただいたりするような機会が得られやすいのではないかと、こんなふうに思っておりますので、このへんができるのかどうか、考えられるのかどうか、このへんを伺います。

それから今、これは答弁をいただくところではありませんが、実は個人情報保護法が、地域のそういう活動に、非常に枷(かせ)になっているんですね。行政からは出しませんよと。けども、一体、どこに誰がいるのか、自主防災組織をつくるにも非常に難しい壁であります。あるいは福祉の面でも、大変、個人情報保護法によって、情報が得られないというところで、大変、児童を見守る皆さんも本当に大変だと思っておりますので、このへん、どうしろということは、これは法の中にあるわけですから、いきませんけども、うまく活用しながら、地域の状況がよく分かり、地域で安心して暮らせるという社会づくりが必要ではないかと思っております。

以上、いくつか質問いたしました。答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

重要な事業の財源として、ミニ公募債をというご質問にお答えしたいと思います。

いろんな事業を推進する上において、市民とともにということは、大変重要な姿勢でなければならぬと思います。そしてまた、時代とともに変わってくるのに、市民に、いろいろな意味で醸成をしていくというようなときにも、こういった手法は十分、考えられるわけでありませぬ。聞きようによっては環境保全協力金だとか、芸術文化スポーツ振興基金も、公募ではありません。協力金ですけども、原点は同じようなものがあるかと思ひます。そんな中で、ときに環境を含めた、緑というようなご指摘もあつたわけですけど、ちょっと姿勢は違ふかもしれませぬが、県が進めた緑のオーナー制度は、なかなか厳しさも出てきたということもご承知のとおりだと思ひます。

そんな中にありまして、今、当面、北杜市としては有利な財源という意味からすれば、先ほど答弁しましたとおり、合併特例債、過疎債等々は大変有利な財源であることは、たしかでありますので、当面はそれらで応えていける、それを中心にと思ひています。

ご指摘の緑を含めた、環境問題を含めた、市民とともに、いろいろな意味で、事業を進めるときがあるかと思ひます。そのときには、積極的に位置づけていきたいと思ひています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

いくつかの関連質問がありましたので、お答えします。

1つ目は北杜教育研究会につきまして、効率的な活用というようなご意見でございまして、今後、立ち上がつてまもないものでございまして、中身的には未調整部分もあるかと思ひます。研究を深めまして、日程とか開催の日時とか検討しながら、できるだけ多く、全員が参加できるというような体制、加えて学校だけで支えられないところがあります。図書館のような施設につきましては、小中学生も利用するところとして、図書館協議会のほうからも、そこに勤める職員が学校と関連をとりたいたいという、ご意見も出ていますので、各図書館の司書も交えたような形が、今後、工夫していく課題かと考えております。

次に南センターの交通安全についてでございますけども、ご指摘のように信号が間近にございます。信号機の設置につきましては、移設を含めまして、役所の中の関係機関、または公安委員会等と検討していきたいというふうにご考慮しております。

それから食材の件につきまして、商工業の皆さんの育成というようなご意見がありました。市内の業者の協力と連携をということ、おっしゃるとおりだと思ひます。今後、そんな形で進めてまいりたいと思ひます。

なお、南センターが稼働を始めますと教訓になりますので、それを生かしまして、北センターがふくらんで稼働していく際には、さらに南センターの実績を生かした形で進めていきたいというふうにご考慮しております。よろしくご願ひします。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

保健福祉部関係、いくつかご質問をいただきました。

その中で、まず1点目でございますが、子どもの成長に合わせた総合的な支援が必要ではないかと、こういったご質問の中で、遠距離の通園について、考えていただけないかというご質問でございました。

市では、昨年の10月に北杜市の保育園の適正規模等審議会を立ち上げたところでございます。18名の委員さんをお願いをしまして、保育園の適正規模、適正配置、適正運営、こういったことについて、ご審議をいただくべく設置をしたものでございまして、これまでに2回審議をしてまいりました。そして、本年に入りまして、2月に市内にある15の保育園の現地を委員さん方に、それぞれ見ていただきました。そういった中から、私どもがお願いした、この3つの視点について、ご審議をいただいているところでございます。

審議につきましては、本年度、来年度、2年間でご審議をいただいて、答申をいただく予定になっております。その中で、運営という面では、この通園のことも大きな要素の1つになっていようかと思っておりますので、このへんは審議会の中でご審議をいただき、また答申をいただいた中で、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に包括支援センターの職員のことについてですが、大変なご理解をいただいております。ありがとうございます。

非常に広大な中で、職員も頑張っているところでございます。そんな中で、たまたま、議員さんが直面した1人の高齢者の状況を述べられましたけれども、地域コミュニティの形成ということは、非常に大切だと思っております。これから、そういった方面も含めて検討してまいりたいと思っております。

次に妊婦ケアサービス事業についての、ご質問でございます。助産師の活用についてということでございます。

国では、すこやか親子21という中で、妊娠出産期の安全性と快適さの確保という視点から、周産期の課題を、出産場所が遠かったり、少なかったりする状況の中で、妊婦の方が非常に不安を抱いている、こういったことを解決するというを示しているところでございます。たまたま北杜市では、この事業を取り入れて、本当に近隣でもないケースだと思っております。助産師を市のほうでもって配置を考えるということは、初めての対応でございます。今、私どもも、それに向かって検討しているところでございますけれども、この中ではやはり、われわれ行政が考えることと、妊婦さんがどのように考えることがあるのかということで、まずニーズ調査をする必要があるのかというふうに考えています。そんなニーズ調査の中から、私たちの進むべき方向を、この3年間で模索をしていきたいというふうに考えています。この3年間が終わったときに妊婦さんが安心できるような、そういう体制が築ければいいなと、こんなふうな目標を1つ掲げて、取り組んでいるところです。一生懸命、この問題については、市民の皆さんのご意見もいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はございませんか。

（ な し ）

小林忠雄君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

子育て支援について、長い期間にわたっての支援が必要だという、1つの具体例を挙げて質問させていただきます。

例えば小学校1年生に上の子がいれば、2番目に未満児さんで保育園に行っている子がいるとします。近隣、N市に住んでいれば、その保育料4万2,300円、一番軽減措置がない部類ですけども、その額を払わなければいけません。ですから、この北杜市の助成をすれば、4万いくらか支援が受けられるということで、若い世代が、この子育て支援があるということで入ってきてくれる、それは北杜市にとっては、大変プラスになることであると思います。ただ、その子たちは大きくなっていくわけですから、その2番目の子が小学校に行ったときに、では上の子の乳幼児無料化が、この北杜市にはない、近隣のN市にはある、そういったときに、本当に子どもたちがそこに留まって、若い世代が留まって、この北杜市を支えてくれるのかという、そういう長い期間の、いろんな世代にわたっての子育て支援がなければ、大変難しいと思います。そういう意味で、この質問をさせていただいているんですけども、今回、保育料の軽減、1億円近い軽減措置、すでに、かなりの軽減措置がある上に、それだけのものが、ここに集中したということになるんですけども、そのへんも含めて、市長のお考えを伺えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

子どもたちの成長に合わせた、それぞれ各期における支援が必要ではないかというご質問と思いますが、おっしゃられるように、こういった問題も総合的に考えていかなければならないと思います。そんな中で、やはり、各期における支援をするわけですけども、やはり、この支援の仕方も先ほど来、議論になっていますように、扶助費の問題等もありますので、総合した中で、こういったことも、行政としては考えていかなければならないかなというふうには思っているところでございます。そういう中で、できる限りの支援をさせていただきたいなと、こんなふうに思っています。

ただ1つ、制度としてあるとすれば、経済的な支援だけではなくて、できれば生活面での支援であるとか、そういった制度面での支援みたいなものも必要ではないかなという、経済的な、そこだけではないように、支援の仕方もあります。いろいろ研究してみたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

次に教育関係について、ご質問をさせていただきます。

1つは、スクールカウンセラーの小学校への配置について、具体的に新年度どうなっているかを伺いたしたいと思います。

もう1つは、給食センターについてですけども、新年度から早速、1,400食の給食を作って、子どもたちが食べることになると思いますけれども、新しいセンターということで、調理器具、特にオープンなどは、その調理の器具に癖があって、それを熟知して使いこなすまでというのは大変な、ある程度の期間が必要だと思いますし、調理員の方たち、それから栄養士の方たちは、ご苦労されるころだと思います。主婦として、家で4、5人のものの料理を作っているときでさえ、新しい鍋とか、新しいものを使うときは大変気を使いますし、なかなかうまくできないものです。そういう意味で、本格的な稼働まで、どのようなスケジュールを持たれているのか。例えば、その1,400食を新しい年度から食べるとするならば、その1,400食の試作が何回くらい行われて、その配送の試験みたいなことがどのように行われるのかについて、具体的にお答え願えればと思います。お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

お答えをいたします。

スクールカウンセラーの、小学校への21年度配置についてのご質問だというふうに承りました。

具体的に市として、スクールカウンセラーを小学校に21年度設置するという計画はございません。先ほども答弁で申し上げましたように、小学校につきましては、中学校に配置されているカウンセラーを要請によって活用するというのが、現在でも行われています。それに加えて、要請訪問のスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの活用、心の相談員の活用等を含めまして、小学校の対応をする。加えて、各8つの教育センターには青少年カウンセラーが職員としてございます。その8名が、各関係する小学校とも連携をしながら指導にあたっているというのが現状でございます。

次に新しく稼働する北杜南の給食センターにつきまして、新しい機材を導入したものをどう使いこなしていくかということでございますけども、これにつきましては、建設当時も地域の皆さん、あるいは議会からもというふうに理解してはございますけども、要望がありました、基準を下回っている状態ですけども、県のほうに要請をいたしまして、2名の栄養職員が配置される見通しになっています。それに加えて、先ほどもご答弁させていただきましたように、調理員17人が事前に試食を兼ねまして、機材の稼働をしまして、万全を期すというような計画でございます。

なお、それに向けて、具体的な日程等、あるいは内容等につきまして付け加えが、次長のほうから簡単にふれます。

○議長（秋山俊和君）

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

センターの試食ということですが、昨年の夏、実は南センターに行く調理員の方々が分かっておりましたので、南アルプス市のほうに研修に行って、ある程度、イメージ的なトレーニングをさせてまいりました。また、今月19日から学校の給食がなくなりますので、そこに携わる職員、または調理員さんについては、そこに集合し、イメージトレーニングをするところで

ございます。

なお、先ほど言った試食については、3月30日、31日、4月1日を約150食程度の試食を用意させていただいているということでございます。また31日には、議員さん方には、ぜひ試食のほうもお願いしたいなと思っております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

その試作なんです、実際は4月何日から学校が始まったら1千何百食というものを作るわけですね。その試作が150食を数回やっただけで十分と言えるのかどうか、とても私はある意味で、作り手の立場になると大変不安なんですけども、どのようにお考えか、もう一度、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

その部分については、やはり長年、例え須玉でも200食、300食やっておりますし、高根の給食センターでも、約800食、900食のものを現在、実施しております。その方々が来てやるわけですので、若干、食数は増えるわけですが、その部分については、先ほども言ったように、南アルプス市へ行って機械の流れ、自分の身の置き方、そういった部分について、十分研修したというように理解しております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

ほかにございますか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

小林議員の関連質問をさせていただきます。

まず、来年の4月から具体化します北杜市の災害時要援護者支援制度、ある意味、待ちに待った制度、地域にとってですね。特にこの北杜市は、ご承知のとおり状況にありまして、限界集落が次々に発生してくる、高齢化が急激に進む、そういうことの中で、地域の弱者をどういうふうに守っていくかという意味合いから、今回のこの制度はあくまで、災害発生時における支援ということで、それを目的として、具体的に制度が動き始めるわけでございますが、この中で2点、大事な部分、まず、この要援護者登録台帳、先ほど来のご説明をいただきますが、登録の申請をしてもらって、台帳をつくるんだと。この台帳が一番の、それがどういう内容を網羅できるか。実際に、その地域における弱者、対象者をどのくらい網羅できるかにかかっているかというふうに思っております。この部分の進め、なかなか、ご自分で申請ができないケースも多分に、私はこれから出てくるのではないかなと。そういうことに対して、行政として、より確実な、正確な台帳をつくっていくために、どんな方策を考えられるのか。まず第1点、そこをお伺いしたいと思います。

それから、つくられた、この台帳を使って、いよいよ運用に関してであります、これを担うのは行政区、区長会、自主防災組織、あるいは消防団、民生委員等の皆さんがその地域で活

用して、災害時には当然、フルに連携を図っていくというふうに思いますが、現実、実は私たちの地域の行政区でも、2年前にこういう災害時の組織をつくろうということを区で申し合わせて、実は市へ相談に、担当部会へ行ったケースがあります。ところがもろもろ、今、市でトータルの、全市に対してトータルの案を検討しているから待ってくださいということで、なかなか、それが具体化しなかったわけですが、先ほど申しましたように、今回、こういう形で要綱ができますと、いよいよ具体的に地域が動き始めるということになると思いますが、このへんの具体的に担うべき、行政区なり自主防災組織の立ち上げに関して、行政はどんな支援を具体的に行っていくのか。私があえて、このことをお聞きするのは、待ちに待った組織で、形ができる、非常にありがたいんですが、実はここの形をつくり、さらに願う運営をしていくのが非常に難しい。先ほど来の個人情報保護法も含めて、台帳1つをつくるのも大変難しい状況の中で、しかし、それはつくることを求められていますから、そのへんをふまえて、行政がしっかりと地域と連携して指導をしていただかないと、なかなか箱だけできて、中身が整わない形になるかと思えます。ぜひ、その点のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

地域の弱者を守る仕組みづくり、それに関して、北杜市の災害時の要援護者支援制度の要綱を制定するにあたって、ご質問をいただきました。その中で、要援護者台帳のつくり方というふうなことのご質問をいただきました。

これにつきましては、大変にやはり、ご指摘のとおり難しく、一番難しいのは個人情報保護という法律が、この前にはいつも立ちはだかるわけです。これをどうクリアするかという問題が、非常に私たちにとってもネックです。そこで、私たちが今、進めようとしている要援護者登録台帳につきましては、お手上げ式、つまり私をぜひ台帳に載せてくださいという、自分で意思表示をしていただく。こういうことによって、この台帳をつくろうとしています。たぶん、このお手上げ式で台帳をつくろうとして、市民の方々に情報提供をしてまいるんですが、数は少ないと思います。よその状況を私たちも調べましたけれども、近隣の町村においても、この方法でいくと、非常に登録台帳への登録を申請される方は少ないというふうに見ています。そこで、では、もっとこれを広げて活用できるようにするにはどうしたらいいのかということ、先ほど来、市長の答弁の中にもございましたように、やはり区の皆さんで、1つにまとまって、区としてできるのかなと。あるいは防災組織としてできるのかな、民生委員さんの力も借りるのかなと、でも、そこにはいつでも個人情報という壁が立ちはだかるわけです。そういったものをクリアしながらでも、私たちが、それを登録していきたいと思えます。さらに、われわれができるとしたならば、これは災害時の弱者ですから、私たち福祉の面では、関係する部署がそれぞれあります。障害者に関するところもあれば、高齢者に関するところもある。そういったところで、保健師がうかがう場合もあります。そういったときに、この制度の説明を申し上げて、ご理解をいただく、そういう中で、この制度を有効に活用してまいりたいと、このように考えています。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今の部分ですが、おっしゃるとおり、大変、現実には難しいと思います。しかし、ぜひ、ここはお願いをしたいというか、私たちもともに検討していかなければいけないと思うんですが、先ほど来、市長の答弁の中で、日ごろからそういう対象者の皆さん、地域の皆さんとの交流をしっかりと図っていただきたいという、お話がありました。まさしく、そのとおりですが、現実、助けを求める方たちは、それができない人たちなんです。その人たちをどうやって私たちが網羅をして、地域でしっかりと守っていくか。そのことをするためには、たしかに保護法が非常にネックになります。目的を絞って、本人の情報提供を求めるわけですが、こここそ、私たちが知恵を出して、法律を、上位法を超えるわけにはいかないですが、法律を活用する形で、ただただ、この災害時の支援のための台帳としないで、通常の日常の、福祉の部分を含めた支援のもとになる台帳というふうな活用ができるような、また別のものを、ぜひ私たちはともにつくり上げていかなければ、本当の意味での弱者の命は守れないと思いますから、この点はぜひ、要望とさせていただきます。

それから、もう時間がありませんから、あと1点だけ。

助産師の活用の部分で、具体的に1つ、お願いですが、先ほど来、小林議員からもお話がありました。今回、取り入れた事業の最終目的は、先ほどのご答弁ですと、助産師を育成するんだというお話ですが、私はぜひ、そこに留まらずに、この地域でニーズ調査をされると、先ほど部長はおっしゃいましたが、多くのニーズはもう分かっているんですよ。この北杜市に産まれる場所がほしいんですよ。出産できる場所。だから、財政的な部分もいろいろ、ネックはあります。しかし助産師の皆さんの知恵と力を借りて、具体的に、手短かに言います。塩川病院の中に、助産師のそういう、助産院的な施設を併合するみたいな、一歩前へ出た、市長が所信表明でお答えになられていました。一歩前へ踏み出した、この地域の必要とするものに対する政策を、ぜひ打ち出すようなところへ、今回の新しい事業の終着点を持って行っていただきたいというふうに思いますが、その1点だけ、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

このことは、この3年間で交付金をいただいている期間というふうに私も考えていましたので、そのような答弁をさせていただきました。この交付金をいただく期間を利用して、今、議員が言われるような、しっかりとした制度をつくりたいという思いは、たしかに同じだと思います。そういった中で、われわれとすれば、ここに1つの、こういう助産師を設置するための検討するような組織を、4月から立ち上げたいというふうに思っています。そういう中で、行政といいますが、こちらに置くべきなのか、病院へ一緒に置いたほうがいいのか、いろいろな、そういうことを研究したいというふうに考えた、この3年間だというふうに私は考えております。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

1点確認ですが、今のご答弁の中で、助産師を設置というお話ですが、助産院を設置というふうに理解してよろしいですか。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

それにつきましても、現在は制度の中では助産師を雇用するという、子育て雇用制度ですから、雇用という言葉になります。将来的には、医院を開設するなりというふうなことも、その視野の中に入れていくということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開は、午後2時20分といたします。

休憩 午後12時49分

再開 午後 2時20分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

公明党を代表して、質問をいたします。

はじめに定額給付金の件ですが、わが党が提案し、実現されましたが、世界各国で導入されており、減税と給付を組み合わせた給付付き税額控除の先取りというのがその本質であり、経済効果は証明済みであります。生活支援が消費拡大のためなのかなどというのは、まさに空論の極み。低所得者層にとっては支援そのものであり、それは確実に消費に結びつく。生活の現場からは早く支給してほしいという、悲鳴にも似た声が聞かれる。年収何千万円かのニュースキャスターには関係ないかもしれないが、私たち庶民にとっては明日にでもほしいお金と、切々と生活実態を訴える方もいます。減税ならいい、給付はばらまきだという考え方が理解に苦しむ。最近のマスコミはテレビも含めて、どこを切っても金太郎飴のごとくであり、自分たちの主張がほとんどない。もっと、それぞれの思いや主張をすべきと思います。

次に、本題に入ります。

定額給付金などの財源を確保する2008年度第2次補正予算関連法案が4日に成立し、早くも北海道、青森などでは5日に支給を始める自治体があり、わが市でも一日も早い支給が期待されます。総務省の調査では、全国1,804市区町村の2割に当たる400市区町村が年度内支給の予定とされる。この給付金と合わせて、市商工会がプレミアム付き商品券を1割増しで同時発行されます。私たち公明党が市へ要望し、実現しました。市民の皆さまは定額給付

金、子育て応援特別手当、高速道路料金の引き下げ、これは春を呼ぶ3点セットとあって待ち望んでいます。政府は給付金が追加的消費にまわれれば、実質、国内総生産、GDPを0.4%程度押し上げると見込んでおり、市内の経済活性化にも大きく貢献すると期待され、さらにプレミアム商品券と合わせて実施されますので、ここにいる全員が商品券を購入して、市内で買い物を楽しみましょう。

なお、定額給付金は非課税所得扱いになるため、所得税や住民税がかからない上、児童手当の給付決定や公営住宅の入居資格審査などの所得制限においても不利になりません。また生活保護を受けている人についても、収入認定から除外されます。一方、定額給付金を装った振り込め詐欺や個人情報を問い合わせる不審電話には、十分な注意が必要です。

以上の観点から、5項目の質問をいたします。

1. 外国人の取り扱いと、その人数は。
2. DV被害者への対応は。
3. 住居を持たない者への対応は。
4. コールセンター、相談窓口の設置は。これは含めて、特別回線の対応などもお願いしたいと思います。
5. 振り込め詐欺への対応は。

次に、雇用対策について。

国内景気は米国に端を発した金融危機が世界的な景気悪化を引き起こし、わが国では全国各地で大量の期間工の契約打ち切り、派遣社員の雇い止めや中途解雇、さらに新卒者の内定取り消しが行われるなど雇用情勢は深刻化しており、個人消費は7カ月連続で前年を下回り、生産面では一段の減産が続き、雇用では有効求人倍率の低下傾向が強まっている。これらの対策として、急激な雇用情勢の悪化を受け、国では合計4千億円規模の2つの基金を設立し、再就職支援の機能強化を打ち出しました。

1つは地域ブランドの商品開発など、地域で雇用機会を創出したり、地場産品の開発や高齢者宅への配食サービスなど、自治体が民間企業などの雇用機会の創出を支援する、ふるさと雇用再生特別基金事業。

2つ目は、失業した非正規労働者や中高年者を対象に、一時的に雇用機会を創出する緊急雇用創出事業。

この2つの事業は、自治体やシルバー人材センターなどの取り組みを支援する。そこで、市長所信表明で発表した2点を質問いたします。

1. 緊急雇用創出事業で20名の雇用を市長が発表されましたが、その中身と、その後の計画があるのでしょうか、質問をいたします。

2. ふるさと雇用再生特別基金事業での8名の中身と、その後の事業拡大策。

次に、中小企業の資金繰り支援について。

2008年度第1次補正予算で創出された、中小規模企業の資金繰りを支援する緊急補償制度の補償枠6兆円が第2次補正で20兆円まで拡大され、対象業種も760まで拡大されました。併せて、政府系金融機関などによるセーフティネットの貸付額も10兆円規模に拡充された。県でも景気の減速が明確化した今年1月、中小零細企業に対し、運転資金の融資を無担保、財産保証なしで4千万円まで緊急融資制度を創設し、この9カ月の間に581企業、98億円が実施されました。また、これ以外でも地域建設業経営強化融資制度などがあります。

以下、3点について質問をいたします。

1. 現在までの対応数。
2. 貸し渋りなどの実態が報告されているか。
3. これは件数次第ではありますが、数が多い場合は土日も対応を考えているかどうか。

次に雇用促進住宅の購入および、今後の住宅計画について。

生産人口を増加させること、若者の北杜市への定住は地域活性化、税収の安定した確保および未来に希望が持てる大きなキーワードになると考えております。結婚し、新たなスタートを切る若者。北杜市に魅力を感じ、都会から新居を求める若者。生まれ育った北杜市に帰りたい若者。若者の定義には難しい解釈もありますが、人と自然と文化が躍動する環境創造都市に住みたい、暮らしたい若者は思いのほか、おおぜいいることと確信いたします。

昨年9月定例議会で、公明クラブ、細田議員から質問がありましたが、雇用促進住宅の買い上げ、市営住宅化は市民にとって朗報でありました。改めて、市長の英断に敬意を表するものであります。

雇用促進団地は5団地、320戸。入居戸数273戸、674人。入居率85.3%。購入予定価格は2億6,500万円。10年間で、家賃は約10億円。改修費用は約7億円との答弁であり、平成21年2月24日、臨時議会において、一般会計補正予算(第7号)のうち2億7千万円が購入費として可決され、財源の90%が国の地域活性化・生活対策臨時交付金であり、予算および関連法案とも国会において3月4日可決し、いよいよ雇用促進財団との購入契約が締結されることと思っております。

雇用促進団地は5団地とも施設の傷みは異なり、改修計画も立てながら入居計画も立てていかなければならないと思っております。また、雇用促進住宅は市営住宅と入居条件が異なり、家賃の変動、保証人など、新たに条例制定および細則も必要に迫られると考えます。さらに住宅ストック計画は雇用促進住宅の購入に伴い、計画の見直しをする必要があります。

そこで以下、7点につき質問をいたします。

1. 入居条件の変更について。賃貸料と保証人、所得制限などです。
2. 条例制定の時期について。
3. 現在の入居者への説明および意見交換について。
4. 入居者の募集および入居時期について。
5. 今後の住宅ストック計画の見直しについて。
6. 購入価格の算定根拠および購入後の用途条件について。
7. 現在、入居されている滞納者の状況把握および対策について。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

定額給付金の事務手続きについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に、外国人の取り扱いと人数についてであります。

外国人の給付対象者は、2月1日の基準日に外国人登録原票に登録されている者であり、短

期滞在の在留資格で在留するものは対象となりません。外国人の申請書の送付については、個々に郵送し、申請をしていただくことが原則であります。いろいろなケースも想定されることから、同一の場所を住所、または居住地として、かつ生計を同一にしている受給者の中で、代表者がまとめて代理申請するという方法も可能となっております。

なお、給付対象者は645人であります。

次に、DV被害者への対応についてであります。

DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、居住する市町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧や写しの交付等を制限できることとしております。したがって、被害者の方については、支援措置の手続きを行った上で、実際に居住する住所において、住民登録を行ったのち、給付金の申請受給を行っていただくこととなります。

次に、住居を持たない者への取り扱いについてであります。

国でも住居を持たない人に対し、定額給付金の支給ができるようにしたいとの考えであります。現時点において、その事務処理要綱は示されておりませんので、今後、そのようなケースが生じた場合には、国の指示を仰ぎながら適切な事務処理を行ってまいりたいと考えております。

次に、特別回線などのコールセンターの設置についてであります。

本市でも定額給付金給付事業に対応するため、本庁10課、各総合支所、地域活性化担当によるプロジェクトチームを組織し、制度の説明会等を行っております。また、市役所全職員にも庁内LANの掲示板において、定額給付金の事業内容について周知したところであり、現時点においては特別回線の相談窓口の設置については、考えておりません。

次に、振り込め詐欺への対応についてであります。

定額給付金の給付を装った振り込め詐欺等の被害については、大変、心配するところであります。国においても広報等で犯罪防止に努めておりますが、本市においても広報、CATV、各戸配布のチラシ等により、市民の皆さんに周知し、被害の防止に努めてまいります。

次に、雇用対策についてであります。

世界的な金融不安や経済不況の中、製造業を中心に多くの企業において雇用調整が行われており、失業者の増加など大きな社会問題となっております。このような状況をふまえ、市といたしましては、国の第2次補正予算により打ち出された緊急雇用創出事業および、ふるさと雇用再生特別基金事業を4月から導入する中で、雇用の確保に積極的に取り組むこととし、平成21年度当初予算に、その事業費を計上したところであります。

その内容であります。緊急雇用創出事業につきましては、市税収納データや総合検診データ、郷土資料館の資料整理、障害児教育のサポートなどの補助員の直接雇用により10名。観光駐車場の整理や遺跡出土品の整理を行う事業の委託により、10名。合計20名の新規雇用の創出を図るものであります。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、妊産婦ケアサービス、地産地消の推進、担い手育成、滞在型観光の推進などの事業委託により、当面8名の雇用確保を図ってまいります。

なお、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、今後、より一層の事業拡大が可能でありますので、今後も各部局で十分検討しながら、新たな事業の創出に努め、より多くの雇用

機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に中小企業の資金繰り支援について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、資金繰り支援にかかる対応状況についてであります。

非常に厳しい経済情勢により、中小企業の経営環境は悪化の一途を辿っている状況をふまえ、市といたしましては、北杜市商工会と連携する中で、昨年11月、市内の7カ所に緊急経済対策相談窓口を開設したところであります。開設以来、先月までに寄せられた融資や緊急保証、セーフティネット貸し付けなどの相談、申請件数は766件にのぼっており、不況業種等の認定件数は141件となっております。

次に、貸し渋りなどの実態についてであります。

昨年秋からの世界的な金融不安に伴い、一部の金融機関による貸し渋りや貸しはがしが行われている旨の報道がされておりますが、市といたしましては、緊急経済対策の一環として、12月上旬に市内の3金融機関10支店に対し、金融の円滑化についての要請を実施したところであり、市に対しては今日まで貸し渋り等に関する具体的な情報は、寄せられておりません。

次に、窓口相談等の休日対応についてであります。

先ほど申し上げましたように、市内7カ所の相談窓口に寄せられました件数は766件であります。1カ所、1日当たりの件数は決して多くはなく、市内中小企業の皆さんからも、特に休日対応についての要望はいただいております。また信用保証協会や各金融機関においても休日の対応は行っておりませんので、現時点での休日における相談窓口の開設の必要性は低いものと考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えします。

雇用促進住宅関係について、いくつかご質問をいただいております。

最初に雇用促進住宅の入居条件の変更についてであります。雇用促進住宅の住宅使用料は現在2万8千円から4万2,300円に、駐車料金1台当たり2,625円ですが、不動産鑑定と市営単独住宅の住宅使用料を参考として、家賃は1階から3階までが3万円、4階は2万8,500円、5階は2万7千円で、駐車料金は無料とする考えであります。

次に連帯保証人についてであります。雇用促進住宅の連帯保証人の要件に勤務先の事業主でも可能となっております。そのため、今回、購入する雇用促進住宅に限り、勤務先の事業主でも連帯保証人となることを認めるよう、検討しているところであります。いずれにしましても、現在の入居者が今後も引き続き、入居できるように考えております。

次に所得制限であります。現在の雇用促進住宅も所得制限は設定されておりましたが、市営単独住宅として活用する考えでありますので、所得制限は設定しない方向で考えております。

次に条例制定の時期についてであります。各団地の入居者の説明会や意見交換会の開催と雇用能力開発機構との打ち合わせや協議を実施しているところであり、これらのスケジュールから、条例制定は6月の市議会定例会に議案を提出する予定であります。

次に現在の入居者への説明と意見交換についてであります。今月中旬から雇用能力開発機構が各団地の入居者へ説明会を開催していますので、市役所担当課も同席し、意見交換会を同

時に開催することとしておりますが、その後は市からお願いや打ち合わせ会など、団地ごとに開催してまいる考えであります。

次に、入居者の募集および入居時期についてであります。

募集につきましては、現在、雇用振興協会が実施しておりますが、市としての募集開始は8月1日から、入居時期は市の管理が開始する10月1日からとすることで、雇用能力開発機構と協議しているところであります。

次に今後の住宅ストック計画の見直しについてであります。平成21年度の当初予算に計上させていただきましたが、雇用促進住宅5団地、9棟、320戸が市営住宅に追加されることにより、平成21年度以降の市営住宅ストック計画の見直しを来年度、予定しております。

次に購入価格の算定根拠および購入後の使途条件についてであります。雇用能力開発機構により、不動産鑑定を2社により個々に実施してまいりました。その平均価格が市内5団地の土地と建物価格として、雇用能力開発機構から提示されたところであります。この算定価格をもとに購入の検討をしたところであります。また、購入後の使途条件についてであります。雇用能力開発機構から譲渡条件は市営住宅として10年以上、維持管理することとされております。

次に現在、入居されている滞納者の状況把握および対策についてであります。現在、雇用促進住宅の入居者名簿を雇用能力開発機構に請求しておりますので、入居者名簿が提出され次第、市税等の滞納について、調査をしたいと考えております。また、雇用促進住宅使用料の滞納につきましては、管理主体である雇用振興協会が市の管理開始までに対応いたします。

今後は雇用促進住宅の入居者に市税等、滞納がある場合には、個々に市営住宅主要契約の締結に向けて打ち合わせを実施していく中で、庁内関係各担当課と協議しながら、分納など計画的に滞納を解消することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

○14番議員（小尾直知君）

再質問をしたいと思っております。

まず申請の方法についてですが、これは郵便とか窓口、それから窓口における現金と、この3つが考えられると思うんですが、市としてはどういう方向で考えているんでしょうか。給付金の件です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

定額給付金の給付の手続きの関係でございますけれども、まず申請につきましては、市のほうから申請書を郵送で送付します。その中に、いわゆる返信用の封筒を入れまして、その方が、またその封筒に入れて申請をしていただくというふうな方向で行っておりますが、ただ、それにつきましても、窓口につきましては市役所、それから総合支所で4月1日から受付を開始しますので、郵送の方法と、それから窓口の申請方法、2つがございますので、よろしくお願

いたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

ちょっと、今の給付金の件ですけども、ちょっと細かいようですが、例えば世帯主が亡くなった場合、それから代理による申請と、こういうことが考えられると思うんですが、この点について、おそらく指示があると思うんですが、どのような内容になっているか。お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまのご質問でございますけども、世帯主の死亡の場合でございますが、世帯主が死亡された場合につきましては、その方の親族、いわゆる家族ですね、その方が申請できると。しかしながら、その世帯が本人しかいない場合につきましては、相続人等が申請できる仕組みになっております。

それから代理人申請につきましても、世帯主でなく親族、家族であれば申請することができますので、幅広く申請を受け付けておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

もう1点、すみませんが、雇用対策の関係で、これはこの2つの基金は、県に基金が積んであるということですが、おそらく相当な金額になると思いますが、このへんの金額について、少し明確に教えていただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

お尋ねの緊急雇用創出事業と、それからふるさと雇用再生特別基金事業でございますが、ご質問の県への基金がどのくらいかということでございます。

まず、緊急雇用創出事業につきましては、おおむね20億円。これが国から県へくる基金のおおよその額。それから、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、おおむね46億円でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

今の雇用対策ですが、その金額については県でということですので、ある意味、これは早い者勝ちかなという気がするんですが、そこらへんの見解を最後にお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

再質問の早い者勝ちということでございますけども、大丈夫です。なかなか、これだけの46億円ですとか20億円、66億円もあればなかなか厳しいものがございます、私ども北杜市でも今回、新年度予算にはふるさと雇用再生特別基金には2,500万円、それから緊急雇用につきましては、約2,100万円ということでございます。これにつきましては、また、いろいろな形の中で、各関係各課と相談をしながら考えて、よりよい雇用環境をつくり上げたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

最後に1点だけ。給付金の時期ですが、4月中旬ということで聞いておりますが、国会を通過するのが、当初の予定よりも、4日に通過したということで早くなっていると思うんですが、その関係で、もう少し、なんとか早くならないかと。少しでも早く春を呼びたいということで、どうでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

給付金の給付の開始の時期でございますけども、やはり膨大な事務量でございます、その中で本人申請の中で、口座振替の場合、口座をすべてチェックしなければなりません。それを入力しまして、それを入力したデータを金融機関に振り込みのテストを1回させていただきます。そうしますと、テストの結果で、良好なものであれば、そのまま対応できるということで、基本的には4月の中旬を第1回目の給付としたいと思っておりますので、順次、早めていきたいと思っておりますが、いわゆる、そのようなキャッチボールがございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

この3月定例会は、今年度の予算が審議されます。経済不況の中で、新年度予算に雇用対策

や市民の福祉向上を目指し、日本共産党を代表して、3項目の質問を行います。

第1点として、安定した雇用確保と失業者の生活、再就職の支援を求めていく対策についてであります。

アメリカ発の金融危機に端を発した今回の経済危機の特徴は、景気の悪化そのものが、これまでの不況と比べて、かつてなく早い上に、これまで経過の悪化により遅れることが多かった雇用の悪化が急速に進行していることであります。なぜ、このような異常な事態になっているのか。それは、働くルール規制緩和が行われてきたことに原因があります。1999年に労働者派遣を業種の限定なし、原則重視化してきたこと。さらに2004年には、製造業にまで広げてきたからであります。これらは働く人々の多様なニーズに応えるためといった口実で、景気の調整弁として、使い捨て労働を認めよと、このような財界の強い要望に応えたものであります。企業が好調なときは正職員と同じように働かせ、不況になったら真っ先に首切りが行われている実態であります。非正規労働を拡大してきたことが背景になった、文字どおり政治災害であります。

雇用の悪化を食い止めるためには、国民の暮らしを支え、内需を拡大する対策をとることが大切であります。雇用を確保することは、内需の6割を占める国民の消費を支えるためにも、もっとも重要な柱であります。厚生労働省の調査でも、今年3月末までには12万5千人、業界団体の試算では、製造業で働く派遣、請負労働者の40万人が失業する見通しがあるとされています。その多くが違法な中途解約や偽装請負によって、本来なら派遣先企業に直接雇用されているはずの労働者への不当解雇であります。これ以上の大量解雇を許してはなりません。

厚生労働省、山梨労働局が発表した1月の有効求人倍率は0.59倍で、過去最低を公表いたしました。2月には、さらに低下しているといわれています。この大量解雇をやめさせていくことが重要であります。労働者派遣法を1999年以前の原則自由化以前に戻し、最も不安定な働かせ方の登録型派遣を原則として禁止することが必要であります。また、県内でも失業者が増加している中で、市として、以下4点の安定した雇用確保と失業者の生活、再就職の支援を強めていく対策をとることが、緊急に求められております。市長の見解を伺います。

1つとして、固定資産税など減額し、優遇している市内企業に対しての派遣労働者雇用の事業所に対し、法に従って不当な解雇をやめさせる申し入れを行うこと。

2つに、失業者に対して生活と再就職の支援を行うこと。健康やメンタル面も含めて、総合的な相談窓口の設置を行うこと。

3つとして、市として直接、間接雇用による緊急の雇用創出事業を行うこと。

4番目には、失業し、義務教育の子どもを養育している家庭では深刻であります。市の準要保護基準を明確にし、必要な家庭には申し込みができるようにすること。

そして大きく2項目として、誰もが安心して利用できる介護保険制度にすることについて、伺います。

介護保険制度は、今年で10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量は増えましたが、社会保障の切り捨ての構造改革のもとで、負担増や介護の取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く押し掛かり、1年間に14万人が家族の介護などのために仕事を辞めております。高い保険料、利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦にした痛ましい事件も続いております。

要介護認定は市町村の調査、コンピューターの1次判定、専門家による2次判定からなりま

す。結果は自立、要支援1、2、要介護が1から5の8段階で、自立では介護保険は利用できません。介護保険が始まってから、要介護認定を悪用すれば、国民が受けられる介護を国が自由に制限できます。その改悪が4月より実施されます。実際に認知症の人など、介護が必要な内容や量が反映されていません。

北杜市でも3年前の改正で、国の制度に合わせ、給付の適正化という口実で、電動車イスや電動ベッドの取り上げが行われます。今回の改悪では、認知症の方の判定がより軽度判定される調査項目の削減が行われています。例えば重度の寝たきりのため、移動や移乗されていない人の場合、これまでのように能力に着目して全介助と判定するのではなく、介助されていないところに着目として、自立と判定されてしまいます。洗髪項目では、頭髪がなければ自立であります。このような判定では、重度の人が軽度判定をされます。要介護認定の仕組みを使って、政府が介護保険の利用制限を行おうとしております。誰もが安心して利用できる介護保険制度にするため、以下2点について、市長の見解を求めます。

その1つとして、市としてケアマネージャーなど、現場の専門家の判定で適正な介護を提供することを求めます。

2つとして、介護を最も必要とする所得の少ない人たちが、介護を利用できないのでは法的介護制度の存在意義に関わります。所得の少ない高齢者は、原則として介護保険料、利用料を減免して、お金の心配をせずに受けられる仕組みを緊急に設けるべきであります。

第3項目として、水道料金の統一を拙速に進めることのないよう、以下、伺いをいたします。

今、審議されている簡易水道運営委員会は、水道料金の統一を行うことを目的にしています。今まで水道料金が低かった明野、大泉、武川の地域が統一することによって、値上げされます。この地域住民に値上げの根拠をどのように説明を行うのか、まず見解を求めます。

また、この間の論議ではダムの水を利用する企業団からの責任割り当て制について、論議がされていません。山梨県は水不足が急速に起きる峡北地域として、過大な水の供給計画が出され、大門、塩川の2つのダムが建設をされてきました。そのため、流水の利用を止めてきた経過があります。企業団の水、すなわちダムの水を利用している現在でも100%との利用になっておりません。責任買い取り制のもとで、大門系では平成19年度では63.3%、平成20年度では63.9%の利用実績であります。平成21年度、仮に64%の利用だとすると、1億6,700万円は使っていない水の分を、市は負担していることとなります。同じく塩川系でも、明野、須玉の実績は平成20年度で50.8%であります。9千万円が利用していない分です。大門、塩川の合計では2億5,800万円を実際に使っていないのに、負担をしています。多額ではありませんか。財政危機が叫ばれている今、この責任買い取り制を見直していくことが重要であります。水質の問題、異臭のする問題、砒素を除去する浄化の問題など、ダムを設置した県の責任は重大であります。にもかかわらず、県の負担はありません。企業団の運営に関しては、県からの助成が必要であります。北杜市としては企業団からの水は、市が必要とする自主的な判断による、買い取り制に切り替えていくことが重要であります。市長の見解を求めます。

また、今、検討している簡易水道運営委員会だけでなく、広く各地域で市民への説明会を行い、市民の意見を求めるべきではありませんか。それぞれの地域の実情に合った簡易水道を運営してきた歴史があり、結論を拙速に出す必要はないと考えます。

以上、市長の見解を求めて、日本共産党の代表質問を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

まず雇用の確保および失業者の生活、再就職の支援について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、企業等振興支援指定事業所に対する不当解雇防止に関する申し入れについてであります。

現在、企業等振興支援条例に基づく指定事業所は9社ありますが、平成20年度に固定資産税の免除を行った事業所は5社で、平成21年度には7社となる予定であります。これら指定事業所の2月末における従業員数を調査したところ、昨年の数値と比較して100人以上が減少しており、雇用調整が行われていることが伺えるところであります。しかしながら、その多くが派遣契約の満了等に伴うものであり、不当解雇が行われているという事実はないものと考えております。

こうした状況をふまえ、市といたしましては、支援条例に規定する雇用条件の順守を求めていくとともに、今後も緊急雇用安定助成金などの制度を活用した雇用の継続についての要請を行ってまいります。

次に、失業者の再就職支援についてであります。

世界的に経済が低迷する中、多くの企業において雇用調整が行われ、今後ますます失業者の増加が予想されます。このような状況をふまえ、市といたしましては、緊急経済対策の一環として相談窓口を開設し、今までに30件ほどの雇用に関する相談も寄せられております。現在、市が直接、失業者の雇用を斡旋することは、法律等の制約もあり行っておりませんが、国の就職安定資金や技能者育成資金の融資制度など、再就職支援にかかる情報提供を行うとともに、就職相談窓口でありますハローワークへの照会を行っております。

次に健康やメンタル面も含めて、総合的な相談窓口の設置についてですが、現在、中北保健福祉事務所を中心に北杜市、韮崎市、南アルプス市企業、各商工会などが合同で地域における労働者の心と体の健康づくりの推進体制を整備するため、峡北支所地域セーフティネット連絡会議が昨年9月末に設立されました。この会議の中で、広域的な労働者の相談対応の実施、事業所、相談機関、医療機関等のネットワーク化の検討をしてまいりたいと考えております。

次に、市による雇用創出事業の実施についてであります。

市の雇用対策といたしましては、国の緊急雇用対策に先立ち、2月から市単独で4名の臨時職員を雇用したところであります。また4月から、先刻申し上げましたように、国が新たに制度化いたしました緊急雇用創出事業等を十分活用しながら、直接・間接での新規雇用の創出に向け事業化したところであり、今後も事業の創設を検討しながら、なお一層の事業枠の確保に向け、要望してまいる所存であります。4月以降の市単独での雇用創出事業の実施につきましては、今後の経済雇用情勢を見極めながら、検討してまいりたいと考えております。

次に水道料金の統一について、いくつかご質問をいただいております。

最初に水道料金の値上げの根拠についてであります。現在、北杜市簡易水道運営委員会において、水道料金統一に向け協議いただいております。北杜市が1つの料金表に統一された場

合、あるいは複数となる場合においても、現状の水道料金に差があることから値上げ、また値下げとなる簡易水道があると考えられます。こうしたことから、急激な負担を避けるための議論もされていると聞いております。

次に水道企業団からの水の買い取り制についてであります。現在の責任水量制については、構成市の議会における議決を受け、また峡北広域水道企業団議会においても議決をいただいたものであります。

最後に市民説明会についてであります。答申をいただいたのち、答申の内容を尊重した上で、改定に関する事務を行うこととしておりますので、改定案がまとまり次第、市民への説明会を開催し、理解を求めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

失業者家庭への準要保護対策についてであります。

経済的理由によって、就学困難と認められる小中学校の児童および生徒の義務教育の円滑な実施に資するため、就学に要する経費に対し、援助費を支給しています。就学援助の対象となるのは、現に生活保護を受けておられる方や経済上、生活保護世帯に準ずる程度にお困りの方です。

準要保護については平成17年度から国の補助金がなくなり、地方交付税措置がなされております。就学援助の対象となる、ひとり親家庭や市民税が非課税となっている保護者が年々増加傾向にあり、平成20年度は例年に比べ、年度中途での認定の数が多くなっております。昨今の社会経済情勢から、今後も申請が増加するものと見込まれます。失業している保護者については、その家庭状況等を調査する中で、認定することも可能であります。

この制度は申請していただかなければ判断できませんので、今後も学校と連携を図り、制度を周知する中で、児童生徒が経済的理由により就学困難にならないよう、努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

介護保険制度について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に現場の専門家の判断で、適正な介護を提供することについてです。

本年4月から介護認定審査会の審査方法が、一部変わります。訪問調査事項の一部変更と審査会における要介護1相当の方の判定方法の変更などです。国が昨年実施した要介護認定モデル事業の結果においては、認定結果は現行の審査判定と同等であると報告されております。二次判定における審査会においては、訪問調査で記入された訪問調査記録や医師の意見書から申請者特有の介護の手間の読み取り、コンピューター判定された介護度でよいのか、審査を行います。

審査会の委員は、それぞれ現場で医療、看護、介護を実践している方が多く、専門家として適正な判断がなされると考えております。また、実際にケアプランを作成するケアマネージャーは自立した生活の継続や要介護状態の軽減や悪化の予防を目指し、適正な介護サービスが提供されるよう、利用者を支援することができると考えております。

市といたしましては、ケアマネージャーへの研修会の開催、相談窓口の開設、事例検討会等を開催し、ケアマネージャーに対する支援体制を整備し、今後も資質の向上に努めてまいります。

次に、低所得者の高齢者へのサービス利用の拡大についてであります。

介護保険制度は平成12年度からスタートした社会保障制度であり、保険料50%と公費負担50%の財源で、市町村が保険者となり、事業を運営しております。

ご質問の介護保険の保険料の免除についてであります。保険料納付者世帯の課税状況および世帯状況により、基準介護保険料額に対して、軽減措置を行っており、低所得者は基準の半額の保険料となっています。その方々は65歳以上の約20%を占めており、これらの方々の保険料を免除することは、残り80%の方々の保険料負担につながります。

また保険料の減免についてであります。介護保険事業ではサービス利用の1割を利用料として事業者にお支払いいただきます。これは受益者負担として応分の負担をしていただくものであります。低所得者の方には、一定の利用者負担額を超えたときに支払われる高額介護サービス費や施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食事、居住費について一定の限度額を超えた場合に支払われる特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人の運営する事業を利用した際に、その費用の一部を助成する低所得者補助事業などもあり、また平成21年度からは医療・介護の合計が著しく高額になった場合に、一定の限度額を超えた分が支払われる高額医療・介護合算制度も始まることなどから、それ以上の利用料免除の仕組みづくりは、不公平感を招き、困難と考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

○4番議員（清水進君）

それでは、雇用問題で最初にお伺いをいたします。

労働者派遣法では、派遣労働は同一業務で3年までという期間制限があります。請負労働の場合は受け入れ企業は、その労働者に指示や命令ができないことになっています。しかし、実際には受け入れ先企業から、ずっと指示・命令されて働いています。これは請負でなく、偽装請負に当たります。この偽装請負の期間、派遣期間として通算されるのか問題がありましたが、2月4日の衆議院予算委員会で、舛添厚生労働大臣は偽装期間も通算される、このように回答をしております。これは同一業務で、3年以上の派遣労働を行わせているのは違法だから、解雇や雇い止め、契約満了でなく、企業として直接雇用、正社員にすることが当然、求められている、こういう解釈であります。こういう立場で、市内の企業に対しての同一業務で、3年以上が経過した場合、直接雇用、正社員にする義務が生まれる、こうした立場で、ぜひ企業を指導すること、このことが重要ではないかと考えます。ぜひ、もう一度、この地元企業への対応の仕方、お伺いをいたします。

そして2番目には、今年の年未年始、東京で行われました年越し派遣村を運営した方からお話を伺う機会がありました。解雇されたショックから一時記憶喪失になっている方や3日間かけて、ほとんど何も食事をとらずに歩いて参加されてきた方、この方々の再就職の相談をしておりますが、まず必要なのは、食事と精神的に安心できる住まいを紹介することから始めたことです。すぐには働けない体に、こうした失業者はなっています。体はぼろぼろの状況。蕪崎のハローワークでも、幸い、この地域、北杜や蕪崎では住居がないという方はほとんどいない。しかし、再就職を求めて窓口に来るが、製造業での求人が大幅に減っている。私たちもこの間、生活相談会に取り組んでおりますけれど、1年以上、もう就職先がない、見つからない、こうした相談もきています。失業者への親切・丁寧な窓口相談、健康相談、また場合によっては生活保護が必要な場合もあります。こうした相談について、今一度、どういうところが対応するのか、お伺いをいたします。

そして3番目に介護保険でサービスを利用している方、この4月にまた改定になるわけですが、今まで9年間の実績の中で、全身の症状があって、より軽度に判定されるとサービスが制限される。そのために、自宅と病院を行ったり来たりしなければならない。症状が安定しない、こうした報告があります。ですから、この4月からの利用するサービスの制限、かえって認定が低くなると、健康にもその人にもよくない、こうした評価がありますので、ぜひ現場の意見、そうしたものを大切にしながら、一人ひとり、個別に状況が違いますので、市としての対応策、もう一度、明確にお答えを願えればと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

このような経済状況の中であって、雇用に対して関心を寄せていただいておりますけれども、私も率直に言って、雇用のあり方として、日本は終身雇用制、年功序列型賃金体系のほうが自然だろうというふうには思っています。しかし、時代の変化の中であって、いってみれば派遣なるものも制度的に位置づけられたことはたしかですが、こういった経済情勢の中で、いろいろ反省もありましょう、制度の見直しもありましょう、地方において期待をしたいとは思っています。

いずれにしても、二次産業、三次産業だけが産業ではないわけですし、聞くところによると、最近、都会では農に対する若者の目がずいぶん変わってきたと、こんなような話も聞いておるわけでありまして、文字どおり、そんな時代の変化も的確に把握しながら、総合的な雇用対策を行政として、市として応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

介護保険事業の中で、利用するサービスの制限はというふうな、ご質問をいただきました。

これにつきましては、先ほど議員のご質問にありましたように、本年4月から認定調査項目が82項目から74項目へと変更になります。これにつきましては、平成13年度に実施されました樹型モデル、これは介護に要する時間を適切に反映しているかどうかということ調べ

るものですが、このたび、この樹型モデルの見直しがされたということでございます。

その中で調査項目が削減されたために、認知症の方等の判定が軽度になるのではないかと、いうふうなご指摘でございますけれども、これにつきましては、今年度、実際には4月から制度が始まるということですから、状況を見なければ分かりませんが、これは全国一律で、国が提示するソフトによってサービス料は図られるものですから、市でここで特別にというふうに、ここの制度を変えるわけにはまいりませんので、こういった状況をしっかりと見定めながら、問題があるようであれば、また国のほうへ要望を出していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

水道料金について、最後にお伺いします。

合併してから、まだ時期が早いという意見もあります。先ほど、説明会を行うということでしたけれど、どういった規模で、どのような時期に行うのか、最後にお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

説明会の時期はどのような形でというご質問ですが、現在、水道運営委員会で料金の統一等々、活発に議論をいただいているところでございます。5月には、答申がいただけるものと考えておりますが、その答申をいただいたあと、体系等、十分、検討をする中で、その後、説明会等を開いていくという考えでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

（ な し ）

清水進君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

先の、企業の雇用調整の件ですけれども、平成19年度に北杜市工業誘致条例第5条で、固定資産税を3年間免税し、さらに北杜市産業立地助成金というのが、武川の三吹にあるN工業に9,138万7千円、助成をしています。このN工業の雇用調整数は何人か。また、北杜市としては、このように企業に優遇をしていたにもかかわらず、雇用調整が行われたということに対して、どのように対応してきたのか、そのへんをお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

誤解のないようにしてもらいたいと思っております。私どもは大企業本位だとか企業本位で、そのような条例をつくったわけではないと。若者が定住できる、働く場の確保ということが大前提で企業誘致をしたいと。そして、そのような条例をつくってきたわけです。なんか大企業本位

のために条例をつくったわけでは、決してない。冒頭ご理解をさせていただきながら、再質問していただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

誤解をしているのではないかと思うんですがね。このように、企業に多額な税金をつぎ込んだのにもかかわらず、簡単に雇用調整だということに対して、市は労働者を守る立場で対応すべきではないか、そういうことです。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

誘致企業が着実に雇用を確保して、おおむね半分の皆さんを北杜市民の中から雇用していただいているということは、たびたびの議会のご質問にお答えしているところです。今回のこのような緊急経済の中にあって、誘致企業の中で、おおむね100人くらいは、一言で言えば労働者の雇用が減ったという状況を把握しているわけです。それは先ほど、ご質問にもあった派遣の中でそのように整理されたと。正規職員ではないと。併せて、企業もこの厳しい経済状況の中で、生き残りをかけての雇用対策だと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君、よろしいですか。

○19番議員（中村隆一君）

残り時間が少ないので、終わりにします。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は3時40分をお願いします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時39分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

北杜クラブを代表して、質問をいたします。

何事にも果敢に取り組む、前例がなくてもやる、それがベンチャー自治体と市長は所信で、北杜市づくりの決意を述べました。4年前の新市の幕開けは、合併協の策定した新市建設計画

に基づいたスタートでありましたが、あまりにも厳しい財政状況が露呈し、市民には大きなフラストレーションが生まれたことも、たしかでありました。旧町村時代に比べて市になってからはと、不満と落胆の声も数多く耳にしました。8つの町村の住民が一瞬にして計り知れない大きな器の市民となったんですから戸惑いも当然であります。この4年間の一日一日の積み重ねにより、旧町・村は今はなく、後戻りすることもできないという自覚を市民に芽生えさせてきたこともたしかだと思います。

質問に入ります。

誰も見たことがない、ほかと比べることもできない北杜市をつくっていくためには、これまでの町・村づくり、町・村の運営のノウハウだけでよいのか、いささか疑問があります。市づくりには、それなりの専門家が必要なのではないかと思うものであります。町・村の時代には考えられなかった自治体の個性づくり、そして競争。本市が取り組んでいる事業も、例えばトリートの杜は、観光と農業の連携。食育、地産地消においては農政による生産。学校社会の教育体制においては、また保健福祉による指導、それに食生活推進委員さんのように、市民ボランティアのサポートなどもあり、多くの専門家の集まりで推進をしています。そして今、注目されてきた第6次産業なる産業体系は第1次産業の生産、そして加工、その場で消費をする、販売もする。いかに付加価値を付けるかという形態などは、個人事業者であったとしても、多くの行政的部署との関わりが必要になっています。これら新しい事業、産業への対応は、市づくりの専門化と同様にスピード感が必要であり、ここにも専門性が求められると思います。

前置きが長くなりましたが、以下、質問をいたします。

現在、いくつかの部課横断の事業に取り組んでいますが、連携は十分に図られていますか。

次に現状の体制で、人事異動などによる支障はありませんか。

3番、政策専門員のような制度の検討、進捗はどのようになっていますか。

4番目、専門的研修は、その研修制度により多くの職員が受けていると思いますが、研修終了後、その能力の活用は十分に図られていますでしょうか。

5番目、任期付き職員の採用はということです。

ふるさと雇用再生特別交付金活用に適しているというふうに思いますが、その取り組みについては、いかがでしょうか。

次に財政について、伺います。

法人市民税が20年度2億9千万円の減、当初予算6億6千万円の44%の減額となっています。21年度当初予算では個人・法人市民税ともに落ち込み、加えて固定資産税も見直しの年にあたり、減税は避けられず、市税全体で20年度当初の予算と比べ、5億6千万円の減額となっています。これを地方交付税と起債とで補っているのですが、起債43億3千万円のうち13億円は、のちに交付税で措置される臨時財政対策債とはいえ、極めて厳しい状況であり、近々の景気の回復も期待できないものと思われま。

そこで、伺います。

12月議会で、わが会派の利根川議員が代表質問で、平成18年3月に策定された北杜市公債費適正計画の実効性を伺ったところではありますが、さらなる厳しい状況、数字が表れた今、再度、実効性と対策を伺います。

財政健全化計画が本年度末に策定されるとのことですが、その内容と21年度予算に、どのように反映されているかを伺います。

3番目です。平成18年3月、第1次北杜市総合計画10カ年と合わせて、前期5カ年の基本計画が策定され、その年9月に改定されました。そして同時に平成19年から21年度までの3年間の実施計画が示され、2年間は順調に執行されてきました。来年度、21年度は次の実施計画を立てる年度だと思いますが、具体的にはいつ公表されるのでしょうか。

次にPFI事業方式の導入について、伺います。

本来、この方式は公共施設の建設などに民間の資本、技術、運営ノウハウを取り入れるものでありますが、本市における財政状況等を鑑みますと、新たな水力、太陽光発電、バイオマス、生ゴミ処理事業などの環境施策事業には可能性が高いと思われませんが、お考えをお伺いします。

次に地域創造につながる障害者福祉事業の武川町障害者自立支援サポート施設について、お伺いいたします。

作業所と地域交流プラザ機能を併設した複合施設とは、どのような位置づけの施設でありましょうか。

そして、2番目です。この中の地域交流プラザ機能の内容については、地域の意向をどのように反映して進めていくものか。また、維持管理等については、どのような方法でやっていくかもお伺いします。

保健福祉に関する質問をします。

ふるさと雇用再生特別基金事業の活用による助産師雇用、妊産婦ケア事業であります。すでに何度か質問もされております。ここでは、これまでケア事業を行ってきた保健師、看護師の仕事と、新たにこの助産師の仕事の分担について伺います。

2番目、妊産婦フルタイムサポート制度の創設について、伺います。

この名前は別にあるわけではありませんから、仮称なんですけども、本市においての少子化対策はほかの自治体との比較でも、かなり手厚くなされていると承知をしていますが、第2子以降の子育て妊婦のサポートは、決して十分とは言えないと思います。核家族が当たり前となっている中で、この厳しい企業の職場環境も相まって、子育て妊婦の負担、ストレスは計り知れません。障害者支援のフルタイム支援制度のような、何か新しい手助けになるものが必要と思いますが、お考えをお伺いします。

次です。人間ドック特定健診の市立病院での取り組みについて、伺います。

本市の健康診断事業への取り組みは、先般の新聞報道にもありましたが、県下一番を続けており、市民の健康への意識の高さを表しております。また、その甲斐あって、北杜市民の健康状態も良好であり、国保税、介護保険税も県内市町村の中で、大変、低い位置にあり、喜ばしい限りであります。

先般、市立病院の改革プランが示され、山梨県の公立病院再編ネットワーク構想の中、市立病院は直営で機材の整備を図り、充実させるとのことでありました。安心もいたしました。そこで思うのは、市立病院の活用による人間ドック事業、特定健診事業への取り組みです。予防と治療の持ち場があるうと思いますが、市民からすれば、近くて便利。そして費用も、市の財政に入ることになりますから、という意見もあります。お考えをお伺いいたします。

次に上下水道事業について、お伺いいたします。

合併協の計画では、合併後、サービスは高いところに料金は低いところに合わせるとありました。しかし、合併して明らかになった各種の格差の是正は、市民の負担を伴うことだけに、これまでも国保、介護保険、CATVなど市民からの異論も聞かれました。水道料統一につ

いては、簡易水道運営委員会の答申が5月末ということになりました。まだまだ真剣な議論がなされることを望んでおります。

しかし、須玉町には21の簡易水道があり、13種の料金体系が統一されておらず、他の町においても、7町それぞれに料金が異なっており、その格差も4.6倍になっているところもあります。また、現状、市内の一般家庭と営業用大口使用者との比較では、大口使用者は全加入者の全体の9%であるにもかかわらず、使用料金の割合は全体の50%を超えており、中でも小淵沢町においては、8%の使用者で65%の使用料を占めています。このような状況を考えたとき、料金改定は一般市民に対する影響もありますが、企業活動、企業誘致活動にも多大な影響を及ぼし、現下の大不況下においては大変、深刻な問題となると思われます。統一を進めるにあたっては、十分な経過措置、例えば10年、15年をもって見据えた、そんな計画をすべきと思いますが、その基本的な考え方をお伺いします。併せて、下水道料金の統一についても、基本的な考えを伺っておきます。

次に、下水道事業見直し計画という言葉が出てまいりました。この内容はどのようなものか、伺います。現計画の変更もあり得るのかも併せて、お伺いします。

次は農政について、お伺いします。

大規模農業施策として、農地集積の取り組み状況について、伺います。

次に畑地の総合整備状況と展望について、お伺いします。

次、営農団体の育成と法人化の支援について、伺います。

次、農業法人等の誘致について、伺います。

次、企業の農園への取り組みについて、伺います。

次、異業種からの農業参入への対応について、伺います。

続きまして、小規模農業という分類が正しいかどうか分かりませんが、直売所方式の販売方法の推進について、お伺いをいたします。

新規就農者の育成の機会でもあり、新しい地域交流も生まれている、地域力の向上にもつながっているようです。また、新品種への取り組みが非常に柔軟であり、そこからのブランド商品のようなものの創出も考えられます。設置に当たり、設置の手続きの簡素化や助成の考えがあるかどうか伺います。

第3番目ですけれども、政策的農業という言葉が正しいかどうか分かりませんが、観光に資する景観作物、耕作放棄地対策作物への取り組みについて、伺います。

ヒマワリは、本市を代表する景観作物であると思います。このほか菜の花、コスモス、レンゲソウ、そして黒米によるアート、特産品であるソバの花など、積極的な取り組みが必要と思われませんが、市のこれからの考えについて、お伺いします。

続いて建設費について、お伺いします。

市の中で占める建設費は、合併時の事業がほぼ終了し、着実に減少に向かっていきます。そして、この4年間、新規事業も行ってはきましたが、22年度以降の事業は、はっきり見えていないような気がします。その取り組み、考え方について、お伺いをいたします。

次に教育について、お伺いいたします。

体力、学力、不登校など全国調査の結果、山梨県はワーストにランクされています。とにかく子どもを救わなければなりません。本市の状況と、この全国調査の状況といじめ、不登校の実態の把握は十分でしょうか、お伺いいたします。

そして原っぱ教育の実効性について、お伺いします。

各学校には指導目標があり、市の考え、意向が学校現場において、どれほど浸透しているか。また、その評価と対応についてもお伺いします。

次に、小中学校適正規模配置の検討進捗状況を伺います。

すでに質問もされ、答弁も出ておりますけども、多少、目線を変えて質問をいたします。

少子化がますます進み、保育園から中学校まで同じ顔ぶれのままの状況では、ときとして順列の固定化という弊害もあります。そして例え話ですが、玄米を白米にするときは臼と杵を使って米をつきますが、米の量が少なすぎると、ついたとき米は割れてしまいます。適量であれば、米は互いにこすれ合い、もまれ合って精米されていきます。子どもの教育環境も同様、社会的粘り強さの醸成のため、適正規模は大人の責任だと思えます。郷愁地域での要的施設は理解できますが、まず子どもありきの対応が重要と思えます。お考えをお伺いします。

併せて、小中一貫教育の取り組みが全国各地で行われているようです。山梨県が直面している教育事情の中、ベンチャー北杜市として検討はされたのでしょうか。お伺いをいたします。

次です。スポ少、部活動の指導者の民間人登用について伺います。

特に中学校の部活動はより専門的であり、教師の指導力だけでは十分とは言えない状況もあり、生徒たちの機会、教育効果の面からも一工夫が必要と思えます。市として、民間の指導者と学校等を仲介する指導者バンクのような取り組みについて考えがありましたら、お伺いしたいと思えます。

給食センター稼働に当たって、いくつかお伺いいたします。

すでにあった長坂給食センターが引き合いに出されて、多くの市民が関心を寄せた新給食センターのオープンであります。最新の機械の設備と細心の心配りで、日本一の給食を作りたいと思っています。

安心・安全な食材は当然であります。多彩なメニューとおいしさは栄養価と並んで、大変重要な評価となっております。メニューを増やすことと、おいしさを届けるためには、それを作っ入れる食缶が重要な役目を果たすとのことでありますが、それらの配慮は十分になされているかをお伺いします。

給食センターの機械の配備はされていても、心のこもった給食作りには、十分な手数が必要と思えます。十分なスタッフが配置されているかどうかをお聞きします。

最後になりますけども、長坂、高根、須玉以外の学校の今後の統合計画等、その基準を明確にして周知を図るべきと思えますが、その対応をお伺いします。そして閉鎖施設に残された備品、什器類の処分はどのようにするかもお伺いをいたします。

以上、盛りだくさんであります。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。盛りたくさんの質問をいただきました。

最初にリトリートの杜事業や食育と地産地消などにおける、部局間の連携についてであります。

まず組織において、人事異動は不可欠なものと考えております。部局を超えて、連携を図る必要がある事務事業の執行に限らず、系統的な人事異動により他の部署で得た知識、ノウハウ等が新たな部署においても、必ず生きるものと考えております。

次に専門的研修修了者の能力活用効果についてであります。昨年実施した食育関連での福井県小浜市への研修のほかにも、人材育成基本方針に基づき、毎年、全国市町村職員中央研修所等に2週間程度の専門研修に積極的に参加させ、職員の意識改革や資質向上を図っており、より一層の市民へのサービス、情報の提供等に役立たせております。また合併以来、土木研修として県中北建設事務所、国機関の国土交通省の研修に参加。また税務研修として、県税事務所などへ職員を派遣させ、専門的な研修を行わせております。研修終了後は、市の関係部署へ配属、習得した技術および知識を伝授するとともに、自己の職務にも役立たせており、著しい研修効果を発揮しております。今後も機会があれば、積極的な研修派遣を考えていきたいと考えております。

次に政策専門員および任期付き職員の検討、採用についてであります。

これらの職員は職員定数内でありますので、総合計画の進捗状況や新規事業の導入に併せて、関係部局と協議、調整を行う中で、専門的な知識経験や優れた識見を有する政策専門員、任期付き職員を平成22年度予定しております機構改革の中で、検討してまいりたいと考えております。

次に財政について、いくつかご質問をいただいております。

まず、公債費負担適正化計画についてであります。

公債費負担適正化計画は、平成18年度から地方債の許可制度を廃止し、発行を原則自由とする協議制度へ移行したことに伴い、実質公債費比率という新しい指標が導入されるとともに、実質公債費比率が18%を超える自治体に策定することとされたものです。これにより本市では、平成19年度において、7年後の平成25年度に実質公債費比率が18.0%を下回ることにした公債費負担適正化計画を策定いたしました。

現状を見ますと、この計画では平成19年度の単年度実質公債費比率について、19.0%と目標を設定したところ18.3%に、また同じく平成20年度の目標値を19.3%としたところ、19.0%となる見込みであるなど、新たな借入れを極力抑えるとともに、積極的に繰上償還を行うことなどにより、計画を上回る改善がなされております。実質公債費比率は、その算定の基礎となる要素に不確定なものが多く、その将来予想は困難であります。市債の償還額などを精査し、公営企業会計への繰出金などを現在と同様と仮定して試算の上、繰上償還を積極的に行うとともに、資本費平準化債を発行することにより、計画を策定しております。計画の達成には、事業の延期や廃止などの見直しや公営企業の経営改善、および市税をはじめとする一般財源の確保など、各般にわたる行財政改革の実現が不可欠であります。今後も計画の実現に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員ならびに市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に本年度策定を予定しております財政健全化計画の、平成21年度当初予算への反映についてであります。

財政健全化計画につきましては、現在、平成20年度決算見込み、ならびに平成21年度当初予算案をベースに将来の中長期にわたる財政収支の見通しを推計しているところですが、簡易水道料金の改定が本年5月にずれ込むこととなったため、これを見極めて策定することとし、

6月の議会で報告いたします。

このような中、平成21年度当初予算編成におきましては、非常に厳しい財政状況をふまえ、行財政改革アクションプランを着実に実施し、歳入の確保と歳出の抑制を図るとともに、限られた財源の重点的、かつ効率的な配分に努めたところであります。

歳入につきましては、引き続き滞納処分の強化など、税収等の確保に努める一方、市債の発行を当該年度の元金償還額の範囲内とし、極力抑制し、市債の残高を増加させない方針を堅持いたしました。

一方、歳出では人件費につき、定員適正化計画に基づく職員数の削減を行うとともに、一般行政経費については、一般財源ベースで前年度の90%以内に留めるといふ、厳しいシーリングを実施し、総額を抑制するとともに、これまで以上の事業効果や施策の優先度を厳しく精査し、また経常経費の見直しや公共事業の削減、各種市単独補助金の見直しなどを行ったところであります。

このように平成21年度当初予算編成方針は、現在、策定中の財政健全化計画の基本的な考え方を反映させており、計画策定後の予算編成におきましても、この基本的な考え方は踏襲することができるものと考えております。

次に第1次総合計画に基づいた実施計画の、平成22年度以降の計画および建設費についてであります。

総合計画に基づく実施計画は、基本構想に掲げる北杜市の将来像である人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて、基本計画に示す施策を計画的・効果的に進めるため、財政計画に裏付けられた実行可能なものとし、3カ年間で取り組むべき建設費を含む各種事業を示しております。

なお、本計画の最終年度は平成21年度であります。平成22年度以降の実施計画の策定にあたっては、前期基本計画に盛り込まれた施策等を検証し、その結果等をふまえた中での計画を策定することとなり、平成24年度から始まる後期基本計画の策定の状況を見据えての計画策定となります。厳しく変動する経済・金融情勢、超少子高齢化の同時進行による人口構造の変化等による価値観の変化やライフスタイルの多様化など、さまざまな変化が起きております。また、昨年からの世界的な経済金融危機の影響などにより、市の財政は短期的にも中長期的にも厳しい財政運営が続くことが予想されます。このような状況ではありますが、財源的な裏付けを確保するため、財政健全化計画との調整を図り、北杜市の将来像である人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、8つの杜づくりを着実に推進していくため、来年度に入り、平成22年度から平成24年度までの建設費を含む実施計画の策定を進めてまいります。

次に、PFI事業方式の導入についてであります。

PFI事業は、公共事業を民間事業者任せ、新たな事業機会の創出と合わせ、事業コストの削減など、質の高い公共サービスの実施を期待した制度であります。

PFI事業方式では、あくまで民間事業者が事業を主導し、資金および経営ノウハウ、技術能力によって、公共施設の設計、建設、維持管理、運営のすべてを実施し、費用対効果と採算性を求めて、公共事業を実施していくものであります。みずから担う事業資金の回収および運営コストにあたっては、公共サービスの提供による対価で支弁することとなります。

自治体側は事業許可権を与え、必要なサービスを調達する立場となることから、原則的なリスクは民間が負担することとなります。PFI事業者は長期的な需要の確保に向け、金融、

フォーム、技術等、専門的な知識やノウハウが必要となり、将来的な変動リスクの予測とともに、十分な創意工夫の中で提案することが重要となります。

しかしながら、小規模事業においては採算面の難しさもあり、P F Iの導入目的以外に事業の確実な履行やリスク配分の手法確立など、多様な課題の検証が多岐にわたることから、現状では大変厳しい事業であると考えております。

次に地域創造・障害者福祉事業、武川町障害者自立支援サポート施設についてであります。

作業所と地域交流プラザ機能を併設した複合施設であります。障害のある方が地域において自立した生活をしていくためには、行政が行う障害福祉サービスや支援だけではなく、市民の皆さんの障害への理解と身近で支える支援が不可欠であると考えております。

障害者サポート施設を検討するには、地域の皆さんの要望、意見をいただくことは当然のことであり、開所後の管理体制はどのようにしていくのか。また地域住民と障害のある方が、どのようなことで交流を深めていくことができるのか。そのことにより共有できる部分、設備等々を平成21年度から検討してまいりたいと思います。

次に、助産師を雇用しての妊産婦ケア事業についてであります。

当市における妊産婦をめぐる課題は、身近な地域でお産をする場がないことであります。そのためには、産科医のいない今、助産の専門職である助産師の発掘と育成。そして助産という専門性を発揮できるよう、支援することが必要です。安全な出産の場の確保により、妊婦健診や出産へのニーズ調査などの、妊産婦ケアサービス事業を実施していく予定であります。

次に24時間の支援体制がとれる妊産婦のフルタイムサポート体制についてであります。関係機関や専門家で構成する検討委員会を立ち上げまして、妊婦を取り巻く社会環境も含めたニーズ調査の実施や現状分析を行い、妊産婦のフルタイムサポート体制を視野に入れながら、検討会で協議していただく予定であります。

次に、水道料金統一への基本的な考え方についてであります。

水道料金統一につきましては、北清クラブ、坂本静議員のご質問でお答えしたところであります。水道事業は、住民生活や企業の経済活動を支える重要な基盤となっていることから、市民負担の公平性の確保、ならびに水道事業の安定化を図ってまいりたいと考えております。議員ご指摘の料金の激変緩和も1つの選択肢ではあると考えております。いずれにしましても、水道料金の統一は難産になろうかと思いますが、市民のご理解を得ながら、簡易水道運営委員会の答申内容を尊重する中で、慎重に対応してまいります。

次に、下水道料金統一への基本的考え方についてであります。

下水道料金統一につきましては、合併協議において当面の間、現行のとおりとし、できる限り、早期に統一を図るとされ、また同じ下水道事業でありながら、公共下水道と農業集落排水事業との事業別、あるいは地域により格差が生じており、早期に統一を望む声があります。さらに現行の、旧町村の料金体系での使用料金収入では財政を圧迫しており、下水道事業会計の経営健全化を推進するためにも料金統一、および改定は必要であると考えております。

国土交通省と総務省とで協議の上、策定した下水道使用料算定の基本的考え方では、下水道事業の適正な管理・運営を図るために、下水道使用料を適正に算定することがますます重要となってきており、費用の実態を反映した適正な下水道使用料を定めるためには、下水道の管理運営に関する財政計画を策定する必要があるとされています。そのため、今年度は北杜市下水道事業長期財政計画を策定したところであります。今後は、北杜市下水道事業審議会に下水道

料金統一について諮問を行い、どのような料金体系を採用していくかなど、審議会において協議・検討を重ねていただく中で、議会ならびに市民への情報提供を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道事業見直し計画についてであります。

快適な生活環境の向上と公共水域の環境保全を目的に、旧町村当時から下水道事業を実施し、平成23年度終了の予定で整備を進めてまいりました。しかし、下水道事業は膨大な経費がかかることから、財政状況を考慮の上、事業完了を平成28年度まで延伸することといたしました。このため、今後の財政状況等を勘案する中で、適切かつ長期的視点に立った事業の実施、地域の実情に即した処理方法の選択、さらには事業認可計画の見直しなどを行う必要が生じたので、今回、下水道事業見直し計画の策定を行うものであります。

次に農政関係のご質問について、お答えいたします。

最初に、大規模農業における農地集積の取り組み状況についてであります。

本市では多岐にわたる担い手を支援する組織として、北杜市担い手育成総合支援協議会を設置し、その実働組織として農業者が組織する担い手サポート会議、そして県、市、JA等の担当で組織する担い手サポートチームの2つの組織を設置しております。

大規模農業への進出や規模拡大のための農地集積は、農業経営を大きく左右する課題であり、円滑に集積できる体制づくりが必要であります。このため、本市では北杜市担い手協議会を核組織として、農業振興公社や農業委員会と連携を図りながら、農地流動化を進めているところであります。

次に、畑地帯総合整備の現状と展望についてであります。

市内における畑地帯整備事業では、現在、県営中山間総合整備事業八ヶ岳東部地区で高根町の五町田工区、小池工区、長原工区の3地区。県営畑地帯総合整備事業で、明野地区を実施しております。

具体的に申しますと、五町田工区は耕作放棄地となり、鳥獣の住みかとなっていたため、その状況を解消すべく、地元住民が主体となって事業を推進してまいりました。

小池地区につきましては圃場区画が悪いこと、飛び地になっていること、道水路の状況が悪いことから事業を導入し、効率的な営農を目指すため取り組むこととなりました。

五町田地区、小池地区ともに地権者の高齢化により自作営農は難しい状況であったことから、整備計画の段階より担い手候補を選任し、貸し付けることといたしました。

長原工区につきましては、後継者不足により耕作放棄地となっておりますが、近年の飼料用作物の高騰を受け、地元の畜産農家より地元で飼料用作物を作りたいという強い要望があることから、整備を実施することにいたしました。

このように畑地帯の整備にあたっては、貸し農地として提供する地権者と、それを有効に利用したいとする担い手とのマッチングが事業効果を高めていきます。今後は、地元地区との話し合いによる貸し手の確保、企業等の参入希望情報の収集により借り手の確保を行い、市が仲介役を担うことにより、さらなる事業展開が見込まれ、耕作放棄地の解消に展開していくものと確信しているところであります。

次に、営農団体の育成についてであります。

合併以来、営農組織として20組織、うち13の法人が設立され、市内農地の10%を集積、または受託しているところであり、耕作放棄地の抑止、解消面においても貢献しており、感謝

しておるところであります。この営農組織の育成として、各組織に対する担当者を設け、その担当者が組織単位による総合的な窓口となり、円滑な育成体制を整えるとともに、毎月の担い手サポートチームでの組織育成の議論を重ねているところであります。

次に、農業法人等の誘致についてであります。

農業法人の誘致に関しましては、代表的なもので明野町永井原地区への村上農園、日本農園の誘致があります。両法人の参入につきましては、最近の経済状況の悪化から、当初計画の参入時期より、だいぶ遅れていますが、村上農園につきましては、本年8月ごろを着手予定。日本農園につきましては、来年4月ごろを着手予定と聞いております。また、これらに追隨する企業参入の動きもあり、現在、候補地、事業導入等を協議しているところであります。

次に、企業の農園への取り組みについてであります。

企業の市民農園や体験農園の取り組みは、農業経営基盤強化促進法の改正により、特定農地貸付が規定されたことにより、これまで不可能であった企業による市民農園の開設が可能になりました。これまで企業による市民農園開設はありませんが、NPO法人 えがおつなげてが事業展開する関東ツーリズム大学の開校にみられるように、都市住民や企業の需要は今後、加速していくと考えております。

本市の市民農園は高根クラインガルテンがありますが、需要に応じた新たな対応も必要になることから、今後、市農業振興公社やJA梨北や協力企業等を交えて検討を進めてまいります。

次に、異業種からの農業参入への取り組みについてであります。

自動車産業やIT産業に代表されるように国内経済は未曾有の不況にあり、余剰人員対策、緊急雇用対策が喫緊の課題であります。本市には、その余剰人員の農業参入や企業みずからが新たな事業として農業へ参入したい旨の話が寄せられております。本年1月からの2カ月間でも、首都圏のIT企業による農業参入希望2社、都市住民が組織する農業法人の設立希望2社があり、今後も増加傾向にあると思われまます。市といたしましても、円滑な参入ができるよう推進体制を整え、積極的な支援を講じてまいります。

次に、小規模農業対策としての直売方式の推進についてであります。

市内に農産物等の直売所は15施設あり、新規就農者をはじめ、高齢者や女性の農業経営を後押ししております。直売所の売り上げも年々増加傾向にあり、消費者が求める安心感と生産者の顔が見えるという、食の安全志向を満たす要素が直売所にはあるといえます。また、新設直売所の設置計画もJA梨北が長坂町に進めていると聞いており、地産地消の全市展開が着実に進んでおります。これに伴いまして、さらなる誘客と農業者の所得向上に向けた方策も必要になってまいります。これには新たな品種の導入を県、JAの技術指導員と連携した中で検討してまいる考えであります。

次に政策的農業として、観光に資する景観作物、耕作放棄地対策の作物の対応についてであります。

まず、観光農業としての景観作物としましては、市の花ヒマワリを推進しているところであります。

具体的には、明野サンフラワーフェスの開催による観光資源としての位置づけをしているところであり、今後の展開としては、その種子を搾油し、食用としての利用やBDF燃料としての利用を検討しているところでもあります。

平成21年度は転作作物奨励品種として、転作助成金の交付を予定しています。これにより

耕作放棄地対策作物としての位置づけも確立できます。また、耕作放棄地対象対策としては、解消目標を掲げた耕作放棄地解消5カ年計画を策定し、平成21年度からの5年間で目標達成できる事業を展開してまいります。

具体的に申しますと、担い手集積用地、企業参入用地、新規就農者参入用地等を設定し、解消事業を計画的に実施することにより、新たな参入需要に応えてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

最初に学力、体力、いじめ、不登校の実態についてであります。学力については、平成20年度全国学力学習状況調査の結果に基づいて、お答えをいたします。

全体的な傾向としまして、前年度に引き続いての傾向であります。全国や山梨と同様、知識よりも活用能力が劣る結果となっています。しかし本市においては、平成19年度に比較して、今年度はかなり活用能力についての改善が見られました。それは、本年度各校で活用能力の向上のため、理由を記述する、資料から読み取る、あるいは説明する、筋道を立てて考えるなど、普段の学習の中に取り入れてきた結果ではないかと思われま。

体力については、平成20年度新体力テスト結果に基づいて、お答えをいたします。

小学校5年生、中学校2年生が対象ですが、内容は8種目と、その合計点からなります。全体的な傾向として、走る力、投げる力、跳ねる力は全国や山梨県よりも高いものが、多くの種目で見られます。男子は合計点で見ると、小学生は山梨県を上回り、中学生も山梨県とほぼ同様な結果になっています。女子はかなり高い値を示していて、合計点で小学生は全国、山梨県を上回り、中学生も山梨県を上回っております。

また、いじめ、不登校についてであります。

いじめの認知については、小学校で平成20年度、2学期末現在、8件。平成19年度が27件でありましたので、かなりの減少傾向にあります。中学校では平成20年度、2学期末現在で18件。平成19年度が18件でありましたので、横ばい状況であります。

不登校につきましては、小学校では平成20年度、2学期末現在で6名。平成19年度が14名であり、中学校では平成20年度、2学期末現在で18名。平成19年度が36名でありましたので、小中学校ともかなりの減少が見込まれます。これは山梨県や北杜市からの未然防止、早期発見・早期対応の要請に各小中学校で組織的な取り組みを強化し、それぞれのケースに応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、専門機関との連携などを行って、取り組んできた成果ではないかと思われま。

次に、原っぱ教育の取り組みの実効性についてであります。

これまでも原っぱ教育の提唱のもと、各小中学校で、その内容を学校教育の中で取り組んできてまいりました。各小中学校においての、取り組んでいる実践活動が児童生徒一人ひとりに浸透してきており、目的意識を持って行動できる子どもたちになってきていると感じております。

今年度は、さらに原っぱ教育を推進していくために、教育委員会では学習指導要領および山梨県教育委員会の教育指導要領等に対応した原っぱ教育の全体計画を作成し、各小中学校に指導指針として示しました。このことにより、原っぱ教育の指針が各小中学校の学校教育目標と

学校経営の方針との整合性が保たれ、より一層、推進していく内容となっております。

今後は学校教育のみならず、家庭や地域社会の力を結集して、日常的な活動を継続することにより、子どもたちがより健全に育つような取り組みをしてみたいと考えております。

次に小中学校適正規模、配置の検討の進捗についてであります。

2月19日に、第10回の審議会が開催されました。この間、広報や市のホームページにおいて、審議過程を市民の皆さんにお知らせしてまいりました。現在までに意見集約された事項は、適正規模については小中学校とも1学年2学級以上、1学級20人以上。小学校の適正配置につきましては、各学校とも学区が接する地区は複合学区とし、平成25年度までの中期的には旧町村1校とし、長坂町内は泉小と小淵沢小、長坂町内の通学区域を考慮しつつ、1校ないし2校とする。高根町内では高根清里小学校を残し、他の3校を統合する。これが終了したのち、第2次小中学校適正規模等審議会を設置し、市内6校とする適正配置を決定する。

中学校においては、市内3校に統合する。配置については、3月19日の審議会において、さらに審議することになっております。

観光教育の整備は大人の責任であるという、先ほどの議員のお考えに同感でございます。

次に、小中一貫教育の検討についてであります。

小中一貫教育は、小学校と中学校とが連携を密にして取り組むものと、小中一貫校において行うものがあります。この教育方法が生まれてきた背景には、中一ギャップから派生する保健室登校や不登校、中学校における学習の躓きといった諸問題に効果的に対処できる方策ということが認められて、導入する学校が増加してまいりました。

本市においては、長坂町、高根町を除いて、各町において小中学校それぞれ1校しかなく、小中学校間における情報交換は密に行われており、児童生徒の指導についても協力しているという実態から、すでに小中一貫教育に類似した教育環境にあったと考えております。

今後におきましては、小中適正規模等審議会の答申を得る中で、統廃合を進めながら、新しい教育環境について、県教育委員会の指導を得ながら、整備してまいりたいと考えております。

次にスポ少、部活動指導者の民間人登用推進についてであります。

北杜市には現在51のスポーツ少年団があり、212名の指導者が登録されています。団ごとにボランティアとして民間の指導者が携わっており、地域の子どもたちにそれぞれ主たるスポーツを通じて、健全な体と心を育てる指導を行ってくださっています。

部活動指導者については、教師数の減少や専門的指導力を持つ教師の確保の困難さなど、現状から外部指導者の導入も認められるようになってきました。しかし、あくまでも顧問は、その学校に所属する教職員であり、外部指導者には活動の支援をお願いするという形となります。現在も吹奏楽やテニスなど、外部指導者をお願いしている中学校もございます。学校教育の範囲内なので、校長が導入の必要を認め、面接などにより総合的に判断し、指導者をお願いしております。

次に給食センターについて、いくつかのご質問をいただいております。

最初に地産食材納入に対して、多彩なメニュー、おいしさなどへの取り組みについてですが、平成21年度から地産食材納入体制を整えるため、生産者給食食材納入業者の連携と組織化を、農政課と連携して取り組んでまいります。おいしさにつきましては、メニューに工夫を凝らすとともに、センター方式となったため、食缶は保冷・保温食缶で対応しており、教室まで温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま届けられるよう対応いたしました。

次にスタッフの十分な配置についてであります。北杜南学校給食センターでは栄養士2人、調理師17人および事務職員を配置する計画であります。

調理につきましては、完全ドライ方式となっているため、下処理は野菜、魚肉、タマゴ等、完全分離で調理されます。また喫食時間を厳守するため、炊飯、揚げ物、焼き物については全自動調理器を導入し、煮物等については調理器具を多くするなど対応しており、万全な体制で操業を開始する計画であります。

次に、今後の統廃合計画の基準を明確に、該当校に周知することについてであります。市内小中学校の給食につきましては、将来、北杜南学校給食センターと長坂給食センターの2カ所で調理し、配食していく計画としております。

計画では、長坂学校給食センターには平成24年度までに白州小中学校。28年度までに小淵沢小中学校を統合。北杜南学校給食センターには、平成24年度までに泉小学校。平成28年度までに明野小中学校、泉中学校、武川小中学校を統合していくこととしております。この間に大きな修繕等が必要となった場合は、この限りではないとしております。大きな修繕とは、建物において躯体の大半を修理するとか、また厨房機器類は100万円以上の費用がかかる場合を想定しております。保護者の皆さんと話し合いを重ね、ご理解を得る中で進めてまいりたいと考えております。

次に閉鎖施設の備品、什器の処分についてであります。

厨房機器につきましては、老朽化している他の施設のものとの交換することとしており、そのほかのものにつきましては保管しておき、故障時に対応する計画であります。また、什器につきましては30年くらい経過しているものもありますが、他の施設に転用できるものは、極力、利用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

人間ドック特定健診の市立病院での取り組みについてであります。

現在、市立病院では入院や外来等の日々の診療や救急医療を主に行っております。人間ドックについては、希望者があれば日を限定して行っておりますが、医師、看護師が不足している中、積極的に推進してはおりません。また特定健診についても、平成20年度から始まった制度であり、医療スタッフの確保が課題であります。現状では人間ドックと同様、積極的に推進することは困難であります。地域の医療機関として力を入れていかなければならないと考えておりますので、今後、より多くの皆さんの健康管理に取り組んでいけるよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

千野秀一君の再質問を許します。

○13番議員（千野秀一君）

質問がちょっと多かったものですから、なんか申し訳なかった気がするんですけども、再質問もそんなにかなと思ったんですけども、洗い出してみたら結構あります。よろしく願いいたします。

まず第1次総合計画に基づいたアクションプラン、19年から21年度までというのが示されてから、ちょっと考え方が違っていたのかもしれませんが。毎年毎年、3年計画のようなものが発表されていくのかなというふうな思いをしていたんですけども、どうもそうではなくて、21年度に22年、23年をくっつけるという、そういうことのようにです。そのことによって、長期的に休まず事業を継続していくためには、20年度の時点で23年度の事業が見えているほうが、ことがしやすいのではないかなと、そんな気がしたものですから、素朴な疑問として、そんなふうな質問をさせていただきました。

ですから、今度、21年度には22年、23年、24年度くらいまでのものがつくられるということだと思んですけども、その方法ですと、例えば県とか国に北杜市がやろうとしている事業について、事前に相談をする。あるいは、要望を出すということができにくいのではないかなという気がするんですけど、そのへんの支障はないのでしょうか。まず、それが1つ。

もう1つ、武川の地域総合プラザの呼び名というか、地域交流プラザという呼び名なんですけども、これも総合計画の中に、あるいは5年の事業計画の中だったでしょうか、その中に地域総合プラザというふうな名称が入っているんですよね、呼び方が。それは総合プラザと間違えやすいような位置づけに書いてあったものですから、武川に今回、造る障害者支援施設の中の交流プラザが、簡単に言うと、その支所を伴うような総合プラザ、あるいは地域交流プラザのような位置づけなのかという、そんな、ちょっと紛らわしい呼び方だったものですから、こんな質問をしてみました。そのへんを違うようであれば、そんなふうな答弁をお願いします。

あとは環境といいますか、水道、下水道の件なんですけども、一般会計のほうから国の基準よりも3億2,500万円多く繰出金を出しているというのが、今の北杜市の水道会計の状況なんですけども、これは適正ではないという金額なものですから、何年か後にはこれを、なるべく基準内に抑え込んでいこうということもできません。そういう意味で、先ほど、僕のほうから、ちょっとお伺いというか、提案をしました、長期に時間をかけた中での経過措置をお願いしたいというところが、ここにあるかもしれません。もし、分かっているようでしたら、このへんもお願いいたします。

あと、水道料の改定に伴って、先ほども言いましたけども、企業に及ぼす影響は、一般の家庭よりもかなり大きなダメージが予想されます。そういう意味で企業ですとか、住民に対する説明については、この5月の答申を受けた以降、市のほうで形を出してもらってから、今までにいろんな問題がありましたので、今回の水道料の問題については、市のほうから市民に、できるだけ、極力、理解をしていただけるような、説明の機会をつくっていただきたいということを重ねて要望しておきます。

あと下水道の件なんですけども、下水道の整備の見直しをするという計画のようなんですけども、大泉は5年、最終、28年まで工事終了が延びるというふうな説明だったと思うんですけども、その中で、従来どおりの工法を、5年間先送りというか延期になるのか、それとも工法まで変えるような、そんな考え方を検討していこうかなというふうになっているのか、そのへんのところも説明をお願いします。

4つだと思いますけども、答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろんな意味で、総合計画が長期的に立っても、時代の変化が激しくて、基本的には3年に1回、アクションプランの見直し、さらに推進をしると、こういうことでありまして、今、行われているのは19年、20年、21年と、こういうことであります。そういう中にありまして、財政状況、まもなくでき上がるであります。財政健全化計画、あるいはまた国の動向、あるいはまた市民のニーズも、いろいろ変わってきていることはたしかであります。併せて人口構造も、政策とは重ねてみななければならないわけありますので、そのへん等々を考えながら、適切なアクションプランをつくっていく予定であります。

それから武川のプラザのお話がありましたけども、私どもは今、北杜市として、障害者自立支援サポート施設なるものが必要であると、こういうふうに思っています。そのときに、昔でしたならば、つい豊かなときでしたならば、それぞれの施設が独立しているほうが、ある面では理想といいましょうか、望ましい姿だと思います。でも、今日的にはいろいろな機能を複合的に併設するような、より効率的で財政的にもいいだろうと、こんな思いがあります。ですから、障害者自立支援サポート施設が必要な中にありまして、いわばプラザ機能も併設したいという思いで、この21年度中に研究をしてみたいと、こういうことでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

また、上水道につきましては、先ほど答弁したとおりでありまして、合併した北杜市にしてみれば、公共料金の統一は是が否でも超えていかなければならない、統一化を図っていかなければならない大きな課題であり、それは即、壁であることもたしかであります。ですから、先ほど答弁いたしましたとおり、いろんな意味で難産になろうかと思えますけども、市民にご理解をしていただきながら、簡易水道運営委員会の答申の内容を待ち、それを尊重しながら慎重に、執行としては決断していきたいと思えます。下水道事業につきましても、同じ思いであります。

ただ、今、議員ご指摘の工法等々については、いろんな意味で、公共下水がいいのか、農業集落排水事業がいいのか、ある面で言うならば集落事情で単発的にやったほうがいいのかという問題を含めて、見直しの必要性もあろうと、そんな思いで計画を見直し、また推進していきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君、再質問はありませんか。

（ な し ）

千野秀一君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

細かいことで、ちょっと伺わせていただきます。

教育の中でスポ少、部活動者民間人登用推進というふうな、この分野ですが、現在、51のスポーツ少年団で、200人くらいの指導者がいるというふうに伺いましたけども、この指導者に対する助成といいますか、補助といいますか、どんなふうな内容でされているのか。完全にボランティアで、その方たちが了解していただいて、当然、そういった分野でもって協力していただいていると思うんですが、そのへんでもやはり、子どもたちをいろんなところへ連れていくとか、そういった部分については、やはり安全確保の意味でも、いろんなバックアップをしていっていただきたいというふうな願いを込めまして、そのへんをちょっと1点、伺いたいと思います。

それと給食センターのことの中で、新しい給食センターに当然、期待をかけているわけですが、センターというよりも、前々から話は出ておりました各学校におけるランチルーム、そのへんを、また今後、ぜひとも充実させていただきたい。また小中学校の統合の、これも当然、計画とオーバーラップしてくるとは思いますが、そういう意味でランチルームはぜひとも今後、活用していただきたいという思いがありまして、2点伺いたいと思います。

参考までにランチルームについては、と申しますのは、要するに教室の中で暴れる子もいますし、ある意味の、勉強するところで、ある意味の運動場でもあるし、それからチョークの粉を吸うのは、すごく抵抗があります。自分には、そんな意味を込めまして、今のランチルームのことを、ちょっと伺いたいと思います。

以上2点だけ、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

ご質問いただきました、あとのほうのランチルームの件につきまして、お答えをいたします。

議員が、おっしゃるとおりだと思います。ただ、現在の構造物ですと、そのランチルームで全校が一緒に食べるというようなスペースがございませんので、先ほど議員もおっしゃいましたように、今後の適正規模の際に、併せてランチルームの設置につきましては、検討していきたいというふうに思います。

スポーツ指導者の件につきましては、次長のほうからお答えをします。

○議長（秋山俊和君）

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

スポ少の関係の、指導者でございます。この分については、例えば、先ほど教育長からご説明があったとおり、吹奏楽とか、そういった部分については当然、講師料というものが、当初予算の中で組み込まれております。先ほど言った、他のスポーツについても当初的なもので、分かっている部分については、そういった予算が配当されるということですので、中途的には若干難しいかなというふうに考えます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

財政の面で、少し質問をさせていただきます。

先ほど、公債費適正計画の実効性のところで、実質公債費比率が目標より下回っているという答弁がございました。非常に厳しい財政の中で、そのような実績が挙げられたということに対しましては、敬意を表するところでございます。これも経費の節減があつてのこととございますけれども、市政の伸び、また県下で群を抜いてトップになっている地方交付税、これらによるところが大きくて、繰上償還とか、あるいは借換債等が可能であつたというふうにも解釈できます。しかしながら、今後、市税の伸び等は期待が極めて薄い状況、また他の歳入につきましても増額ということは厳しい状況の中で、今後も同様な対応が可能かどうか。数値目標等も含めた中で、再度お伺いをいたします。

また、経費の削減についてでございますけれども、下水道事業が終盤にきている現在、建設費の減額がどのようになっているのか。今までの歳出の削減につきましては、建設費の減額が非常に大きなシェアを占めていたわけでございますが、今後の削減は非常に難しくなっていくと思われまふ。これらにつきましても、この歳出の削減について、先ほど答弁もいただいたわけですが、数値目標等も含めた中で、再度、お伺いします。

また、歳入を見ますと、地方交付税と臨時財政対策債を含めた市債で、他の歳入減を補っている状況を見ますと、財源確保が喫緊の課題であるということが見てとれます。この厳しい状況ではありますが、さらなる企業誘致等が必要になると思われまふ。先ほど、農業法人の誘致についてのご答弁がございましたけれども、財源確保という面から、もう少し詳細な内容をお伺いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは財政の関係につきまして、清水壽昌議員の関連質問に答弁させていただきます。

まず、実質公債費比率の関係でございますけれども、いわゆる18%を下回るということで、25年度を目標に設定されます。しかしながら、この実質公債費比率につきましては、決算が終わらないと、この数値が毎年動くわけございまして、その決算の数値をもって単年度収支が決まると、その中で、3年間の平均値が実質公債費率で出てくるということでございまして、決算をもって行うということで、今のところ推計しかできませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから財政の健全化でございますけれども、歳出の削減は当然でございますが、歳入の確保に努めるということで、企業誘致の促進をしておりますが、現在のところ、起債残高につきましては、1,009億円のピークであつたものが、平成21年度には935億円になるということで、必ず減少していくということがございます。それから公債費につきましては、今、上がっておりますが、これにつきましては繰上償還を行うための公債費が上がるということで、繰上償還が今現在、約20億円程度の繰上償還を見込んでおりますので、これは19年度からでございます。これについて、19年、20年、21年については繰上償還の分が入っており

ますので、公債費の増になっております。それから当然、歳入、余剰金が出ますと、これについては、将来の負担を軽くするために基金のほうに積み立てておいて、交付税が、いわゆる平準になったときの対応ということで、今は貯蓄を蓄える時期だと思っておりますので、大変厳しい財政状況であります。今は貯蓄をする時期だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

下水道事業の建設費の推移はというような、ご質問であります。

下水道事業は特定環境保全公共下水道事業と、それから農業集落排水事業で、これまで進めてまいりました。農業集落排水事業につきましては、来年度、横手地区の整備が進みますと、施設の整備は完了をする予定であります。公共下水道のほうにつきましては、先ほどの答弁の中でもさせていただきましたが、平成23年度完了という予定で進んでまいりましたが、事業期間を28年度まで延伸という中で、来年度、計画の見直しも含めて進めていくわけですが、建設費につきましては、今後も来年度も同じような金額の中で推移をしていくということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

代表の千野秀一議員の、1の部課横断の対応が行われているかということの中の食育推進について、お尋ねいたします。

健康増進課でも食育推進、それから農政課のほうでも食育推進が今回、挙げられているわけですが、昨年度、キッズ・キッチンの中で、食生活改善推進委員が、その指導として担ってきたわけですが、本年は農政課のほうでは50回を計画している。それから健康増進課のほうでも、食育推進を進めていくという中で、この連携をどのように図っていくのか。それから指導者を指導する、去年のように食生活改善推進委員を頼っていくのか。そのへんを、まずお聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

関連質問の関係で、食育関係のご質問でございます。

今年度、平成21年度は食育の関係につきましては農政課、それから健康増進課、それから教育委員会、この3つでタイアップしながら、また同じような形でやっていきます。ただ、議員がご指摘しましたように、食生活改善推進委員の方々に、またお願ひするのかという、ご質問でございますけれども、当然それはお願ひをしなければならぬと思いますので、その節は何分ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、北杜市につきましては、この食育関係、地産地消も含めまして、非常に成果が上がってきています。総務省からのアドバイザー事業でもそうですけれども、国からもダイレクトで、

いわゆる補助金等もきておりますので、国のほうでも最終的な平成22年度までの重量ベースでの地産地消率、給食に対して40%というのは強い関心を持っておりますので、われわれも部局を横断しまして、市長部局だけでなく、教育委員会部局も横断しながら、これに向けてまい進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

ただいま、やはり指導のほうは食生活改善推進委員を頼っていかねばならないという答弁でございましたが、たしかに食生活改善推進委員はボランティアという位置づけの中で、非常に委員の方たちは地域の食生活水準向上のためとか、それからメタボの改善とか、そんなふうなことで、一生懸命働いていることは承知しているんですが、本当に、この位置づけとして、50回行方、そしてしっかりとした食育を進めていく中で、ボランティア活動の中で頼っていいののかということが1つ、大きな課題になるのではないかと思います。そのへんのお考えをお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

ボランティアという要件で、ずっとこのまま継続していくのかという、ご質問でございます。たしかに、本当に皆さんの厚意に甘えていくということでございますけれども、やはり、それなりに、またいろんな形で改善推進委員さんだけではなくて、いろんな形でもまた、手を挙げるような団体等を発掘といいますか、お願いをしていきたいと思っております。

ただ、こういった経済情勢でございますので、先ほど実質公債費比率の話も出たわけでございますので、また財政当局ともいろいろ相談をしながらいきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

たしかに食生活改善推進委員の方たちは、ボランティア活動として、非常に自分自身の研鑽を努めながら、このことについてどうこうということをおっしゃる方たちは少ないんですけども、やっぱり食育をしっかり進めていく中では、いつまでも、そのボランティア活動、この経済情勢の中であってということですけども、私はしっかりした位置づけをして、この食育推進をしっかり進めていっていただきたいと思っておりますので、ぜひ指導者の位置づけというようなことも検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

推進委員さんの位置づけということでございます。

食育を始めまして、本当に去年から始めました。去年というか、平成20年度から始めまし

た。実際には19年度から準備もしてきましたけども、初めてのケースでございましたし、先ほども何回も、くどいようですけども、部局を横断してやる事業です。いろんな形で困難さもありました。いろんな命令系統ですとか、お願い系統だとか、いろいろありまして、非常に皆さんも苦慮した場面があります。したがって、1年やった中で、一応、目安がつかえましたので、これからはまた、ボランティアだけではなくて、推進委員さん以外の方々にも、いろんな形で、手伝いたいという方々もおりますので、そういった方々をお願いしながら、また先ほども申しましたように、ノーペイではございませんので、ある程度、そういったものをみていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございませんか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

先ほど私の質問でもって、ちょっと私も聞き落とした点がございまして、再度、申し訳ありませんけども、最後のところで農業法人の誘致の方向が示されておりますが、財源確保という面から、現段階で、分かる範囲で、例えば人員の規模とか、あるいは売り上げの目標とかという点からお答えができれば、お尋ねしたいということ、最後にちょっとお尋ねしたんですけども、答弁がなかったように思われますので、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

先ほどのご質問の中で、農業生産法人、もしくは企業の異業種からの農業参入につきまして、どの程度の、どういう状況であるかというご質問でよろしいでしょうか。

これにつきましては、先ほど市長の答弁にもございましたように、今回、特に1月から、今は3月ですけども、2月までの間に、いわゆる自動車産業、もしくはIT産業からの照会がございました。それはどういうことかといいますと、首都圏のIT企業、もしくはその自動車関連産業のほうから農業参入に来たいというところが2社、要望がございました。それから、もう1つは都市住民が組織するNPOですけども、そのNPOが農業法人の設立をしたいということで、やっぱり、それも2社ございました。ただ、これは今のところ、まだ十分ではないことでありまして、要は今の経済環境が非常に厳しいと。そうした中で、いわゆるワークシェアリングといいますか、今、抱えている人員をいかにして、つなぎとめていくかという形の中で、そういう趣旨の中で、農業参入をしたいというところが、今、ございます。ですから、これについては照会があるということでございまして、これが本格的になるかどうか。ちょっと今のところは不確定要素ではございますけども、ただ、現実としてはそういったところが、ある程度、出てくるような気配がしております。

それから、もう1つは、先ほども市長が答えましたけども、企業の農園への取り組みということでございまして、今、北杜市には高根のクラインガルテンがございまして、今回、農業経営

基盤強化促進法が改正されましたので、特定農地の貸付ができるようになりました。したがって、これがやっぱりNPO法人でございますけれども、北杜市でございます、法人のNPO法人のえがおつなげてですか、これがまた、関東ツーリズム大学を開校するというので、こちらへ参入して、農地の貸借、いわゆる市民農園というものをやることにはなっております。以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、5時30分をお願いします。

休憩 午後 5時16分

再開 午後 5時29分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

井出教育長から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

休憩前の千野秀一議員、北杜クラブの代表質問の中で小中一貫方式の検討についてのお答えをする中で、本市においては長坂町、高根町を除いた各町において小中学校、それぞれ1校しかというふうなご答弁を申し上げましたけれども、この中に長坂町、高根町のあとに須玉町を付け加えて、お答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

次に明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

だいぶ時間も経過し、お疲れとは思いますが、一部、質問が重なるところもございますが、なるべく急いで、またしっかりと質問をしたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

私たち明政クラブは2009年2月20日に、基本的な政治理念を同じくする4名の議員を構成メンバーとして発足いたしました。過般の合併後、初めての全市1区の選挙を終え、新たな視点で議会を再編し、北杜市の明るい未来のために、現場主義をモットーに汗を流していきます。市民とともに考え、市民とともに行動する会派として、日々の活動を大切にしながら、行政や議会が身近に感じる政策と市民から信頼される議会を目指し、政策提言をし、実現に向け、是々非々で取り組んでまいります。

会派設立初めての代表質問ですが、行財政改革、緊急経済雇用対策、少子化対策、地球温暖

化防止について、4件にわたり質問いたします。

1件目、行財政改革の推進について。

景気の低迷、経済の減速化の影響により、本市においても法人税、市民税などの収入が大幅に落ち込んでおり、厳しい行財政運営を余儀なくされております。国内外を問わず、社会全体に閉塞感が漂う中で、それらを払拭し、地方分権の時代にふさわしい独自の知恵を凝らした行政サービスの構築を図らなければなりません。平成18年3月に策定した行政改革大綱には、改革の基本目標として財政の健全化、施策の再構築と市民との協働による行政運営、市役所の構造改革と組織のスリム化を3本の柱として、平成18年から平成22年度までの5年間で具体的に計画を推進。その実施や進捗状況を毎年度報告するとともに、変更が生じた場合には、その都度、見直しを行い、広報やホームページで、市民に公表するものとしています。そうした中で、計画は4年目を迎えていますが、現状は計画どおりに進まないものもあるかと思いません。特に推進が遅れているものについて、今後の取り組みをお伺いいたします。

一方、平成21年度の当初予算は昨年並みの276億円となっていますが、行政改革大綱アクションプランに基づき、創意工夫がなされ、行財政に反映されているか。次の3項目について、お伺いいたします。

1つ目、平成18年3月に策定された行財政大綱に沿って、現時点での計画の進捗状況は予定どおり進んでいるか。

2つ目、数多い市単独補助金、各種補助金の見直しがどうなされているか。交付基準、実績報告の検証がされた上で、予算措置がされているか。

3つ目、組織機構改革、これはスリム化のことを申しますが、改革への取り組みは、本庁舎の建設、本庁組織の再編、総合支所等の縮小・廃止に向け、庁内検討はされているか。今後の見通しについて、伺います。

大きく分けて2件目、緊急経済雇用対策について、お伺いいたします。

景気の減速に伴い、国内総生産は昨年後期10月から12月までの実績がマイナス13%と35年ぶりに、大幅に落ち込んでいます。失業率は増し、戦後最大の経済危機に直面しています。国による緊急経済対策として、定額給付金、雇用対策、貧困対策は緊急の課題にもかかわらず、審議が遅れ、政局は不透明で混沌とした情勢であります。

主体性のない朝令暮改、軽率な発言など、その場しのぎともとれる施策により、地方から国に対しての怒りや不信感の声が高まる中で、この3月定例議会が開催されています。激動の厳しい時代だからこそ、今、本市にとってふさわしい、温かい支援策が求められています。

中小企業、小規模事業者への支援、雇用の確保、不安に対する総合相談窓口の設置など、市独自の緊急経済対策について、伺います。

1点目、企業誘致が現在までに9社ほどされていますが、市内の在住者の雇用状況。

2つ目、昨年開催された市内企業就職ガイダンスでの市内在住者の雇用状況は。

3つ目、昨今の企業の雇用調整に伴う失業者の実態と、その対応は。

4つ目、失業の急増に伴い、生活資金貸し付けなど生活困窮者に対する緊急支援は。

5つ目、社会福祉協議会の生活福祉資金制度の利活用の考えは。

6つ目、中小企業支援対策として、相談体制の強化と支援充実に向けての今後の取り組みは。

7つ目、商工会との連携は図られているか。

8つ目としまして、これは先ほどの質問で答弁していただきましたので、省かせていただき

ます。金融機関の貸し渋りもあるようだがということでございましたが、よろしくお願いたします。

9番目、利子補給以外に、例えば小口金融を設けるなど支援策は考えられるか。

以上です。

3つ目、少子化対策について、お伺いたします。

内閣府が2月26日に発表した、少子化世論調査によると、仕事と家庭や育児の両立支援を巡り、多少、負担が増えても、保育サービスや育児休業制度の充実など、諸外国並みの手厚い施策を導入すべきだと答えた人が90%もあり、出生率低下で日本の将来に危機感を感じている人は83%にも達しています。

内閣府は切実な事態に少子化対策で、ある程度の負担もやむを得ないとの見解で、合意形成もあるのではとしています。出生率は1.2となり、現在ではわずかに上回ってきてはおりますが、少子化に歯止めをかけることは至難の業であり、大変重要な問題であります。

少子化対策には結婚、妊娠、子育て、就労、教育など、さまざまな要因を含んでおり、その環境の整備も重要な課題であります。結婚を例にとってみても、男女を問わず結婚しない人が増え、就職活動もさることながら婚活、すなわち結婚活動という言葉が使われるようにもなりました。婚活には親が一生懸命にならなければ、うまくいかないというようなことも聞き、人と人との縁を結ぶことの難しさは並大抵なものではなく、結婚相談員の方々のご苦労も、いかにばかりかと思うところであります。

若者世代の減少は財政にも大きく影響し、1人の負担は増大する一方であり、年金や健康保険なども破綻の危機を危惧せざるを得ない状況でございます。国を挙げての取り組みではありますが、解決は簡単にはできるものではありません。しかし、市としての対策について、いくつかお尋ねいたします。

1つ目、助産師の育成について。

結婚してから妊娠、出産までの間、女性はさまざまな経験をします。子どもを授かった喜びと育てていく不安に加え、自分自身の体調の変化に悩まされることも、たくさんあります。核家族化が進み、親に相談しながら過ごすことも少なくなってきました。ご承知のとおり、全国で産婦人科や産院は減少する一方であり、出産以外の診療もあり、産婦人科はそのため、ますます混雑し、長い間待って、やっと診療を受けられるようになって、ほんのわずかな時間で、ゆっくりと相談することもできない状況です。ベッド数にも限りがあって、最初から診療に関わった患者さんでなければ、出産を受け付けてもらえない。実家に帰って出産したいが、産むところがないという声を、よく聞きます。

最近、身近で自宅出産を経験した人や希望する人の話を聞くことが多くなりました。自宅出産は、まず母子ともに健康で安産が見込まれること。家族の協力が得られることなどが必要ですが、温かい家族に囲まれての出産は、何よりも安心であります。しかし、これには病院との連携を持つ、経験をたくさん積んだ助産師が必要です。

今回、ふるさと雇用再生事業の中で助産師を雇用し、妊婦健診・指導など保健師との連携の中、活動されるようですが、大いに期待するところでございます。

本市にも助産師が数名おられるようですが、産科医を確保することは非常に困難になっている現状において、助産師の資格を生かし、健診や健康指導ばかりでなく、自宅出産も含め、出産に立ち会えるような、助産師の育成を望みます。これには、助産所も必要になると思いま

すが、今から空き施設の活用も視野に入れた市のお考えを伺います。

2つ目、幼児期にも原っぱ教育を。

現在、北杜市には公立の保育園が15カ所、私立の保育園が2カ所あります。それぞれ保育士により、きめの細かい保育により、子どもたちが健全に育成されております。市では財源確保が厳しい中、市立保育園入所第2子以降の保育料を無料化、また私立幼稚園の就園に対する補助等、子育て支援に対し積極的に関わっていただき、大変ありがたいことと考えております。しかし、保育園に預けるためには勤労世帯であるとか、子どもの世話ができない状況等、一定の条件があり、希望があっても入所できないこともあります。また、家にいて子どもを育てたいと願う親もいますが、保育園のみであり、市内には幼稚園がありません。子どもたちは集団生活を経験することで、人との関わり合い方を学び、社会を認識していきます。

森の幼稚園は、全国では保育士さんが立ち上げたケースが多く、県内では5カ所、北杜市では2カ所あります。そのうち1カ所は1泊2日、1週間というように期間を決めて実施しております。もう1つは、週のうち日を決めて4日ほど実施しております。ここは保育士と保護者が立ち上げた経緯もあり、自宅を事務所に開放し、保育料と民間の助成金を活用して、事業運営を行っています。

現在38世帯、約54名の子どもたちが登録しています。子どもたちは集合して、先生の指導のもと、野原や森を歩きまわり、花や草、樹木などに触れ、自然の中で遊び、発見し、体験しています。おもちゃは、木の葉や石ころです。森が園舎であり、遊び場であります。私も何回か伺ったことがあります。子どもたちの楽しそうな、きらきらと輝く瞳を忘れることができません。

子どもたちにはいろいろな、たくさんな経験が必要です。生き物に触るのが怖いという子と、その反対に芋虫大好きという子どももいます。この違いは、脳細胞が特に活性化している幼児期の経験が大きく影響しています。危険を回避しておくことは大切なことです。しかし危険を認識させること、危険を回避する方法を学ぶこと、それはもっと大切なことだと考えています。

無認可であるため市民の自主活動ではありますが、大自然をフィールドとした教育は、自由な発想や適用する能力の形成など、人として成長していく過程においての大切なものを教えてくれるように思います。

市長の提唱する原っぱ教育は、学童ばかりでなく幼児期にこそ必要であり、その原点はこういう活動にあるように思います。市としての、なんらかの支援を考えていただけるのか、お伺いいたします。

3点目、定着を促せる住宅政策は。

若者が定着するためには、住宅の確保は必要不可欠な要件であります。空気がいい、景色がいい、水がおいしい、素晴らしい環境に恵まれた北杜市に住んでみたいと思ってくれる人がおおぜいいます。企業誘致に伴い、人口の流入もあり、また農業経営を目指し、新規就農者として無事、研修は終えたものの、農地だけはなんとか借りることができても、住むところがなく、家探しに苦慮しております。北杜市に魅力を感じて移住したいと思っても、知人もいない人には、保証人になってくれる人はもちろん、いるはずもなく、民間の賃貸住宅も何も借りることができません。土地を購入し、家を建てるには大変、大きな資金が必要で、定住するにはなかなか困難であり、定住を推進していきたいところではありますが、誠に残念なところでございます。

市内には住む人のいない空き家がたくさんあり、また借りたい人のニーズに応えるため、空き家バンクを創設しておりますが、貸し手がなかなか見つからないようなことも聞いております。現状について、お尋ねいたします。また、市営住宅等を借りやすくするための施策について、見解をお伺いいたします。

4点目、食育を推進するには、最近は食事のスタイルも多様化し、和食、洋食、中華など食材や調理方法も変化してきています。お膳式、ビュッフェ式、バイキング式と形式はいろいろありますが、旅に出ると、よくバイキング式の朝食が出されます。好きなものを好きなだけ食べられるバイキングは無駄が少なく、食事をとる側にとっても楽しく、また効率的な食事のスタイルです。しかし、このバイキングでどうしていいのかわからないという子どもがいるのです。料理を持ちに行くことができない、人の真似をして食事をとることもできない、これは朝ご飯を食べる習慣がないというわけです。これほどまでとは、食育の大切さを痛感したところでございました。

さて、過日の行政報告の中で、北杜市のコシヒカリが全国で特Aの評価を受けて、しかも最高得点であったということでございました。学校給食に使われているお米は100%地元のものです、大変恵まれた食材であります。

学校給食は米飯とパン粉があり、地産地消の工夫がされております。過日、米粉を使ったパンを食べる機会がありました。食感もよく、とてもおいしく思いましたが、米粉を県外から取り寄せたため、また諸物価高騰のあおりを受けたこともあって、米粉が意外に高く、割高になるとのことでありました。米の消費が落ち込んで、減反を奨励してきてはいたしましたが、農地の荒廃など、いろいろな問題も発生してきております。米コロッケ、米スパゲッティーなど、調理次第で、たくさんの利用が考えられます。

米粉の使用は地産地消の推進や農地の確保、農業所得の増加にもつながり、農業政策としても有効であると思われれます。米粉の精米機を導入し、消費拡大を図ってはとありますが、見解をお伺いいたします。

また給食センターが竣工となり、子どもたちの給食を賄う運びとなりましたが、食物アレルギーが心配され、アレルギー食品を取り除いて調理するなど、対策が必要となってきています。保護者の中には自分で作ったお弁当を食べさせたいという声もあり、お弁当にするのか、給食にするのか。アレルギーを持つ保護者の意思で選択してもらう方法は検討できるのか、お伺いいたします。

大きく分けて4点目、地球温暖化対策は。

今年の冬も暖かく、雪もほとんど降らずに終わってしまいそうな、そんな冬を過ごしています。地球の温暖化、CO₂の削減は、いまや地球規模の問題であります。着実に異変を感じる環境の変化を食い止めるべく、身近なことも含め、質問いたします。

1つ目、森林環境整備について、野生生物の種の絶滅など生態系の破壊を食い止めようと、1992年に採択された国際条約である生物多様性条約を受けて、日本でも林野庁において、人工林の整備について、造林、伐採の効率を高めるだけでなく、生態系の保全と持続的な利用の具体的方針を決めています。人工林は同一樹種が密集して植えられているため、地表に光が届きにくく、多様な植物が育ちません。そのため、昆虫や、それをエサにする鳥や動物も減ってしまうといった生物連鎖が起こりやすくなります。森林はCO₂の削減にもつながり、水資源の保全、浄化作用など、さまざまな役割を果たしております。サルやイノシシ、シカ、カラ

スなど有害鳥獣の被害が拡大し、その対策に苦慮されていることは承知しておりますが、動物たちが、はじめから人に対して害を及ぼすものではなかったはずであります。針葉樹林の一部に広葉樹を植えたり、草原地帯を設けるなど、野生の生物の保護も観点に取り入れ、人と動物との共生を視野に入れた森林整備は、今後の施策として重要であると考えます。植林計画や里山整備をしていく中、ご所見を伺います。

最後の質問になります。BDFのプラントの導入について、お伺いいたします。

ゴミの減量化や資源化を目的に、身近にできる取り組みとして、使ったあとの天ぷら油を回収しています。各支所や地域の回収ステーションで回収した油は、ディーゼル車やトラクターなどの燃料である軽油の代替燃料となるBDF、バイオ・ディーゼル・フューエルに精製され、市の公用車6台や民間のユーザーに利用されています。BDFを使用した車両から排出される排気ガスは天ぷら油の匂いがし、アトピーや喘息のもとになる硫黄酸化物の含有量が少なく、黒煙が出ません。出力は軽油と比較してもあまり変わらず、環境にやさしい燃料であるといえます。市内では年間約1千リットルの廃食油を回収しており、県内でも一番の回収量を誇っております。これに飲食店やホテルなど、事業系の廃食油を加えると相当な量が見込まれます。

現在、廃食油は他市のプラントで精製され、そこから買い上げたBDFを使用しています。しかし、消防法では200リットルまでの保管しか認められず、供給量に限界があるため、使用車両も限定されてしまいます。県内では笛吹市、山梨市など導入を行っている自治体もあります。地球規模で取り組まなければならない温暖化対策として、また北杜市が環境創造都市を目指す取り組みとして、市内の潜在的な廃食油を確保し、地域型循環システムを構築するためにもBDF燃料プラントの建設を推進すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、4件について質問いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革の推進状況について、いくつかご質問をいただいております。

最初に行政改革大綱の進捗状況についてであります。

行政改革大綱および、改革を進めるための実施計画となる行財政改革アクションプランに基づき、年度ごとの実施スケジュールや目標数値の達成を目指し、取り組んでいるところであります。

アクションプランの進捗状況につきましては、実績のある2カ年の達成率は平成18年度が61.9%、19年度が63.6%となっており、職員の目標達成に向け、努力している状況もうかがえる一方、課題が鮮明となってきていることから、今後より一層の努力を行ってまいります。

次に市単独補助金、各種補助金の見直しについてであります。

補助金等整理合理化方針としまして、団体の運営補助金を20%、事業費補助金に対する奨励支援金を10%、イベントに対する補助金を10%、各種協議会等への参加負担金は団体等の活動実態等の観点から抜本的に見直しを図り10%とし、平成22年度までに平成17年度額に対して、それぞれ削減目標を設定しております。また、金額の少ない補助金ではできる限り

廃止、統合、合理化に努めるとともに、新規補助金につきましては内容を精査し、原則3年以内の終期を設定しております。このほか同種同類の補助事業の整理統合、団体の運営に対する補助は事業に対する補助への移行を目指し、合併により生じた旧町村ごとの類似補助金の整理統合および補助単価等の相違の調整を検討しながら、継続的な見直しを図るとともに、行財政改革アクションプランに補助金の削減目標を掲げ、段階的な削減を進めながら予算へ反映させております。

次に本庁舎の建設、本庁組織の再編、総合支所の縮小・廃止に向けた庁内検討と、今後のスケジュールについてであります。

本庁舎の建設につきましては、現在の建物状況等を見ますと、建設の必要性も高いものと考えます。一方、市の財政状況は非常に厳しいことや先行き不透明な経済状況等から当面、現在の仮庁舎の活用を続けていくことも、1つの選択肢であります。また本庁組織の再編、支所の縮小・廃止に向けた庁内検討とスケジュールにつきましては、職員を削減している中で、現在の総合支所方式では対応が困難となってきており、業務の効率化を図っていく上で、総合支所の見直しを行っていく必要があります。また長期的な定員適正化計画に基づき、総合的な組織のあり方の検討も必要となります。そのため現在、本庁、総合支所の機構改革の検討を進めております。

今後のスケジュールにつきましては、議会、区長会、地域委員会および市民の皆さんへの説明を行い、ご理解とご協力を得ながら、平成22年度に機構改革を行ってまいりたいと考えております。

次に、出産にかかる助産師の育成についてであります。

妊産婦のケアサービスは新たな命との出会い、喜びと使命感、自信を持ってお産の介助を行っていただくために重要であります。助産師の育成を考えています。そのために、専門性の追求や技術の向上を目指して、県や看護協会などが企画する研修への参加、産科医療機関での実施研修などの導入を検討しております。

なお、長期の研修期間に参加できるような支援も併せて検討してまいりたいと思います。

次に、新規就農者のための施策についてであります。

本市には担い手ワンストップ支援窓口を介して、市外から参入する就農者が多数おります。その支援策として、その方々のために北杜市担い手支援協議会を中心に、農地の斡旋等を行っているところであります。しかしながら、農地の確保については円滑に進む反面、定住するための住宅については、空き家バンクの確保が困難なこと。そして、市営住宅入居要件に合致しないことから、期待に応えられないケースもあります。このため、市営住宅の取り扱いについて、市外からの就農者が入居できるような方策を入居要件と併せ、担い手対策の方向からも検討してまいりました。この課題を解決するため、北杜市農業振興公社が担い手対策を主たる事業として捉えていることから、市外からの就農者の支援策として、公社が仲介役となり、今度、購入する雇用促進住宅を含め、市営住宅を借りることができる方策を今後、検討してまいりたいと考えております。

本市に魅力を感じ、農業を通じて移住したい就農者のために、まず住宅問題を含め、関係部局が連携しながら、今後も対応してまいります。

次に地球温暖化対策について、生物多様性を視野に入れた人工林の整備と動植物保護の植林計画についてであります。

生物多様性のためには、適地適木の観点から、地域に合ったいろいろな形態の森林が存在すること、健全な状態の森林が維持されることが重要であると考えます。このことから、市では森林整備計画に基づき、天然生林では更新の補助や改良、補植などの施業を推進し、人工林においては、間伐の適切な実施や針葉樹と広葉樹が混じった複層状態の森林への誘導など、将来にわたって多様な森林生態系の保存を積極的に進めることで、個々の森林が有する諸機能の発揮に配慮することとしております。この森林整備を実現するため、市では里山整備事業により、毎年おおむね200ヘクタールを超える森林整備を確実に達成しているところであります。

森林整備を推進するため、新たに環境保全基金を活用し、事業費の拡充を図ることで、補助金や補助率を引き上げるとともに、植林、除間伐などの作業種類の見直しを行いました。森林所有者が多様な森づくりに取り組みやすい環境を整えることで、それぞれの地域に適した森林整備を推進し、人間と野生生物が共生できる森づくりを進めてまいりたいと思います。

次に、バイオ・ディーゼル燃料のプラント建設についてであります。

バイオ・ディーゼル燃料は主に植物油から作られた燃料で、軽油の代替燃料として環境問題やエネルギーの海外依存率など、さまざまな問題解決につながる循環資源として、国内外で注目されております。特徴といたしましては、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出低減につながることや、バイオマスのための二酸化炭素の排出削減に寄与できることから、温暖化防止効果が期待されております。また、使用後の廃食油をリサイクルすることで、可燃廃棄物の排出削減にもつながっております。

北杜市では、平成18年8月から市内全家庭および給食センターを対象として、市民団体の皆さんとタイアップする中で、市内35カ所の回収ステーションを設け、廃食油の回収を進めてまいりました。年間の回収量は約1万リットルで、現在のところ、市外の民間業者に製油委託し、うち8千リットル前後を公用車6台に活用しております。

現在、回収においては市民の皆さん方のご協力により、安定的に定着してまいりました。また、昨年は北杜市地球温暖化対策クリーンエネルギー推進協議会におきまして、市内の214事業所を対象に排出量調査が行われ、その結果、年間6万5千リットルの排出量に至る報告をいただいたところであります。そして、その予測される回収量は年平均約4割前後が見込まれ、一般家庭回収等と合わせますと、バイオ・ディーゼル燃料の換算量では約3万リットルの製造量が見込まれるため、独自の精製プラントを通じ、一定量以上のバイオ燃料製造が可能とうかがいます。さらに、地球温暖化防止における行政の役割や責任を果たすための積極的な取り組みを行う上で、バイオ・ディーゼル燃料プラントの建設は有効なものであると思われることから、施設整備に必要な条件、規模、運用方法および経済性などを総合的に勘案し、関係機関と十分な調整を図りながら、進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に原っぱ教育としての森の幼稚園に支援をについてであります。森の幼稚園は自然環境を保育の場とし、特定の建物や囲われた敷地などのない幼稚園のことであり、北欧で発祥し、

デンマーク、スウェーデン、ドイツ等で盛んに行われている保育と聞いております。子育て支援として、北杜市では平成20年度から私立幼稚園就園奨励費の実施や、来年度からは市立保育園の第2子以降の保育料の無料化を実施することになっております。

北杜市内にある森の幼稚園を言われる施設は、幼稚園としての認可を受けず、自主的な熱意のもとに運営を行っているため、私塾という形として捉えております。今後も市民の幼児教育のために、ご尽力をいただきたいと考えております。

現在は無認可の運営であるため、公的な支援ができない状況にありますが、今後、幼稚園として認可された場合は、施設設備等の国庫補助金を受けることも可能になってくると思います。認可を受けるにあたっては、指導等については、市としても協力をしていきたいと考えております。

次に食育を推進するために、給食とお弁当の選択制は考えられるかについてであります。食育を推進するために学校給食の果たす役割は、大きいと思います。忙しい現在、1人で食事、1人ずつ違う料理、好きなものだけを食することも多くなっています。学校給食は栄養バランスの摂れる給食を、仲間と一緒に食べることで配膳や食事マナー等を身につけることができます。また、地域で採れた食材を食べることで、生産者、流通、調理等に関わる人に感謝の気持ちを持つこともできます。

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を深めるために、今後もより一層、献立内容を充実しながら、学校給食業務を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

空き家バンクの登録と利用状況についてであります。

空き家バンクは市内の空き家の有効利用を通して、都市住民との交流拡大および定住促進による地域の活性化を図るため、山梨県宅地建物取引業協会を連携し、空き家の賃貸借、または売却を希望する所有者からの物件を、利用希望者に情報提供する制度であります。

当市では北杜市空き家情報登録制度として、平成19年10月から運用を開始し、本年3月1日現在、空き家の利用希望登録者数は105人。提供された空き家物件登録件数は3件。うち成約済み件数が2件となっております。

これまで、地域委員会に調査をお願いするとともに、制度の普及と登録物件の確保のため、広報への掲載、CATVでの放映、チラシによる全戸回覧などを通して、周知を図っているところでありますが、市内の空き家は所有者の思い出、感情など意識の問題のほか、倉庫や帰省のために使用しているなどから、物件の登録までには至らないのが現状であります。このため、平成20年度には同様な問題を抱え、空き家バンク事業を実施している県内の6市で調査研究会を立ち上げ、南アルプス市において制度の普及と物件登録に向け、地域住民の理解の促進を目的としたシンポジウムを開催したところであります。

本年4月には登録物件確保のため、固定資産税納税通知の封筒に空き家バンク制度の広告を掲載し、全国に向け発送する予定であります。引き続き地域委員会をお願いするとともに、地域に精通している区長さん方にもご協力をいただき、今後も制度の普及に取り組んでまいりたい

いと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

緊急雇用経済対策につきまして、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、生活困窮者の生活支援についてであります。

失業者が増加している状況の中、資産や預貯金がなく生活に困窮する方が全国でも数多く見受けられる昨今であります。この状況による生活不安の中での市内の状況につきましては、年金、雇用保険等各種制度の活用を受けても、なお自立しがたい生活困窮者に対しては、生活福祉資金制度や生活保護制度について説明を行い、生活不安を解消するための支援を行っております。

さて、生活保護の現状であります。県全体における生活保護の申請件数は12月、47件に対して、1月は70件と倍増しております。北杜市につきましては12月に2件、1月も2件で急激な増加には至っておりません。

生活保護の具体的な相談内容につきましては、個人情報保護の観点から控えさせていただきますが、相談件数を前年度と比較してみますと、平成19年度の12月、8件、1月、5件に対して、本年度は12月、2件、1月、7件という状況であります。この中で、現在の不況による雇用調整等による生活困窮世帯からと思われるものは、1月に2件という状況であります。

いずれにしましても、生活困窮者の生活支援については、失業に限定するものではなく、世帯員の傷病や障害、母子家庭、高齢者など個々、さまざまな問題を解消できるように、あらゆる制度を活用していただくことが必要です。このため関係部局との連携、ハローワークからの情報提供をもとに助言を行ってまいりたいと考えております。また、個々それぞれの状況を的確に把握の上で、必要に応じた適切な対応もしてまいりたいと考えております。

次に、社会福祉協議会の生活福祉資金制度の利活用についてであります。

この制度は低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的として、山梨県社会福祉協議会を実施主体として、北杜市社会福祉協議会が窓口となって、実施しております。貸付は低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業者世帯といった世帯を単位に行われております。それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、例えば就職に必要な知識、技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等を借り受けることができます。また、この制度では生活福祉資金の貸付による経済的な援助に併せて、資金を借り受けた世帯が安定した生活を取り戻すために、地域の民生委員が、さまざまなお手伝いをしています。

今後も多重債務や生活保護を未然に防止するためにも、生活上の課題を抱えている低所得者世帯などが活用できる、生活福祉資金貸付制度の利用促進が必要であると考えております。このため実施主体であります山梨県社会福祉協議会および北杜市社会福祉協議会に、制度についての周知を図っていただくとともに、市におきましても広報等を利用した協力を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

緊急経済雇用対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、市内誘致企業等の雇用状況についてであります。

すでに操業を開始しております8事業所の状況でございますけれども、2月末の常時雇用者数が405人で市内居住者が203人となっており、昨年5月に調査した数値と比較してみますと、総数では118人、22.6%の減少。市内居住者は23人、10.2%の減少となっております。

次に昨年、開催いたしました就職ガイダンスにおける採用状況についてであります。

参加しました求人企業20社に報告を求めましたところ、参加求職者は155人。延べの面接受験者は245人に対し、採用内定は8社、17人という結果でございました。

次に、昨今の企業の雇用調整に伴う失業者の実態と対策についてであります。

過日、製造業を中心に市内企業100社に雇用状況に関するアンケート調査を行い、その結果、65社から回答をいただきましたが、すでに雇用調整を実施した、それから、または今後実施の予定、検討しているという企業が32社で、半数を占めております。そのうち、すでに雇用調整を実施した企業は16社で、対象従業員数は218人にのぼり、その60%を派遣社員が占めているという結果でありました。

こうした状況をふまえ、市の失業対策としましては、国の第2次補正予算により打ち出されました緊急雇用創出事業等を4月から導入する中で、雇用の確保に積極的に取り組んでまいりますが、2月には市内失業者の生活の安定を図るため、緊急地域雇用対策として4名の臨時職員を雇用したことに加え、農業生産法人や営農組織等に対する雇用拡大に関する意向調査を実施するなど、新たな雇用機会の創出を促進する取り組みを進めております。

次に中小企業の支援、相談体制の強化および支援充実に向けての今後の取り組みについてでございます。

昨年11月6日には、市の緊急経済対策の一環といたしまして、市役所および商工会の本所、それからサテライトの7カ所に相談窓口を開設しており、2月末までに融資の相談や緊急保証制度の認定など、766件の相談が寄せられております。こういった相談をお受けする中で、新たな支援策といたしまして、昨年12月に中小企業者緊急経済対策資金利子補給制度を創設いたしました。この制度は従来、小規模企業者に限定をしておりました利子補給制度に加えまして、中小企業者も対象にしました新たな利子補給制度でございます。昨年12月の借り入れは20件で、合計で2億6千万円に上がっており、この借入金残高に対する利子の一部が新制度での利子補給の対象となります。

次に、商工会との連携についてであります。

先ほども述べましたように、緊急経済対策相談窓口を商工会と共同で設置し、連携を密にした対応を行っており、利子補給制度につきましても、制度の周知や申請のとりまとめ、利子補給金の支払いなど、一連の事務を商工会が分担するなど、商工会との連携を密にしながら中小企業振興対策に取り組んでおります。

次に、融資相談に対する貸し渋り対策についてであります。

昨年末の緊急経済対策の一環といたしまして、昨年12月上旬に市内の金融機関の各支店に対し、金融の円滑化についての要請活動を実施したところであり、現時点において貸し渋りに関する具体的な事案が存在するとの情報は、寄せられておりません。

次に、利子補給以外の支援策についてであります。

中小企業向けの支援策といたしましては、現在、国・県による制度資金の貸付に加え、国の緊急経済対策に基づく緊急保証制度やセーフティネット貸付制度が創設されており、金額的には十分な枠が確保されております。

市におきましては、不況業種の認定事務の迅速化を図り、円滑な貸付が実行されるよう努めるとともに、これらと重複した支援策を講じるのではなく、国や県で行っていない独自の支援策として、利子補給制度を創設したものであります。

今後も支援策を講じていくことが必要であることから、市の財政状況も勘案した中で、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、米粉の製粉機導入についてであります。

米粉が昨今注目されるようになった背景には、パンや麺といった小麦由来の食を好む方々が増え、さらに小麦の高騰が拍車をかけたものだと考えております。しかし、食育を押し進める本市といたしましては、食から見る地域文化を見つめ直し、地域の代表的な農作物である米をご飯として消費する取り組みを第一に進めるべきと考えております。

本市の米は今年度、日本穀物検定協会において、全国で最高得点を受賞し、日本一おいしい米の産地であることが実証されました。これは関係機関および市内農家の協力により、売れる米作りをテーマとした減農薬・減化学肥料での栽培努力であります。このことから、日本一の米を作る生産者への感謝の気持ちや、日本一の米をご飯として食することができる喜びを北杜市の次世代を担う子どもたちに伝えることこそが本市が目指す食育であり、この努力が地域に対する郷土愛、そして誇り、文化、歴史を深めるものであると考えております。したがって、米をご飯として消費する努力をした上で、米粉製粉機導入の必要性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○11番議員（保坂多枝子君）

すみません、遅くなってしまして、申し訳ありません。ちょっと鼻炎がありまして、聞きにくいこともあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

3件について、質問したいと思います。1件ずつ、何項目かに分けて質問させていただきます。

まず1件目、緊急雇用対策です。

市が企業誘致に努力していただきましても、企業側は即戦力になる、そういった経験者のほうをどうしても求める、これは仕方のないことなんですが、未経験者の採用が控えられてしまうということが出てきます。行政だけで解決できる問題ではないと思いますが、いかに雇用を確保できるか、市としてのお考えを伺いたいと思います。

それから2点目、この3月末には市内においても製造関係企業の失業者の急増が予想されます。これには相談体制の強化や、それから支援体制、こういった横の連携というものが整えていかなければ解決ができないと思いますが、その点について、2点お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

雇用対策で2点、再質問をいただきましたけれども、いかにして未経験者の人たちを雇用するかという、まず1点目はそういう考え方でいいでしょうか。

基本的には、緊急雇用対策につきましては、今まで雇用されていた労働者が、いろんな形の中で離職を余儀なくされたという人たちに対して、その人の生活の安定を図るためにやるものが緊急雇用創出事業でございます。したがって、今回これにつきましては、約20人ほどの雇用確保を市としては新年度の、21年度予算に計上したところであります。ただ、どうしても未経験者といいますが、企業には企業で、また考え方もありますけれども、基本的には今回の20人につきましては、市が直接雇用できるという形の中で、そういった未経験者に対しての、いわゆるセーフティネットとして、今回は考えた結果ですから、20人はそういった面では確保できたかなと思っております。

それから相談窓口の関係ですけれども、相談窓口につきましては、先ほどお話ししたけれども、766件の相談が寄せられました。今のところ、今回の、最終的には766件ございましたけれども、今現在も本人たちが、そういった関係であれば、うちのほうの窓口、本庁の窓口、もしくはサテライト等へ行っていただいて、そこで相談されたことについては、うちのほうではハローワーク等にも通じて、そういったフォローなんかも、今、している状況です。ただ、今のところ766件がありましたけれども、今のところは、あんまりきていないというような状況でございます。しかし、商工会のサテライトも、それからいわゆる本庁の商工課の窓口も空いておりますので、ぜひ来ていただきたいと思っております。これにつきましては、市の広報とか、ホームページ等である程度、また啓蒙をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

ぜひ、連携をとって頑張りたいと思います。

2件目ですが、少子化対策についてお伺いいたします。

助産師の件ですが、この助産師さんの資格を生かして、自宅出産までできるような助産師さんの育成をしていただきたいということです。市のほうでも一生懸命、助産師さんを雇用していただいたということはありがたいと思いますが、それに対して、また医師の確保というのが非常に大変です。助産所というものも視野に入れて、先ほど午前中の関連質問で、塩川病院にということもありましたが、病院の近く、病院と連携のとれるところであれば、助産所ということも可能であります。今からの統合とか、空き施設などを利用して、そんな助産所という部分の検討もお願いしたいと思います。これが1点目です。

それから森の幼稚園についてですが、これは自主事業ということは承知しております。今か

らは自助、公助、そして共助という関係で、民間の活力を生かしていくということが大切だと考えています。本当に保護者の方の熱意、すごく熱心な方がたくさんいらして、子どものことを、もちろん自分の子どものことですが、ほかの一緒にいる仲間のこととか、一生懸命考えながら、このことに関わっています。大変、いろんなことで、ハードルも高いことがあります。また、今のような空き施設、今から統合がありまして、空き施設などもありますので、ぜひ、市のほうでも温かいご理解をいただいて、なんらかの検討をお願いしたいということで、2点。

それから食育に関してですが、先ほどの米飯のことですが、北杜市、本当に地産地消の食育を推進していただきまして、本当に素晴らしい取り組みだと思って、私もうれしく思っております。米飯の需要を高めるために、休耕田を今から、つくれるようにしていくと思います。しかし、いったん休耕田になりますと、なかなかよい米が獲れるまでには時間がかかるということがあります。ですから、そこで獲れたお米というのを米粉に使用するという方法もあるのではないかというふうに考えています。それが2点目になります。

それからアレルギーの子どもさんの調理なんですけど、給食センターになって、非常に調理の方は気を使われると思います。そのアレルギーになるものが衣服に付いていたり、調理器具に付いていたというだけでも、そのアレルギーが発生してしまうというようなことがあります。非常に気を使っているようです。そういうこともありまして、アレルギーを持っているお子さんの親御さん、保護者の方からお弁当というふうなお話があったような場合に対して、選択性という意味で質問しておりますので、実態の把握をお願いしたいということです。それから米粉も、小麦に対するアレルギーのお子さんもしゃるので、その対策としては有効ではないかというふうに思います。

お弁当の日というのが、全国で広まっている傾向があります。先ほど、なんかすごく極端な例をお話申し上げましたが、そういう親子の意識というか、食育に対する意識というのを変える意味でも、月に1回くらい、お弁当の日というのを設けたらどうかというふうにも思いますので、その点についてもご答弁をいただきたいと思います。

以上4点になりますか、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

助産師の雇用に併せて自宅出産の推進を、あるいは助産所の開設をというふうなご質問でございました。

2名の助産師をお願いして、これからふるさと雇用再生特別交付金を利用しながら、その助産というものについて、市民の皆さんによりよい環境を与えていくような取り組みを始めたいと、このように考えているところでございます。

病院の近くというふうなお話が先ほどございましたけども、この病院というのも、やはり、その病院の中に産科があるとか、あるいは小児科があるとか、やはりそういったことが1つは前提になるのかなというふうに思います。というのは、やはり、助産所を開設しても正常の分娩であるとよろしいのですが、やはり異常分娩等に対応するというので、そういう意味ではひとつ、それを支えてくれるような病院とのネットワークづくりというものも必要ではないか

なというふうに考えています。

そんなふうなことで、これから1つの組織をつくって、その中で地域の助産師の活動というものについても研究をしながら、将来的には、前、答弁をしたところですけども、助産院等の開設というところも視野に入れながら検討してまいりたい、このように考えています。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えします。森の幼稚園に関する件でございます。

小さいころ、五感を使って学んだことは大人になっても忘れないといわれます。五感を使った自然体験、これは環境教育においても最も重要ですし、本市で進める原っぱ教育にもあい通じるものがあるというふうに考えまして、議員と考えを1つにするところでございます。

ご案内のように原っぱ教育の理念は、優れた地域財産を教材としまして、たくましい子どもを育てるということでございます。自然、歴史、文化、民俗、風土等、これは学校教育だけで行うものではございません。家庭教育、学校教育、社会教育を通じて、心を1つに育てる内容だというふうに理解をしているところでございます。この今後の進め方につきましては、また、今後も一緒に考えていきたいと考えているところでございます。

なお、施設の利用というようなご質問がございました。午前中もお答えしましたように、小中学校適正規模等の審議が進んでいる段階でございます。小学校の適正規模配置と合わせまして、他の施設も空いた施設がありました場合には、庁内で検討を進めまして、これも一緒に考えていきたいというふうに考えているところでございます。どうぞ、ご理解をお願いしたいと思ひます。

なお、あと何点かにつきましては、次長からお答えを申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

先ほど食育についての中で、米粉をどうかというようなことでございます。

年に数回は、米のパンを試食として使用している学校もございます。梨北米を利用したのパン食など、今後、製粉機導入を目途として研究開発していく必要かなというふうに考えているところでございます。

また、アレルギーの子どもの部分でございますが、今回、建設されています北杜南学校給食センターについては、アレルギーの調理室が専用についてございます。また現在、市内の小中学校の中で、須玉とか小淵沢、武川等について、若干アレルギーの子の対応をしており、除去食としての対応をしているところでございます。除去しきれない部分については、保護者との話し合いの中で対応していくというふうに考えております。

また、お弁当の日ということでございますが、北杜南給食センターが4月から稼働します。安心・安全な給食を提供してまいります。質問のお弁当の日についてであります。当面は給食での対応をしてみたいと考えておりますが、学校での調査、アンケート等を行いまして、また検討をさせていただくということで、お願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

あと1件、お願いします。すごく、こんな時間になりまして質問しにくいんですが、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

温暖化防止対策についてです。

森林環境整備ですが、先ほどのように一生懸命、森林の整備をしていただきましても、今、シカが食べてしまったり、育たないという状況があります。せっかく植林をしても、そんな状況になっている例がたくさんありますが、その対策について何かお考えがありますでしょうか。

それから、あと1つ。里山整備事業の予算が増えておりますが、内容をちょっと教えていただければ、ありがたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

再質問でございます。

今度の里山整備事業で、まず最初に里山整備事業の中で若干、変更があったということで、その質問でよろしいですね。はい。

里山整備事業につきましては、今年度から環境保全基金がございますので、それを需用費に拡充いたしまして、補助体系を一部見直すということでございます。具体的にはまず、今までは1ヘクタール、5万円の里山の整備事業費でございましたけれども、これを8万2千円、1ヘクタール当たり8万2千円に増額するものであります。これは森林所有者みずからが行う場合のみ、5万円から8万2千円です。

もう1点は、森林の、いわゆる所有者が業者等にお願いする、委託してやる場合でございますけれども、その場合の補助率を今までは、昨年度までは100分の85でございましたけれども、今年度から100分の95に上げるということでございます。それが主な改正点でもございます。

それから先ほどの、もう1つの再質問でございますけれども、非常に有害鳥獣の被害があるということで、その有害鳥獣の被害を休耕田との絡みの中で、どうしたらいいかということでございます。これにつきましては、今年度から5年計画で、いわゆる不耕作地、遊休農地の実態調査をまず、行います。実態調査を行った中で、いわゆる、これからまた完全に蘇ることができる農地であるかどうか、そういったものを勘案しながら、おおむね5年の計画をもって考えていきたいといいますが、調査をして対応をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今ちょっと、私の申し上げ方が悪かったんでしょうか、せっかく植林をしていただきましても、シカなどが樹枝を食べてしまうということがあります。植林をしたものが育たないことが

よくあるんですが、それに対しての何か対策を考えていらっしゃるのかということなんですが、すみません、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

植林してもなかなか、鳥獣害によって食べられてしまって、できないということでございます。

やはり、植林は当然するんですけれども、そのあとの管理、植林しただけでは駄目であって、やっぱり下草を刈るとか、常にやっぱり、その所有者の方々とか、地域の方々の中で、そういった管理、保全をやっていかなければ駄目だと思います。どうしても植林だけで、あとはもう、補助金をもらったらしまいでは、なかなか、そんなふうにはいきませんので、ぜひ、そういった形で、きれいに下草等も刈れば、ある程度、鳥獣害からも保護できるんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はありますか。

（ な し ）

保坂多枝子君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

少子化問題について、関連質問をします。

市としては、この支援に対して全力的に努力していただいて、先ほどの会派の質問等々の中で、ご答弁いただき、ありがとうございます。

私から最近、若い方たち、独身者が非常に多いということの中で、全国的に少子化が進んでおるわけだけれども、以前は国会等でも答弁がありまして、大臣からちょっと失言なのか何なのか、問題になった等々もあるわけだけれども、北杜市においては少子化が進んで、深刻な問題となっておって、限界集落とか、こんなような言葉さえ聞けるようになりました。

私がちょっと調べたところによると、20年度の市における出生は264人ということの中で、町によっては10人を満たさないという町もあって、一方、亡くなる方が653人というようなことで、大変な、このまま推移すると、市の人口等は本当に激変してしまって、市政にとっても、これは大変な時代になるのではないかなと、こんなふうに思うわけでございます。

現在、結婚相談員の皆さんにはいろいろな形の中で、一生懸命努力をしていただいております。市においては、先ほども言うように保育園、小学校、統合の審議会等も始まっており、大変難しいと思うけれども、市として今後、このような企画や方法をどうするか。相談員等も増やしながら、市の未来をみるということが重要なことではないかなと思います。

行政としては、以前ありました青年団とか青年部というようなものが活発に、われわれの時代はあったわけだけれども、組織づくり等々も考えていただいて、ボランティア活動、青年の若い方たちに市の観光キャンペーンとか、また姉妹都市であるアメリカのケンタッキーとか、そういうようなことの中で、若者の出会いの場をとにかく、つくってやらなければいけないで

はないかなと、こんなふうに思うわけでございます。

私が先般、ある団体の中で、これは男子の団体ですが、22人ほどの中で、5人もその中に男子の方が未婚であるということで、私が皆さん、どうですか、結婚する意思はといえば、結婚したいんだけど、なかなか出会う場所がなくてということが、それはその中で聞こえたということで、私もぜひ、女性を探してくださいと、今、2組ほど取り組んでおるわけだけでも、やはり、そこらへんを、われわれ、この大人の中で、原点へ取り組んでいかなければ、ただ、この時代の流れとって流されていったでは、この人口には結びつかないではないかなと、こんなふうに思いますので、その点をひとつ、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

少子化対策は、私も議会でたびたび申し上げているところでありますけども、北杜市の最大課題であることだけは間違いありません。秋山議員ご指摘のとおり、文字どおり、ふるさと存続の危機であるとも思います。限界集落なんていう言葉を待つまでもなく、大変な状況になっていることは、たしかだと思えます。そういう意味で、私ども行政としては、子育て支援にも少しでもケアしていこうという思いで、保育料だとか医療費の問題も、この議会でお願しているところであります。また、併せて議員ご指摘のとおり、未婚者も大変多いと。結婚相談員も一生懸命頑張らせていただいておりますけども、一言で言えば、命をつないでいくという思想というか、哲学というか、考え方も必要ではないかと、そんな思いで、ぜひひとつ結婚という問題に対しても、市の大きな課題として取り上げてみたいとも思っています。併せて、今日の議論も中心的議論になりましたけども、そうはいつでも当面、助産師も必要ではないかということで、国の施策とも合体するものもありまして、助産師、あるいはまた中期的には助産所、助産院なるものも位置づけてみたいとも思っています。

長期的といいましょうか、緊急といいましょうか、紙一重ですけども、なんといっても産科医、婦人科医、小児科医の問題があるかと思えます。私も率直に言って、地方分権の議論の中であって、地方でできることは地方でという議論がありました。でもやっぱり、この一連の改革の中で、地方でできないのをどうしてくれるという議論が、非常に薄かったような気がします。その典型がこういった産科医とか小児科医、医療の問題があるかと思えます。したがって、北杜市の抜本的な少子化対策としては、なんとしても産科医とか婦人科医とか小児科医の確保に向かって、これから、露骨な表現でありますけども、財政支援をどのようにしようとも確保してまいりたいという決意であります。県市長会を通じて、国なり県にも働きかけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

ぜひひとつ、頑張らせていただきたいと思えます。何しろ、次の世代へバトンを渡すわれわれ

も義務があるということの中で、本当にすぐ、あれから何十年ではなくて、あれから5年くらいのサイズで、すごくきっちりきておるということを現実に見極めながら、これは取り組まなければいけないなということでもあります。

次に、地球温暖化について。

太陽光の実証研究施設が現在、急ピッチに第2工事が進んでおるわけだけれども、これは要望になるかどうか分からないけど、見学者の中より集中管理センターというのが、例えば中ほどにあって、見学者の中で、やはり現在、何キロワットですか、それが見えないということの中で、希望がございませう。いずれにしても今後、完成によって見学者も増加してくると、来なければ困るけど、一生懸命、まわりの人も努力して、増加してくると思います。ぜひ、そのことがもし、できたら見学者の目の前で、時間が何キロワットどうのこうのと出れば、非常に魅力的な見学の場所になろうかなと思うけれども、そんなところもぜひ、お聞かせ願いたいと、こんなふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、市民の皆さんといわず、太陽光に対する理解が深まって、ありがたく思います。併せて、本当に国事業であるだけに、いろいろな意味で、今日的に環境、クリーンエネルギーは注目されておりますので、議員ご指摘のとおり、これを観光にうんぬんという思いは、私どもも捉えております。誘客に努め、これを利用して、地域振興に役立つように働きかけていきたいと思っております。

とりわけ、平成22年度までが研究所で、23年度からは北杜市にたぶん、たびたび言うとおり無償で移管されて、それを発電所という形になりますので、さらに発電所と観光誘客的に連携して、位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

行政改革の推進状況について、行政が大変努力していることは分かりましたけれども、例えば議員定数は今回20人削減しました。約7,800万円が削減してありますが、経費の使途は本来ならば償還金、借金へ返済することが好ましいと思っておりますけれども、今回、市長の新しい政策として保育園児の第2子以降の無料化、約8千万円ちょっとだと思っておりますけれども、そういう特別な政策は除いて、節減した分はこれから、6年後を私はすごく危惧しております。6年後、合併特例債、また優遇された交付税が約30億円、激変緩和で減ってきますが、今から備えて、例えば補助金等も4年間でいくら節減した、そういうのは、原則は借金の償還。しかし緊急的な事業等があれば、それを優先するというような、そういう感じについて、ぜひ今後、分析、節減効果を把握し、明確にしていくことが大切だと思います。よろしく願います。

もう1件、緊急雇用対策の関係。今、本当に日本全国、未曾有の経済危機により雇用問題が大きな社会問題となっております。先ほど保坂代表のほうからも質問しましたが、3月末に

は企業の製造業の決算が出ます。市内も製造業の企業は、たくさんあります。やはり企業は倒産しては、どうにもならないと思います。企業もワークシェアリングとか努力していますが、それは国、県の問題でもあるわけですが、市としても温かい、やさしい対応、独自性を出していただきたいと思います。

そして、いろいろの助成制度があります。ハローワークの就業支援とか社協の生活福祉資金とか利子補給、新しく制度をつくった、そういうのは横の連携を図って、もちろん広報等周知、ホームページ周知も大事ですが、なかなか、今、申請主義です。なかなか役場へ、市役所へ来づらいというような方もいらっしゃいます。例えば税を滞納していて、ちょっと入りづらいなということで、私にも相談がかなりきていますけども、また、それはそれなりに、私たちも行政と一緒に汗をかいて、相談にも乗っていきたくと思っていますので、ぜひそのへん、よろしくをお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは相吉議員の、ただいまのご質問でございますが、議員定数の削減によりまして、7,800万円余の不用額になったということでございますが、これにつきましては、その7,800万円を償還金に充てるというふうな意味合いの発言でございますが、あくまでもその不用額を償還金に充てるということではなくて、一般財源化されますので、議員さんの減った金額を償還金に充てるというふうな意味合いのことではございませんので、あくまでも一般財源でございますので、そのへん、充当する場合については、議員の削減も、その一部に入っているというふうな考えでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

相吉議員の関連質問でございます。まず最初に、雇用対策でございます。

先ほどからも申しておりますけれども、これから今月、3月末になりまして、非常に決裁金を各事業所等、対応しなければならないということで、非常に厳しい状況が続いていると思います。

ちなみに、ちょっと、ここで話しておきたいと思っておりますけれども、いわゆるセーフティネット補償、これは中小企業新保険法でいっておりますセーフティネット補償でございます。これにつきましては、信用保証協会が100%の担保補償をするということで、今までのものは、実際には通常は金融機関が2割の負担を担保しなければならないと、そういったことがありましたので、今回は、今度は信用保証協会も100%担保補償しますから、ぜひ借りてくださいというものもでございます。これにつきましては、どういった人が借りられるかといいますと、最近3カ月の平均売上高が前年の同期の、原価率3%以上の中小企業社に融資をしましょうということでございます。これが今日現在、3月16日ですけれども、今日現在、190件来ております。190件来て、3%下がっていますから、ぜひお願いしますよということなんですけれども、これにつきましても、最終的には指定金融機関がこれに申し込みをして、事業者等が申し込みをして、それに金融機関がOKを出し、信用保証協会がまたOKを出すという、そう

いうシステムになってございますが、少なくとも、今までは考えられなかった190件という数でございますので、少なくとも市といたしましては、これだけの件数が来て、なおかつ早い時期に相談にも乗っておりますので、なんとか3月、4月にかけては乗り切れるようになるのではないかなというふうには、考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかにございませんね。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明日、3月17日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 7時06分

平成 2 1 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

平成21年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成21年3月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

7番	風間利子君
6番	篠原眞清君
16番	内田俊彦君
19番	中村隆一君
1番	小須田稔君
10番	中嶋 新君
2番	中山宏樹君
15番	渡邊英子君
18番	秋山九一君
3番	相吉正一君

2. 出席議員（21人）

1番	小須田 稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水 進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本 静
9番	小林忠雄	10番	中嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
17番	坂本治年	18番	秋山九一
19番	中村隆一	20番	清水壽昌
21番	秋山俊和		

3. 欠席議員

22番 渡邊陽一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
囲碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一	企画課長	清水克己
市民福祉課長	清水春昭	児童家庭課長	島正樹
健康増進課長	伏見常雄	環境課長	比奈田善彦
道路河川課長	浅川正己	学校教育課長	伊藤勝美
生涯学習課長	原一元		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
"	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

22番議員、渡邊陽一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

本日の一般質問で、北清クラブの風間利子君、北杜クラブの中嶋新君、中山宏樹君から通告のありました質問の一部について、ご連絡のとおり取り下げの申し出がありましたので、ご報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北清クラブ、15分。市民フォーラム、7分。公明党、16分。日本共産党、14分。無会派の小須田稔議員、15分。北杜クラブ、69分。次に明政クラブ、15分となります。

申し合わせにより、一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を議員席左側の掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに北清クラブ、7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

地域公共交通活性化協議会とデマンド交通について、質問させていただきます。

市民の足の確保については、どこの自治体でも広範囲の合併により、過疎地域では公共交通だけでは市民の足が確保されず、県内でも身延町に続き、増穂町でも町長の公約により、交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通システムを7月ごろより運行したいということです。また、南アルプス市でも検討していただけるようです。関東運輸局、山梨運営支局では、1月の交通アドバイザー会議で、たぶん北杜市でも出席されていると思いますが、マイカー普及や少子高齢化の影響で、路線バスの利用者の激変や営業収入の落ち込みなど厳しい状況で、現在はピーク時の14%の利用者に激変している記事が掲載されました。市長も所信表明で、公共交通について、市内8カ所の地域での地区懇談会、パブリックコメントを経て、3月には北杜市地域公共交通連携計画が策定され、この計画をもとに新たな市民バス運行形態を定め、今後3年間、国の補助による市民バス実証運行に取り組んでいく。また、デマンド交通システムの形式での運行方法についても適地を選考し、試験的に導入していくと表明されました。

このことに関連して、以下3点について、質問をお願いいたします。

各地域で、懇談会やパブリックコメントは何件くらいあったでしょうか。寄せられました意見は。

2番目に、デマンド交通システムの運行は、具体的にどのような根拠で場所を選定し、どのようなシステムを想定するのか。現段階での考えをお願いいたします。

3番目に、デマンド交通を取り入れている近隣の多くの自治体では、発案者である福島大学の奥山修司先生の指導を受けております。昨年12月23日の鈴木文彦先生の講演の中には、福島県小高町を引き合いに、デマンド交通は金がかかるとデマンド交通システムに否定的な考えを示されましたが、市の審議会でも視察しました安曇野市に有志を含む15名で視察し、実際にデマンドバスに乗車したようですが、乗ってみてよかった、乗ってみたいと分からないことも多くあり、鈴木先生のお話とはだいぶ違ったようです。

広大な面積を持つ北杜市では、デマンド交通を取り入れるのには、いろいろな諸問題もあるうかと思えます。デマンドシステムの導入に積極的な奥山先生の考えも聞いた上で、市民からのパブリックコメントを求め、判断すべきだと思えますが、市長のお考えは。

以上3点、よろしくをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

最初に、北杜市地域公共交通総合連携計画素案にかかるパブリックコメント等についてであります。

風間議員には、市民の足の確保には、ことのほか心を寄せていただいているところであります。北杜市地域公共交通総合連携計画については、2月6日開催の北杜市地域公共交通活性化協議会において、計画の大枠である素案が了承されました。2月10日から24日まで、パブリックコメントを実施し、6件のご意見が寄せられました。また2月12日から18日までの地区懇談会を開催したところ、約200名の参加がありました。

地区懇談会を含めた主なご意見であります。1点目は市民バスのダイヤ編成やJR等との乗り継ぎの関係、路線新設等の改善要望であります。2点目は、市民バス利用および目的等を絞り込んだダイヤ編成や路線変更。3番目は、デマンド方式によるバス運行の導入に対する要望で、4点目は北杜市内を運行しているバスの路線、ダイヤ等に対する積極的な広報を行う必要性等であります。

次に、デマンド方式によるバス運行のシステムおよび試行場所等についてであります。

デマンド方式によるバス運行については、平成14年のバス運行に関する規制緩和以降、全国各地で注目され、運行されるようになりました。しかしながら、利用者の予約から配車および運行システム等、車両を含めた機材等のハード面と、予約受付のオペレーターをはじめとする人材育成等のソフト面などの課題も多くあり、現在ノウハウを蓄積している状況であります。

このようにデマンド方式の運行システム導入については、地図情報システム等のコンピューターやデータ通信等を取り入れたIT機能を用いた方式や、地域の交通事業者が持ち合わせているノウハウ等を活用したシステム等を使用する方法があります。利用者の利便性、システムの柔軟性等、導入および運営経費等のコスト面から今後、検討してまいります。また、デマン

ド方式の試行場所については、先進事例等の検証および専門家の意見等を参考にし、地形利用施設等の集積状況、地域の要望、熱意などを総合的に勘案する中で、選定してまいりたいと思います。

議員もご指摘のとおり、北杜市は広いエリアであります。市民の足を確保することは、大変であります。しかし、高齢化社会を迎えて、大変重要な行政課題であることも承知しておりますので、しっかりと応えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

○7番議員（風間利子君）

今の、市長の答弁の中には奥山先生を呼んでの講演会というのを答弁いただいてなかったんですが、先日、10日の日の審議会に私も傍聴させていただきました。委員さんの中から、デマンド交通の先駆者である奥山先生を、ぜひ呼んで講演してくださいというお話をされたんですけど、企画部長は、今後は省略させていただきますというような答弁をされています。

ぜひ、先進地の視察はもちろんなんですが、やっぱり、この広い地域でデマンド交通を取り入れるには、いろいろな問題が出てくると思うので、また、この先生は自治体でないと来てくれないようなんです。ぜひ、向こう3年間というんですが、一時も早くデマンド交通を試験的に取り入れていただきたいと思っておりますので、ぜひ奥山先生を呼んでの講演をお願いしたいと思いますし、今回の地区懇談会では8地区の参加者が、私も4カ所は行ったんですけど、175名ということが出されました。デマンド交通システムについて、3,500名の署名が出されているのにもかかわらず、出席者は車がある方が多かったように思いますが、この方たちも来るに來られない状況もあると思います。それで、デマンド交通を取り入れることによって、高齢者の外出の支援とか医療介護に関わる社会的なコストも、だいぶ低くなるのではないかということも報道されておりますが、デマンド交通システムについて、理解していない方もおおぜいいますので、これを進めていく過程におきましては、これは懇談会に出たお話でもありますが、いかに利用者を多くするかということで、中にはマイカーの規制を1日して、乗らないようにという話も出ましたし、またデマンド交通について分からない方もおおぜいおりますので、各公民館での説明会や、それから安曇野市のように、懇談会にも講演会にも來られない方が、利用したくて來られない方が、北杜市も多々、おおぜいいると思っておりますので、全戸を対象にアンケートをとって調査していただきたいと思っておりますが、その件についてお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

たまたま奥山先生は、分かりやすく言えば推進派、メリットを強調されました。一方、私も北杜市の中では、そういう思惑で呼んだわけではありませんけども、鈴木先生という講演も聞く機会がありました。この先生は、デメリットとは申しませんが、短所というか、難しさもご指摘されたところでもあります。ですから、私ども一方的に推進だけの意見を聞くというのも、いかがなものかとは思っています。しかし、先ほど、私、答弁しましたとおり、北杜市

の地形的な状況やら、客観情勢を見たときに、デマンド交通に対しても、試行的に、前向きに検討していくということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

鈴木先生は、公共交通の未来についてですね。そのとき、私も傍聴させていただいたんですけど、なんか鈴木先生のお話ですと、デマンド交通を否定するような形のお話が多かったと思いますし、知らない同士が顔を見合わせて、本当に気まずい思いをすとか、そういう話を聞きましたときに、デマンド交通で、この間、安曇野に行ったときは、皆さん本当にいい感じでということもありましたし、私は両方の意見を聞くべきで、それを本当に、北杜市は広いから、本当にこれで全部がしていけるかというのは、私もちょっと無理かなという気持ちは常に持っています。ですけど、やっぱり両方の意見を聞いて、聞いたから、それを必ずするというのではなくて、私はぜひ呼んで、お話を聞かせていただきたいと思いますが無理でしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私ども行政の姿勢として、いろいろな意見を聞くということは大切だと思いますので、そのようなことも考えたいと思います。今日、ここで奥山先生、鈴木先生の議論をするつもりもありませんけども、鈴木先生のご意見もデメリットだとかメリットだとか、ある面で言うならば、今ご指摘のような課題等もご指摘されたわけでありまして。ある面で言うならば、私どもがもし、デマンド交通を推進するとすれば、鈴木先生の課題もできるだけクリアする形の中の運行形態を考えなければならないと、こんな思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今回、一般質問におきまして、父子家庭への支援について、質問させていただきたいと思っております。

最近の急激な経済環境の悪化に伴う雇用の不安定化など、母子・父子家庭を取り巻く環境は悪化の一途を辿っております。このような中、国の制度不備により母子家庭と父子家庭への行政の支援に大きな格差が生じております。今、それぞれ、この厳しい経済環境の中で母子・父子家庭、大変なご苦勞をされていることは、私が申し上げるまでもないこととあります。

特に不備が指摘されている父子家庭におきましては、国の考え方が母子家庭より父子家庭は

経済的に恵まれているという、その1点を大きく取り上げ、父子家庭への支援がまだかつて行われていない状況にあります。このような状況の中で、父子家庭、父親はその社会的理解の遅れ等の中、また厳しい経済環境、雇用環境の中で、勤務実態は長時間の労働を強いられ、転職をせざるを得ない人も少なくないというふうな声も耳にしております。また、収入を得るために、わが子を守るために必死に働く、子どもの寝顔しか見られない、あるいは家事は夜中に音を立てないようにやっているというふうな声も、実情として伝わってきております。非常に、この厳しい雇用環境の中で、必死に生活防衛をされているという実態が、その声の中に聞き取れるのかなというふうにも思うところであります。

このような現状を打破するために、国の制度に先駆けて、独自の父子家庭支援策、経済的支援策を導入する自治体が、全国的に増えてきております。直近で、民主党が行いました調査によりますと、この3月13日の時点での調査で、全国で202の自治体が父子家庭支援手当などの経済支援措置を実施しているということが分かってきております。県内においても、これらの取り組みが始まってきております。

そこで、私は北杜市においても、ぜひ、この父子家庭の支援策を早期に導入を図っていただきたいという思いの中で、市長にもお尋ねをさせていただくわけですが、市長は北杜市の最重要課題として、日ごろから少子化対策、特に子育て支援を最重点政策として取り上げられております。そして、さまざまな対応を行ってきておるところは、私どもも承知しております。また、日ごろから市長は政治理念として、弱者救済こそが政治の使命と述べられている。その姿勢は私たちも大変重要な視点だなというふうに加え、同感の思いを持たせていただいているところであります。これらをふまえて、ぜひ市長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

まず1点目、昨年12月定例会において北杜市議会は全会一致で、父子家庭への支援を求める請願を採択し、国・県に支援策を求める意見書を提出するとともに、市にも支援策の要望を行ったところであります。ところが北杜市の21年度予算には、父子家庭への新たな支援策は見当たりません。そこで改めて、父子家庭への支援策について、市の取り組みと考え方。特に今回、採用できなかった、その理由等も含めた考え方をお伺いしたいと思います。

2点目は、具体的に支援を行うとすると、いつごろ、どのような内容になるのかも併せてお伺いしたいと思います。

よろしく、ご答弁をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

北杜市議会では、昨年12月の定例会において、父子家庭への支援を求める請願を採択し、国・県に意見書を提出されたところであります。全国市長会においては、父子家庭にも母子家庭と同様な支援をするよう国に要望しておりますし、昨年5月14日には県市長会の要請により、横内知事が国に要望いたしました。また10月14日には、県市長会から引き続き国に要望するよう、県に要請したところでありますが、現在も国においては検討がされていない状況にあります。

父子家庭への支援につきましては、母子家庭と違って、国による経済的な手当の支援制度が

なく、山梨県においても公費負担制度はありませんが、医療費に代わる助成として、ひとり親家庭医療費助成において、母子家庭と父子家庭を対象として行っております。県内では、父子手当の支給を市町村独自で実施している市や予定している市町村がいくつかありますが、内容については対象年齢、支給額、所得制限等、児童扶養手当に準ずる市町村や独自の制限を設けるなど、まちまちであります。市といたしましては、当面、県内市町村の動向を見極め、また国・県への要望等も引き続き行う中で、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

残り時間は、2分15秒でございます。

再質問はございますか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

今、市長のご答弁で、県内の事情にふれて、これから北杜市も検討していきたいという、ご答弁がございました。いつもの市長さんらしくないなと、私は思うんですよ。特に、先ほど申し上げましたように、市長、子育て支援、一生懸命、支援策を打たれている。私は、子育て支援は、私たちの会派も、昨日の代表質問の中でも述べましたように、その時期時期に応じて、公平感を持って、なるべく漏れる人のないような支援策を行っていくべきだというふうに、私どもは考えております。市長もそれを認識されて、政策を打たれているのではないかなというふうに思っております。なぜ、この父子家庭の部分だけが漏れてしまうのかなと、私はそのところの理由を、本当は教えていただきたいなと思っております。これは検討していただけるということですから、前向きな対応を私は期待しておりますが、1つ情報を提供させていただきます。

去る13日の国会の衆議院の内閣委員会の中で、大内少子化担当相が民主党の議員の、この父子家庭の支援策の質問に対しまして、答弁をされています。父子家庭が、この児童扶養手当の制度の中で、父子家庭が一律除外されているのは見直す必要があると。早速、舛添厚労相に、その検討のお願いをしたいという表明をされています。いよいよ国も動き始めるでしょう。私は、ここでさらに、この事実をふまえて、市長にお願いをしたいんですが、国が政策として実際に父子家庭に手が届くには、まだ時間がかかると思います。市長、ご検討をする意思があるということであれば、ぜひひとつ、早急に、補正でも対応していただく、そのぐらゐの意思をぜひ、お見せいただきたいなと思っておりますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私もまた議会で、よく申すのでありますけども、少子化の問題は北杜市にとって、ふるさと存続の危機だと。国にとっても、国家存続の危機だと。ちょっと大げさかもしれませんが、率直に思います。そういう中であって、国も県も少子化対策を挙げておるわけでありまして、この父子家庭の問題については、篠原議員もお分りのとおり、基本的には国の制度の間

題として考えてほしいというのが、基本的なスタンスであります。国もそういう動きがあるということは、大変、前向きな流れで評価はしておりますけども、早く国が制度化でき得るように、国・県にしっかり、私も働きかけてみたいと思いますし、北杜市独自の問題については、もちろん月並みでありますけども、財源の問題等々も考えながら、考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

残時間9秒ですが。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に公明党、16番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

私は環境創造都市構築に向けてという題目で、一般質問を行います。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市 北杜市を目指して、他の自治体に先駆けた事業を推進してきたことは、厳しい社会情勢にあって、常に挑戦してきた結果が、いよいよ目に見える段階となってまいりました。昨今、100年に一度の世界的な経済不況といわれているところでございますが、それは100年に一度の経済成長のチャンスであるというふうを受け止めるべきであると、私は思うわけでございます。

市長の所信表明の中を見ますと、やはり、その中にはベンチャー自治体ですとか、挑戦であるとか、今から本当に躍動感みなぎる北杜市を目指して頑張るという姿勢が、ありありと見えるわけでございます。

国においては、ラジオで聞いたところでございますが、麻生首相も21年度の、来年度予算におきましては、地方の意見を取り入れましょうということも言われているところであります。

北杜市は、20年度の景気対策の2次補正の中でも7億3千万円、事業費としては8億4千万円の事業費の中でも、先に提案をして、その使い道を示し、事業執行、繰り越して行うわけですが、事業執行に向かったということについては、まさに提案型の自治体を国も目指しておりますし、地方としても責任を持った提案をしながら、事業執行していくということが必要であるということから、高く評価をするものであると思います。

国は今後、生活支援、雇用対策、景気対策、そして新規産業の構築ということに力を入れていくのではないかとこのように思っているところであります。アメリカのオバマ大統領は新たな景気浮揚、景気対策、雇用創出においてはグリーンニューディール政策というふうにも、今、北杜市がまさに誕生したときから、一生懸命に働きかけていた事業を、今、世界的な考えの中で進めようとしているところであります。朝の来ない夜はない、出口のないトンネルはない、冬は必ず春となる、私はこの確信で、ぜひとも市政の執行にあたっていただきたいというふう思うわけでございます。

京都議定書の締結以来、CO₂の削減、低炭素社会の構築が叫ばれてまいりましたが、残念ながら目標の数値には至っておりません。各国も経済成長を第一としてまいりました。100年

に一度の不況といわれる中で、再び環境産業、特に自然エネルギーに目が向けられてきたところでございます。その中であって、太陽光パネル、水力・風力蓄電、またハイブリット車などに注目がされております。政府は今後、環境産業へ力を注ぎ、推進するのは明らかであると思われまます。

北杜市といたしましても、自然エネルギー産業の発展に力を注ぐべきであると思うわけでございます。しかし、現在の北杜市の現状では、自然に簡単に企業や産業が発展していくとは思いません。そこで、提案も含めながら質問をいたします。

まず第1番目といたしまして、太陽光発電、水力発電および北杜市の企業視察研修をビジネスにするシステムの構築について、伺います。というのは、北杜市には実証研究施設、また水力発電。どちらかという、企業も見たい、自治体も見たい、観光としてもいけるという施設があるわけでございます。視察研修に来る折には、ぜひとも北杜市に宿泊もしていただきたいし、また、その折に、いろいろな観光地も見て行っていただきたいわけでございます。そういったことで、それをビジネスにしていきたいと。ただ、自治体が商売というわけにはいきませんので、それはいろいろな関係各位とのご協力が必要になると思います。

2番目といたしまして、松下幸之助、本田宗一郎といった創業者は、最終的に何を目指したかということ、最後は企業は人なりということだったと思います。それならば、北杜市もやっぱり人ありきだと思っております。北杜市の人材育成、そして、その人材育成をした若者がまた帰ってくるように、そんな施策を考えていっていただきたいと思っております。人材育成のための大学院、特に先生、お医者さんは本当に貴重なわけでありまます。また、その研究生等に特待制度を設けて、人材確保の推進をしていったらいかかという提案でございます。

3番目といたしまして、市長はよくベンチャー自治体といわれます。1人でもいいアイデアを持ち、また1人、2人と仲間を増やし、企業を育てながら、大きくなっていった企業は歴史の中でも数々あるわけでございます。そういった意味で、これは非常に不公平感を感じるという、そういった指摘も受けるかもしれませんが、企業や個人にこれは非常に難しいわけでございますが、研究費、開発費の援助をしたらどうかという提案でございます。特に今、太陽光パネルは注目を浴びているところでございます。太陽光パネルは今後、おそらく売電やら、いろんな補助金が国からやってまいりますので、ますます増えてくるということは予想できるわけでございますが、何しろ太陽光パネルは1パネル当たりが高いということで、なかなか、それが進まないという現状にあります。安価な太陽光パネルが北杜市のいずれこの企業で生産、もしくは研究が始まれば、これは世界的に普及していくと。世界的な企業が北杜市の地場産業として出るというふうに、私は信じているところでございます。そういった意味で、研究費、開発費の援助について、お伺いをいたします。

4番目といたしまして、自然環境エネルギーの低炭素事業に関わる窓口の設置についてでございます。いろんな方々がこういった事業、また推進をするにあたりまして、窓口を設けたら、セクションを設けたらということで、質問をいたします。

5番目といたしましては、これはどちらかというPRの部分、どちらかというお金がかかってマイナスになるような部分でございますが、国はハイブリット車、電気自動車に一生懸命力を注いでいるところでございます。今、プラグインというような、家庭の電源からも充電できるような自動車を開発しようという考えもあるところであります。そんなところで、PR

にしかならないのかもしれませんが、電気自動車等へ太陽光パネルより充電する設備の検討について、お伺いいたします。

以上5点につきまして、質問をいたしました。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

16番、内田俊彦議員の環境創造都市構築に向けて、いくつかのご質問をいただいております。

100年に一度の厳しさは100年に一度の経済チャンスだ、ベンチャー自治体北杜市頑張ろうと激励をいただき、大変ありがたく思います。

最初に太陽光発電、水力発電および北杜市の企業視察研修をビジネスにするシステムの構築についてであります。太陽光発電研究施設や村山六ヶ村堰水力発電所には、企業のほか自治体、各種団体などの多くの皆さんが訪れ、研修の場として、ご利用いただいております。

太陽光発電研究施設は国からの委託事業でありますし、水力発電施設は合併特例債を財源としていることから、施設見学のための費用をいただくことは困難な状況ではありますが、施設をご覧いただきながら、併せて北杜市内にあります観光施設や宿泊施設等をご利用いただけるよう、現在も働きかけを行っておりますので、継続してまいりたいと考えております。

次に、人材育成のための大学生等の特待生制度についてであります。

市内における自然エネルギー産業の発展のために、人材を育成することは重要であると考えております。企業や地域でリーダーとなる人たちは、地域活性化においても重要であることから、国においても人材育成に関する諸事業が提案されていますし、先月、開催されました早稲田大学大学院の官学共同地域再生プロジェクト報告会におきましても、定住促進を目的として、学生を対象にした奨学金制度導入の提案がありました。内田議員ご提案の特待生制度につきましては、事業効果等をふまえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、企業個人への研究開発費の援助についてであります。

現在、北杜市で行われております太陽光発電研究施設や山梨大学が行っております燃料電池に関する研究のように、企業や大学等は独立行政法人 新エネルギー産業技術総合開発機構等の委託や助成等により、さまざまな研究開発を行っております。太陽光発電に関する企業は、現在、市内にはございませんが、今後、これに関係する企業が進出する可能性が出てきた場合は、特許等の問題もございますので、企業のご意見をお聞きしながら、研究開発等の援助を検討したいと考えております。

次に自然環境エネルギー、低炭素事業に関わる窓口の設置についてであります。

市町村や民間企業、NPO法人に対して、山梨県企業局内に小水力発電開発支援室が、また地球温暖化対策については、山梨県地球温暖化防止活動推進センターなどが相談窓口として設置されております。これらの関係機関と相互に連携しながら、今後も環境課において、市民や企業等の相談に対応したいと考えております。

次に、電気自動車へ太陽光パネルより充電する設備等の検討についてであります。

昨年、有限責任中間法人の電動車両普及センターの電気自動車モデルゾーン実証実験事業を行い、公用車として利用いたしました。自動車業界も電気自動車等に力を入れておりますし、

国による住宅用太陽光発電システムへの支援制度も始まりましたので、市の補助と併せ、今後は市内でも一層、太陽光発電システムの設置が増加していくことと思われます。しかしながら、太陽光発電は天候に左右されやすいシステムであり、電気自動車に太陽電池だけで充電することとなりますと、夜間は発電しないことや十分な日射量が得られない日もあることから、電気自動車の使用形態とも関連してまいります。

今後、太陽光発電の利活用としての電気自動車等の充電スタンドも含め、さらに電気自動車の普及状況や技術開発等を見極めながら、有効な電力活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はございますか。

内田俊彦君の再質問を許します。

○16番議員（内田俊彦君）

再質問をいたします。

まず1番目といたしまして、太陽光発電、水力発電の視察の受け入れの件についてでございますが、私は過去、ほかの自治体へ研修をお願いしたことがございました。そのときに、うちへ泊まってくると受け入れやすいですということを言われまして、これは仕方がないなと思いつつ、では、そこへ泊まりましょうということで交渉した経緯があります。というのは、どうしても山梨県へ、県外から視察に来られる場合については、どうしても諏訪の温泉があり、石和の温泉があり、湯村の温泉がありということで、どうしても研修だけして行ってしまうというような経緯が、たくさんあるように見受けられるわけでございます。そういった意味で、関係部局課においても、そういった、ぜひとも営業をするということになると、自治体は、これはなかなか難しいわけでございますが、それについての働きかけというのには、ある意味、強気で、ぜひやっていただきたいなというふうに思うわけでございますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

内田議員の再質問でございます。

これは今、ご指摘のありました、例えば研修に来た場合に、当地へ宿泊することを条件とするならば、視察はOKですよということは、これはこの前、昨年ですけども、経済環境常任委員会で、近畿のほうの高島市ですとか、それから名前はちょっと忘れちゃったけども、自治体へ研修に行きました。そのときにもやはり、そういった内容のご指摘を受けて、泊まってくれば、宿泊してくれば、ぜひ、うちの自治体を検分してくださいということが、たしかにございました。ですから、やはり今は、市長も申しましたように、いわゆるベンチャー自治体ということは、要はそういったことも頭に入れながら、自治体間競争があるわけですから、そういった意味で、観光客を増やすという意味からも、ぜひ、そういった形で、今後は北杜市においても、地元へ宿泊することを前提とした中で、視察研修を受け入れるように持っていきたいと思っ

ています。そうすることによって、今、始めておりますリトリートの杜の関係、それからひいては、いろんな形の地産地消、食育も含めて、いろんな形で、いろんな面に発展していくし、観光等の業者についても、それからあとは、旅館業者の方々にも多大な波及効果があり、経済効果もあると思いますので、今後はそういった形でもって、行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

あと1点、再質問を行いたいと思います。

先ほどの市長の答弁の中では、どうしても、この内容については検討していくということでございました。なかなか、答えづらい内容だったというふうに私も思うわけですが、ただ1点、気になったことが1つございます。それは国、県とかということの動向の中ではなくて、北杜市として、これはいろんな面について取り組むべきものは、国や県をまたいででも、ぜひ取り組んでいていただきたいというふうに思うわけですが、それは窓口のことであったり、また研究費のことであったり、大学の人材育成のことであったりいたしますが、ぜひとも、そのへんはご検討を、市としての検討ということで、お考えをいただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

検討していくということは、しっかり位置づけていくということで、ご理解いただきたいと思えます。

そうはいつでも、前例のないという大げさですけども、オバマの言うグリーンニューディールではありませんけども、クリーンエネルギーを世界中の人が、また人類の大きな課題として位置づけているエネルギーチェンジの時代であります。国絡みの問題もあるでしょう。そんな思いで、先ほど答弁させてもらったわけありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに再質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、内田俊彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたしまして、再開は11時にいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

3月議会にあたり、日本共産党を代表して、白倉市長に質問いたします。

質問の第1は、後期高齢者を無保険にしないことを求めることについてです。

75歳という年齢を重ねただけで、国保や健保から追い出し、負担増と差別医療を押し付ける、後期高齢者医療制度の保険料滞納者が全国で、およそ17万人。山梨県で3,900人、北杜市で462人（昨年11月調べ）にのぼることが、全国保険医団体連合会が各都道府県の保険医協会などを通じての調査で明らかになりました。保険料を滞納しているのは、年金が月額1万5千円未満で、年金天引きの対象にならない後期高齢者の中でも、特に収入の少ない人たちです。また、少ない人たちが納付相談に市役所を訪れることができない、制度について理解することが難しいなど、特別の困難を抱えていると考えられます。普通徴収者の約1割が滞納していることとなります。原則として、滞納が1年間続くと保険証を取り上げられ、医療費全額自己負担という資格証明書が発行され、事実上、無保険状態になります。滞納があるからといって、この人たちに保険証を出さない、また取り上げてしまうなどということは、これらの人の命綱を切ってしまうことを意味します。また、保険の精神にも反します。保険証がないがゆえに、医療機関にも行けず、命を失ったという悲劇が国保では出ましたが、後期高齢者医療制度で、そのような悲劇は絶対に起こしてはなりません。そのための最大の保障は、資格証明書を出さないことです。

本市では国保の滞納者に対し、短期証明書を発行し、事実上、無保険になる資格証明書を発行していません。このように後期高齢者医療制度においても、滞納者についての扱いは国保と同じ扱いで行うことが望ましいと考えます。

こうした立場から、次の3点について質問します。

1. 山梨県下および北杜市の一番新しい滞納者数はいくらですか。
2. 高齢者を無保険にする資格証明書を発行すべきでないことを求めます。
3. 滞納者に対して督促状など文書送付だけでなく、個別訪問などを通じた相談活動をし、生活全般を支援することを求めます。

質問の第2は、国保税の引き下げと減免を求めることについてです。

国保税は06年度（平成18年度）合併して、統一料金に改定し、このとき市民1人当たり1万2千円もの大幅値上げをいたしました。今、急激な景気悪化が中小零細企業、自営業者などを直撃しています。仕事量が昨年の半以下に減り、自営業者は売り上げが落ちていると聞きます。また労働者の収入も減り、生活が大変になっています。

国保世帯9,351世帯の14.2%に当たる、1,329世帯が滞納している現実を見れば、国保税の負担が大変重いことが分かります。06年度、平成18年度は国保税の大幅な引き上げ、診療報酬の引き下げ、受診抑制などの理由で、歳入歳出の差し引き額が約5億8千万円になりました。これを活用して、高い保険料を引き下げる考えはないか、以下2点について質問いたします。

1. 歳入歳出の差額から見て、1世帯1万円の引き下げを求めます。

2. 国保税は前年度の所得が課税対象となるため、現状と合わない場面が出てきます。体が弱くて働けないとか、自営業での収入が減って国保税が払えない、この場合に市長が認める減免はあるのかどうか、伺います。

質問の第3は、学校に教師の笑顔を取り戻すことについてです。

2006年12月、教育基本法が強行採決によって改正され、子育てと教育の現場では、教育行政が学校を管理する方向に変えられていると聞きます。本来、義務教育は子どもたちのライフラインであり、セーフティネットの役割を持っていますが、現在、あまりの子どもたちの困難さに、この役割が危機的な状況に陥っていると聞きます。

ある校長先生に一番ほしいものはなんですか、予算ですか、権限ですかと伺ったら、先生方の笑顔ですと答えられたそうです。今、教師は何に負担を感じているのか、親の生活の崩壊が教育の現場に持ち込まれていることによる負担、学校評価と教員評価に関わる事務作業の負担、そして教員免許更新制や全国学力テスト、体育評価（スポーツテスト）の負担、つまり本来、教師の仕事とは直接関係のないことに負担を感じ、疲れているという結果が見えてきました。

教育現場は、今、学習指導要領の改定で、授業時間数や教える内容が増え、さらに小学校に英語教育が導入され、教師が疲弊し、子どもにのびのびと教えられないという、子どもは勉強の分からない子、やる気のない子が増えているという、山梨県の小中学校の不登校生徒出現率日本一、公立高校中退数の増加、自殺率日本一など、不名誉な日本一がいられています。不登校の子どもは、学校現場の生きづらさに警鐘を鳴らしています。

日本が教育改革の見本として見習ったイギリスでは、ナショナルテスト見直しを検討されています。また、日本の教育制度を見習ったフィンランドの教育は、少人数教育で教師も子どももにのびのびと学びに取り組み、学力世界一と評価されています。

私は、子どもと先生方の笑顔を学校に取り戻すために、教育行政は頑張ってもらいたいと願っています。その立場から、以下6点について、質問します。

1. 不登校の子どもの実態はどうなっているのですか。小中学校の学年別に実数を示してください。
2. 不登校の子どもが出てくる背景や、その指導の場、その対策を示してください。
3. 学力テスト（全国学力学習状況調査）が今年4月21日に実施されますが、私は競争が激化する、本当の学力が身につかない等の理由で不参加を求めるものですが、どんな理由で今年も参加するのですか。
4. 学校評価および教職員評価は、どのように実施しているのですか。
5. 教師の健康管理のための労働安全委員会を市の段階で、どう機能させているのですか。
6. いい先生が育つのか、子どもの成長につながるのか、疑問の教員免許更新制実施について、対象年齢および対象者は何人か（県内および北杜市において）、いつ、どこの大学で研修するのか。市の教育委員会としての支援は、あるのですか。

質問の第4は、子どもの細菌性髄膜炎を予防するために、ヒブワクチン接種代に補助を求めることについてです。

毎年、小さい子どもの命を奪っている、最も怖い感染症が細菌性髄膜炎です。細菌性髄膜炎は、菌が血液を介して脳を浮かべる髄液の中に侵入し、炎症を起こす病気です。

乳幼児の細菌性髄膜炎を起こす細菌はいくつかありますが、原因の半分以上を占めているのが、インフルエンザ菌B型という、略してヒブと呼ばれています。ヒブによる細菌性髄膜炎は、

5歳未満の乳幼児がかかりやすく、特に生後3カ月から2歳になるまでは、かかりやすいので注意が必要です。ヒブ髄膜炎にかかると、1カ月程度の入院と抗生物質による治療が必要になりますが、治療を受けても約5%の乳幼児が死亡し、約25%に発達障害、知能障害などや聴力障害、癲癇などの後遺症が残ります。ヒブワクチンの接種は任意で、受けたい方だけが自費で受けることになっています。ヒブワクチンは1回約7千円から8千円。4回接種で約3万円かかります。子育て中の若い人たちの負担を減らすために、ワクチン接種代の補助を求めます。

以上、述べて質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税についてであります。

すでにご承知のとおり、北杜市は旧町村ごとに不均一であった国民健康保険税の税率を平成18年度に改定・統一し、国保財政の健全化を図ってまいりました。その結果、国保会計の財政状況は改善し、国税の税率も平成19年度は据え置き、今年度も後期高齢者支援金分が新たに設定されたにもかかわらず、実質的には据え置くことができたところであります。

平成19年度の国税の調定額は、1人当たり7万6,389円。1世帯あたりでは14万6,266円であり、県平均1人あたりでいいますと、8万5,195円。1世帯あたりが16万8,048円を大きく下回っており、県内13市の中ではいずれも低いほうから2番目となっております。

税率の改定については、医療制度改正や今後の国保会計の状況等を勘案しながら、慎重に取り組むべきものであると考えております。また、国税の減免については、国民健康保険税条例の中に、災害等により生活が著しく困難となった者。その他、市長が特に必要があると認める者に対する規定が設けられています。減免の適用にあたっては、納税の公平性について、十分考慮することが必要であると考えております。

次に、ヒブワクチン接種代の補助についてであります。

細菌性髄膜炎の中で、インフルエンザ菌B型による髄膜炎は発生頻度が高く、病気のあとの状態が大変悪い病気です。インフルエンザとありますが、冬期に流行するインフルエンザとまったく別であり、多くの方がまだ病気を知らない状態です。このインフルエンザ菌B型による髄膜炎の罹患率は生後2カ月から5歳までの間に、2千人に1人の割合で罹患していると推測されています。

この細菌性髄膜炎を予防するために、ヒブワクチンが昨年12月から任意接種できるようになりました。また、世界各国では接種が早くから行われており、病気の発生が抑えられている状況ですが、わが国はヒブワクチンの接種を任意接種で開始しています。北杜市内では小児科の医療機関を中心に接種ができることとなりましたが、市内での接種者は数名程度です。接種が開始され、まもないこともありまして、ワクチンの供給も十分に間に合っていない状況もあります。今後、市内医療機関とも連携しながら、国・県にも働きかけをしてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えします。

最初に、不登校の子どもの実態についてであります。学年別ということでございますので、お答えをします。

平成20年度2学期末現在であります。小学校で6人です。内訳は2年生が1人、4年生が1人、5年生が2人、6年生が2人です。中学校は18人です。1年生が4人、2年生が7人、3年生が7人でございます。

次に不登校の子どもが出てくる背景と、その指導の場と、その対策についてであります。

山梨県教育委員会では、不登校の定義をなんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることとしています。また、これらが複合的に作用する場合もあり、背景がなかなか特定できない場合も多くございます。

指導の場と対策ですが、未然防止、早期発見、早期対応が最も重要となります。そのために安心で安全、満足感のある学級づくり、分かる、楽しい授業づくり、学年会議や職員会議など、支援を必要とする児童生徒の事例検討を行うなど、職員の共通理解、また養護教諭やスクールカウンセラーに気兼ねなく相談できる相談日の設定や雰囲気づくりなど、組織的に連携して取り組む校内体制づくりを行ってきています。

さらに気になる児童生徒の家庭と学校とで普段と違う様子が見られたら、相互にすぐに連絡を取り合うことや教育相談機関や医療機関など関係機関とも連携するなどして、不登校をなくす取り組みを進めています。

次に、全国学力学習状況調査の実施についてであります。

北杜市では児童生徒間、学校間、その他における序列化や過度な競争にならないよう、結果の公表は行っておりません。しかし、全国、山梨県、北杜市の状況との関連の中で、自校の調査結果を分析し、当該学級、学年全体としての傾向や課題を明らかにし、改善策が講じられるとともに、該当児童生徒にかかる調査結果について、個人面談や三者面談等を通じて、調査結果を提供し、適切な指導助言が行えるなど有効性が認められますので、参加をいたします。

次に、学校評価および教職員評価についてであります。

学校評価は学校教育法の改正によりまして、実施、公表、報告が義務化されました。各校では学校教育目標を設定し、それに基づいて示された指導重点、指導方針により教育課程を組みますが、それらについての評価項目を設け、職員が評価するものでございます。学年ごとに行ったり、大きな行事などのときには、保護者にアンケートを実施して参考にしたりしながら、内容によって、すぐ改善が必要なものは改善し、そうでないものにつきましては、学年末に年間の総括をして、全項目の評価を行い、次年度の教育活動に生かすようにしています。

教職員評価は教職員の資質、能力の向上、学校運営、組織の活性化を狙いとし、山梨県の評価制度の実施要綱に従い、行っています。あくまでも自己申告による目標の設定、自己評価が基本であり、管理職が指導・助言を与える中で取り組んでいくものでございます。最終的には管理職が、教職員が自己設定した目標について評価しますが、そのときにはさらに意欲が持てるような指導・助言を伝えるようにしています。

次に教師の健康管理のための労働安全委員会を、市の段階でどう機能させているかについてであります。教職員の健康の保持のため、毎学年定期に健康診断の実施や成人病健診、人間ドック等、各種健診の受診勧奨と事後措置の徹底を行い、教職員の健康管理に留意をしております。併せて山梨県教育委員会と連携して、教職員の健康の保持増進のため、健康管理体制の充実に図っております。

定期健康診断、または人間ドックの健診結果データを電子化した統一カルテの作成管理、保健師による巡回健康指導および健康相談の実施、教職員の心身の健康づくりを支援するためのメンタルヘルス研修会等、各種セミナーなどを行い、健康づくりを推進しております。また、職場の安全と健康の確保をより一層推進するため、労働安全衛生法により策定した過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱に基づき、教職員の労働時間の管理や健康診断等の事後措置の徹底など、安全衛生管理対策を実施しておるところでございます。

今後は、これらの教職員の健康の保持・増進をさらに充実させてまいりながら、教職員の安全で快適な労働環境を確保することにより、教職員が意欲と使命感を持って、教育活動に専念できるように労働安全衛生管理体制を整備し、快適な職場環境が形成できるよう努めてまいりたいと考えています。

次に、教員免許更新制の実施についてであります。

年齢は平成21年3月31日以前に免許状を取得された教員については、初回は平成23年度に35歳、45歳、55歳になる教員が対象であります。つまり33歳、43歳、53歳のときから2年の間に講習を受けることとなります。平成21年4月以降に免許状を取得した教員については、これ以降、10年ごととなります。

対象者は35歳が山梨県で146名、そのうち北杜市内3名。45歳が山梨県281名、そのうち北杜市内15名。55歳が山梨県で162名、そのうち北杜市内17名です。ただし、このうち管理職等、更新が申請だけで免除される教員もおります。

研修場所についてでございますが、文部科学省のホームページと山梨県教育委員会義務教育課のホームページに随時掲載されるので、それを見て申し込むこととなります。教員免許は個人の資格でございますので、手続きは基本的にはすべて個人で行うこととなります。しかし初めての導入でありますので、山梨県教育委員会から管理職や各教育委員会に関しても説明が行われてきています。北杜市教育委員会といたしましても、これまで定時の校長会などで、該当者への周知の徹底、また学習会等を校内でもつよう指示してきました。また、これからも該当者の免許が失効することがないように、機会があるごとに該当者、あるいは管理職に対して周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

19番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、山梨県下および北杜市の後期高齢者医療保険料の一番新しい滞納者数についてであります。まず山梨県下におきましては、昨年11月末を納期限とする第5期分までの保険料のうち、1期でも未納されている方は4,406人という調査結果が、広域連合より発表され

ております。また同時点での、本市の保険料未納者は285人でありました。また、本市においては、2月末現在で1期から7期までの保険料のうち、1期でも未納保険料がある方は331人であります。12月の定例議会においてもお答えしましたとおり、国における保険料の負担軽減拡大措置が行われたことにより、年金からの天引きとなっていた方が普通徴収へと変わったために、ご自身の納付方法を勘違いされ、保険料納付が滞ってしまっているケースが多く見られます。このような納め忘れをなくすため、12月の広報と3月の広報でもお知らせをしており、また2月末には未納のお知らせ通知を送付し、納付勧奨を行っているところであります。

次に、資格証明書の発行についてであります。

資格証明書は、保険料を1年以上滞納した場合に交付するものですが、昨年6月に開催された全国広域連合会議において、国による資格証明書の運用についての見直しの方針が示され、相当な収入があるにもかかわらず、意図的に保険料を払わないのみを対象とするとされています。被保険者証の交付事務は県の広域連合であります。2月に開催された広域連合会議においては、高齢者が医療を受けられる機会が損なわれることのないよう、機械的、また一方的に資格証明書を交付することは、考えていないとのことでありました。

次に滞納者に対しての個別訪問等を通じての相談活動、生活支援についてであります。

2月末に通知しました未納のお知らせ以降、納付相談や問い合わせなどがあり、そのほとんどが納め忘れによるものですが、そのほかは未納状況をご説明し、納得をしていただいたうえで納付をしていただいている状況であります。中には納めたいが、金融機関まで行くことができないという方もいましたので、このような場合には個別訪問により対応しております。

今後も納付相談および個別訪問などを行うとともに、総合支所等の窓口へ出向かずに、保険料を納付する口座振替を勧めるなど、高齢者の方々の実情に沿った納付勧奨を行ってまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問時間は1分41秒であります。

中村隆一君、再質問を許します。

○19番議員（中村隆一君）

後期高齢者の資格証明書の発行については、一番新しい情報として、厚生労働省が資格証明書を発行する場合は、あらかじめ、国に報告を求める通知書を、書式を示して、広域連合に示す。そういうことで、今、発表がありましたけど、相当な収入というのは、どのくらいの収入かということが分かりにくいので、そのへんをお願いします。

次に国保の滞納者などに短期保険証が発行されているわけですが、短期保険証を発行されると、どうしても受診抑制と。病院へかかるのをやめてしまうということが多いので、北杜市で資格証明書を発行してなくて、短期保険証を発行しているわけですが、その交付の実情を教えてくださいたいと思います。

3番目に就学援助制度について、入学時に保護者の皆さまへということで、就学援助制度を説明していただきたい。また、給食費が未納である・・・。

○議長（秋山俊和君）

残時間ゼロになりましたが。

○19番議員（中村隆一君）

では、終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

まず1点目の、後期高齢者におけるところの相当な収入というところでございますが、これは国の基準でございまして、今年度から、この制度が実施されるということで、この相当額というものについては、まだ示されておりませんが、これは広域連合のほうに、また確認をしてお知らせを申し上げたいと思います。現時点では、この相当額がどのくらいかということは、まだ示されておりません。

次に国保の短期保険証の実情でございますけれども、私どもはやはり議員ご指摘のとおり、資格証を発行するのをやめて、少しでも皆さんに安心をしていただけると、こういうところから短期保険証で対応をしているところでございます。この短期保険証を発行するにつきましても、やはり納税という観点をひとつ持ちながら、短期保険証でお願いをしているというのが実情でございます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

お答えします。

就学援助についての中身でございますけれども、ちょうど中身につきまして、今、整理をしているところでございまして、21年度、新学期にあたりまして、全校生徒、関係者に、その内容の説明書を渡すというふうになってございます。どうぞ、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に1番議員、小須田稔君の一般質問を許します。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

議員として初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

戦後、急激な生活環境の変化の影響により、私たちの生活や自然界に住む動物の生態系の崩れなどが1つの原因で、近年、ニホンジカの急増により農作物や森林への被害が深刻化しており、わが北杜市でも生活に及ぼす影響も危惧されております。

そこで、貴重な資源でもある鹿肉は地域資源、ジビエ料理として有効に活用し、観光客等に提供したいという動きが県内でも、北杜市内でも出てきております。これを受け、県では平成19年度に山梨県ジビエ活用連絡協議会を設置し、鳥獣害対策および狩猟の対策として捕獲された野生シカ等のジビエを山梨の地域特産物として活用するため、行政、民間、NPO等の関係者が連携しながら、地域のブランドとして定着させるための課題を協議し、具体的な活用方

策などを協議していると確認しております。

県は平成20年9月に安全性を担保するため、鹿肉の衛生および品質の確保に関するガイドラインを策定し、鹿肉をジビエ料理として活用し、新たなブランド化への取り組みを進めております。現在、県のジビエ活用連絡協議会の構成メンバーは、次の方々になっております。会長に山梨大学名誉教授 伊藤洋さん、委員として狩猟関係者、食肉加工流通関係、観光関係、NPO、イベント企画、学識経験者等です。また、行政関係では県、県におきましては福祉保健部、農政部、観光部、森林環境部、そして各市町村がメンバーとなっております。

現在、河口湖町におきましては、この4月から開始されるということ聞いております。および丹波山村がモデル地域として動き始めております。この件は、非常に厳しい観光業界としても、よき起爆剤となるのではないかと、期待している観光業者も多数おられます。北海道、長野県に続いて3番目のこの動き、市はどう受け止め、取り組んでいけるのか、次の3点を市長にお伺いいたします。

1. 県畜産課からの市への事業説明はあったのか。
 2. 北杜市として、この事業について基本的な考え方は、
 - 3つ目として、市内関係者と検討会などの設置予定はないのか。
- 以上3点を、市長にお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

1番、小須田稔議員のジビエ活用推進についてのご質問にお答えいたします。

最初に山梨県畜産課から、市への事業説明はされているのかについてであります。

山梨県が策定した、鹿肉の衛生および品質の確保に関するガイドラインについての市町村を対象とした説明会は現在のところ実施されておりませんが、ガイドラインの内容につきましては、担当職員が畜産課に出向き、直接説明を受けているところであります。

次に、市としての基本的な考え方についてであります。

本市に生息する野生獣はシカ、イノシシなどが代表的なものであり、個体数把握方法が確立されているシカは、約7,200頭と言われております。

なお、イノシシにつきましては、個体数把握方法が確立されていないため、生息数は不明であります。また、野生獣による農作物被害や林産物被害が恒常的にあり、その対策に追われておりますが、毎年、管理捕獲を行うことにより、個体数調整を実施しております。

ちなみに、平成20年度末見込みの管理捕獲頭数はシカ327頭、イノシシ99頭であります。

本市では、これまで、この捕獲獣であるシカをジビエとして提供することができないか、検討してまいりました。この中で問題となる点は、永続的に提供できる個体を確保できるのか。屠殺、内臓摘出等の解体をどこで行うのか。猟銃捕獲での野生獣の損傷度合いはどうかなどであります。特に食肉としての歩留まりの率が低いとされていることから、採算性が極めて悪いことが分かりました。

今後はシカに加え、イノシシも含めた総合的な観点から、狩猟人口の減少傾向にある中での永続的な原料確保の可能性、食肉としての品質管理、衛生面の確立方法、提供可能飲食業者の

意欲等を確認した中で、再度、検討してまいります。

次に、地域関係者等の検討会の設立予定についてであります。

ジビエに対する可能性を再検討するためには、原料調達者、解体等の加工者、食肉料理提供者等の関係者に広く呼びかけ、検討協議できる場の設定、体制を整える必要があることから、まず関係者による検討会を開催したいと考えております。その検討結果に基づき、将来的な展望計画を描いていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問がありますか。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

大変、前向きな検討でありがとうございます。この問題の裏には、たぶん、観光全般のことがあるように思われます。観光というのは何か施設を造ったり、何かイベントをすることで、大きな影響があるというものでは、決してないと思います。この北杜の自然、それから産業、そこに生きる人たち、すべてがお客さんと呼ぶ中の大きな要因になっております。その基本にある人々の生活というのは、やはり、これは、今回の中で特に伝えておきたかったのは、市が大変、財政が厳しいと。であった場合に、これは年々減るといふ、非常に消極的な考えも、決して外せないかもしれないですけども、観光産業が奮い起こって、今現在、非常に厳しいですけども、頑張ってもらっていただくことよっての増収、これは非常に大きいものが見込めると思います。その増収の中から、教育、福祉、そこにぜひ、費用がまわせる、そんな市になってもらいたい。そんな中で、このジビエという、1つの課題かもしれないですけども、これが大きく北杜の観光、また生活まで影響してくる可能性が十分あると思います。ですから、今、ここで1点質問したいのは、これは農政、観光、いろんな分野の課がまたがってのことになります。そのへんは市の中で、今までどのくらい検討されたかは別として、今後、各課を越えての話し合い等をぜひ持っていってもらえる件だと思いますので、そのへんの計画、また予定が、もし見えるところがありましたら、お聞きしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小須田議員ご指摘のとおり、北杜市にとりまして、観光振興は大きな目玉であります。私どもがいわばエージェントを歩いてみても、食に対する期待というか、位置づけは大変、大なるものを肌身で感じております。したがって、今回のこういったジビエの活用についても、ある面では食の部門を含めて大切であると思いますので、検討していきたいと思っております。併せて、生活を脅かしておるような鳥獣害が多々あります。生産部門においても、そんな鳥獣対策と食のジビエ対策で位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

ほかに再質問はございますか。

小須田稔君。

○1番議員（小須田稔君）

今後、私自身も一生懸命、観光面を取り組みます。ぜひ市側の方たち、執行のほうでも、多くの指導をいただく中で、目一杯、いい北杜市をつくりたいと思っていますので、ぜひ共に考え、進めるようなことを希望しておりますので、最後、それをお伝えして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

答弁は求めますか。

○1番議員（小須田稔君）

結構です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、小須田稔君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時20分とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時19分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

今回、2項目にわたり一般質問をいたします。

最初に体育施設の運営と、その利用料金の統一について、お伺いいたします。

現在、市民の健康保持と体力増進を図るために使用されております体育施設は、指定管理者により効率的な運営に任されておるわけですが、また、さらに多くの市民の利用が望まれております。そこで、現在、指定管理者により管理運営されております体育施設の利用状況について、以下、伺います。

1番目としまして、同種類の施設ですね、体育館および冬季に利用が多くなります屋内のゲートボール場につきまして、高根、長坂、大泉、白州の体育館および高根、長坂、大泉の区内のゲートボール場の利用の状況について、お伺いいたします。

続きまして、この施設の利用料金の統一に向けて、当局のほうでも検討をなさっていると聞きしておりますが、その取り組みについてお伺いいたします。

また3番目としまして、今後こういった施設の効率的な利用と運営のためにも、利用者、特に体協など団体等が多いとは思いますが、また指定管理者、管理しております指定管理者等々の連絡、また調整の会議の開催の状況について、お伺いしたいと思います。

以上3点で、お願いいたします。

続きまして2項目としまして、市内の交通ネットワークの整備について、お伺いいたします。

北杜市総合計画に示されました新市を形成していくうえでも、市民の公共施設等へのアクセスの向上と円滑で、効率的な移動を可能とします条件としまして、この市内の交通ネットワー

クの、さらなる整備が重要であります。また、喫緊の課題だと思えます。

今定例会にも21年度の予算、事業としまして、須玉の多麻トンネルの開通に伴いまして、市内の環状線である広域農道が接続したことから、観光に利用される主要幹線道路として、沿線への計画的な誘導のサインや観光案内板を整備する事業が予算化されております。こういった市内の経済の活性化、またリトリートの森にあります長期滞在型の体験型の観光プログラムを今後、作成、また普及するうえでも、この交通ネットワークは重要な要素であると思えます。そこで、市内の交通ネットワークの整備について、2点伺います。

まず、現在、国道141号線の高根町長沢区域は、国道にもかかわらず歩道の設置もない状態でございます。市民の安全確保と観光振興のためにも必要な、道路の改良工事を早期に着工する必要があると考えますが、この点について県、または国との具体的な対応と働きかけについて、お伺いいたします。

2番目としまして、先ほど申しましたように、多麻トンネルの開通。市内の観光を含め、市民の移動という中で、ネットワーク化していく中で、この大きく外郭や中核の環状線、また主要の幹線道路の今後の整備と、さらなる整備と冬季対応が必要な除雪の対応策について、お伺いいたします。

以上2項目について、お伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

最初に、高根町長沢地区を通る国道141号の道路改良工事の早期着工の見通しと国・県への具体的な対応についてであります。長沢地区は観光地である清里の玄関口であり、道の駅南清里といった観光施設も存在し、シーズンには観光客の車両等で渋滞も目立つ場所でもあります。しかしながら、当該路線は片側1車線で、歩道等の安全施設も未整備であるため、地域住民の安全確保が懸念され、特に県道長沢小淵沢線と接続する長沢交差点は見通しも悪く、右折レーンも未設置であることから、交通事故等が危惧されるものであります。市といたしましては、平成19年に長沢交差点以北の交差点改良を含めた現道拡幅を道路管理者である県に要望しており、用地および家屋等の移転について、地元の協力が得られれば、工事の実現に向けて検討していきたいとの回答をいただいております。

今後は地元との連携を密にした中で、現在、施行中である長沢地区南の防災工事に伴う道路拡幅工事の継続と合わせ、整備事業の早期実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、冬季の道路の除雪対応についてであります。

市では12月1日から翌年3月31日までの間、道路の除雪を実施しております。今年度は789路線の市道について、843キロメートルの除雪作業を市内74社、市外6社、計80社に委託しております。この除雪路線については、各総合支所で通勤・通学路および主要な幹線を設定しており、市道全体の除雪ではございませんので、ご理解をお願いします。また原則として、積雪が10センチ以上に達した時点で、各総合支所の指示により除雪作業を開始することになっておりますが、緊急または早朝など、状況により委託業者の判断で実施する場合があります。

その他につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者により管理運営する体育施設の運営と利用料金の統一に向けて、いくつかのご質問をいただいております。

最初に同種類の施設、体育館、運動場等の利用頻度についてであります。指定管理者により管理運営している施設には体育館、運動場、テニスコートなど、区分しますと9種類の施設となります。これらのすべての施設における、平成20年度12月末現在の利用状況は17万8,645人であり、昨年度の同時期と比較しますと1万2,684人、利用者が増えている状況にあります。このうち体育館が1万1,519人増と最も利用頻度が高く、次にゲートボール場が1,776人の増。続いて、運動場が1,221人の増。テニスコートが36人の増となっているなど、体育施設の利用頻度が年々増加している状況であります。今後も市民の健康増進や交流の場として活用していただければと考えております。

次に、利用料金の統一に向けての取り組みについてであります。

市内の社会体育施設は合併前の旧8町村、それぞれが施設を運営する中で、利用料金を設定し、管理運営を行ってまいりました。そのため、現在も旧8町村のままの料金設定となっております。

社会体育施設の利用料金の適正化は、行財政改革アクションプランの取り組み項目ともなっており、教育委員会においても取り組んでおります。市内の社会体育施設は体育館や運動場、ゲートボール場、プールなど、利用料金の検討対象施設が64種類の料金体系となっておりますが、これらすべて、施設規模や施設形態、また施設の設備年度がそれぞれ異なっているため、利用料金の統一化は困難な状況であります。教育委員会では、担当者による検討会議を行うとともに、施設の現状等について把握するため、各施設の現地確認を実施するなど、利用料金の適正化に向けた取り組みを進めておるところでございます。

今後、市民がより一層、気楽に生涯スポーツを楽しむことができるよう、社会体育施設における利用料金の適正化の協議に向け、審議会等の設置も含め検討し、進めてまいりたいと考えております。

次に、効率的な利用と運営のための調整会議についてであります。

各指定管理者が体育協会や各競技団体、スポーツ少年団、地域のスポーツ愛好会等の利用団体と必要に応じ、調整会議を開催し、より多くの市民が効率的な利用が図れるよう、努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中嶋新君の再質問を許します。

○10番議員（中嶋新君）

再質問いたします。

最初に質問いたしました体育施設の運営と利用料金の統一について、再質問いたします。

先ほど教育長のほうからも、この体育施設の使用料金、利用料金ですけども、旧町村のままを継続していると。60何体系ほどあるということをお聞きしまして、現在、特に冬季に利用が増えると思われ、このゲートボール場ですけども、資料といいますか、ちょっと調べたところ、1時間の使用の料金に換算しまして、高根、また大泉、その他、倍近くの金額の違いがありました。また今回、これも21年度に予算化されております社会体育施設の長坂スポーツ公園内にありますB&Gセンターのプールを改修して、屋内の多目的な施設に機能変更するというのもありまして、こういった料金の大きな格差は今、利用している使用者にとっても、なかなか不公平感があるのではないかと感じます。また、利用なさっている方にくつつかお聞きしましたところ、やはり安い施設のほうに利用が偏っているのではないかと。また、そういったこともあろうかと思えます。たしかに施設の規模とか形態ですね、そういった関係で、1つに統一するのは難しいかとは思いますが、類似した規模とか、そういった形態の施設については、早急にこういった料金の統一といいますか、一本化というか、統一に向けて検討をしていただきたいと思えます。先ほども審議会の設置を考えながら、今度、検討していくということですが、あと1つ、お聞きしたいのは、体育施設というよりも福祉関係かと思えますが、大泉町内でゲートボールが無料で使用できるという施設もあるということをお聞きしておりますが、このことについても、ちょっとお聞きしたいと思えます。この料金については、各市の団体が利用する場合は、特に公民館等は免除の規定も多く、対象になっておりますし、また市の体育協会も使用する場合は2分の1の減額というような対象になっていまして、なかなか、そんなに使用料金がすごくかかっているというわけではないと思えますが、こういった点で、今後、統一に向けて、なるべく低い使用料金を考えているのか。どこか、そういった基準というものが、今、教育委員会のほうにあれば、お聞きしたいと思えます。その福祉の関係ですか、大泉のほうのと、2点お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

特に市内にある体育施設のゲートボール場について、お尋ねだと思います。

先ほども教育長から報告したとおり、整備した年度、また整備の内容、例えば屋内、屋外、そういった部分についてもやはり、町村によって料金が違うというようになっております。そこで、昨年からは担当者が各、ゲートボール場によらず、体育館、グラウンド等、現地を出向いて、ある程度、整備の年度、また設備の状況等を勘案した中で、ランク付けをいたしました。Aランク、Bランク、Cランクというようなランク付けをして、今後、料金体系を、そのランクによって統一していきましようというようなことを現在、進行中であります。この部分については、やはり審議会、検討会等々を開いた中で、広く皆さんの意見を聞きながら、料金を定めていきたいというように考えております。ぜひ、ご協力をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

詳しい資料を、今日は持参しておりませんが、たぶん、これは介護予防施設として造

られた施設であるというふうに認識をしております。こういった施設は、市内に何カ所かあると思います。例えば、ご指摘の大泉であるとか、あとは武川の湯の裏に複合の体育施設等があります。そういった施設があるうかと思いますが、福祉の施設ということで、1人1時間100円です。大泉屋内スポーツ施設は介護予防施設のため、60歳以上の方には免除規定がございます。あくまでも福祉施設というふうな中で、私どもは管理しているところです。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はございますか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問というよりは、今、教育次長のほうから、この利用料金も施設の形態によってランクを付けて、その中で検討していくと。また審議会設置といいますが、特に利用者に、現在、利用者によく周知をしたり、話し合いをした上で、適正な価格、利用料金にすべきだと思いますが、ぜひ、そういったことも、早急にこういったこと、今、資料といいますが、調査が終わっているのであれば周知をして、利用者からすると、同規模なら同額というほうが利用する市民にとっては、すべての市民にとっては公平感があるかなと思いますので、ぜひ、そういったことは関係者によく周知し、また意見を聞いて、調整をしていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めますか。

○10番議員（中嶋新君）

いや、結構です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

2項目にわたり、ご質問いたします。

まず、別荘のゴミ回収開始についてです。

北杜市は人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し、自然を守り、環境を大切にすることに大変な努力をしています。ですから自然豊かな環境を見たり、野鳥のささやきを聞いたりすることができます。この素晴らしい環境に魅せられて、約1万人もの人たちが別荘を建てたものだと思います。それに伴い、一部ではありますが、既存の住民との軋轢も生じ、特にゴミ問題は喫緊の課題でありました。それに長期滞在型リトリートの杜をさらに推進するためにも、この環境のよい地域で、快適な生活を送るために家庭ゴミをはじめとしたゴミの不法投棄を減らすためにも、また地域住民との融和のためにも必要かつ不可欠な施策であります。市長の決断に敬意を表すものでありますが、しかしながら、北杜市は財政状況が厳しく、歳出を厳しく精査しているところであります。今年より、別荘のゴミ回収を始めます、その考えをお伺

いたします。

市民のゴミ収集でもなかなか難しいのに、別荘となると、現在の居住自治体との収集方法が違おうと思います。そうなりますと、かなり混乱が予想されます。ゴミ収集はいつから始めて、仕分けの仕方、その周知方法はどうしますか。ゴミステーションは誰が設置して、誰が管理していきますか。可燃物、不燃物、資源物、あと粗大ゴミ、すべて集めますか。レジ袋等で捨てられているゴミを別荘でよく見ますけども、生ゴミが入っていると、犬や野生動物が集まってきます。収集日が守られない、つまり帰る日に出していってしまうと思いますけど、ルールを守られていないゴミは、どういたしますか。指導員等を配置する必要があると思いますが、どうですか。この事業にかかる経費は、どのくらいでしょうか。応分の受益負担という住民感情にはどうお考えですか。このような困難な問題が、解決の方向に進むことを期待しています。

次に、道路管理についてです。

広い本市において主要幹線である県道、市道の危険箇所の把握と改良の取り組みについて、市の考えをお伺いします。

日ごろは道路行政に対し、格段の配慮をいただき、深く感謝しているところでございます。安心・安全に快適に通行するようにすることは当然であります。それでもところどころに危険な場所、事故多発地帯があります。北杜市内で要望が挙がっているところは、どのように対処していますか。北部高冷地帯は南側の樹木が道路に覆いかぶさり日陰をつくり、雪によりアイスバーンとなって、非常に危険です。特に県道茅野北杜葦崎線の小淵沢町松向地内の旧カーブのところは交通事故も年に何回か起きています。融雪剤などで対処していただいておりますが、日陰ですと、日中溶けた水が夜間に再び凍って、融雪剤による対処では限界があります。樹木は、所有者にお願いしても経費が高く、なかなか伐採など進んでいないのが現状です。県道は県による対策をお願いしていると思いますが、その進捗状況をお伺いいたします。

次に小淵沢町篠原地内の広域農道、通称レインボーラインは道も広く、快適にスピードを上げて走ります。ですがカーブと勾配で、市道西1級9号線との交差点が見にくく、今までに死亡事故を含む事故が30数回、起きております。以前より要望し、さらに昨年は篠原区民のほとんどであります370余名の署名も付けて要望いたしました。ですが、信号機はいまだに設置されていません。信号機設置できない、その理由、基準を示していただきたい。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

最初に、別荘ゴミ収集についてのご質問であります。

本市から発生する家庭ゴミについては、北杜市一般廃棄物処理基本計画に基づき、各行政区等で管理するゴミステーションでの拠点回収を行っております。また、収集対象とする廃棄物は市民が排出する家庭系ゴミとし、事業系一般廃棄物や別荘等から排出される一般廃棄物は収集対象としておりません。これは事業活動に伴って生じた廃棄物は、みずからの責任により適正に処理するようお願いしているものであり、別荘についても一般の家庭ゴミとは違ったレジャー施設的な位置づけから、収集対象にはしておりませんでした。しかしながら、別荘は年々

増加傾向にあり、現在では市内に約1万軒を超えるまでとなりました。これは他市とは違った、北杜市の特異な状況となっております。

また、その利用形態も近年多様化が進み、長期滞在者が増加したため、各自の生活圏への持ち帰り処理が困難になってきている現状から、別荘から排出される廃棄物の処理について、昨年度から検討を行ってきたところであります。

ご質問の別荘ゴミ収集の開始時期についてであります。環境創造都市にふさわしい別荘地を維持し、ふるさとの環境を守るためにとの思いで、実施に踏み切るものであります。収集は8月からを予定しておりますが、ゴミステーションの設置および管理については、市のゴミステーション設置基準に適合したもので、拠点回収が行われる指定ゴミステーションについては、それぞれの利用者が管理を行っていただきます。

また、さまざまな理由でゴミステーションの設置ができない方の廃棄物につきましては、4カ所の総合支所に受け入れ個所を設け、管理も市が行う計画であります。この場合、受入日は月4回を予定し、受け入れ場所に作業員を配置しながら適正な搬出を指導してまいりたいと考えております。

また、受け入れる廃棄物については、資源物以外のものを収集対象とします。これらの周知につきましては、毎年6月に全世帯に送付する市民税の通知書にゴミ排出要領を同封し、理解を求めてまいりたいと考えております。これらの事業にかかる経費として、8月から3月の8カ月分で、約1,100万円を見込んでおります。また、処理における受益者負担についてであります。本収集計画は必要最低限のゴミの受け入れという状況でありますので、特別な負担金の徴収は難しいと考えております。また、できるだけ既存のゴミステーションへの搬出が望ましいため、各行政区等に対しても受け入れの協力をお願いしながら、市内における一般廃棄物の適正な処理を行ってまいりたいと考えております。

次に道路管理について、いくつかご質問をいただいております。

最初に北杜市内で要望のある地区への対処についてであります。県道や1級河川につきましては、地区からの要望を受けて、市は管理者である県と現地確認する中で、改修等の必要性を説明して、県の判断により対応いただいております。市道の改良、維持補修等についての要望箇所も各総合支所と現地確認をする中で、緊急性・重要性などを考慮し、優先順位により計画的に取り組んでいるところでございます。県道、市道の要望で用地等に影響がある場合は、用地の承諾と地元のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に小淵沢町地内の県道の樹木伐採要望の進捗状況についてであります。主要地方道 茅野北杜葦崎線の小淵沢町松向地内のカーブは、冬季の降雪時には樹木の日陰による影響でアイスバーンとなり、危険な状態であります。この箇所は以前から県に要望しており、県では重点的に除雪、また融雪剤の散布を迅速に対応していただいておりますが、今後は抜本的な改修も併せて要望してまいりたいと考えております。

次に、小淵沢町篠原地内の信号機設置および設置の明確な基準についてであります。

信号機等の設置につきましては、県の公安委員会が最終判断を行い、実施しているところであります。市は地域等からの要望があると、要望書を北杜警察署に提出いたします。北杜警察署は、その要望書を山梨県警察本部の交通規制課に提出し、同課では現地調査を行い、必要があると認められるものについて、県の公安委員会に諮り、最終決定がなされることとなります。

小淵沢町篠原地内の信号機の設置については、地元からの要望により設置の申請は何度かしておりますが、県では道路の構造上から道路改良と併せて、信号機の設置を検討しているとのことであり、私も何度かそこを通るわけであり、大変危険な交差点であることは承知いたしております。レインボーラインとのクロスのところであり、交差点改良を急いでやりながら、信号機もという思いであります。設置基準等については、市に示されておりませんが、今後も設置の要望等がありましたら、北杜警察署を通じて、県の公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

中山宏樹君の再質問を許します。

○2番議員（中山宏樹君）

それでは2点ほど、再質問をいたします。

北杜市のゴミ袋は、現在、1枚15円でございますけれども、それにかかる運搬費用、処理費用は、また別であると思っております。1袋あたりの処理費はどのくらいでしょうか。

次に道路管理の中で、信号機の設置が難しい、交差点改良をしていただけないということは、ただいま答弁をいただきましたけれども、その前後の道路改良も併せてお願いしたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

北杜市からの、ゴミの処理費が1袋あたり、どのくらいかかるのかというご質問でございますが、北杜市から発生いたします燃えるゴミ、燃えないゴミ等は峡北広域環境衛生センターで処理をしているわけであり、そのゴミ処理量というのは重さで数字が示されているところです。平成19年度、北杜市からは6,639トンでありました。また収集運搬でありますとか、広域への負担金など、ゴミ処理の経費は約2億2千万円でありました。昨年2月から5月の4カ月間、市内14世帯にお願いしまして、ゴミ排出量のモニタリング調査を実施したところです。このモニタリング調査は、それぞれの家庭で排出されるゴミの量、袋の数、重さを4カ月間、記録をとっていただいたものでありますけれども、その結果、1袋あたりの平均重量が3.2キログラムというふうな結果が出ました。この調査結果をもとに、19年度の年間の処理量を袋に換算してみますと、約207万枚のゴミ袋が使用されたというふうに計算されるということです。これに基づきまして、平成19年度の2億2千万円を袋数で割り返してみますと、1袋あたり約106円の処理経費がかかっているという試算がされたところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

交差点付近の道路改良についてでございますが、平成20年2月に広域農道と市道西1級9号線の交差点につきましては、カーブ内の勾配がきつく見通しが悪い個所で、事故も多く発

生しているということでありまして、県の農務部が補完工事といたしまして、滑り止めと減速効果のある薄層舗装および安全標識設置を施工いたしました。今後も交通事故等が危惧されることから、道路改良を含め、県の事業として農務部に採択していただけるよう要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

3月議会にあたり、いくつか質問させていただきます。

まず環境対策の推進について、お尋ねいたします。

低迷する経済情勢と逼迫する地方財政の中で、これからはますます、財源の確保や運用の仕方などについて、地方の力・知恵が試されていくのではないかと考えております。折しも市長から大胆な発想のもとに、北杜市の特徴を全面に出して、積極果敢な市政運営にあたるとの所信表明をいただきました。北杜市は市政施行以来、環境都市の創造を掲げて、光、水、緑など自然資源を生かした諸施策が着実に推進され、中でも平成20年度に設立された環境保全基金は、関係者の協力の賜物と高く評価されており、今後の効果的な活用が期待されているところであります。

そこで、まず平成21年度における環境保全基金の具体的な活用方法について、お伺いいたします。

次に水資源を守り、活用していく方策について、お尋ねいたします。

昨年までに認定された名水百選に、名山を源とする3つの名水を有することになったことは、すでにご承知のとおりであります。この北杜市が、市長が言う日本一の名水の里として自負するには、今後とも水資源や水文化を大切に、全国に発信する取り組みが欠かせないのではないかと考えます。幸い、現在、市では名水を守るための保全組織の設立に向けて、準備を進めていると伺っております。熊本市の水守制度のような、異業種と異分野とが有機的に連携した体制での取り組みが必要だと思っているところであります。そこで、名水の保全の進め方について、市長のお考えをお伺いいたします。

次に環境対策の推進体制について、お尋ねいたします。

世界同時不況の打開策として、環境ビジネスが注目されており、二酸化炭素の削減問題はもとより、新たな企業活動にしても経済の活性化には、いまや環境対策が欠かせません。北杜市における地域活性化もまた、環境がキーワードではないかと思っています。このような情勢の中で、北杜市では環境保全や自然エネルギーの活用など、先進的な施策に積極的に取り組まれていることは承知いたしておりますが、私は日照時間日本一、日本一の名水の里、連なる山々と豊かな自然、これらが連動して環境都市が創造され、地域の活性化が醸し出される、そんな

北杜市を想定して、環境施策のさらなる充実を期待しているところであります。

そのためには、環境の保全や、その活用策が従来の縦割りのな施策だけではなく、横断的に取り組まれていくことが必要だと思っているところであります。そこで、これからの環境対策の実施にあたっては、横の連携を密にした体制を整備し、時代の要請に応えていくことが必要ではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に浅川伯教・巧兄弟の映画化に伴う支援体制について、お尋ねいたします。

浅川伯教・巧兄弟、特に浅川巧は日本の植民地時代に、林業技師として朝鮮半島に渡り、人々に博愛の精神で接し、禿山の緑化のために、朝鮮松の難しい育苗方法を考案するなど、多くの実績を残してこられました。

一方、兄の伯教は白磁との出会いから、陶芸の質の高さと美しさに感銘を受け、朝鮮民俗資料館を設立するなど、浅川兄弟は日韓強制併合後の困難な時代に、朝鮮の人々にこよなく愛され、今なお、韓国の人々の心の中に生きています。高根町出身の、北杜市が生んだ偉人です。しかし、残念なことに、この日韓の架け橋となった浅川兄弟のことを、市民の方々に深く理解していただけていないのではないかと思っているところであります。

このような状況の中で、浅川巧を主人公にした小説「白磁の人」が神山征二郎監督のもとに映画化されることが決まり、3月14日に制作発表会が開催されたところですが、多くの人々の思いが実現されることに、大きな喜びを感じているところであります。

この映画化によって、北杜市民はもとより、全国の方々に浅川伯教・巧兄弟の偉業が理解され、北杜市の誇りとして語り継がれ、今後、日韓の交流がますます深まっていくことを期待しながら、以下、質問をさせていただきます。

日韓交流の礎ともなる「白磁の人」の映画化にあたっては、韓国との協力体制が欠かせないと思います。どのような協力体制があるのか、まずお伺いいたします。

次に映画化にあたって、多くの人々からの支援体制が必要だと考えております。財政的な支援も含めて、国や県の支援策があるのか。また浅川伯教・巧基金の活用など、市としての支援策を考えていらっしゃるのか、併せてお伺いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

最初に環境対策の推進について、いくつかご質問をいただいております。

環境保全基金につきましては、市民共有の貴重な財産である豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくため、企業をはじめ、多くの方々から協力金をいただき、さらなる環境保全施策の推進を目的として、平成20年度に設置し、現在までに約1億円が積み立てられております。平成21年度における基金の活用につきましては、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて、森を育て水を守るを基本理念とし、北杜市環境保全基金活用検討委員会にて選定された環境保全事業の財源として、当初予算に計上いたしました。また、環境保全活動に取り組む市内のボランティア団体、NPO団体等から里山整備イベント、環境教育イベント等の環境保全に向けた事業提案を募集し、活用検討委員会において選定された提案事

業の実施に対して交付する補助金につきましても、計上したところであります。今後も市民と行政が一体となった環境保全活動への有意義な活動を図ってまいる考えであります。

次に、名水の保全の進め方についてであります。

本市は自然環境に恵まれ、3つの名水を有し、ミネラルウォーターの生産量が多いことなど、水環境に恵まれていることが名実ともに証明されているところであります。私たちは、このことを誇りに思うとともに、恵まれた自然環境を守り育て、次の世代に引き継ぐ責務があることを重く感じております。

そこで市民に水の大切さを啓発し、自覚と行動を促すことが重要であることから、北杜市名水の里を守る会を新年度に設立するため、現在、準備を進めているところであります。この会には市民、事業者、各種団体が一丸となって水源や河川などの保全活動を行うことはもちろんのことですが、子どもたちへの環境教育の実践の場を提供することや水資源を観光資源として活用することで、日本一の名水の里にふさわしい取り組みを全国に向けて発信してまいりたいと考えております。

また、熊本市の水守制度のような異業種と異分野とが有機的に連携した体制の取り組みを参考事例として掲げていただきましたが、現在、北杜市は県内の7市町村と県内5大学および山梨県経済同友会や賛同する企業、NPOなどで構成する山梨水魅力創出研究会議に参加しております。この研究会議の中では、水資源の環境保全や山梨ブランドとしての水の価値を高め、世界一の良質なおいしい水としてアピールしていくために、水資源保全協定書の締結や水資源保全基金機構の設立、水ソムリエ協会の設立などをテーマに検討を重ねております。この研究会議との連携を図りながら、日本一の名水の里として、北杜市の知名度を高め、水に特価した新しい魅力の再発見と保全や活用などについて、研究・検討してまいりたいと考えております。

次に、事業実施にあたっての組織の横断的な取り組みについてであります。

少子化対策やリトリートの杜事業、食育などは、従来にはなかった部局間の連携が必要な事業であり、国における事業採択が提案型に移行していることから、部局間の連携を必要とする事業は、今後ますます増加していくことが予想されます。関係部局で協議・調整を行う中で、専門的な知識、経験や優れた識見を有する政策専門職員が、これらを包括的に調整する体制の整備を平成22年度予定しております機構改革の中で、検討してまいりたいと考えております。

次に「白磁の人」の映画化について、いくつかご質問をいただいております。

浅川巧は朝鮮の山と民芸を愛し、韓国人の心の中に生きた北杜市出身の日本人、山梨県出身で日本と韓国の教科書に載る唯一の日本人であります。また、山梨県の中学校社会科副読本「ふるさと山梨」にも、山梨の先人として取り上げられております。浅川兄弟に関する事業は、平成3年に浅川兄弟生誕の地の記念碑を旧高根町が建立したことに始まり、浅川巧が山林緑化の場とした韓国抱川市との姉妹都市交流へと進んでまいりました。このことにより、文化交流や中学生のホームステイなどは、次世代を担う子どもたちの人材育成に大きく影響したと考えております。

浅川巧を主人公とした映画「白磁の人」の制作発表会が、3月14日に白磁の人制作委員会により開催され、いよいよ映画化が実現されることになり大きな喜びと、期待をしているところであります。

まず、映画化にあたっての韓国との協力体制についてであります。白磁の人制作委員会によりまずと、韓国側の制作委員会や駐日本国大韓民国大使館等と協働して制作されると聞いて

おります。

次に、映画にあたっての国や県の支援策についてであります。

今回の映画化には、文化庁や外務省、山梨県などが協力すると聞いております。文化庁では、財政的な助成も検討しているとのことであり、県では横内知事が制作委員会の最高顧問に就任するとともに、先の定例県議会一般質問におきまして、県としてはフィルムコミッションによる支援をはじめ、可能な限り支援を検討していきたいと答弁されているところであります。

次に、市としての支援策についてであります。

この映画、「白磁の人」が上映されることで、浅川巧が果たした業績を広く知っていただくとともに、国際観光の振興はもとより日韓両国の友好親善、北杜市のイメージアップ、青少年等への教育的効果等が期待されるところであります。広報活動をはじめ、映画化にあたっての資料提供、北杜市フィルムコミッションによる支援を行ってまいりたいと考えております。

財政的な支援といたしましては、浅川伯教・巧兄弟に関する施設の整備と資料収集を行うための財源として、北杜市浅川伯教・巧基金がございます。この基金を活用して、財政的な支援ができないか、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

お詫びして、訂正したいと思います。

熊本市の水守制度のご説明の中ですけれども、北杜市は県内の7市町村と県内4大学および山梨県が正しいです。先ほど、5と言ったらしいですけれども、訂正させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はございますか。

渡邊英子君の再質問を許します。

○15番議員（渡邊英子君）

再質問をさせていただきます。

「白磁の人」の映画化にあたっての、まず最初に質問をさせていただきますが、3月14日の制作発表会に、私も参加させていただきました。映画化にあたっての熱意、期待というものが伝わってきて、非常に私も楽しみにしているところですし、このバッチの意味も聞きまして、これを付けていることに対して誇りを感じているところでありますが、この支援をしていくにあたって映画化までの過程、先ほど広報活動を十分にしていくということを市長の答弁の中でおっしゃっていましたが、どういうふうな広報活動の中で映画化、完成されるまでしていくのか。1つ、再質問でお聞かせください。ぜひ、していただきたいので、質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、私の答弁で述べたとおりでありまして、当時の高根の大柴町長をスタートに、いろいろな意味で浅川巧の思いを、広く国民にアピールしたところであります。そのための基金も出ました。そしてまた、映画化にあたっては、募金活動も展開させていただきました。今、渡

邊議員の胸にも付いていますけども、このバッチにつきましても、「白磁の人」を盛り上げるいい機会になろうかと思うわけでありまして、聞くところによると、これを10万個作って、募金活動にもというお話も聞いておるわけでありまして。いろんな意味で、行政だけでなく、市民発議、そしてまた多くの市民の皆さんのご協力をいただきながら、さらなる映画化を盛り上げていただき、浅川巧の顕彰、偉大さをそんな思いで、これからも応えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに再質問はございますか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

環境対策の推進について、いくつか質問させていただきます。

まずはじめに、環境保全基金の具体的な活用方法の中で、本年度、水を守る活動をしている方たちに補助金を出して、その活用を広く進めていってほしいという答弁がございましたが、その運用の仕方をまず、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

政策秘書課長。

○政策秘書課長（名取重幹君）

お答えさせていただきます。

先ほどご説明いたしました、大切な企業等からのご寄附でございます。この基金を活用しまして、平成21年度に7,400万円余の事業を計上いたしました。そのうち1千万円につきまして、市民提案型事業への補助をしたいということで、進めております。過日、3月号の広報、それから市のホームページ等で提案を募っております。事前に、いくつかご照会はあったわけですが、何分にも初年度でございますので、どのような応募があるのかということ。反面、より多くの応募を期待しております。それには、やはり持続性があるもの。しかも基金の趣旨でございます、北杜市の自然環境を次世代に引き継ぐということが一番の基本でございますので、それにより応募が次年度から、また多くの市内の企業が賛同していただけるような、手本となるような事業を展開していきたいというふうなことを考えております。それから、やはり全国に誇れるような事業の立案を期待しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

それは関連をしてやっていくので、毎年というふうではなくて、基金の集まり具合によってということですか。それとも、毎年の事業として取り組んでいくということでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

名取政策秘書課長。

○政策秘書課長（名取重幹君）

先ほど申しましたように、市としましては持続性のあるもの、それから全国に発信できるも

のということでございます。それから寄附金でございますから、もちろん、今回の北杜市で取り組む事業を手本に、やはり参画してもらいたいということでございますので、企業が、この事業をやはり賛同、参画していただける。ぜひとも長い目で継続していきたいと。ですから、事業そのものも、やはり継続性、永続性のあるものを期待しているということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

非常に北杜市は水、それから光、森、事業の中でいろいろな名称を付けて検討委員会にしる、それからそれぞれの施設にしる、大変、活発にやっていることは理解しているところですが、1つの名称に対して、非常に素晴らしい名前を付けるんですが、長くて市民にはなかなか覚えにくいということもありまして、太陽光発電施設についても、それから水力発電施設にしても、愛称をとということが前の議会の中でも出されているんですけども、1つの検討委員会とか、そんなふうな名称にしても、市民の皆さんが理解しやすく、親しみやすいような名称の中で、1つ活動をしていくと、多くの方が親しみやすく理解しやすいのではないかと感じています。その愛称を付けていくということに対して、前の議会の中では募集をしてということもありましたが、どのような経過でなっているのか、併せて質問させていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

施設への愛称をとということで、太陽光発電、それから水力発電等々、事例を示されたわけですが、太陽光発電につきましては、現在、実証研究中ということで、まだ北杜市ということにはなっておりませんので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。また水力発電につきましても、現在、準備を進めているところでありまして、まだ募集の段階まで至っておりませんが、できるだけ早い時期に、皆さんに親しまれるような愛称を付けていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

先ほど、私が水守制度の話をしたのも、そういうふうに1つの制度の中で、なんとなく親しみやすくて、自分も参加したくなるような名前が付いたら、もう少し市民の皆さんに関心が高まるのではないかとというようなことで、水守制度という名前も、あえて出させていただいたことです。

それから昨日、北杜クラブの代表が横断的な施策をとということで、私も併せて環境政策の中で、そのような横断的な取り組みが必要でないかという質問をさせていただきましたが、今の答弁を聞いていても、それから北杜市の掲げるテーマにしても、環境創造都市ということで、私は今から、22年度の機構改革をするという中で、環境ということが大きな軸になって、北杜市は進んでいくのではないかと感じました。そういう中で、福祉も、それから農

業も観光も、環境という大きい軸をもとにまわる。それが1つの大きなテーマの中で、それぞれの政策の中に活かされていくようになっていくときに、1つの横断的な政策が出てくるのではないかということ、今、答弁を聞きながら感じました。

機構改革の中で、そのような考え方をぜひ持っていただきたいということと、それから環境をテーマにすると、何がいいのかということ、1つは市民の一人ひとりが環境ということに対しては取り組みやすい。長坂町に新しく来た方が、それは6年前に来たんですが、長坂町のときには、ここへ新しく来て、長坂町のために何ができるだろうかと考えていたが、なかなか長坂町のためにも思っても動けなかった。ところが、北杜市の環境創造都市というテーマを見て、環境だったら北杜市の一人の住民になるために、自分も取り組めるということで、犬の散歩をしながら、自分がまわりの空き缶や、それからゴミを拾いながら、自分のテーマとして、自分のまわりの環境を整えよう。そして北杜市民として、ひとつ、環境について役割を果たそうということをやりにながら、市民としてそこに存在感を見出したというお話を聞きました。また、その方は日野春小学校でスクールガードを始めたときにも、子どもの安全・安心を守る環境づくりのためにということで、犬の散歩を子どもの登下校に併せて、ゴミを拾いながら、それから子どもの安心・安全を見守りながら行動をして、北杜市民の一人として何ができるか、北杜市民の一人として、存在感がそこにあるということをお話いただきました。

新しくできた北杜市が、今から市民も、それから行政も何かできる、市民が何か北杜市のためにできるかと考えたときには、環境というのは身近なことから取り組める。だから環境ということは、常々、やっぱり環境創造都市という中で、市長がいつも提案をしているわけですが、大きな軸にして、それを地域の活性化にまでもっていくことが輪、市民の輪ということをお願いします、存在感、それから市民一人ひとりが何かできるというテーマということに取りつきやすいのではないかと思います、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊議員から環境が大きな軸の時代だという、ご指摘がありました。思えば先輩の町村長も、合併した北杜市の目指す市像が環境創造都市といったのも、そんなこんなような思いの中で、きっと北杜市を位置づけていただいたと思っております。21世紀といいましょうか、これからの人類のキーワードで、環境という2字を表す人は少なくない、多いと思います。たしかに環境という2字は重いし、大きいものがあると私も思います。北杜市もこの環境を、言ってみれば行政のシンボリックな、行政として推進したいと思っています。

行政に甲乙はないわけですが、人づくり、教育とか、医療福祉だとか、環境だとかという問題は、大変これからの北杜市の目指す、市政推進の大きなシンボリックの思いとして、ご指摘の機構の見直しのときにも活かしていきたい、そんな思いで応えていきます。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

再質問はございませんか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、渡邊英子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は2時45分。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時44分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

皆さま、あまり聞いたことのない会派だと思いますが、今回、定例議会において新会派として結成いたしました。今後とも執行、市民の皆さま、よろしくお願いいたします。

まず1点目として、ふれあい支援農道と長坂交差点についての質問をいたします。

ふれあい支援農道も定例会の中で、各議員より進捗状況について、何回か質問がありました。おかげをもちまして、大部分、工事が進んでまいりました。現在、高根町黒沢地区より長坂町塚川地区の中間付近と、県道に絡む工事が急ピッチで進行しております。今後は中央高速を渡る工事、新設宮川交差点より小淵沢線につなぐJRガードの工事を残しています。

私から長坂支所の下ふれあい支援農道と、ここは主要地方道 茅野北杜葦崎線と県道 長坂高根線の県道の交差するところについて、お伺いしたいと思います。

ここは新道と旧道との2カ所の道がそのまま使用される場所で、変則のため危険なところではないかと思えます。新道の宮川橋北側で交差点になると思えますが、予定ですと、旧JRガード北側へ新ガードをとという計画と聞いております。新JRガード建設については、時間等、だいぶかかると思いますが、取り分け新設宮川交差点については、現在のJRガードに接続とっておりましたが、未着工のようでございます。一部供用開始になると思いますが、ふれあい支援農道の開通と同時に車の数も増加し、混雑することは明らかでございます。時間によっては危険を伴うと思えます。県工事ではありますが、市としても対応をいただきたいと、こんなふうに思っています。今後の工事予定等について、早急に取り組んでいただきたいと、こんなふうに思っています。

2点目は、松くい虫対策についてを質問いたします。

北杜市は山梨県の中でも広大な面積を持ち、中でも森林の保有はかなりの面積を含めております。近年、温暖化が進む中で、松枯れ被害が大変目立ってきている。現在は海拔800メートルから1千メートルと、被害が北上しております。若い松より成長期にある松に入り、被害が出ているようです。

以前は建築材料として、大変、利用された木材であったが、近年はあんまり使用されなくなっております。松くい虫による松枯れの発覚があれば、早期に対応しなければ、全体に広がり、大きな被害となってまいります。市民の皆さんにも関心を持っていただくよう、広報と回覧等でしっかり呼びかけを行い、緑豊かな山林を取り戻すことも必要ではないかと思えます。

松くい虫対策としては、現在、自己管理において枯れた松に対して伐採等しかなく、これに関わる経費は年々増加し、対策が追いつかない状態になり、全体が松枯れとなってしまった山林も見受けられ、山林全体が松枯れになってしまってからでは、伐採や処理費用も大変である

と思います。山林の持ち主等によって、大規模な樹木転嫁をしているところも各自で見られ、小淵沢等の企業の事業としても取り組みが始まっておるようでございます。

私は対策として、松くい虫が入りだした山林を発見次第、まだ松くい虫が入っていない松の伐採も早いうちに行い、その中で経費がかからない方法があればと思ひまして、しっかりした松ですね、販売等々の中でということでございます。地主と行政が一体となりながら、考えたかどうかと思うわけでございます。

また、その後、山も本当に裸のような山になっておりますので、ボランティア等に声を掛けて、東京等の緑のなんとか隊というような形の中で協力を集めて、植林等の樹種転換等の指導も行い、被害拡大を防除することや、それに伴う補助も必要ではないかと思うわけでございます。鳥獣の被害も受け、対策に悩んでいることと思ひますが、松くい虫の中でも、一度、被害が発生した山林は、次から次へと伝染するようでございます。早期に手当をしないと無理ということでございますが、こういったようなことで見解を伺いたいと、こんなふうに思ひます。

以上、2点で質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

18番、秋山九一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、ふれあい支援農道と県道の交差点部分についてであります。

この交差点は主要地方道、茅野北杜葎崎線に主要地方道、長坂高根線と新設のふれあい支援農道が接続する交差点で、県が事業を進めております。当初の全体計画では、狭隘で見通しが悪い交通危険個所の解消および、ふれあい支援農道との接続、円滑化を図るため、JR立体ガードの新設と関連道路との交差点整備でありましたが、平成17年度の山梨県公共事業評価により、小淵沢方面への交通量が少ないことや、JR立体ガードの新設に多額の経費と長期の工期が必要なことから、JR立体ガードは今回の計画から除かれることになりました。工事は現在も施工中で、平成21年度中には完成し、供用開始予定と聞いております。この交差点ができることにより、変則の危険個所は解消されますが、小淵沢方面に行くには、既存のJR立体ガード手前で現道にすり付けられるため、現状は急カーブとなり、大型車のすれ違い等、通行に不便を感じると思われれます。

JR立体ガード新設は、今までも要望してまいりましたが、この地域の通勤・通学、また生活道路として住民に最も密接した重要な個所で、ふれあい支援農道が開通しますと交通量も増加し、歩行者の安全、円滑な交通の確保が困難となることが想定されますので、今後も早期新設を県に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、松くい虫対策についてであります。

赤松は市の木であり、市民にとって大変、親しみのある木であります。赤松を枯らす松くい虫被害は、深刻な問題となっております。本県の松くい虫被害は、昭和53年に旧双葉町で確認されて以来、急速に広がり、本市においても被害が拡大する中、八ヶ岳南麓の標高の高い地域まで広がっている状況です。

松くい虫防除の方法やメカニズムなどは、市のホームページや北の杜づくり講座などを通じて情報提供を行っておりますが、今後も被害対応への協力と対策への啓発を行ってまいります。

一方、松くい虫の被害木につきましては、現在、国・県の補助事業として、単独事業により伐倒薫蒸、伐倒薬剤処理や不良木淘汰、枯損木処理を実施していますが、被害木を処理したあとの整理は、所有者が行うことになります。

手入れが不十分な松林は、松くい虫を媒介するカミキリムシが産卵しやすい衰弱した松が多いのに比べ、整備された松林には松くい虫の被害が発生しにくいことから、松くい虫の被害拡大を防ぐには、日ごろから所有者による手入れが欠かせないものとなっています。このことから、山林所有者に手入れの必要性をさらに認識していただくとともに、負担の軽減を図るため、里山整備事業による不用木の除去や、樹種転換事業などの補助事業を積極的に活用していただき、公益性の高い健全な松林を守り、育てる考えであります。

また里山整備事業の見直しにより、森林整備を行うボランティアへの補助の拡充やNPO法人の参入を促すことで、手入れの促進や資源の有効活用につながるものと期待しております。市の木である赤松の保全をさらに進めることは、市の環境保全のためには重要であるとの環境保全基金活用検討委員会のご提案がありましたので、来年度からは企業等からご協力をいただきました環境保全基金を活用させていただきまして、市民の負担の軽減を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はございますか。

秋山九一君の再質問を許します。

○18番議員（秋山九一君）

再質問をしたいと思います。

ただいまの交差点の話ですが、JRのガードは非常に大変な経費等々の中でというお話がออกมาして、計画がちょっと、ないということだけでも、以前、合併する前に私たち、あれから2キロ下の日野というところに、JRのガードというか、それが空いたということの中で、そこから比べたときには、こちらのほうが、全然、交通量も多いというようなことでございます。これは折衝してもらえばいいわけだけでも、この交差点については、早急に、現在の旧のガードへ取り付けるか何かをしないと、これは先ほど、私の質問のように、大変だろうと思いますので、ぜひ、このところは、特急で、急ぐなんてことではなくて、特急でひとつお願いしたいと、こんなふうに思うわけです。

あと、松くい虫のほうは、以前、天然記念物というか、横手の松というか、舞鶴の松というか、ああいったようなことも、本当に老木で、これはという木に入ってしまうわけだけでも、やはり早期発見、ガン細胞ではないけども、早期発見が何しろ大事ではないかなと。私も舞鶴の松を見たときに、西のほうの林に、はるか前から松くい虫が入ってきたことを確認しておったわけです。その後も放ったからしでもって、2年くらい経ってしまったんですかね。そしたら、こっちへ入ってきてしまったということの中で、私もあそこへは、何回も行ったわけだけでも、そういったことが、やはり大事なことはないかなと思います。長野県等に聞くと、杉とかというような中で、花粉の問題で、花粉症にかからないという新種の杉等々も開発したということも報道の中で聞いておるわけでございますが、そんなことも考えながら、裸山をもとの緑の里に戻すように、ひとつ、そんなことも考えていただけたらと、こんなふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご指摘の道路が開通した暁には、さらに小淵沢へ行く茅野北杜葎崎線の解決しなければならぬ道路改良が、さらに市民の目から惹起されてくると思います。県のほうにも、そのへんを承知しながら、基本的にはあちらのほうが本流なわけですから、全力で頑張りたいと思います。

ただ、今、ご指摘の、たぶん八ヶ岳広域農道だと思いますけども、日野をクロスするところも、13億円か14億円ぐらいかかりました。今、手掛けている小淵沢の巨摩跨線橋も11億円、12億円と金がかかる。今回の改良をするときには、中央本線を横切るには、同じようなより以上な金がかかるということが現実にあるわけでありまして、率直に言えば、公共事業、大変厳しい、予算もないときに多額な改良費用がかかるわけですから、大変でありますけども、県に全力でお願いしてまいりたいと思います。

松くい虫については、なんととっても松は門松から松竹梅から、日本の観光地はなんととっても松がつきものくらいに美しいものであります。北杜市にとりましても、赤松は市の木にもなっているということでありまして、大方の日本全土が、お手上げ状態ということだと思います。しかし標高700、800メートルのところには、なかなか集団的に出てこないといわれていましたが、予断を許さない状態ということだと思います。林業関係者の相談を得ながら、なんとか北杜市のふるさとの松はしっかり守る方向で、なお頑張っていきたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、秋山九一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

本市の課題解決に向けて、質問をさせていただきます。

合併して早4年が経過しましたが、課題事項が多く、行政としても大変苦慮しているのが実態であります。議会としてもそれらを真剣に受け止め、解決に向けて、行政とともに考えていかななくてはならないと思っています。

そうした中で、行政が課題解決に向け、取り組んでいる次の3点について、お伺いします。

最初に水道料金の統一についてであります。合併時の最大課題である水道料金の統一は、現在、簡易水道運営委員会において検討がなされ、先の協議会でその試案についての説明を受けました。市民にとっても、その動向に大いに関心があります。料金の統一により、水道料金が上がる場所、下がる場所が出てくることは、当然のことであると認識しています。しかし、現在の厳しい経済状況や社会情勢を考えますと、急激な料金の変動は市民生活に大きく影

響します。料金の統一にあたっては、ある程度の期間を定め、激変緩和措置を講ずる必要があると思いますが、市長のお考えは。

次に、小水力発電施設の積極的な取り組みについて。

地球温暖化対策として、新エネルギー施設の導入は自治体の責務であります。小水力発電施設の適地調査結果をふまえて、地域との合意形成を経て、平成21年度に建設に向けての基本設計等を実施する考えはあるかどうか、お聞きします。

最後に、職員の人材育成と人事配置について。

先の臨時会で議決された事業の中で、国の地域活性化・生活対策臨時交付事業がありました。北杜市は7億3千万円と、国からの交付金が県内で最も多く、甲府市の2倍以上の額でありました。言い換えれば、国の雇用促進住宅を国の交付金で購入したことになります。市長のトップセールスと地域に合った特色ある事業が、国に認められた結果であると思います。

そこで今後も国や県に対し、本市から提案型の事業を発信できるよう、長期的な視野に立ち、職員の人材育成と適正な人事配置が重要であると考えます。課題解決に向け、専門職の育成、職員の能力、資質の向上への取り組みは、これからのまちづくりの大きなキーワードとなります。市長のお考えは、いかがでしょうか。

以上、3点についてお聞きします。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、水道料金の統一にかかる緩和策についてであります。

水道料金の統一により、値上げとなる場合、また値下げとなる場合については、市民の負担および収入の確保を十分考慮した中で、適正な緩和策を講ずる必要があると考えております。現在、簡易水道運営委員会において、水道料金の統一と併せて、緩和策についても議論されていると聞いております。今後、答申の内容を尊重し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、小水力発電施設の導入についてであります。

現在、稼働中の村山六ヶ村堰水力発電所は、身近な地産エネルギー創出の第一歩として、稼働後、丸2年が過ぎようとしております。先月2月末までの発電量は、207万キロワットアワーに達し、約1,100トンのCO₂削減となっております。

昨年8月から11月において、市内全域を対象に小水力発電が可能と思われる20地点の調査を実施し、10地点において定量的な発電が可能であるとの結果が得られました。この10地点においては、農業用水路を活用した流れ込み式発電、あるいは水路内に開放型水車を設置した発電方式が可能です。3キロワットから250キロワットまで、規模は異なるものの地域特性が生かされたクリーンエネルギーの増加に、大きな期待ができる状況にあると考えております。

今後は地域の合意形成をはじめ、水利権の許可要件、運用形態、建設コストおよび運営コストなどについて、総合的な検討を重ねながら、第2、第3の水力発電所の建設を計画的に実行してまいりたいと考えております。

次に、職員の人材育成と適正な人事配置についてであります。

北杜市人材育成基本方針では、地方分権の推進や行財政改革に取り組む中で、北杜市の地域課題や問題点に的確に対応でき、専門的な知識と実務能力を持ち、常に市民の目線で物事を考え、コスト意識と説明責任意識を持ち、みずから判断できるプロフェッショナル意識を持つ職員としております。この基本方針に基づき、各種の専門研修については、市町村職員研修所、全国市町村職員中央研修所などを活用し、また職場研修についても日々の仕事を通じ、日常的な人材育成を積極的に行っているところであります。

研修を日常の業務に生かすことは当然であります。学んだものを職員の意思により有効活用できるよう、人事異動につきましては自己申告制度を取り入れており、適材適所への配置心がけております。人材育成、適正配置を行っていくことにより、市民目線での行政運営はもとより地方分権社会に合った自主、自立した行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

人材の育成についてですが、ここ数年で団塊の世代の職員が、おおぜい退職します。それらをつまみ食い、市民サービスに影響がないよう、将来を見据えた取り組みが求められています。そこで人材育成についての提案ですが、職員の採用にあたり、現行の年齢要件を外し、社会人枠、または臨時職員にも優秀な職員がたくさんいます。職員採用試験について、年齢要件を外し、優秀な人材を確保することを提案したいが、市長の考えは、

また現在、退職勧奨要綱に基づき、管理職は財政が厳しい状況の中で、58歳での早期退職をお願いしているところでありますが、今後いつまで続ける予定なのか。参考までに、現在は60歳から年金が支給されますが、昭和28年4月2日以降生まれの、現在55歳の職員は年金の支給は61歳からの支給になります。59歳に延長する考えはないか、併せてお伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

相吉議員の質問でございますが、職員の採用試験について、年齢の枠をとってはというようなことかと思いますが、平成20年度につきましては、上級行政職、土木職および栄養士につきましては27歳、また保育士については25歳、初級行政職23歳、看護師職につきましては、40歳を上限に募集をしたところでございます。

先ほど議員が提案するような豊富な知識、経験を備えた人材の採用というようなことですが、職種によっては必要になる場合もあるかと思いますが、今後、募集および採用方法につきましては、検討をしてみたいと思います。

また、もう1点の退職勧奨の実施要綱の見直しというようなことですが、現在、合

併後の職員数削減のため、定員適正化計画に基づいて、行政職の管理職、職員は58歳。それから、その他の職員については、59歳で勧奨をしている状況でございます。60歳の定年年齢より、早くの退職ということで、職員に理解をいただいているところでございますが、先ほど議員ご指摘のように、年金の支給年齢も段階的に引き上げられるというようなことも考慮しつつ、職員の定員適正化計画の進捗状況も見ながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

残時間2分30秒ですが、再質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月23日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦勞さまでございました。

散会 午後 3時13分

平成 2 1 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 3 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第32号 北杜市へき地教員住宅管理条例及び北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第60号 北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の名称変更等について
- 日程第3 議案第24号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第25号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第26号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第27号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第28号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第29号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第30号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第31号 北杜市風林火山館条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第57号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第58号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 請願第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第15 議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算
- 日程第16 議案第34号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第35号 平成21年度北杜市老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第36号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第37号 平成21年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第38号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第21 議案第42号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算

- 日程第 2 2 議案第 4 3 号 平成 2 1 年度北杜市病院事業特別会計予算
 日程第 2 3 議案第 4 4 号 平成 2 1 年度北杜市辺見診療所特別会計予算
 日程第 2 4 議案第 4 5 号 平成 2 1 年度北杜市白州診療所特別会計予算
 日程第 2 5 議案第 3 9 号 平成 2 1 年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
 日程第 2 6 議案第 4 0 号 平成 2 1 年度北杜市下水道事業特別会計予算
 日程第 2 7 議案第 4 1 号 平成 2 1 年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第 2 8 議案第 4 6 号 平成 2 1 年度北杜市土地開発事業特別会計予算
 日程第 2 9 議案第 4 7 号 平成 2 1 年度北杜市明野財産区特別会計予算
 日程第 3 0 議案第 4 8 号 平成 2 1 年度北杜市須玉財産区特別会計予算
 日程第 3 1 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度北杜市高根財産区特別会計予算
 日程第 3 2 議案第 5 0 号 平成 2 1 年度北杜市長坂財産区特別会計予算
 日程第 3 3 議案第 5 1 号 平成 2 1 年度北杜市大泉財産区特別会計予算
 日程第 3 4 議案第 5 2 号 平成 2 1 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
 日程第 3 5 議案第 5 3 号 平成 2 1 年度北杜市白州財産区特別会計予算
 日程第 3 6 議案第 5 4 号 平成 2 1 年度北杜市武川財産区特別会計予算
 日程第 3 7 議案第 5 5 号 平成 2 1 年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
 日程第 3 8 発議第 1 号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出について
 日程第 3 9 議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の中間報告の件
 日程第 4 0 同意第 1 号 北杜市副市長の選任について、議会の同意を求める件
 日程第 4 1 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（21人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小須田稔 | 2番 中山宏樹 |
| 3番 相吉正一 | 4番 清水進 |
| 5番 野中真理子 | 6番 篠原眞清 |
| 7番 風間利子 | 8番 坂本静 |
| 9番 小林忠雄 | 10番 中嶋新 |
| 11番 保坂多枝子 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一 | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子 | 16番 内田俊彦 |
| 17番 坂本治年 | 18番 秋山九一 |
| 19番 中村隆一 | 20番 清水壽昌 |
| 21番 秋山俊和 | |

3.欠席議員

- 22番 渡邊陽一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(29人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
囀碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一	税務課長	坂本正輝
市民福祉課長	清水春昭	長寿福祉課長	深澤久美子
障害福祉課長	白倉はるみ		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日も慎重なご審議をいただき、なおスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく
お願い申し上げます。

本日の出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

22番議員、渡邊陽一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

日程に入る前に、保健福祉部長から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

1点、ご訂正をお願いいたします。

去る3月17日の一般質問の際に、北杜クラブ、10番 中嶋新議員の体育施設の運営と利用料金の統一はというご質問の中で、保健福祉部の所管するゲートボール場について、ご質問
がございました。

大泉町にあります、町内スポーツ施設および武川多目的屋内運動施設の利用料金を、いずれ
も半日100円とお答えしましたが、正しくは1名、1時間100円でございます。

なお、大泉屋内スポーツ施設は介護予防施設ということもあって、60歳以上の方には免除
規定がございます。

お詫びして、訂正を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

本日の議事日程は、お手元に配布しましたとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第32号 北杜市へき地教員住宅管理条例及び北杜市営単独公共住宅条例の一部
を改正する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

議案第32号関係をお願いします。32号関係の概要書で、ご説明を申し上げます。

題名については、北杜市へき地教員住宅管理条例及び北杜市営単独公共住宅条例の一部を改
正する条例であります。

内容については、須玉町増富地区の過疎対策として、定住者の促進を図るため、現在、使用
されていない増富小学校のへき地教員住宅を市営住宅に用途変更することに伴う、条例の改正
でございます。

新旧対照表、3ページ、4ページをお願いいたします。

第1条関係について、「増富小学校」を新では削除する。

第9条中、(1)「増富小学校、高根北小学校、」を「高根北小学校または」に改正します。

それから、附則であります。その中の経過措置で須玉町へき地教員宿舍管理規則を削除する。
第4条関係の別表、「須玉へき地教員住宅、清里へき地教員住宅、長沢へき地教員住宅」を「須玉へき地教員住宅」を削除し、「および住宅名」を「高根北小学校へき地教員住宅および高根清里小学校へき地教員住宅」に改正するものであります。

なお、建設部分については、建設部長のほうから、ご説明をいたします。

○議長（秋山俊和君）

浅川建設部長。

○建設部長（浅川和徳君）

それでは、北杜市へき地教員住宅を北杜市営単独住宅に用途変更するものに伴い、北杜市営単独住宅の一部を改正するものでございます。

5ページ、6ページをお願いします。

2条関係でございますけど、旧で「施設の一部である」を新で「または増富小学校の施設の一部であった」に改正します。

3条の名称および位置ですけども、旧で一番下の「みずがき住宅」、位置でございますけども、「北杜市須玉町小尾1433番地の1」を「みずがき住宅 小尾団地、北杜市須玉町小尾1433番地の1。比志団地、北杜市須玉町比志3606番地の6」に改正するものでございます。

6ページでございますけど、別表、第7条関係で、旧で「みずがき住宅 家賃7千円」を「みずがき住宅 小尾団地 家賃7千円、比志団地 家賃1万円」に改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第32号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 北杜市へき地教員住宅管理条例及び北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第32号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第32号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 北杜市へき地教員住宅管理条例および北杜市営単独公共住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第2 議案第60号 北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の名称変更等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第60号 北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の名称変更等につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の指定について、指定管理者の名称変更等に伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定の変更の議決を求めるものであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは議案第60号 北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の名称変更について、ご説明申し上げます。

これにつきましては、平成20年12月22日に平成20年第4回北杜市議会定例会におきまして、指定管理者として指定議決された団体の名称等の変更に伴いまして、指定の変更を行うもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称でございますが、武川町農畜産物処理加工施設、武川町農産物直売センター、武川町無人精米所低温保冷库でございますが、変更はございません。

指定管理者となる団体の変更前の名称でございますが、山梨県北杜市武川町牧原688番地1、有限会社 キングフィッシャー、代表取締役 加藤賢。

指定管理者となる団体の変更後の名称でございますが、山梨県北杜市武川町牧原781番地の1、株式会社 オアシス。代表取締役 加藤賢でございます。

指定管理につきましては、平成21年4月から平成26年3月31日でございますが、変更はございません。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の名称変更等につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第60号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第60号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 北杜市武川町地域資源総合管理施設、武川町農畜産物処理加工施設等の指定管理者の名称変更等については、原案のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第3 議案第24号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第37 議案第55号 北杜市浅尾原財産区特別会計予算についてまでの34件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第24号から議案第26号まで、および議案第33号について、報告を求めます。

総務常任委員長、利根川昇君。

利根川昇君。

○総務常任委員長(利根川昇君)

平成21年3月23日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 利根川昇

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、3月3日の本会議において付託されました事件の審査を、3月10日に

議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第24号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第26号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算（所管分）

以上、4件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

環境保全協力金を活用した事業提案の吸い上げと進め方はとの質疑に対し、3月の広報で公募し、検討会で審査し選定された提案に対し補助金を交付する。啓蒙と併せ、事業執行したいとの答弁がありました。

北杜市の基準財政需要額はとの質疑に対し、すべての地方自治体が等しく行政運営を行うために必要な額であり、現在は旧8町村分を合わせて計算され、182億5,900万円である。これが合併後の一本算定になると、143億8,400万円となるとの答弁がありました。

行政評価事業の本格的実施はいつからかとの質疑に対し、19年、20年度は事後評価を試行で行った。21年度から事前評価、政策評価を加え、本格的に行うとの答弁がありました。

電子入札の本格実施は22年度から行うようだが、今年の予定は。また、小さい会社は電子入札に入りにくいと思われるが対応はとの質疑に対し、甲府市、南アルプス市、北杜市が同一歩調で、今年の10月過ぎから試行できるように準備を進めたい。また、本格実施後も100%電子入札にできるとは考えていないとの答弁がありました。

防災防犯メールは市民へも配信するののかとの質疑に対し、今年度は教育関係の安否情報を配信するとの答弁がありました。

市では道路の不備等で賠償しているが、保険の内容はとの質疑に対し、市道、農道、林道については担当部局で保険に加入し、総務課では、市が管理する施設に瑕疵等があった場合に対象となる市民総合賠償保険に加入している。掛金は、人口5万人掛ける16円43銭で82万1,500円であるとの答弁がありました。

市民税の滞納の主な理由は、また滞納の増加が見込まれるが、その対応はとの質疑に対し、営業の不振が一番多い事案であり、現時点でも分納相談が800件程度ある。また徴収部門検討委員会で、徴収方法の効率化と人的体制の強化など検討を重ねており、コンビニ収納を含め収納環境について、今後、整備に努めるとの答弁がありました。

長坂総合支所付近の土地購入の経緯と必要性はとの質疑に対し、昨年、相手方から建物、地下タンクなど、すべて撤去し、更地にして売りたいとの話があった。長坂総合支所は長坂コミュニティ・ステーションと駐車場を共有しているため、駐車場が不足しており、これを購入し駐車場として利用したい。駐車場の利用状況としては、土・日はほぼ満杯の状態であり、利用者から駐車場をなんとかしてほしいとの声が多いとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員から指定管理について、所管が明確でないために問題がある。企画課はしっかり統括してほしいとの要望がありました。

次に議案第24号 北杜市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

認可地縁団体とはとの質疑に対し、自治法の改正により団体名で登記できるようになり、権利もその団体に帰属することになったとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第25号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

アップすることにより、他市と比較して医師が確保しやすくなるかとの質疑に対し、市は国の基準で行っている。他市との比較は分からないとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第26号 北杜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

消防団の再編が行われたが、まだ体制等の変更が必要だと思うが。また実際の指揮、命令系統はとの質疑に対し、2年前の申し合せにより再編した。また出勤等については、それぞれの部の決めによるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括で行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第27号から議案第30号まで、議案第33号から議案第38号まで、および議案第42号から議案第45号までの審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

平成21年3月23日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、3月3日の本会議において付託されました事件の審査を、3月9日に議員協議会室において慎重に審査をいたしました。その経過、ならびに結果につきまして、報告いたします。

1. 付託された事件

議案第27号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第28号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第29号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算(所管分)

議案第34号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第35号 平成21年度北杜市老人保健特別会計予算

議案第36号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成21年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第38号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第42号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算

議案第43号 平成21年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第44号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第45号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上、14件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算であります。

ふれあいペンダント事業のシステムはとの質疑に対し、ペンダントのボタンを押すと、電話回線で葦崎の消防本部へ通報され、本部から通報者の近所の方へ連絡して見てもらい、出勤が必要との判定が出ると、最寄りの救急車が出動するシステムであるとの答弁がありました。

保育所費の賃金2億83万円の内訳はとの質疑に対し、臨時の保育士、調理員77人分の賃金と通勤手当であるとの答弁がありました。

扶助費の負担が多いが、障害者としての認定はどこで行うのかとの質疑に対し、認定には病院の先生の意見書が必要で、県の専門医が認定して、はじめて障害者手帳が交付されるとの答弁がありました。

子育て支援事業、つどいの広場事業ともに予算が減った理由はとの質疑に対し、子育て支援事業については出産・結婚祝い金の減であり、つどいの広場事業については、登録人数での見込みであるとの答弁がありました。

おたのしみ給食のサービスは、年4回では少なくないかとの質疑に対し、年4回のサービスでは少ないかもしれないが、高齢者宅を訪問する安否確認としては長寿者クラブにお願いし、月1回訪問している。また訪問について、ボランティア制度などを考えたいとの答弁がありました。

学校管理費で学校により、ずいぶん差があるが理由はとの質疑に対し、学級数の違いで、学級数の多いところは経費が増えるとの答弁がありました。

要保護、準要保護の違いはとの質疑に対し、要保護は生活保護を受けている方。準要保護は、それに準じる程度にお困りで、住民税が非課税等の方であるとの答弁がありました。

明野小学校体育館の工事計画はとの質疑に対し、来年度早々に取り壊し、来年2月末までに完成を目指す予定であるとの答弁がありました。

給食の配送を外部に委託する理由はとの質疑に対し、配送車を4台購入し、1台は清里小専用にして職員が配送する。他の3系統は外部委託する予定である。配送時間が午前11時から午後3時のため、臨時職員と外部委託についての経費を比較したとき、外部委託のほうが安価であったとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第42号 平成21年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計予算であります。

財政厳しい折に、起債を起こして体育館を造ることは必要かとの質疑に対し、体育館の必要性を財政当局とも論議し、耐震強度不足であり建設することになった。また中学校には体育館がないので、補助金が充当でき、合併特例債を充てながら建設したいとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第34号 平成21年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

高額医療と高額介護合算制度の一定限度額はとの質疑に対し、自己負担合算後の限度額は、加入する医療保険や所得区分に応じ、きめ細かく設定されているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第35号 平成21年度北杜市老人保健特別会計予算、議案第36号 平成21年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第37号 平成21年度北杜市介護保険特別会計予算、議案第38号 平成21年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算の4件については質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第43号 平成21年度北杜市病院事業特別会計予算であります。

未収金の中身はとの質疑に対し、診療報酬の未収金であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号 平成21年度北杜市辺見診療所特別会計予算、議案第45号 平成21年度北杜市白州診療所特別会計予算、議案第27号 北杜市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第28号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について、議案第29号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての5件については質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第30号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

改正率はどれくらいかとの質疑に対し、113%であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員から介護保険料の値上げについて、市民に十分周知してほしいとの要望がありました

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第31号、議案第57号から議案第59号まで、請願第1号、議案第39号から議案第41号まで、および議案第46号から議案第55号までについて、報告を求めます。

経済環境常任委員長、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○経済環境常任委員長（渡邊英子君）

平成21年3月23日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 渡邊英子

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、3月3日の本会議において付託されました事件の審査を、3月6日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第31号 北杜市風林火山館条例の一部を改正する条例について

議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第39号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第40号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第41号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第46号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第47号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第48号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計予算

議案第49号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計予算

議案第50号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計予算

議案第51号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計予算

議案第52号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第53号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計予算

議案第54号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計予算

議案第55号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

議案第57号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

議案第58号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

請願第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願

以上、19件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

エネルギーパーク構想の内容はとの質疑に対し、構想策定委託料700万円、報告書印刷

80万円、策定委員の手当等103万8千円で、100%NEDOの補助である。事業の概要は、環境資源を新たな観光にリンクさせ、市全体の公園化を目指すものであるとの答弁がありました。

別荘のゴミの回収はとの質疑に対し、周知期間を設け、8月1日からゴミの回収を始める予定である。ゴミステーションの設置には2分の1補助し、また4カ所の総合支所にゴミの集積を行う予定であるとの答弁がありました。

有害鳥獣捕獲活動支援事業の予算減の原因と、特定鳥獣適正管理事業でニホンジカを300頭に増やした理由はとの質疑に対し、有害鳥獣捕獲事業は、農林産物や人的な被害など実害が発生して捕獲の許可が下される制度に対し、特定鳥獣適正管理事業の管理捕獲は、被害の発生の有無にかかわらず、県の保護管理計画に基づき管理捕獲数量が指示される制度であり、300頭は管理捕獲の数量である。平成19年度の中途までは、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの特定鳥獣は、有害鳥獣による駆除を行っていたが、農林産物等の被害軽減が図られなかったことから、管理捕獲による個体数の調整を行うこととしたため、有害鳥獣捕獲事業の予算が減額になったとの答弁がありました。

緊急雇用創出事業で20人を雇用する予定だが、その内訳はとの質疑に対し、7つの事業で予定しており、市税等収納促進事業に4人、総合健診結果異動システム構築事業に2人、障害児教育サポート事業に2人、郷土資料館資料整理事業に1人、郷土資料館特別展示開催事業に1人、観光駐車場安全対策事業に2人、遺跡出土品整理事業に8人の計20人である。また、ふるさと雇用再生特別交付金事業で、8人雇用予定であるとの答弁がありました。

畜産と観光の違いはあるが、馬への予防接種の補助はとの質疑に対し、リトリートと連携した乗馬に人気があり、管理している方もいるので、今後検討したいとの答弁がありました。

雇用促進住宅の入居に所得等の制限を加えるのかとの質疑に対し、会社勤めの方を優先しながら、公営住宅に入れなかった方も入居できるようにし、所得制限は行わないように考えているとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第39号 平成21年度北杜市簡易水道事業特別会計予算であります。

本来、独立採算であるべきなのに、事業費の予算額32億円のうち、約10億円が公債費の元金と利子であるが、返済計画の考え方はとの質疑に対し、起債の返済のピークは平成25、26年となる見込みである。起債は5年据え置き、25年で償還する。試算料金の約35%程度、料金を値上げしないと基準外繰入を解消できないとの答弁がありました。

一般会計からの繰入金8億8,300万円のうち、基準外繰入の額はどのくらいかとの質疑に対し、3億9,600万円余であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第40号 平成21年度北杜市下水道事業特別会計予算であります。

公共下水道事業の進捗状況はとの質疑に対し、20年度末で90.6%の見込みであるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第41号 平成21年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算であります。

農業集落排水事業の進捗状況はとの質疑に対し、20年度末で98.0%の見込みであるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第46号 平成21年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第47号 平成21年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第55号 平成21年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算、議案第48号 平成21年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第49号 平成21年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第50号 平成21年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第51号 平成21年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第52号 平成21年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第53号 平成21年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第54号 平成21年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第31号 北杜市風林火山館条例の一部を改正する条例について、議案第57号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について、議案第58号 北杜市下水道事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について、議案第59号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての14件については質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願であります。紹介議員から補足説明を受け、審査を行いました。

日本のみならず、全世界で取り組むべき問題であるなどの意見が出され、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了しました。

これから、議案第24号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第24号を採決いたします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第24号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第25号を採決いたします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第25号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第26号を採決いたします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第26号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第27号を採決いたします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第27号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第28号を採決いたします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第28号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第29号を採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第29号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号に対する討論を行います。

討論はありますか。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

議案第30号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

今回の改正で、第1号被保険者、65歳以上の高齢者の保険料は月額、平均3,170円から3,595円となり、月額425円もの値上げになります。年額に直すと5,400円になります。市の担当者の説明によれば、値上げの理由の1つは高齢者が増えて、介護保険を利用する人が増えると予想されること。2つは、地域密着サービスの拠点をつくることの2点を挙げて、介護給付費支払い準備基金の半分、7,600万円を取り崩して、保険料の値上げを抑えているといえます。今まで、給付の適正化の名のもとに、厳しい認定基準、重い利用料負担、低い職員の賃金などで、国の負担を抑えるために利用抑制を図ってきました。今回の要介護認定方式の変更で、状態が変わらないのに、要介護度を下げて支給限度額を引き下げること、介護サービスの利用制限を、さらに進めようとしているのです。

もともと介護保険は、アメリカの民間医療保険の手法を取り入れた制度です。患者を選別し、医療サービスも上限があります。日本の介護保険も要介護認定で対象者を選別し、要介護度ごとの支給限度額でサービス利用の上限を決めています。コンピューターによる機械的な利用制限の仕組みをやめて、要介護者と家族のことを一番よく知るケアマネージャーが、その人に必要な介護サービス計画をつくり、審査会で認定していくべきです。

この問題の根っこには、毎年2,200億円もの社会保障予算の削減があります。この削減路線をきっぱり改めることこそ、必要です。今回の新認定方式は介護の切り捨てとなり、介護の社会化という、介護保険の建前との矛盾を一層強めます。高齢者の年金収入は目減りして、毎年減っています。こんな状況のとき、北杜市の1万4千人余の高齢者に、さらなるサービスの切り下げ、保険料負担を強いる値上げを認めることはできません。

以上を述べて、反対討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

かつては、高齢者介護は家族介護がほとんどでありました。少子化、核家族化等、社会生活基盤の変化により、それが困難となり、社会全体で支えていくこととなり、この介護保険制度が策定されたことは、周知のとおりであります。

どのような制度も自助、共助、公助が基本であります。この制度も例外ではなく、共助の面から保険料が設定されております。高齢化率は、今後も上昇を続け、特に平成24年度からは急激に上昇します。それとともに、要支援、要介護認定者の増加が予測され、同時に甲陽病院の介護療養病床が23年度末には廃止となり、小規模多機能型介護保険施設の指定を行わなければならないというふうな状況をふまえて、給付費をはじめ、経費の増加は必至であります。早め早めの対応が必要であり、今回の改定になったとのことであります。

保険料の急激な上昇を避けるため、支払い準備金等を取り崩し、保険料に繰り入れて活用するなどの対策も講じられており、現在の保険料基準値3,170円は、県下14市の中で最も低く設定されています。介護保険策定委員会でも検討され、この内容で答申がされているとのことあります。文教厚生常任委員会でも慎重に審査した結果、介護保険制度を維持し、活用して、サービスを行っていくために、保険料の値上げはやむなしの結論であります。

よって、私はこの原案に賛成をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

以上で、討論を終結します。

これから、議案第30号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第30号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第31号を採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第31号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第57号を採決いたします。

議案第57号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第57号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第58号を採決いたします。

議案第58号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第58号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第59号を採決いたします。

議案第59号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第59号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に請願第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出を求める請願に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

請願第1号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、経済環境常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時13分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、議案第33号に対する討論を行います。

討論はありますか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

議案第33号 平成21年度北杜市一般会計予算に反対の立場から、討論を行います。

日本経済は急速に悪化し、深刻な落ち込みを見せています。昨年10月から12月の国内総生産は12.7%の、大幅に落ち込みました。この間の構造改革路線が内需や家計をないがしろにし、日本の経済を極端な外需頼みの構造にしてきたことによって、アメリカ発の金融危機という津波から、国民の暮らしと経済を守る防波堤を崩してしまいました。新年度、市税の前年との比較では、個人、法人合わせて3億4千万円の減額になっています。市民の営業や暮らしが一層厳しくなっている事態であります。

格差社会といわれる現在、貧困と生活苦を打開し、市民の命と健康を守るためにも、身近な自治体の役割は重要であります。社会保障の充実、市民の暮らしを直接暖め、将来不安を取り除き、医療、介護、福祉などの各分野で新たな雇用を生み出すという一石三鳥の経済効果があり、内需主導の回復にも大きな力となります。

今年度の予算では、高齢者祝金の縮小が行われます。国保税や介護保険料の重たい負担を軽減する一般会計からの繰り出しがされていません。畜産、酪農、養鶏の各農家は資材や飼料の高騰で経営が一層厳しい中、農家への所得補償などが必要であります。また、非正規労働者をはじめ、正職員まで雇用不安が広がっています。自治体として、十分な雇用確保することが求められています。

全世界の人々が願う、核兵器廃絶の平和事業推進費が盛り込まれていません。また、平成15年から稼働し、今年6年目となるゴミ焼却炉は契約当時と条件が大きく異なっています。新年度、三井造船より保守点検、修繕費用として約3億600万円が必要と要求されています。要求額が加算されると、新年度ゴミ処理費用は大幅に増加し、市の負担も増加します。市民の不利益にもなります。不要不急の事業の点検、先送り、そして無駄な経費の削減は重要であります。市民の暮らしや福祉費を向上させることを具体事業として取り組むべきと考え、北杜市一般会計予算に反対を表明するものであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

平成21年度北杜市一般会計予算、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、所管委員会3委員会の報告は可決でございます。それをもって理由になるわけでございますが、今回の北杜市の予算案を見てみますと、276億円もの予算の中から住宅の建設、また耐震が厳しいという形の中で、体育館等の施設の建築、はたまた雇用の創出、緊急雇用を何人もされているという現状もでございます。

また、今回においては、各部署におきまして、10%の減額のシーリングをして、身を削りながらの予算を計上しております。国は今回、臨時対策債などの措置もありました。いろいろな措置の中で、知恵を絞りながら、この予算を執行していくことについて、賛成をいたします。

また、平成15年からのゴミ焼却場の件ですが、これは広域の処理場のことだと思いますが、これについては、各構成市が負担を、事務費等が3分の1、あとはゴミ処理のトン数、人口というような割合に則って計算されているものであります。

以上をもって、賛成といたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

以上で、討論を終結いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する各常任委員長の報告は、可決です。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第33号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号に対する討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第34号を採決いたします。

議案第34号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第34号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第35号を採決いたします。

議案第35号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第35号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第36号を採決いたします。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第36号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第37号を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第37号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第38号を採決いたします。

議案第38号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第38号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

議案第42号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第42号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

議案第43号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第43号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

議案第44号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第44号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第45号を採決いたします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第45号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第39号を採決いたします。

議案第39号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第39号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第40号を採決いたします。

議案第40号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第40号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

議案第41号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第41号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号に対する討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第46号を採決いたします。

議案第46号に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第46号は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号から議案第55号までの討論を一括して行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第47号から議案第55号までの9件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第47号から議案第55号までは、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号から議案第55号までは、経済環境常任委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(秋山俊和君)

日程第38 発議第1号 「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります経済環境常任委員長、渡邊英子君から提案理由の説明を求めます。

渡邊英子君。

○15番議員(渡邊英子君)

発議第1号

平成21年3月23日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 渡邊英子

「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出について

上記意見書を地方自治法第109条第7項および北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により、別案のとおり提出する。

提案理由

日本版グリーン・ニューディールを推進するため、政府は環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し、雇用創出する必要があるため、この案を提出する。

「緑の社会」への構造改革を求める意見書（案）

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国政府は今、環境、エネルギー分野への巨額の集中投資と、それによる雇用創出を目指す、いわゆるグリーン・ニューディールを選択し始めています。米国のオバマ大統領が提唱し、ドイツ、イギリス、韓国なども矢継ぎ早に独自策を打ち出しました。世界同時不況の様相を呈する中で、各国は経済危機を脱する道として、環境を選んだといえます。

こうした世界的な動きの中で、日本政府も環境分野を経済成長の牽引役とする日本版グリーン・ニューディールをまとめる方針を固め、具体化に着手しました。わが国は環境分野で最先端の技術を持っており、それを生かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待されています。また、環境保全と経済発展を結びつけ、両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも、極めて重要です。経済危機の今こそ、緑の社会へと大転換するチャンスと捉え、日本版グリーン・ニューディールを推進すべきです。そして、わが国が諸外国に先駆けて不況を克服し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会のモデルとなるような社会を示すべきと考えます。

よって、政府におかれては環境分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し、雇用創出するなど、下記の項目を実現するよう、要望いたします。

- 1．日本の誇る環境技術を駆使して、環境産業の活性化を促すこと。そのために、3年間で10兆円規模の投資を行い、今後5年間で100兆円の市場規模、200万人超の雇用を実現すること。
- 1．2020年には、太陽光発電などの再生エネルギーの一次エネルギー構成率20%を目指す。特に太陽光発電については、2020年までに10倍とする政府の導入量目標の倍増を検討し、例えば全小中学校への設置など、大胆な取り組みをすること。
- 1．電気自動車、プラグインハイブリット車など次世代自動車の普及を急ぎ、5年後に100万台。2020年に新車販売の70%超を目指すとともに、温室効果ガス排出削減に資する観点から、公共交通機関の活性化に対する支援を大幅に拡充すること。
- 1．省エネ住宅、ビル等の建設を大規模に促進するとともに、環境モデル都市の対象都市を拡大するなど、さらなる国の支援を拡充すること。
- 1．森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減、3.8%の実現に向けて、林業と建設業の協働も行いつつ、間伐、植林などの森林整備を進めること。さらに、これによる林業、造園、建設業など、関連業種で新たな雇用を創出すること。
- 1．バイオ燃料事業を拡大・強化し、その利活用によって、地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。
- 1．エコポイント事業、温暖化対策行動等に対して、ポイントを発行するものを拡充させるなど、国民生活部門における温室効果ガス排出削減のための活動を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先
内閣総理大臣
環境大臣
以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「緑の社会」への構造改革を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

○議長（秋山俊和君）

日程第39 議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の中間報告を求めます。

議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員長（千野秀一君）

平成21年3月23日

北杜市議会議長 秋山俊和様

議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会委員長 千野秀一

委員会調査中間報告書

本委員会に付託された調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告いたします。

1. 調査事件 議員政治倫理規程の制定に関すること

2. 調査の経過 本委員会は、講師を招いての研修会を実施し、共通の理解を持ちながら、試案を持ち寄り、7回の委員会を開催し、検討してまいりました。しかしなお一層、慎重に検討する必要があるため、今後、継続して調査をいたします。

以上、報告いたします。

○議長（秋山俊和君）

議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員長の報告が終わりました。

大変、ご苦労さまでした。

○議長（秋山俊和君）

日程第40 同意第1号 北杜市副市長の選任について、議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号 北杜市副市長の選任について、議会の同意を求める件について、ご説明申し上げます。

北杜市副市長の任期が満了するため、新たに副市長を選任する必要があるため、地方自治法第162条の規定により、甲府市里吉1丁目2番19号、三井弘之、昭和20年5月28日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 北杜市副市長の選任について、議会の同意を求める件は同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第41 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会、議会運営委員会および議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の各委員長から、会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

平成21年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時38分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司